

平成27年（ワ）第13562号 損害賠償請求事件

原告 井戸川 克隆

被告 国 外1名

2024（令和6）年4月24日

原告第35準備書面

「受けた損害総論（2）詐欺事件の全容」

《違 背》

東京地方裁判所 民事第50部 合（ろ）係 御中

原告 井戸川 克隆 印

## 内容

第1章 序 章.....	4
まえおき.....	4
1. 双葉町の尊厳と自尊心.....	4
(1) 元双葉町長の憤り.....	4
(2) 被告東電の公約の「止める」「冷やす」「閉じ込める」.....	5
(3) 原発の安全の監視人の原子力安全・保安院の責任放棄は敵前逃亡.....	5
(4) 経済産業省は事故対応に関われない.....	6
(5) 無法組織の悪用.....	7
(6) 策文 <sup>(注)</sup> とデマの流布による被ばく被害.....	7
(7) 双葉町災害対策本部の立場.....	8
2. 善と悪.....	8
3. 任意の妨害組織.....	9
4. ものを測るには同じ条件という考え方が原則.....	17
第2章 騙した.....	18
1. 双葉町民の心の傷は大きい.....	18
2.  先ず本題に入る前に、以下について整理しておかなければならないことがある.....	20
ア. 詐欺について.....	20
イ. 想定外について.....	21
ウ. 騙しについて.....	21
エ. 騙し討ちについて.....	22
オ. ひき逃げについて.....	22
カ. 当て逃げについて.....	23
キ. 催眠商法について.....	23
ク. パクリについて.....	24
3. 雑誌から学ぶと.....	25
ア. <b>あやしい催眠商法</b> 《「だましの全手口」ロバート・熊著 自由国民社》.....	25
イ. 「発電所破壊事件」を事件と考えさせられること.....	27
ウ. 歴史を隠し、経験に学ばせている.....	27
エ. 福島県による偽装.....	28
オ. 「風評被害」の偽装工作.....	28
4. 安全確保協定（略称）の要点.....	29
5. 原子力安全・保安院の資料.....	29
小 括.....	81
6. 組織の不当な行為.....	82
(1) 集団幻覚.....	82
(2) 菅直人の人となりを評価する.....	83

7. 原子力事故における義務と不作為 .....	92
(1) 国の義務 .....	92
(2) 双葉町災害対策本部長の権限と義務 .....	93
(3) ステークホルダー・ミーティングの欠如 .....	95
8. 幻にしたフクシマ市民 30 万人避難計画（福島 FTV 映像より） .....	99
9. 環境省の暗躍 .....	102
10. 被告らの損益勘定 .....	103
(1) 原陪審員の偏り .....	103
(2) 被告らのための中間指針 .....	104
(3) 20 ミリシーベルトの大失態 .....	105
(4) 被告らが 20 ミリシーベルトにしたい理由を解剖する .....	106
11. 違法な組織的犯罪事案 .....	113
12. 被告東電社長の書面 .....	121
(1) 勝俣社長の時のもの .....	121
(2) 清水正孝社長の時の文書 .....	124
13. 詐欺行為の実態 .....	127
第 3 章 総 括 .....	128
1. 法理に反する行為 .....	128
2. 詐欺の解釈 .....	129
3. 詐欺と断定 .....	130
4. 被害とは .....	130
5. 被害の項目と種別 .....	131
6. 被害の実体 .....	131
(2) 騙されたことを整理すると .....	228
(3) 騙されて失った損害 .....	239
(4) 騙された原告の被害 .....	241
7. むすび .....	242
参考資料集 .....	244
資料 1 正しい避難解除 .....	244
資料 2 先進事例 .....	246
資料 3 先進事例 .....	247
資料 4 本件事故前のデータ .....	248
資料 5 正確な記録                      (甲口第 111 号証) .....	248

## 第1章 序章

### まえおき

違背の意味は、原告（双葉町）の原子力発電所への安全の信頼をウソで裏切ったことをいう。 平成16年3月

双葉町はウソの被害者である。ウソの正体は、東京電力が「止める」「冷やす」「閉じ込める」の公約を守らなかったことである。この公約の陰にあった、発電所を壊さない対策の一つに、SBO対策とB.5.b対策を実施しなかったのが主因で、東京電力がいう「想定外」の意味は、発電所周辺の自治体及び住民の思いを代弁している。

これらの公約の監視人である政府、経済産業省は、怠惰で、無責任だったので、本件事故に至らせた。国民に対するこの責任は、民間企業である東京電力よりも、規制義務のある経済産業省の責任の方が何倍も重い。単なる不作為とか職責放棄ということでは終わらない。国民の安寧を壊させた責任は、司法罰に基づいて裁かれなければならない。

原告には、規制権限がないので、苦役も我慢も何もしないで、被告らの法による裁きを待てばよい。日本に法が生きていれば適うが、果たして、今後の裁き具合で法が死んでいるのか、生きているのか判断されるであろう。

【あったことを、なかったことにはできない。又、なかったことを、あったことにもできない。】しかし、本件事故は、全てが被告らの騙しと偽装による詐欺事件である。

#### 1. 双葉町の尊厳と自尊心

##### (1) 元双葉町長の憤り

双葉町は、原子力発電所の所有者でもなければ、使用者でもない。したがって、一切迷惑なことを強制させられる理由は皆無である。

迷惑なことといえば、双葉町が放射能に汚染され、町に住めなくされたことと、町民の生命、身体が脅かされ、及び、財産の価値をなくされたこと、住めなくされた上に、双葉町の尊厳と自尊心を逸失させたことである。

原子力発電所の事故に至る過程で、東電は、津波情報を隠ぺいし、土堂副所長をもって、事故は起こらないと双葉町役場の町長応接室で、豪語していたのは双葉町の尊厳にかかわる重大なことである。この裏で、平成20年9月当時の小森所長ら幹部が、福島第一原子力発電所、第二応接室で津波対策の秘密会議をして、対策は不可避という結論を出しながら、双葉町にはウソを貫いていたからである。



又、第一原発3号機にプルサーマル導入を求める大事な会議に、国と福島県が、議題から津波問題を外すことを話し合っていた。結果、被告国、被告東電の提出資料には津波についての記述がなかった。福島県原子力安全確保技術連絡会議を騙したために、発電所所在四町会議において、プルサーマル導入を承認してしまった。これは、**詐欺**である。

双葉町と大熊町、福島県が東京電力と結んでいた「**安全確保協定**」の各条項に、被告東電は虚偽の報告を重ねた結果、本件原発事故を招いたウソによる事故であるので、決して「**想定外**」ではない。正しくは、想定していながら対策を行わなかった事故で、災害ではなく**過失事件**である。

本件における最大の被害は、**政府災害対策本部長のウソ・偽装**によるもの。

双葉町は限界集落に数え上げられるほど小さな町だが、双葉町民にとっては、地球に一つしかない大切な町なのだ。

この町を壊しておいて、我が物顔でいる被告らを原告は絶対許さない。

## (2) 被告東電の公約の「止める」「冷やす」「閉じ込める」

被告東電の公約の「止める」「冷やす」「閉じ込める」（以降、3つの公約と呼ぶ。）はいずれこへ葬ったのだ。想定外などと悪質な冗談はやめて、真面目に双葉町と町民に語っていた「**公約の顛末書**」を示すことを求める。

この顛末書を双葉町及び町民に提出しないまま、事故の収束など認められない。

いつでも、どこでも、だれにでも語っていた3つの公約は、ほとんどの町民は忘れはしない。もう待ちくたびれた、早くこの**公約の顛末書**を、被告東電は双葉町と原告及び町民に報告しなければならない。

## (3) 原発の安全の監視人の原子力安全・保安院の責任放棄は敵前逃亡

国の災害対策本部を構成する集団は、2011年3月11日15時以降から現在に至るまで、「**情報を隠し、偽装し、国民と被災者たちを騙す**」という卑劣な対応を続けている。

何度も言ってきているが、事故前に備えていた「**原子力災害対策マニュアル**」を誰が、どこに隠したのかの調査が、一番先に求められる。

隠しておきたいのは規制主務庁の経済産業省だと誰でもわかる、災害対策基本

法第一条には「それぞれの責任を明確にし」になっていることから、規制に失敗し、その責任追及される確率が高い経済産業省が偽装と隠蔽の主犯と見ることは自然なことだ。

経済産業省が偽装と隠蔽の主犯と考えるのは、3月11日の保安院と配下の保安検査官たち、及び、原子力防災専門官の行動でわかる。

平成22年度浜岡原子力発電所の総合防災訓練では、菅直人総理大臣が歴代の総理大臣と同様に、原災法に従い緊急事態宣言発出、及び、EPZに決められている10km以内の住民避難指示を官邸地下の危機管理センターにおいて、関係閣僚、関係職員等及び、マスコミの前で宣言していた。時を置かずに、政府原子力災害対策本部を立ち上げて、同時に政府原子力災害現地対策本部長に本部長の権限の一部の委任を行うことになっていた。

しかし、本件事故では、本部長が副本部長への委任は行われなかった。これは、JCO 臨界事故の反省を顧みない暴挙で、**本部長の背任と受け止めている**。

今日に至っても、現地本部長は無任所の状態なのに、偽装を続け、違法な決定と指示をしている。

これらを原告は、絶対許すことはできない。**原子力安全・保安院の責任放棄は敵前逃亡と判断している**ので、逃がすことはできない。

#### (4) 経済産業省は事故対応に関われない

本件事故の主因は、経済産業省の公務員としての規律違反に去来するもので、本件事故対応に関わることは、彼らの「ウソと偽装によって」国益が損なわれてしまうので関われない。

本件「発電所破壊事件」においては、正しいジャッジマンが日本には存在していないので、事故の前後を知る私（原告）が評価する以外に方法は無いようだ。

では、原告が見た評価は、存在していたルールを勝手に壊し、有った約束を葬り去り、加害者達が、加害者達による、加害者達のための、被害者切り捨てを行っている。加害者Aと、被害者Bとの関係では（騙した受益者Aと騙された被害者B）という計算式になっていることが分かる。

Aに差益があることは、Bがマイナスにならないと収支が合わないことになる。くどいようだがAが得をした分は、Bが損をしている。

このAが事故で支払う義務があるのに、偽装工作でBに損を与えたことは、

Bに対して「詐取、詐害」を発生させたということである。

#### (5) 無法組織の悪用

原告が言う無法組織とは、呼び名の通り法律に定められていない組織をいう。

無法組織の誕生と構成する関係者は以下に示す。原告が無法というのは、不遡及の原則に則り、事故時に存在していた法、条例、規則、マニュアル、約束及び実績に無かったことにした組織をいう。

以下の会議（9頁 3 任意の妨害組織）は、本来、原災法に基づいて、オフサイトセンターに設けられるはずの原子力災害合同対策協議会において、協議されるものだったが、菅政権は善管注意義務に反し、双葉町災害対策本部は蚊帳の外に置かれている。

このため、本件原発事故発生以降、本来の事故対応を双葉町は何も行っていない。

#### (6) 策文<sup>(注)</sup>とデマの流布による被ばく被害

本件事故では、被告らは隠すことに徹している。その最たるものは、本件事故の最大の責任者集団の原子力安全委員会、原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構等の組織を解散、隠匿、放免させたことが、被告らの責任の重大さの現れである。その上で、責任回避のための放射能隠しを始めた。

原告は本件事故の前から、双葉町長として環境放射能の報告を福島県原子力センターから、四半期ごとに受けていたので、この時の数値は把握していた。

この数値を原子力安全・保安院も承知していたはずだが、どうしたことか国際機関らにこじつけて、放射能は安全だというデマをマスコミに流させた。国際機関というと、日本人は疑問を持たないが、彼らは原子力産業の使用人であるので、原子力推進政策を妨げることなど言うはずがない。枝野官房長官が言った「～直ちに影響がない」とか、山下俊一が語った「100シーベルト以下は発症しない。ニコニコ笑っている人には影響が来ない」というデマの流布は、大変重い責任がある。

被ばくを恐れる人を騙して、避難をさせないようにすることは、その人の意思を変えてしまうので、デマで避難の意思を妨害して被ばくを強制した犯罪である。

根拠のない策文で、避難の必要性を騙して避難を妨害したのは、犯罪であると

判断している。

双葉町民は、1号機のベントを告知されずに、双葉町で避難準備中、1号機の爆発物を頭から被せられ、無限大の被ばくだったのに、一切報道されずにいた。この原因は、菅直人総理大臣がオフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会を立ち上げるべく、池田経産副大臣に本部長の権限の一部を委任しなかったということが、主因であることがわかってきた。

双葉町民らの被ばくは、官邸が事故情報を独占し、双葉町災害対策本部長に発電所の深刻な状況を、知らせなかったことによる人為的災害で、犯罪である。

(注)「策文」とは：原告の造語—欺罔・奸詐を駆使して、事実を隠し、無いことをあるように示し、人を騙す意図を含んだ文章をいう。

## (7) 双葉町災害対策本部の立場

双葉町災害対策本部の立場は、防災基本計画、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子炉等規制法、原子力災害対策マニュアル等に定められていた、政府災害対策本部の役割が正常に機能していない現実において、双葉町の責務の遂行の義務は滅却されていることを基本に、以降主張していくことにする。

## 2. 善と悪

悪の織り成す日本に、新たな未来と希望は訪れない。

岸田総理は外国に向かって、「法の支配による国際秩序～」と語っているが、日本は「違法の支配」が続いていることについて、語ろうとしないのは誤りだ。

現在、日本は、法を善とし、ウソを悪とすれば、公務員のウソが蔓延しているので、悪の社会になっている。悪の支配を代表すれば、原子力行政の欠陥の代表作である原子力発電所推進政策だ。原子力発電所の欠陥を見逃してきた経済産業省のウソを、自然災害が見事に暴いたのが本件事故である。

悪の悪たる所以は、原子力立地審査指針の審査項目の最重要項目の、低人口地帯という要件は、悪の最たるものである。

本件事故後の現在、日本各地で核の残渣を引き受けようとしている自治体があるが、その自治体の首長は、与えられた自治体の経営責任を放棄して、負債を引き受けようとしている。本件事故後の双葉町の被害・損害を直視していないからの所業であろう。

岸田総理が汚染水の海洋放出に関して、「科学的」に安全と言っているが、文字の使い方を間違えている。意図的なものなのかわからないが、「科学的」毒物をどのように検査し、検証できるのか原告には理解しがたいが、「化学的」といえば、何やら分子記号にたどり着く。「法の支配に基づく国際社会の平和と安定～」は歓迎するが、今の日本には全く考えられない。

我が国の公人たちが、憲法に背き、不遡及の原則を死語にして、ひたすら法外で不当に、国民に原発事故の債務負担をさせているのは、地位の悪用で、善管注意義務に反している。

### 3. 任意の妨害組織

ここでいう、妨害組織とは、「防災基本計画（抄）第10編、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子炉等規制法、放射線障害防止規則、電気事業法等及び原子力災害対策マニュアル、双葉町原子力災害対策計画、防災訓練マニュアル」のすべてに存在しない任意の組織「内閣府原子力被災者生活支援チーム」をいう。

菅政権が作り、ウソを広め、偽装し、人の私権を侵し、無法の限りを尽くしていることを下記に記した。

彼らが行ったことは、法的裏付けがなく任意なのに、優越的地位を悪用し、憲法第18条の本旨に背く苦役を強いて、国民、被災者に対して無法の強制を行ってきている。彼らは公費が使えないのは当然、公費を使っていたら違法支出なので国庫に返還させなければならない。これを拒めば、窃盗、横領等の犯罪になることは間違いがない。

政治主導をうたい文句に政権を担った民主党政権は、国政の重大さと、責任の重さを感じない政党だった。特に、菅直人総理大臣は、自分を誇大宣伝する傾向が強く、義務を超えた個性丸出しのパフォーマンスが得意だった。

困ったのは、現場である。原子力発電所には、原子炉主任技術者という高度の知識と経験を有する資格者と、それに連なる国家資格を有する社員、企業等が多数存在していた。素人政治家が本件事故対応に直接関与したので、現場は混乱を極めた。

菅政権らは、無知ゆえに迷惑と混乱を見極めることさえできなかった。

又、発電所近傍には、運転開始からの経験と技術の豊富な人材が、稼働年数に比例して増えていたことさえ知らなかった。

原告は、双葉町長になる前、第一原発構内には仕事として度々入っていた、県栽培漁業センターの海水ポンプの維持管理と修繕のために1～4号PPゲートを通り、温海水放水路、自然海水プールに通っていたので、官邸の素人政治家よりも構内の配置、構造などについては、はるかに詳しく知っている。

枝野官房長官が、記者会見でベントのことを「圧力を抑制する措置」と語っていたが、発電所を知る者としては、ベントの言葉と行為については熟知しており、玄人には通用しないこのような言葉は、発電所周辺の自治体及び住民を騙す意図が強く感じられ、悪意で避難を妨害したと受け止めている。

《以下は、任意組織の「内閣府原子力被災者生活支援チーム」の会議資料から転記したものを解説していく》（甲口第107号証）

**原子力被災者生活支援チーム会議（第1回）**  
配布資料

平成23年3月31日  
**総理大臣官邸2階小ホール**

資料1：原子力災害被災者支援の体制強化について  
**（原子力災害対策本部長決定）**

資料2：原子力被災者生活支援チーム会議 構成員

資料3：原子力被災者生活支援関係省庁連絡会について

資料4：今後の課題について

資料5：福島第一原子力発電所における原子力災害に  
関する緊急要望（平成23年3月28日福島県知事）

《この組織は、限られた閉鎖環境の中で、独裁の下に作られたことがわかる。》

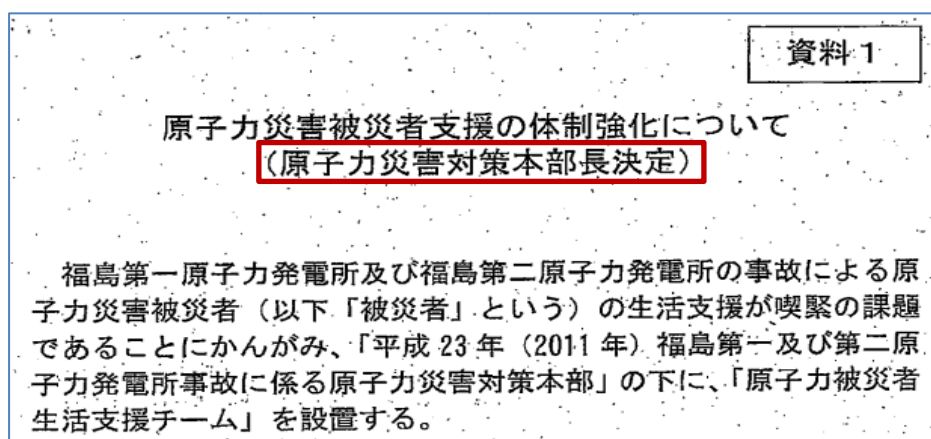
この会議は、JCO 臨界事故の反省から事故時のために備えられていた原災法、並びに、「原子力災害対策マニュアル」を悪意で滅失したもので、官邸2階小ホールという会議の場所からして、密室で公論を排除した形で作られたもので、違

法なことが明確にわかる。

平成 22 年の浜岡原発 原子力総合防災訓練では、菅総理以下、関係閣僚たちが従来からの「原子力災害対策マニュアル」に則り、官邸地下の危機管理センターにおいて、緊急時の対応をしていたにも関わらず、本件原発事故では、違法に発電所周辺の自治体及び住民を排除して事故対応をしていることがここでわかる。

官邸は、被災者と情報交換や対話ができなかったことを悪用した、民主党政権の体質なのかもしれないが、違法であるので許されることは無い。

この違法な組織は、菅直人と仲間たちの勝手な、事故隠しのための組織であったことは間違いがないが、この黒い幕に隠れている職域温存を目指す者たちが、真犯人であるような気がする。



**(原子力災害対策本部長決定)**とは、本部長の決定に至る法の裏付けと、合法の下で、合意形成の経緯が公開されなければならない。

違法の場合、予算が組めず、国税は使えないはずなので、単なるボランティア組織なのだろうと原告は解釈している。

又、この組織「原子力被災者生活支援チーム」の法律上の位置を法制化しない限り、権限で国民を采配することができない。

したがって、この組織の実態は「幽霊」で無名・無実である。

### 1 主な任務

- ア 被災者の避難・受入れの確保（除染体制の確保を含む）
  - イ 被災地周辺地域・避難所への物資の輸送、補給
  - ウ 被災者への被ばくに係る医療等の確保
  - エ 環境モニタリングと情報提供
- などの諸課題について、被災者生活支援特別対策本部と緊密に連携しつつ、関係行政機関、地方自治体、東京電力（株）等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組む。

主な任務とアからエまで記載されているが、無権で、任意組織なので国民に指示・強制をすることはできない。

### 2 構成員

チーム長	海江田経済産業大臣
チーム長代理	福山官房副長官 平野内閣府副大臣
副チーム長	関係省庁副大臣等
事務局長	松下経済産業副大臣
事務局	原子力災害対策本部事務局を拡充 (設置場所は当面経済産業省庁舎内)

海江田経産大臣は与えられた主務を放棄して、こんな非合法組織のところにおいては、ERC（経済産業省原子力災害対策本部）の業務が滞ってしまうのは当たり前である。すなわち、本件事故では原災法に則った事故対応を行わなかったということである。

過去の経産大臣は、ERCにおいて、原告ら発電所周辺自治体及び福島県知事と並んで、テレビ会議で政府災害対策本部長らが、事故対応状況を確認合っていた。海江田の任務懈怠で発生した国家・被災者・国民の損害は甚大なので、この損害を海江田に対して、原告並びに国民は損害賠償を請求しなければならない。

### 3 関係機関との緊密な連携

原子力災害対策本部の初動対応チーム（官邸危機管理センター）、原子力安全委員会及び東北地方太平洋沖地震に係る被災者生活支援特別対策本部（本部長 松本防災担当大臣）との緊密な連携を図る。

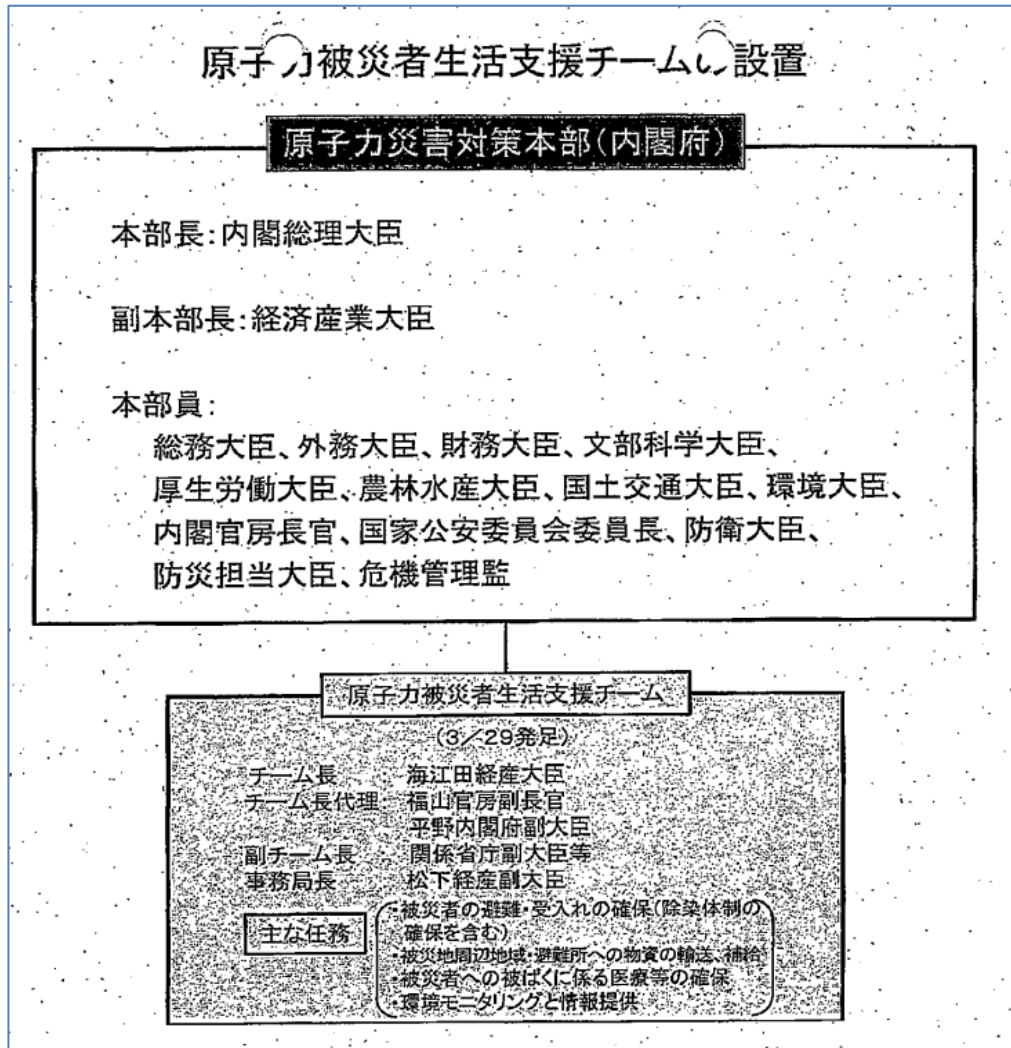
ここに記載されている支援チームは、任意の組織なので、主体となって国民を采配してはいけないことは法理である。

本件事故の対応は全て違法の状態でも推移させてきたが、根本的な法の裏付けが



ないので、善良な国民を騙してきた。中間指針、区域設定、避難解除、帰還の強制、法外な 20 ミリシーベルトの強制など、騙した責任は永久に続くものと捉えている。

被告国が、上記の組織を偽装して国民を騙しているのです、善良な国民は、原子力災害に伴う義務も存在しないことを証言しておく。



これをダブルあるいはトリプルスタンダードという、副本部長の海江田経産大臣は二人いたのではなく、事故初期には兼務は不可能だった。海江田経産大臣の配下の安全・保安院は本来の機能を果たさず、常駐の第一原発の持ち場から離れ、福島県庁に逃げていた。彼らの任務放棄によって、原告ら双葉町民は甚大な被ばくをさせられてしまったのだ。この責任者は ERC を統括するべきだった海江田経産大臣である。

二股かけてもよいくらいの胆力があればよいが、実際、オフサイトセンターの

機能を回復させることができなかったのではないか、責任を取ってもらわなければならない。

## 2. 構成員

チーム長代理	福山内閣官房副長官 平野内閣府副大臣
事務局長	松下経済産業副大臣
事務局長代理	北川経済産業省総括審議官 内閣官房内閣審議官 内閣府政策統括官（防災担当）（調整中） 食品安全委員会（調整中） 原子力安全委員会（調整中） 警察庁警備局長 総務省官房総括審議官 消防庁（調整中） 法務省大臣官房審議官 外務省局長（調整中） 財務省大臣官房審議官（災害担当） 文部科学省科学技術・学術政策局長 厚生労働省健康局長 農林水産省技術総括審議官 経済産業省産業技術環境局長 経済産業省原子力安全・保安院長 国土交通省運輸安全政策審議官 気象庁次長 海上保安庁警備救難監 環境省局長（調整中）

この構成表は、日本政府の誤魔化しをさらけ出している。このようなことを双葉町の災害対策本部長が行えば、マスコミでたたかれることは必至だ。

しかし、国だからといって、このような「**法外な組織**」が認められるはずがない。マスコミが書かないから、国民はこのことを知らないだけの話だ。

この組織から判断すると、日本には二つの国家機関ができたことになる。問題は上記の組織の予算は、いつ、どこで、だれがつけたのかの、説明が必要だ。

無償或いはボランティアで運営されているはずなので、国の予算が使われていたら、不当な流用ということで、予算委員会で追及されなければならない。

この組織が、大きな問題をはらんでいることは間違いがない。日本に2つの国家があることを、いつ、国会で可決・成立したのか、原告にはわからない。

原告は、従来から、「内閣府原子力被災者生活支援チーム」を認諾したことが

ないので、彼らに同調することもなく、又、従った経緯は存在しない。

資料4

今後の課題について

- 1. 被災者の避難・受け入れの確保**
  - 20—30km圏内からの自主避難促進
  - 30km圏外の比較的放射線量が高い地域への対応
  - 20km圏内への一時立入要望への対応
  
- 2. 被災地周辺地域・避難所への物資の輸送、補給**
  - 20—30km圏内への物資調達支援
  - 30km圏外の避難所等への物資調達支援
  
- 3. 被災者への被ばくに係る医療等の確保**
  - 避難住民の健康管理
  - スクリーニング・除染体制の確立
  - 安定ヨウ素剤の確保、配布
  
- 4. 環境モニタリングと情報提供**
  - 環境モニタリングデータの測定、集約、評価
  - 環境モニタリング結果の被災住民への情報提供
  
- 5. 被災住民等への資金支援**
  
- 6. 地域ニーズの継続的な把握と関係市町村長及び地域住民への情報提供**

任意組織の内閣府原子力被災者生活支援チームは、行政行為ができないことさえわかっていない。

枠内の1から6までの行為は、それぞれの行政機関の範疇にある。双葉町でいえば、双葉町は双葉町災害対策本部長の指揮下にある。まして、地方公共団体として、地震・津波被害も同時に被災者救済に当たっているのに、非合法組織の内閣府原子力被災者生活支援チームと、交渉することなどありえないことだ。

## 「本準備書面の「違背」の本旨がここにある。」

原告は、違法に監理されることはない。

《以下は、任意組織の会議録の一部》

### 原子力被災者生活支援チーム会議（第1回）議事録

日時：平成23年3月31日 19:15～19:45

場所：官邸2階小ホール

出席者：枝野官房長官、海江田経済産大臣、福山官房副長官、平野内閣府副大臣、平岡総務副大臣、笹木文部科学副大臣、大塚厚生労働副大臣、筒井農林水産副大臣、三井国土交通副大臣、小川防衛副大臣、片桐警察庁次長、松下経済産業副大臣

（松下経産副大臣よりご挨拶）

福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故については、発生から20日ほどを経過し、住民の安全だけでなく、避難なども長期にわたる中で生活への支援が喫緊の課題となっている。私も一昨日まで現地対策本部長として、福島県において、関係の自治体の首長の皆さんとも意見交換したが、被災者への生活が特に重要である。このチームの下で、関係省庁が一体となって対応してまいりたいと考えている。

（海江田経産大臣よりご挨拶）

まず福島第一原子力発電所の状況だが、一定の前進がみられるが、依然として予断を許さない状態である。避難が長期化する中であって、安全だけでなく、住民の皆さんの生活をどのように支えるかということが喫緊の課題になっている。このため、原子力災害対策本部の下に「原子力被災者生活支援チーム」を立ち上げた。現地対策本部長からの報告においても、避難されている方々を含め、現地の皆さんの生活は大変厳しい環境になっている。現地の避難をされている皆さんの目線に立って、対策を速やかにしっかりやることが重要である。大きな困難に直面しているが、こうした時であるからこそ、各省庁のご協力をお願いしたい。政府一丸となって取り組んでいきたい。

（枝野官房長官よりご挨拶）

それぞれにそれぞれの対応で大変でお疲れ様です。原子力災害については、経産省の原子力安全・保安院、それから各省と危機管理センターの緊急参集チームで対応してきた。しかし、このよう長期化が予想されるなかで、生活支援を充実しなければならない状況。震災の方の生活支援の方も各省に協力していただいている。原子力による避難の方等に対して、これまでも全力を挙げてきているが、これまで以上に各省がそれぞれの力を結集して対応を進めていただきたいと思います。よろしく願います。

この会議で注目しなければならないのは、それぞれが官職名を使っていることだ。法的根拠のない組織の会議に、官職名で出席し、発言しているが、「法の支配」という現在の岸田総理の言葉と矛盾がある。しかも、この会議は原災法に約束された、公の場ではない「官邸2階小ホール」での会議なので、官報に載らないのではない

かと思う。

#### 4. ものを測るには同じ条件という考え方が原則

私は過去、建設業の中で建築も請け負っていた。新築工事で大事なことは、尺棒を作りこの現場で使う目盛りを「共有」することだった。10 業種以上の専門職が一つの建物をつくるのだから、それぞれが固有の定規を使われたら、家にならないために目盛りは共有していた。

例えば、apple to apple という言葉の使いかたは単純だが、意味は深い。

【ビジネス用語】 apple to apple の比較がなぜ重要なのか？ 意味と事例を添えて。



上図は、物を測るときは、同じ物でなければ測ってはいけませんという、例えと受け止めている。

本件「**発電所破壊事件**」においては、反省することが相当量、国にはあるはずだ。

リンゴにもいろいろなものがある、例えば木から取ったばかりのリンゴと冷凍保存していたものを比べてはいけない。まして腐ったリンゴはサンプルにしてはいけない。

人間も同じである、金や地位に腐った人間と清く貧しい人間を比べることは本末転倒だ。

比べる条件には、適格・適正・正確・公平・公正なのかという考察がなければならない、前処理を必要としているものと、そうでないものを比較する場合、前処理をして同質あるいは同量・対等で変化を探ることになっている。

**「福島は、福島の事故前と事故後の放射能の変化を数値化して比べなければならない」**のに、広島・長崎原爆被害と比べたり、チェルノブイリ事故被害と比べて、福



島は何分の1とか、第三者らが勝手に作り話を述べてきたが、無意味で、本来比べられるものではない。

もし、比べたいのなら、①因果、状態・状況、同質、同量、数値、規模、範囲、試料採取条件、試験規格・基準、試験器、気候、試験雰囲気等を共通化して、点検者の同じ資格等と、用いる単位を統一したものを使わなければならない。

本件「**発電所破壊事件**」においては、①ができていないのに、チェルノブイリ事故の何分の1だけとか、広島・長崎原爆よりは被曝の影響が少ないとか、直ちに影響が無いと政治家が策文を語り、同じもののように空想させている。これらについて原告は、「**集団幻覚**」を誘い偽装を主張する者達から、比較する証拠が何も提供されていないので、バックチェックができないので、まったく信用していない。

よって、本件「**発電所破壊事件**」においては、福島県原子力センターが長年環境放射能モニタリングをしてきたデータを基に、事故前と、事故後の数値の差を被ばくの実態と考えればよいのである。

このことをいたずらに複雑、迷路化して国民・被災者を欺いた行為こそ、罪を問われなければならないのに、被告らの責任を明確にすることを作為的に怠り、被害者の国民に、夥しいほど義務のない負担を浴びせている現状は、明らかに公務員職権濫用罪だと判断している。

※「ウソ」で当たり前の補償を免れたら、その差額分は、債権者の利益を詐取したことになり、債務者がウソで差益を得る「詐欺罪」という刑事罰が待っていることを忘れては困る。

## 第2章 騙した

### 1. 双葉町民の心の傷は大きい

東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故は、原子力行政の本性を露呈した事件である。

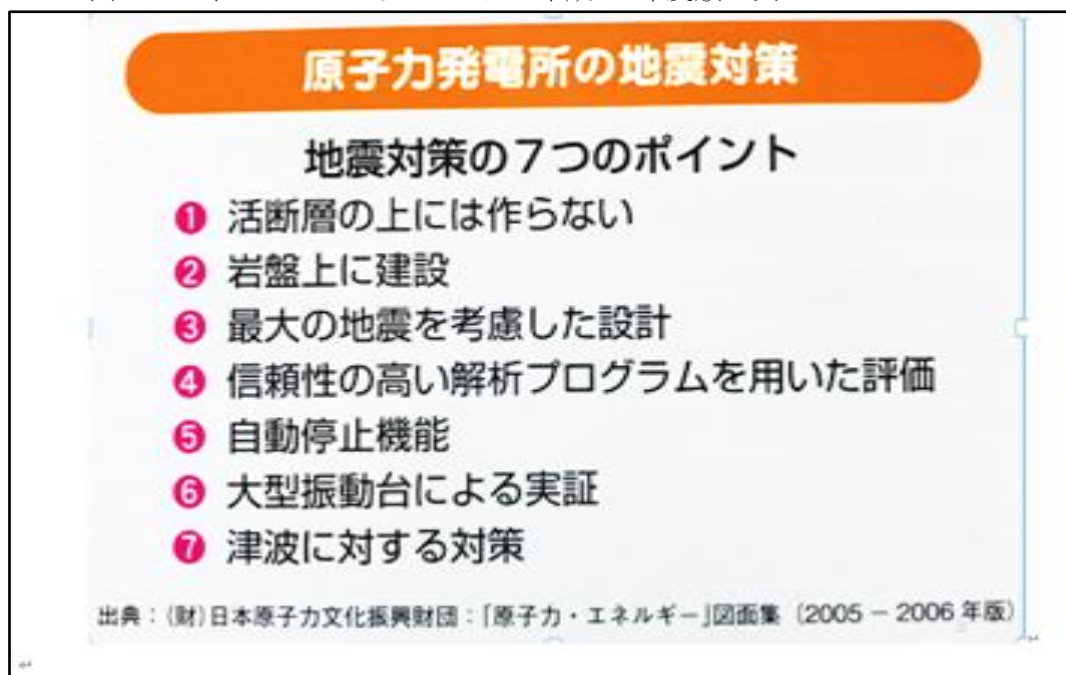
日本国憲法の主旨に反して、発電所立地自治体を破壊消滅させておいて、関係省庁

は無傷で、政治、原子力行政、学界、産業界の生き残りに膨大な国税を使い、被災者の事故からの救済を隠ぺい・減却して、復興という偽名で被告らのための復興支援をしている。

本件事故を反省することなく被告らは、本件事故は避けられないものだったと公言している始末だ。本件はこれらの総体から判断して、極悪で、そして永遠につながる「加害事件」と呼ぶことにする。被告東電は事件直後、「想定外」でしたとウソを言い、罪に問われないでいるが、それは違う、やることをやらなかったから引き起こした、「真正の事件」であると判断している。

下図－1は、私が、双葉町長に就任してから作った町の広報誌の中に、記載していたものであるが、出典は（財）日本原子力文化振興財団の資料から転載したものだ。この「7つのポイント」を実現させていたら、本件事件は起こり得なかったことになる。したがって、「想定外」という免責規定は、どこにも存在していないということが証明できる。

更に、本件事故で被害に遭っている「国民を騙し、そそのかし、差別し、実害を風評被害とウソで偽装し」、本来なら犯罪として立件されるべきものを司法は放置し、憲法に保障された国民の権利、「知る・自由・健康」を侵害したことで発生した損得勘定では、債務者に「差益」が発生している現状を鑑みると、債権者の請求権を「妨害・詐取」したものと判断している。



私は、常に公正・中立で公務に就いていた、東京電力とも距離を取り、いやしくも無償で供給されることを嫌い、酒席には、会費分の品物を提供していた。自分を律して、相手にもそれを求めている。

当然、私は東電と資源エネルギー庁、原子力安全・保安院を騙したことはなかった。性善説で付き合いを続けてきたが、彼らは私の信頼を逆手にとって、上記の7つのポイントを実施していなかったのである。

その不作為は明らかに「騙し」という重大な犯罪であり、その上、被告らの立場を悪用して「被害量の矮小化」、「被害額の減額」という暴挙に及んでいる。正しい被害量評価と現在提示している賠償基準に差額が発生したら、その差額は「不当利得」あるいは「詐欺・詐取」ということになり、本件事件の「正体」を示すことになる。

## 2. 先ず本題に入る前に、以下について整理しておかなければならないことがある

### ア. 詐欺について

大辞泉によると、【①他人をだまして、金品を奪ったり損害を与えたりすること。②他人を欺く行為。民法 96 条では「相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知ったときに限り、その意思表示を取り消すことができる」とする。】と説明されている。①の解



釈に合わせて、本件「事件」を照合すると、先ず他人をだますということでは、被告東電が発電所から放射性物質を放出させ、双葉町内を汚染させ、町民まで被ばくさせたことから始まり、その後の対応についても、自社の責任回避のために、「想定外」と言い、「集団幻覚」で世間を騙したことで被害者の町民たちを煙に巻いたこと。②については、民法 96 条文に譲る。

#### イ 想定外について

大辞泉には「事前に予想した範囲を超えていること。」と書いてある。

図 1 に示したように、「7つのポイント」を原子力産業自身が示していたことを真に受けて、双葉町の広報誌に掲載して、町民に示していた。東京電力が事故後に責任逃れを「想定外」と言っていることは、偽証であり、完全に逃げ口上に過ぎないことはこれまでの説明でわかること。

東京電力が言う「想定外」は悪質なウソであり、損害・被害賠償責任逃れであることは疑いようが無い。

このウソで、損害を見えなくして、債権者への支払いを免れたら不当利得、所謂、詐取に当たると考えている。

更に国が東京電力の「想定外」を認めて、国民に損害が発生したら、詐取の「共犯」にあたるかと考えている。

#### ウ. 騙しについて

大辞泉によると、①「だますこと。欺くこと」。②「騙す人。欺く人。かたり」。騙すについて大辞泉によると、①「ウソを言って、本当でないことを本当であると思込ませる。あざむく。たぶらかす。」とある。

[用法] だます・あざむくー「友人をだます(欺く)」「銀行員をだまして(欺いて) 大金を引き出す」など、うそを信じさせる意では、相通じて用いられる。

◇「だます」は「うまいことを言ってだます」のように、うそを本当だと思込ませる行為に重点があるが、「欺く」は「誓い合った恋人を欺く結果になった」のように、信頼に反する行動に対して用いられる傾向がある。また、「だま

す」は口頭語、「欺く」は文章語といえる。

◇「だます」には、すかしたり、なだめたりする意もある。～略。

類似の語「偽る」は、事実と異なることを故意に言う意が強い。「年齢を偽る」「警察官と偽って取り調べるふりをする」と記されている。

## エ. 騙し討ちについて

大辞泉によると、だましておいて、不意に討ち取ること。

油断させておいて、いきなりひどい仕打ちをすること。

本件の「発電所破壊事件」において、何があっても「止める、冷やす、閉じ込める」と公言していたのは、実際には役に立つものではなかったことを証明したので、旧日本軍が米国の真珠湾に予告なしの戦闘を挑んだ「騙し打ち」と同じだと考えている。

## オ. ひき逃げについて

大辞泉によると、自動車などで、人をひいてそのまま逃げること。

犯人を想定する時、目の前から静に姿を消した者の多くが該当している。本件の「発電所破壊事件」において一番先に私の目の前から姿を隠した者は、原子力安全・保安院と原子力安全委員会並びに原子力安全基盤機構、及び、東電社員と家族たちもいた。

彼らに被疑者として訴追される理由がなければ、姿を隠す必要は無いのに、隠れ・隠したことで、真犯人として、私の調査線上に浮かび上がった保安院について詳細に記述していくと、ウソを乱発していたことが良くわかってきた。その心理上、逃げたことから判断すると、彼らは職責を果たさずに、本件事故を招いたことが浮かび上がってきている。隠れたことと合わせて、職務放棄と怠慢から本件ひき逃げが発生した根源でもあると断定している。

#### カ. 当て逃げについて

大辞泉によると、自動車・船舶などが、ほかの自動車・船舶などに衝突して損害を与え、そのまま逃げてしまうこと。

当て逃げと原発事故は類似性が無いように思うかもしれないが、そうではなかった。ひき逃げにも書いておいたが、事故対応の主役の原子力安全・保安院らは、初期対応を行わず、常駐の発電所から引き揚げ、しかも事故情報を周辺の自治体及び住民に知らせる責任者でありながらこれを行わず、住民たちは無用の被ばくを強いられてしまった。

例年、行ってきた原子力災害対策の防災訓練では事務局として、最前線で責任が集中していたにもかかわらず、本件「**発電所破壊事件**」においては、訓練のとおり行動せず一切を放棄して逃亡を図ったことがひき逃げに当たる。

大熊町の緊急事態応急対策拠点施設に、周辺自治体の職員の参集の呼びかけ役を担いながら、保安検査官と原子力防災専門官らは、役割を果たさず逃げてしまったことは、後世に引き継がれるべき背任行為である。

#### キ. 催眠商法について

大辞泉によると、商品を格安で、または、ただでやると言って一室に人を集め、言葉巧みに雰囲気盛り上げて買わなければ損をするという気になったところで高額商品を売りつける悪徳商法をいう。

賠償金の支払いは本来、前渡金（推定金額）を当座の避難生活資金として支払い、中間金は数回に分けて事故の責任を明確にして、個々人ごとの被害量を推定し算出して、時間をかけて中間払いとし、事故の後処理が終わり、帰還が無事完了したら、清算をするのが正しい賠償の仕方だ。加えて、本件「**発電所破壊事件**」においては、事故の恐怖と避難に伴う精神的、地理的、自然・生活環境の変化に伴うストレス及び家系の歴史の断絶、待機時間等にも被害として賠償金は支払われるべきである。このことは、全ての国民に引き継がれる問題である。

しかし、住民達は本件「**発電所破壊事件**」においては、恐怖が先だち、落ち着いて考えることもできないまま、被告国の一方的な進め方に反論することも出来

なかった。元来、住民の多くは請求書など書くような人生を経ていないので、東電から1回目に提供された請求様式に戸惑った。

これに対し、原告は、東電に簡略化するよう要求するとともに、この様式の受け入れを拒んだのである。この為、東電は、様式を改め、いくらか簡素化した様式を配布した。しかし、この方式でも東電は悪質極まりなく、住民たちに対して、中間指針は国が決めたのでこれ以上は払えませんと「脅迫・強要」をしている。

このため、原陪審の審議員と福島県郡山市内で行った意見交換会の席上、能見会長に精神的損害を一人当たり10万円としたことに対し、双葉町長として内容の確認を求めたら、これは下限です、上限ではありませんと答えておきながら、この後も東電は対応を変えずに10万円を上限として支払い続けた。このように原陪審には二つも三つも言葉があるようだ、多くの国民の皆さんは、原陪審が公正・中立ではない実態を、詳しく理解しなければならない。

本件、「発電所破壊事件」においては、この様に、優越的地位の乱用による催眠商法さながら、被害者に対して、無礼な扱いに終始している。双葉の町民の多くは、定職を失い給料や賞与を得られない生活が続いているが、公務員らと東電役員、社員たちは職場が有り、何も不自由なことが発生していないことは、事故処理のやり方に比べようがないほど、大きな齟齬があるためであると考えている。これは、これから解決すべき問題である。

## ク. パクリについて

大辞泉によると、手形割引や資金の融通を材料として詐欺・横領・脅迫行為などを行うもの。

本件「発電所破壊事件」において、パクリが猛威を振るった。住民たちの良心に付け込み、社会的良心を黙殺して、物理的、科学的、精神衛生にも反するような、地位の悪用による不利益を強制する不当な扱いは、パクリそのものである。

パクリの正体とは、一般国民に対する違法な20ミッシェルベルトの強制、狭い避難範囲、予防防災の不履行、被害当事者を交渉の場から排除、事故情報の横取りと現場の実情に違う指示を連発するなど非常識を常識に替えるなどの偽装まで

あらゆる悪業を繰り返している様は、パクリそのものである。

原告は、本事故に際して発生した様々な不条理の露見を図り、アからクまでのうち類似する行為に当てはめて、その責任から発生した損害を抽出し、請求することを目指している。

### 3. 雑誌から学ぶと

#### ア あやしい催眠商法 ≪「だましの全手口」ロバート・熊著 自由国民社≫

なぜ催眠商法はなくなるのか

- ・合法的にふるまう
- ・完璧に信じ込ませる
- ・笑いと興奮の渦に巻き込む
- ・毎日タダ同然で日用品を配る

などの印象操作で、先入観を刺激して先ず信じ込ませる。同情と損得の感情を煽り、他人よりも先んじらせる。高額商品に優越感を持たせる、これしかないと思わせ、希少価値で将来値上がりがあると信じ込ませる。音や演出で思考力を狂わせて買わせる「**集団幻覚**」的手法は、儲かるから無くならない。

「**発電所破壊事件**」において、被害者たちには「**みんなが**」もらったとか、「**みんなが**」避難しないと、「**みんなが**」いるので行かないという「**集団同調圧力**」を蔓延させた。

内閣府は、この心理的「**同調圧力**」を巧妙に利用して、国民の総被ばく化政策を行い、現在に至っているが、正しい政策ではないので、近未来これは破綻し、責任の追及が行われることが予想される。

吉本隆明にみる「**共同幻想**」を見本とするのではなく、井戸川は本件「**発電所破壊事件**」において、被害の総体を「**集団幻覚**」に置き換えて、「**発電所破壊事件**」を考えることにしている。

【原告井戸川が言う「**集団幻覚**」とは、我が国は江戸時代が長く続いたので、士農工商の意識が明治維新という変革を経て、明治、大正、昭和と戦争を産

業として敗戦し、悔しい負の時代を経た平成・令和でも士農工商の「幻覚」を持ち続け、庶民は「士（お上）に逆らえない」という遺伝子が思想の中心にあることを言う。】

「集団幻覚」の「士」は、政治家と公務員らを言い、国民を縛り・家畜化し、従属させてきた。反面、国民は絶えず先生から「教えられる・答えを聞く」という教育を幼少期から教え込まれ、自ら探求し、答えを導き出すことを必要としていないために、今日でも「士」に従属している。

家畜は、自分の哲学を持たない動物だ。不満と不足の時は鳴くことで、人間が餌や水を運んできて不満を解消してくれる。高度の智慧がある者は家畜になることを拒み、自分から檻を出ていき、自活する。家畜に甘んじている者の運命は、檻から出されるともう二度と戻ることはなく、人間の胃袋に入るのみである。

「集団幻覚」を強く考えさせられるのは、災害等の非常時に登場する言葉に、「自助」「共助」「公助」がある。注目したいのは流れである、自助から共助に移り、最後に公助となっている不純さに気が付く。災害が発生するといち早く国民の「自助」が始まる現象は「集団幻覚」と考えても良い。

ここで、話を「略称：除染法」に代えてみると、責務の順位に「集団幻覚」の存在に気付く、①国、②地方公共団体、③原子力事業者（東京電力）と続き、そして最後に④国民となっている不自然さに気付かされる。ここで国民は「士」から蔑視されていることに気付かなければならない。普通感覚で責任を考えれば①には東京電力が、②に国である。しかも、③地方公共団体と④国民には、規制権限を有しないので、責任などあり得ないのだが、集団幻覚で騙されている。

まだまだ、結論には至らないが、原告が言う「集団幻覚」を要約すると、公論形成の手法が未熟で、イコールパートナーという「幻覚」を多用して、現実には「士」たちが自分たちの都合と利益、権益の保存を優先させるために偽装された「答え」を、検証する探求心を持たない民衆が、その偽装された「答え」を信じている社会を「集団幻覚」に生きていることを総称する。（詳述は後日とする）

## イ「発電所破壊事件」を事件と考えさせられること

被害者を恐怖の極限まで追い込むことで、幻覚を模様させることができる。動物を調教、家畜化するには、飢えの恐怖と、鞭の恐怖を限界まで追い込むことで可能になる。

本件「**発電所破壊事件**」においては、被害者に「**自助、共助**」を求めさせ、「**公助**」は極めて少なかった。この為、前例のない本件事故では、被害者たちは自分で窮状から抜け出るような行動パターンが連続した。国民にしみ込んでいた同調圧力が、「あの人はこんなことをした、あんなことをした」と話題が広がり、正に、絵にかいたような「**自助の行動**」が始まったのである。この行動を「**集団幻覚**」と定義することにした。

加害者たちにとって、意識して「**集団幻覚**」の発生を期待して、被害者の救済をしなかったことは、恣意的に救済対策費用の減額効果を企んだのではないかと疑っている。この考えが的を得ていれば、加害者たちの悪質で、被害者の弱みに付け込んだ、人間性喪失集団（**集団幻覚の悪徳集団**）がなせる業と断定することにする。

## ウ 歴史を隠し、経験に学ばせている

「**愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶ**」（オットー・フォン・ビスマルク）が言った言葉だそうだが、和訳には諸説があるようだ。

本件事故の「**発電所破壊事件**」において、ビスマルクの「**賢者は歴史に学ぶ**」を引用すると、被告国は、毎年続けてきた原子力災害防災訓練から、何も学んでいなかった**愚者に分類**することができる。

しかし、被告らは愚者で終わることは出来ない、防災訓練の主導者で原発の規制の頂点にいる原子力安全・保安院が、この訓練を引っ張ってきたから、愚者になりたくても無理な話だ。

本件事故の「**発電所破壊事件**」において、原子力安全・保安院が日本の社会から姿を消したが、事故時にはしっかり存在していたので、不作為の誹りを免れ、免罪される立場にはない。事故後に規制庁に姿を変えたとしても、不遑及の原則の、従前の法から逃げきれものではない。

従って、私は、「賢者は歴史に学ぶ」ことなく、私が防災訓練を実施した経験と不遑及の原則に基づいて、被告国の責任回避を許さず、永遠に被告らの非を追及することになっている。

## エ 福島県による偽装

毎年発行されていた「福島県原子力行政のあらまし」に記載されていることを実施しなかったこと、東京電力(株)から報告されている「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」(甲ロ第 108 号証)に照合した対応を被告東京電力(株)に求めなかったこと、「原子力災害対策マニュアル(平成 22 年 9 月 14 日一部改正版)」(甲イ第 16 号証)に準拠しなかったこと、文部科学省のパンフレット「原子力防災の手引き(平成 16 年 3 月)(甲イ第 17 号証)に準拠しなかったこと、福島県地域防災計画、原子力災害対策計画に準拠しなかったこと、更に、事故発生時に使う「原子力防災のしおり」(甲イ第 18 号証)に準拠しなかったことなど多くの責任放棄を発生させ、県民を救済しなかった。

福島県は、これらを実施せず、実害を隠し、風評被害という根拠のない言葉で、県民を騙し続けて、県民に多大な損害を与えながら現在に至っている。

## オ 「風評被害」の偽装工作

【「ふくしま農林水産物安全・安心メディア発信研究会」(甲ロ第 109 号証)として、平成 24 年 5 月 22 日に福島民報社、福島民友新聞社、福島リビング新聞社、福島テレビ、福島中央テレビ、福島放送、テレビユー福島、ラジオ福島、エフエム福島、福島県知事公室広報課、観光交流局観光交流課、(株)電通東日本、(株)電通らが参加し、「研究会では、県産農林水産物等に対する風評被害や消費者意識などを分析し、より効果的な PR 戦略の企画・提案や、PR 効果の検証等を実施していきたいと考えております。つきましては、これまでの取材活動で得た生産者・消費者の意識や、寄せられた話題・情報等を広くお集め頂き、会議の中で発信して頂きたいとお願いいたします。」】という会議が電通主導の下、約 240 億円の予算で行われていることが最近わかった。

事実を語れば、240 億円は必要がないのにと思う。

これも、事故前の放射線量の数値と事故後の数値を公表するだけで、後は県



民の判断に任せれば、偽装に使う無駄な 240 億円は必要がないのである。

#### 4. 安全確保協定（略称）の要点

安全確保協定は、原子力発電所が稼働出来るための原点である。法的根拠は無いが、発電所が運転できるための立地との契約である。この効果は双葉町が運転を止めることを要求すれば、止めなければならないほど強力な拘束力がある。この協定の原点は、地元と東電の「**信頼関係**」が、構築されていなければならないというものである。

しかし、東京電力は、この信頼関係の原点の安全確保に必要な津波地震の重要な情報を、隠蔽し続けて本件事件（発電所異常事態）につながったのであるから、赦免はできないのである。

この安全確保協定の随所には、「**安全**」という文字が使われている。この「**安全**」を忘却することも、滅却することも出来ない、不遡及の原則を引用して語り継がなければならない。

安全確保協定は本裁判での最大の争点であるので、避けて通れない。

#### 5. 原子力安全・保安院の資料

ここでは、本件事故前に原子力安全・保安院が「**防災対策**」について記していたので、事故後にどう生かされたのか？それとも生かされなかったのかを比較をすることにより、本件事故の真相が証明できると考えている。

説明資料の解釈 (WARP より) 保存日 2012年10月2日

(原子力規制委員会)「原子力安全・保安院 NISA」から文章は引用し、それに「**原告の解釈**」を加える。

##### ☆ 原子力について（以下、本文から転記）

防災対策

##### ○原子力防災

Q：防災とはどのようなことをいうのですか。その責任はどうなっていますか。

(Qは誰なのか不記載)

A：『ここでは、災害対策基本法の説明をしていて、責任の所在について説明して

いる。さらに重要なことは、災害対策基本法施行令で定める災害の原因の一つとして「放射性物質の大量の放出」が掲げられ、①人為的災害の一つとして、原子力災害が天災と同様に災害対策基本法の適用を受けることとなりました。

「災害対策基本法」では、②防災責任を明確にするように強調されており、国、地方公共団体、指定公共機関並びに住民について、それぞれの責務を以下のように明示されています。』(Aが誰なのか不記載)

**原告の解釈**：①「放射性物質の大量放出は人為的災害」と位置付けていることは大変重要だ。

更に、ここの防災の説明からすると、未然防止、被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図るとなっているのに、どうして本件事故の未然防止ができなかったのだろうか。したがって、このような「発電所破壊事件」で被害を受けて、国及び福島県の、「彼らの任務懈怠」によって被害が拡大させられてしまった。②「防災責任を明確にするように強調されており」被告らの責任が強調されていることがわかる。最高裁判所の判示は間違っているので、被告らは責任から逃げきれないのである。

Q：防災に関する組織体制はどのようになっていますか。

A：中央防災会議、都道府県防災会議、市町村防災会議、災害対策本部、非常災害対策本部が組織されている。

**原告の解釈**：本件「発電所破壊事件」においては、Aに示されている組織はどうして、原因者である電力会社の尻拭いをしなければならないのかの、法的立ち位置が示されていないのは、国民を愚弄している証である。

Q：原子力防災対策に係る国等の取組みはどのようになっていますか。

A：(1) 迅速な初期動作の確認  
(2) 国と地方公共団体との有機的な連携の確保  
(3) 国の緊急事態対応体制の強化  
(4) 原子力事業者の責務の明確化

**原告の解釈**：国は(1)から(3)まで全部やらなかった。

(4)の責任を国民・被害者に押し付けるのは、本末転倒の話である。

本件事故から大きな疑問が芽生えたのは、発電所周辺自治体を巧妙に騙していたと気づいたことだ。事故前の発電所周辺自治体の立場は、僅かな交付金と固定資産税で喜んでいて、本当に原発で大儲けをしていたのは、電力会社と協力企業ら産業界及び国民の税金に群がる者たちだった。

これら、電力会社と協力企業ら産業界と国民の税金に群がる者たちは、発電所の事故による国民、発電所周辺自治体及び住民を助けることはなかった。

この者たちは、事故時の苦渋を味わうことなく、夥しい被ばくをすることなく、そして現在は廃炉産業に甘受している。

このことを知らない発電所周辺自治体及び住民たちは、事故の本質と真相を探ることなく、自助の下に依然として国に騙され続けている。

よく考えてみると、原発事故を災害と呼ぶことから、騙しが始まっていた。事故は事故で、決して災害ではない。むしろ、災難と呼ぶべきであるが、国民の探求心が不足しているので、マスコミが唸るとそのように流されている。

悲しいけれど、一般国民にはマスコミを突破できるだけの情報量と、探求心が欠如しているために、苦汁を飲まされているのが現状だ。原発事故から反省しなければならないのは、被告東電らの方ではなく、国民の法だと考えなければならない。

なぜ、国民が原子力行政を反省しなければならないのかといえば、原発に絡む法律、マニュアル等の全てにおいて、事故後の責任は発電所周辺自治体及び住民に課されていることだ。原発の利益は電力会社と取り巻く企業及び政治家などの優越的な地位にある者に恩恵は与えられるが、発電所で働く労働者及び、近隣で被ばくをさせられている住民たちは、己を知らずに被ばく作業員にさせられている。仕事に飢えた者たちは職場を求めて被ばく作業員になり、仕事に就けたと喜んでいる始末である。

被ばくもしない電力会社の上層部、官僚、学者、政治家らは、現場で働く被曝労働者以上に高額な収入を得ていることを、発電所周辺自治体及び住民に知らされることはない。

◆ 「以下は、原子力安全・保安院がホームページで説明していたものを掲載する」(甲口第 110 号証)

ページ末尾毎に、本件「発電所破壊事件」において、記載内容は事業者責任を明

確にしていたのかを、原告が評価する。

## 原子力について

- ▶ [組織と業務](#)
- ▶ [原子力発電所の安全性の検査](#)
- ▶ [廃棄物の処理処分](#)
- ▶ [技術基盤の整備](#)
- ▶ [事故・トラブル](#)
- ▶ [原子力発電所の安全性の審査](#)
- ▶ [加工・再処理施設の安全性](#)
- ▶ [核燃料物質の輸送と貯蔵の安全性](#)
- ▶ [防災対策](#)
- ▶ [資格試験](#)

## 防災対策

### ○ 原子力防災

防災とはどのようなことをいうのですか。その責任はどうなっていますか。

昭和34年9月の伊勢湾台風による被災を契機とし、昭和36年に制定された「災害対策基本法」（昭和37年7月施行）では、「国土や国民を災害から守るため、公共機関が必要な体制を整備し、責任の所在や必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的な防災行政の整備・推進を図る」ことを目的としており、関係機関がそれぞれの立場に応じて防災に責任をもち、防災計画を作成し、実施することが定められています。災害対策基本法においては、災害は「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」と定義され、**災害対策基本法施行令で定める災害の原因の一つとして「放射性物質の大量の放出」が掲げられ、人為的災害の一つとして、原子力災害が天災と同様に災害対策基本法の適用を受けることになりました。**また、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることを防災といいます。なお、平成11年9月に発生した（株）JCOウラン加工工場が発生した臨界事故を教訓とし、平成11年12月17日に、現行の災害対策基本法と相まって機能する特別法として「原子力災害対策特別措置法」が制定され（平成12年6月施行）、併せて「原子炉等規制法」の一部改正が行われました。「災害対策基本法」では、**防災責任を明確にするように強調されており、国、地方公共団体、指定公共機関（日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会等の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む法人のうち内閣総理大臣が指定したもの）及び指定地方公共機関（公益的事業を営む法人のうち都道府県知事が指定したもの）、並びに住民について、それぞれの責務を以下のように明示しています。**

**評価：**なるほど、原子力安全・保安院は、このように考えていたのか。本件事故の対応の責任の所在は、明記されているので被告国は逃げられない。

### 国の責務

- (1) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき防災基本計画を作成し、法令に基づきこれを実施し、防災に関し、万全の措置を講ずる。
- (2) 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が行う防災業務の推進を図るとともに、その総合調整を行う。
- (3) 災害に係わる経費負担の適正化を図る。

### 都道府県の責務

- (1) 地域内の住民の生命、身体、財産保護のため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該地域に係わる地域防災計画を作成、実施する。
- (2) 区域内市町村、指定地方公共機関が行う防災業務の支援、総合調整を行う。

### 市町村の責務

- (1) 地域内の住民の生命、身体、財産保護のため、関係機関、他の地方公共団体等の協力を得て、当該地域に係わる防災計画を作成、実施する。
- (2) 消防機関、水防団等の組織の整備並びに区域内の公共的団体等の防災組織及び住民による自主防災組織の充実に努める。

### 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

- (1) 機関の業務に係る防災計画を作成、実施する。
- (2) 防災業務に関し、都道府県、市町村に協力する。
- (3) 機関の業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与する。

### 住民の責務

- (1) 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等防災に関する責務を有する者は、法令や地域防災計画の定めるところにより、誠実に活動する。
- (2) その他の住民は、自ら災害に備えるための手段講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与する。

〔出典〕「災害対策基本法」（昭和36年11月15日法律第223号、最終改正：平成15年6月18日法律第92号）

[▲ PageTop](#)

**評価：**上記のように原子力政策を推進してきた国には責任がある。想定外と言っても被告国は、絶対に責任から逃れることはできない。

一方、原発事故は「放射性物質の大量の放出」が掲げられ、「人為的災害の一つとして」と、原発事故は人災と解釈されている。

という解釈を知らされず国民は「自助」という掛け声に騙されている。

本件は『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

## 防災に関する組織体制はどのようになっていますか。

「災害対策基本法」では、国、都道府県及び市町村に対して、それぞれ防災会議の設置が義務づけられ、防災行政の推進が図られています。なお、原子力災害に対しては、別途「原子力災害対策特別措置法」に基づき定められています。

### 国の防災会議

#### [中央防災会議]

(1) 内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣、他の国務大臣、指定公共機関の代表者及び学識経験者等によって構成される。

また、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験者により構成される専門委員会を置く。

(2) 防災基本計画を作成し、実施する。また、非常災害に際し、緊急措置計画を作成し、実施する。

(3) 内閣総理大臣の諮問に応じて、防災に関する重要事項を審議する。

(4) 防災行政の推進上必要ある場合には、地方防災会議又は地方防災会議協議会に対して、必要な勧告を行う。

### 地方の防災会議

#### [都道府県防災会議]

(1) 都道府県知事を会長とし、指定地方行政機関の長又は職員、陸上自衛隊方面總監、教育長、警察本部長、指定公共機関の長等によって構成される。

(2) 都道府県地域防災計画を作成し、実施する。

(3) 地域に係わる災害発生時に当該災害に関する情報収集等を行う。

(4) 災害発生に際し、災害応急対策及び災害復旧に関し、当該都道府県、関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定値法公共機関相互間の連絡調整を図る。

(5) 非常災害に際し、緊急措置計画を作成し、実施する。

(6) 防災業務遂行に際し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める。

#### [市町村防災会議]

(1) 市町村は、市町村防災会議を設置する。

市町村は、市町村防災会議を共同して設置することができる。

市町村は、市町村防災会議を共同して設置したとき、市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、市町村防災会議を設置しないことができる。

(2) 市町村防災会議の組織及び業務は、都道府県防災会議の組織及び業務に準じて、市町村の条例で定める。

**評価：**上記のとおり、しっかり決められている。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければ



ばならない（本書 30 頁解説）。

#### 災害対策本部

(1) 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもって充てる。

(3) 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県又は市町村の地域防災計画の定めるところにより、地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施する。

#### 非常災害対策本部

(1) 災害が発生した場合、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、臨時に総理府に非常災害対策本部を設置することができる。

#### (2) 組織

非常災害対策本部長：国務大臣

非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員は、内閣官房は指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

#### (3) 所掌事務

所管区域において各機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

非常災害に際し作成される緊急措置に関する計画の実施に関すること。

〔出典〕「災害対策基本法」（昭和36年11月15日法律第223号、最終改正：平成15年6月18日法律第92号）

**評価：**双葉町は 11 日 16 時 30 分災害対策本部を立ち上げた。しかし、原子力安全・保安院及び原子力防災専門官からの現地災害対策本部の立上げの連絡は、原告が双葉町災害対策本部長でいる間は全くなかった。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

## 原子力防災対策に係る国等の取組みはどのようになっていますか。

原子力防災については、従来から災害対策基本法に基づいて、国、地方公共団体等において防災計画を定める等の措置がなされてきましたが、TMI事故直後の昭和54年（1979年）4月3日、閣議において内閣総理大臣が原子力発電所等に係る防災体制の再点検を指示し、防災体制の見直し、整備作業が開始されました。原子力安全委員会は、同年4月23日、原子力発電所等周辺防災対策専門部会を設置し原子力防災に特有な専門的事項に関し検討を開始するとともに、同年6月28日には、万一の場合に国に対して技術的助言を行うための緊急技術助言組織を設置しました。その後、同年7月12日に中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とすべき措置について」が決定され、原子力防災体制の充実が図られました。昭和55年（1980年）6月26日には、原子力安全委員会における専門的事項に関する検討結果が、「原子力発電所等周辺の防災対策について」（いわゆる防災指針）としてとりまとめられ、その後の地域防災計画の見直しに反映され、防災対策の充実・強化が図られています。なお、本指針は平成12年に表題が「原子力施設等の防災対策について」に変更され、最終改訂は平成15年7月となっています。昭和59年（1984年）6月21日に、原子力安全委員会は、「防災指針」に基づく具体的実施の一つとして、「緊急時環境放射線モニタリング指針」を決定しました。なお、本指針の最終改訂は平成13年3月となっています。また、原子力安全委員会は、昭和61年（1986年）4月に発生した旧ソ連チェルノブイル原子力発電所事故を踏まえ、旧ソ連がとった緊急対応措置等について調査、検討を行い、我が国の原子力発電所の特徴等を考慮して定めた原子力防災体制及び諸対策を基本的に変更すべき必要性は見出されないとの結論を得ています。平成11年（1999年）9月の（株）JCOウラン加工工場で発生した臨界事故を教訓として、次のような対策が重要であることが明らかとなりました。

- (1) 迅速な初期動作の確保
- (2) 国と地方公共団体との有機的な連携の確保
- (3) 国の緊急時対応体制の強化
- (4) 原子力事業者の責務の明確化

このような点を踏まえ、同年12月17日には、現行の災害対策基本法と相まって機能する特別法として「原子力災害対策特別措置法」が制定され（平成12年6月施行）、併せて「原子炉等規制法」の一部改正が行われました。これに関連し、平成12年5月に「原子力施設等の防災対策について」を、平成12年8月に「環境放射線モニタリングに関する指針」及び「緊急時環境放射線モニタリング指針」を一部改訂しました。また、平成12年9月に「特定のウラン加工施設のための安全審査指針」並びに「ウラン加工施設に対する運転管理等における重要事項」を決定しました。

〔出典〕 「原子力災害対策特別措置法」（平成11年12月17日法律第156号）

「原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）」（昭和55年6月決定、平成15年7月改訂）

**評価：**国は、何をやっていたのか全く連絡がなかった。こんなに細かく決めておきながら、(2)の国と双葉町との有機的な連携の確保を行ったことは全くない。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。



## 原子力災害は、他の災害と比べてどのような違いがありますか。

原子力施設における事故により、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合、防災活動の内容としては、施設における異常事態の検知及び関係機関への情報の連絡に始まり、緊急時環境放射線モニタリングの開始、災害対策本部の設置、住民への情報伝達を含む連絡体制の確立、関係諸機関の所定の行動、災害の低減化のための住民の行動に関する指示等が挙げられます。これらの防災活動を含む原子力防災対策には、一般防災対策活動に共通あるいは類似のものに加えて原子力に特有なものがあります。原子力に特有なものとして以下のことが考えられます。

- ・ 放射性物質又は放射線の存在は、放射線測定器を用いることにより、健康への影響が考えられない微量でも検知できるが、その存在を、五感で直接感じることができず、被ばくの程度を自ら判断できないこと。
- ・ 一般的な災害と異なり、自らの判断で対処するためには、放射線等に関する基本的な知識を必要とすること。
- ・ 原子力災害は原子力事業者の活動によって発生するため、原子力事業者がその予防対策、応急対策について、大きな責務を有すること。

- ・ 原子力防災には、原子力に関する専門的知識を有する機関の役割や指示、助言等が重要であること。

一方、通報連絡、住民の退避措置、飲食物の摂取制限等の防災対策の実施については、一般防災対策との共通性あるいは類似性があるので、専門知識に基づく適切な指示があれば、これを活用した対応が可能です。したがって万一、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれのある場合には、前述の特殊性、類似性等を勘案して、適切な対策を講じることにより、周辺住民等の心理的な動揺あるいは混乱を防止し、異常事態による影響をできる限り低くすることが重要です。このため、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法等に基づいて原子力防災計画の作成、防災資機材の整備、防災訓練の実施等により、緊急時の活動が円滑かつ有効に行われるよう普段から準備する必要があります。平成11年9月に起きた（株）JCOウラン加工工場における臨界事故により顕在化した課題を踏まえて、「原子炉等規制法」の一部改正や「原子力災害対策特別措置法」の制定が行われました。

〔出典〕 「原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）」（昭和55年6月決定、平成15年7月改訂）

**評価：**ここに、細かく記載されているが、絵にかいた餅のように、なにも実施されていない。政府災害対策本部の存在の意味がないこと。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

## 原子力災害に関する防災対策はどうなっていますか。

原子力災害は、地震、噴火等の自然災害等に比べて

- ・ 五感に感じられない放射能汚染等について迅速に広域的措置を講ずることが必要
- ・ 災害対応を実効的に行うための特別な訓練や装備、専門化の助言が必要
- ・ 災害の拡大防止のためには、事故の原因者であり、また発生した施設について熟知する事業者の責務の明確化が不可欠

可欠

なことから、災害対策基本法の特別法として、原子力災害対策特別措置法を制定しました。1.原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等

- ・ 原子力事業者防災業務計画の作成を義務付け
- ・ 原子力防災組織の設置を義務付け、原子力災害の発生及び拡大を防止に必要な業務を実施
- ・ 原子力防災管理者の選任を義務付け、防災組織を統括させる
- ・ 一定の現象発生時の通報を義務付け
- ・ 放射線測定設備その他必要な資機材の設置・維持を義務付け、測定数値を記録・公表
- ・ 主務大臣が指定した緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に必要な書類を整備
- ・ 国が作成する計画に基づく、国、地方公共団体、事業者等による合同防災訓練を義務付け
- ・ 他事業者における緊急事態応急対策への防災要員を派遣、資機材を貸与等の協力努力

2.原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等

・ 主務大臣は、原子力事業者からの報告を受け、初期動作を開始し、あらかじめ定められた手順に従い内閣総理大臣に報告。

・ 内閣総理大臣は原子力緊急事態宣言を発出、緊急事態応急対策実施区域や原子力緊急事態の概要を公示、関係市町村長等に避難等につき指示

・ 内閣総理大臣は、宣言と同時に、総理府に内閣総理大臣を長とする原子力災害対策本部を設置、オフサイトセンターに原子力災害現地対策本部を設置

・ 自治体（都道府県及び市町村）は災害対策本部を設置

・ オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会を組織し、情報の交換及び緊急事態応急対策につき相互に協力する

る

**評価：**上記、全面に立派なことが記されている、本件事故ではこの内容に沿ったことは何もしていない。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

### 3.緊急事態応急対策の実施等

・ 原子力事業者防災組織は、原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な措置を実施し、対応状況につき、主務大臣、市町村長、都道府県知事に報告

- ・ 緊急事態応急対策として次の事項の実施
- ・ 情報の伝達、避難の勧告・指示
- ・ 放射線量の測定等情報の収集
- ・ 被災者の救助
- ・ 応急の復旧
- ・ 交通の規制
- ・ 緊急輸送

#### 住民等の被ばく線量の測定、除染等

・ 国、地方公共団体、関係機関、原子力事業者は、防災計画、防災業務計画等に基づき、緊急事態応急対策を実施

### 4.原子力災害事後対策

- ・ 国、地方公共団体、事業者、及び指定公共機関は、次の原子力災害事後対策を実施
- ・ 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施
- ・ 放射性物質の濃度や放射線量の調査
- ・ 汚染又は汚染のおそれのあることに起因する商品の販売不振等に対処するための広報等

### 5.その他

・ 文部科学省及び経済産業省は原子力防災専門官を原子力事業所に配置し、防災に係る事業者への指導、緊急時における情報の収集等を行う

〔出典〕「原子力災害対策特別措置法」（平成11年12月17日法律第156号）」

**評価：**何も実施されていない。特に、住民等の被ばく線量の測定、除染等については、記録用紙もなく、一部の町民にシンチュレーション・サーベイメータを当てただけだった。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。



## 原子力災害対策特別措置法とはどのようなものですか。

(株) JCOウラン加工工場臨界事故における原子力防災対策への教訓として、

- ・ 初期動作などにおける国、自治体の連携強化の必要性
- ・ 原子力災害の特殊性（注）に応じた国の緊急時対応体制の強化の必要性

注：

(1) 五感に感じられない放射能汚染等について迅速に広域的措置を講ずることが必要

(2) 災害対応を実効的に行うための特別な訓練や装備、専門家の助言が必要

(3) 災害の拡大防止のためには、事故の原因者であり、また発生した施設について熟知する事業者の責務の明確化が不可欠

・ 原子力事業者の防災対策上の責務の明確化の必要性が指摘され、現行の災害対策基本法の特別法として、原子力災害対策特別措置法が制定されました。この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするものです。迅速な初期動作の確保

- ・ 原子力事業者からの一定の事象が生じた場合の通報の義務付け。
- ・ 事象の推移に応じて、あらかじめ定められた事象に至った場合には、主務大臣は内閣総理大臣へ報告。内閣総理大臣の「原子力緊急事態宣言」の実施及び自らを本部長とする「原子力災害対策本部」の設置。
- ・ 現地オフサイトセンターへの「原子力災害現地対策本部」の設置及び地方公共団体等と「原子力災害合同対策協議会」を組織。

国と地方公共団体との有機的な連携の確保

- ・ 平時からの原子力防災専門官の現地駐在。
- ・ オフサイトセンターへの原子力災害合同対策協議会の組織。
- ・ 国が作成する計画に基づく、原子力総合防災訓練の実施。

国の緊急時対応体制の強化

- ・ 原子力災害対策本部長に対する関係機関の長や原子力事業者への必要な指示を行うための権限の付与。
- ・ 原子力災害対策本部長への自衛隊派遣の要請権限の付与。
- ・ 原子力災害対策本部長の主要な権限が委任されている現地対策本部長の、現地における実質的な責任者としての関与

**評価：**本件において、「国と地方公共団体との有機的な連携の確保」等について、全く行っていない。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

#### 国と地方公共団体との有機的な連携の確保

- ・ 平時からの原子力防災専門官の現地駐在。
- ・ オフサイトセンターへの原子力災害合同対策協議会の組織。
- ・ 国が作成する計画に基づく、原子力総合防災訓練の実施。

#### 国の緊急時対応体制の強化

- ・ 原子力災害対策本部長に対する関係機関の長や原子力事業者への必要な指示を行うための権限の付与。
- ・ 原子力災害対策本部長への自衛隊派遣の要請権限の付与。
- ・ 原子力災害対策本部長の主要な権限が委任されている現地対策本部長の、現地における実質的な責任者としての関係機関との調整や指示。

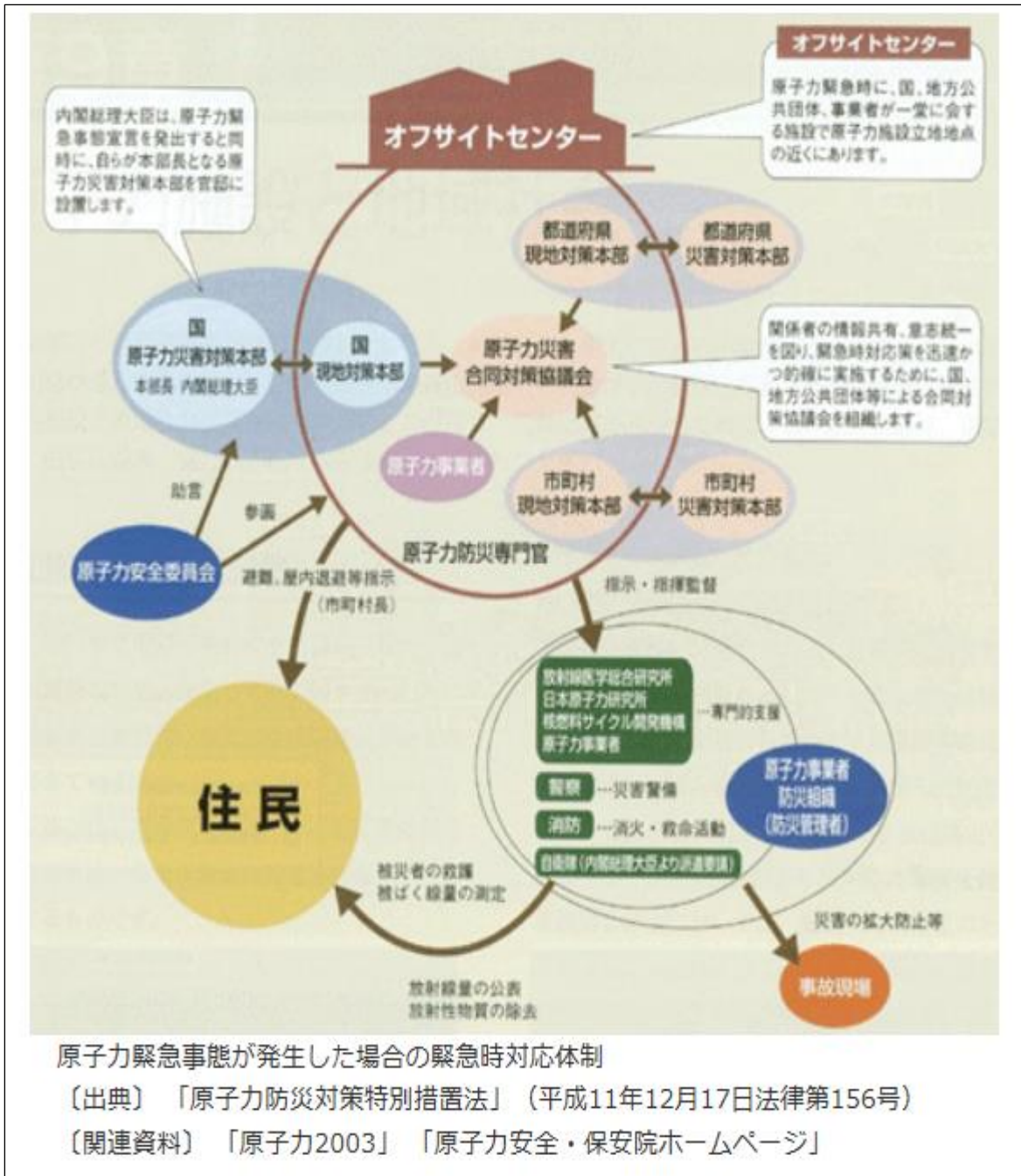
#### 原子力事業者の責任の明確化

- ・ 原子力事業者に対する原子力事業者防災業務計画の作成の義務付け。
- ・ 原子力防災要員及び原子力防災資機材を備えた原子力防災組織の設置。
- ・ 原子力事業所ごとの原子力防災管理者等の選任。
- ・ 関係者への通報を確実にするための放射線測定設備の設置。

(注) オフサイトセンター：緊急時に国、自治体は原子力災害合同対策協議会を組織し、情報の共有や連携した緊急時対応を行う場所として、原子力事業所ごとにあらかじめ施設を指定しておくこととし、この施設のことを「緊急事態対応対策拠点施設」、一般に「オフサイトセンター」と呼んでいます。

**評価:** 国の役目は上記にしっかり記されている。しかし、記されていることは、実施されていない。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。



**評価：**上記には、緊急時の体制が記されている。しかし、実施されていない。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。



## 原子力防災に関する組織体制はどのようになっていますか。

国、地方公共団体、原子力事業者の防災に関する組織体制は次のとおりです。

### 原子力災害対策本部

(1) 事業者から異常な水準の放射線量の検出又は原子力緊急事態の発生を示す事象が生じた等の報告を受けたとき、内閣総理大臣は、直ちに原子力緊急事態宣言（原子力緊急事態が発生したこと、緊急事態応急対策実施区域や原子力緊急事態の概要等の公示）をする。

内閣総理大臣は、関係市町村長及び都道府県知事に対し避難又は屋内退避の勧告又は指示を行う。

(2) 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたとき、緊急事態応急対策を推進するため、原子力災害対策本部を設置する。原子力災害対策本部は、内閣総理大臣を本部長、主務大臣を副本部長とし、主務大臣、内閣危機管理監並びに副大臣又は関係する指定行政機関の長によって構成される。

あらかじめ指定された緊急事態応急対策拠点施設（ワサイトセンター）に原子力災害現地対策本部を設置する。

原子力災害対策本部は、緊急事態応急対策実施区域において各機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する緊急事態応急対策の総合調整を行う。

#### 原子力災害対策本部長の権限

- ・主務大臣に法に基づく応急措置命令を発することを指示
- ・指定行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者に対する指示
- ・防衛庁長官に対し自衛隊の派遣を要請
- ・原子力安全委員会の意見を聴いて緊急事態応急対策実施区域を変更
- ・原子力安全委員会に対し、緊急事態応急対策の実施に関する技術的事項について必要な助言を求める

### 自治体災害対策本部

(1) 原子力事業者から異常な水準の放射線量の検出又は原子力緊急事態の発生を示す事象が生じた等の通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、主務大臣に対し、事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

(2) 原子力緊急事態宣言があったときは、緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県知事及び市町村長は災害対策本部を設置する。

### 原子力災害合同対策協議会

(1) 原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害現地対策本部並びに都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点（ワサイトセンター）に原子力災害合同対策協議会を組織する。原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者で構成する。

**評価：**全部実施されていない。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければな

らない（本書 30 頁解説）。

#### 原子力事業者防災組織

(1) 原子力事業者は、原子力事業所ごとに、原子力事業者防災業務計画を作成する。

(2) 原子力事業者は、原子力事業所ごとに、原子力防災組織を設置する。原子力防災組織は、原子力事業者防災計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。

(3) 原子力事業者は、原子力事業所ごとに、原子力防災管理者を選任し、原子力防災組織を統轄させる。

(4) 原子力防災管理者は、異常な水準の放射線量の検出又は原子力緊急事態の発生を示す事象が生じた等の通報を受け、又は自ら発見したときは、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に通報する。

(5) 原子力事業者は、原子力事業所内に通報を行うために必要な放射線測定設備を設置、維持する。原子力事業者は、原子力防災組織に、その業務を行うために必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え、保守点検する。

〔出典〕 「原子力災害対策特別措置法」（平成11年12月17日法律第156号）

**評価：** 実態は不明瞭で判断ができない。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。



## 緊急事態の判断基準はどのようになっていますか。

原子力災害対特別措置法では、原子力事業者に、国及び自治体への“一定の事象発生時の通報”を義務付けています。また、内閣総理大臣は、主務大臣からの報告を受け“原子力緊急事態宣言”を発出し、緊急事態応急対策実施区域や原子力緊急事態の概要を公示、関係市町村長等に避難等につき指示することとなっています。異常事態発生の際の通報基準及び緊急事態判断基準 次のいずれかに該当する場合、原子力事業者は、国、都道府県知事及び市町村長等に異常事態として迅速に通報するとともに、周辺住民等への影響に関する情報の把握や原子力災害の発生又は拡大防止のために必要な応急措置を実施し、さらに、事故の経過を的確にこれらの機関に連絡しなければなりません。

- ・ 原子力事業所の境界付近において、1地点で継続して10分以上毎時5マイクロシーベルト以上、又は2地点以上で同時に毎時5マイクロシーベルト以上の空間放射線量率が検出される（ガンマ線が毎時1マイクロシーベルト以上の場合、中性子線も測定し、それらの合計の線量が毎時5マイクロシーベルト以上。なお、落雷によるものを除く）

- ・ 排気筒等通常時に施設の外部に放射性物質の放出が行われる場所において、拡散した後の放射能水準が、境界付近において毎時5マイクロシーベルト以上に相当（累積放出量で管理している場合には、一事象により50マイクロシーベルト以上に相当）するような放射性物質が放出される

- ・ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生に起因して、閉じ込め機能の異常が発生した場合であって、管理区域外の場所で、毎時50マイクロシーベルト以上の空間放射線量率が検出される、又は毎時5マイクロシーベルト以上に相当するような放射性物質が放出される

- ・ 原子力事業所外運搬中に事故が生じ、輸送容器から1m離れた地点で毎時100マイクロシーベルト以上の空間放射線量率が検出される又は放射性物質が漏洩する

- ・ 原子炉以外で臨界状態が発生する又はその蓋然性が高い状態にある
- ・ 原子力施設の特徴を踏まえた個別の事象であって、軽水炉において制御棒の挿入による原子炉の停止ができない等 次のいずれかに該当する場合、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出します。

- ・ 原子力事業所の境界付近において、1地点で継続して10分以上毎時500マイクロシーベルト以上、又は2地点以上で同時に毎時500マイクロシーベルト以上の空間放射線量率が検出される（ガンマ線が毎時5マイクロシーベルト以上の場合、中性子線も測定し、それらの合計の線量が毎時500マイクロシーベルト以上。なお、落雷によるものを除く）

- ・ 排気筒等通常時に施設の外部に放射性物質の放出が行われる場所において、拡散した後の放射能水準が、原子力事業所の境界付近において毎時500マイクロシーベルト以上に相当（累積放出量で管理している場合には、一事象により5ミリシーベルト以上に相当）するような放射性物質が放出される

- ・ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生に起因して、閉じ込め機能の異常が発生した場合であって、管理区域外の場所で、毎時5ミリシーベルト以上の空間放射線量率検出される、又は毎時500マイクロシーベルト以上に相当するような放射性物質が放出される

**評価：**こんなに詳しく数値化されていたが、だれが測定し、だれに伝えたのか不明である。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

・ 原子力事業所外運搬中に事故が生じ、輸送容器から1m離れた地点で毎時10ミリシーベルト以上の空間放射線量率が検出される又は放射性物質が漏えいする

・ 臨界事故が発生する

・ 原子力施設の特性を踏まえた個別の事象であって、軽水炉においてホウ酸水を注入する等の操作によっても原子炉の停止ができない

等

〔出典〕 「原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）」（昭和55年6月決定、平成15年7月改訂）

「原子力災害対策特別措置法施行令」（平成12年4月5日政令第195号）

**評価外** 本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

## 防災対策を重点的に充実すべき地域はどの範囲ですか。

### 地域の範囲の考え方

原子力施設において、放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、緊急に講ずべき応急対策は、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置です。原子力施設からの放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響を与えるまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の地形、住民の居住状況等により異なり、発生した具体的事態に応じて臨機応変に対処する必要があります。その際、限られた時間を有効に活用し、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせつつ「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ: Emergency Planning Zone)を定めておき、そこに重点を置いて原子力防災に特有な対策を講じておくことが重要です。この範囲で実施しておくべき対策としては、例えば、周辺住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時環境放射線モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等が挙げられます。原子力施設からの放射性物質又は放射線の影響は、放出源からの距離が増大するにつれ著しく減少することから、EPZをさらに拡大したとしても、それによって得られる効果は僅かなものとなります。また、EPZ内においても、施設からの距離に応じて、施設に近い区域に重点を置いて対策を講じておくことが重要です。なお、放射性物質によって汚染された飲食物の摂取による内部被ばくの影響については、飲食物の流通形態によってはかなりの広範囲に及ぶ可能性も考えられますが、飲食物の摂取制限等の措置は、原子力施設からの放射線や放射性プルームによる被ばくへの対応措置とは異なって、かなりの時間的余裕を持って講ずることができるものと考えられます。

### 地域の範囲の選定

EPZのめやすは、原子力施設において十分な安全対策がなされているにもかかわらず、あえて技術的に起こり得ないような事態までを仮定し、十分な余裕を持って原子力施設からの距離を定めたものです。具体的には、施設の安全審査において現実には起こり得ないとされる仮想事故等の際の放出量を相当程度上回る放射性物質の量が放出されても、この範囲の外側では屋内退避や避難等の防護措置は必要がないこと等を確認し、また過去の重大な事故、例えば我が国のジェー・シー・オー(JCO)東海事業所ウラン加工工場の臨界事故や、米国のTMI原子力発電所事故との関係も検討を行いました。この結果、EPZのめやすとして、表に示す各原子力事業所の種類に応じた距離を用いることとしています。

### 原子力施設の種類に応じたEPZ

施設の種類	EPZのめやすの距離(半径)
原子力発電所、研究開発段階にある原子炉施設及び50MWを超える試験研究用原子炉施設	約8~10 km

評価：こんなに、詳しく決められていたのに、実施していない。

官邸が避難範囲を決めることなど、どこにも記されていない。臨機応変とあることに注目しなければならない。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生



命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

## 通報基準に相当する事象の発生への原子力事業者、国及び地方自治体の対応はどのようになっていますか。

通報基準に該当する事象が発生した場合の対応

### 原子力事業者の対応

原子力事業者は、国、都道府県知事及び市町村長等に異常事態として迅速に通報するとともに、周辺住民等への影響に関する情報の把握や原子力災害の発生又は拡大防止のために必要な応急措置を実施し、さらに、事故の経過を的確にこれらの機関に連絡します。原子力事業者においては、原子力災害対策特別措置法に基づきあらかじめ作成された原子力防災業務計画に従い、防災組織により、事故拡大防止のための事業所内の応急処置、復旧対策等、その影響を最小限に抑えるための対策が実施されるのは、言うまでもありません。事業所内では、応急処置とともに放射線の影響範囲を確定し、作業員の安全確保のための立入り制限や汚染区域の指示及び汚染除去などの活動が迅速に実施されます。同時に地方公共団体等の防災活動が円滑かつ有効に行われるよう、発電所内の状況を国や地方公共団体などの関係機関へ迅速に連し、説明等を行います。さらに発電所外における緊急時モニタリング活動に対しても、国や地方公共団体の要請に応じて協力します。

### 国の対応

国は、原子力防災専門官等を通じて原子力事業所における事故情報等を迅速に収集するとともに、職員や日本原子力研究所等の専門家を現地に派遣します。また、事故の進展状況に応じて、関係省庁間での事故対策連絡会議を開催するなどにより関係者間での情報の共有化を図りつつ、対応策について検討を行うなど警戒態勢を整えます。

### 地方公共団体の対応

都道府県及び市町村は、原子力防災専門官の協力も得つつ情報収集を行い、事故の進展状況に応じて警戒態勢を整えます。また、周辺への影響の把握という観点から、平常時のモニタリングを強化するとともに、緊急時モニタリングの準備を開始します。

なお、この段階は、あくまで原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な準備の段階であり、関係機関においては、住民に無用な不安、混乱を与えることがないように、適切に対応することが重要です。また、初期段階における現地対応として、原子力防災専門官の役割は重要であり、あらかじめ業務内容等について定めています。

〔出典〕「原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）」（昭和55年6月決定、平成15年7月改訂）

「原子力災害対策特別措置法」（平成11年12月17日法律第156号）

**評価：**本件では、原子力防災専門官の所在が不明で、全く、なにも実施されていない。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先し

て国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

## 原子力緊急事態への原子力事業者、国及び地方自治体の対応はどのようになっていますか。

### 原子力緊急事態への対応

#### 原子力事業者の対応

原子力事業者は、国、都道府県知事及び市町村長等に緊急事態として迅速に通報するとともに、原子力災害の発生又は拡大の防止のために緊急事態応急措置を実施します。

#### 国及び地方公共団体の対応

国は、原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部を設置するとともに、地方公共団体でも災害対策本部を設置し、応急対策を実施します。その際、オフサイトセンター内に、国の現地対策本部、都道府県及び市町村の現地対策本部等からなる原子力災害合同対策協議会を組織して、情報を共有しつつ、連携して応急対策を実施し、周辺住民等への放射線の影響をできるだけ低減化するとともに、無用な不安、混乱を与えることがないように、適切に対応します。

#### 原子力緊急事態の判断基準等に関する留意事項

国が原子力災害対策本部を立ち上げる基準には、原子力事業所の境界付近における異常な空間放射線量率と、施設内の異常な事象の双方があり、現実的には境界付近の異常な空間放射線量率よりも施設内の異常な事象の発生が先に検知されることが想定されます。この観点からも、原子力事業者は、施設内の異常な事象を確実に検知し、迅速に通報することが必要です。原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力防災管理者を選任するとともに、あらかじめ作成された原子力防災業務計画に基づき平常時から防災体制を整え、職員に対する防災教育の実施、防災関係資料、機器、施設の整備等を行っています。また、防災訓練、機器の取扱い訓練、点検整備等も実施しています。

#### 原子力防災訓練

住民の皆様にもご協力いただき、国・県・市町村、防災関係機関では、万一の緊急事態発生時に的確な対応がとれるよう、原子力防災訓練を実施しています。原子力災害対策特別措置法が平成11年12月に制定され、平成12年6月に施行されたのを受け、原子力総合防災訓練が実施されるようになりました。施行前の平成12年3月23日（土曜日）に日本原子力発電（株）敦賀発電所（2号機）を対象原子力事業所として原子力総合防災訓練が実施され、施行後の平成12年10月28日（土曜日）に第1回目の原子力総合防災訓練が中国電力（株）島根原子力発電所（2号機）を対象に実施されました。以後、毎年次に示すとおり実施されています。

**評価：**本件事故では、国の姿がみえなかった。上記については、防災訓練の経験が全く実行されなかったため、多くの町民らは、無用な被ばく被害を受けてしまった。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国

民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

### 緊急時に原子力発電所はどのような対応をしますか。

原子力発電所等を運営する電気事業者は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力防災管理者を置くとともに、あらかじめ原子力事業者防災業務計画を作成し、関係機関との協力、防災に寄与する責任をもっています。このため、電気事業者は防災業務計画に基づき平常時から原子力防災組織を設置し、職員に対する防災教育の実施、防災関係資料、機器、施設の整備等を行っています。また、防災訓練、機器の取扱い訓練、点検整備等も実施しています。原子力発電所において、万一放射性物質又は放射線の異常な放出が発生する恐れが生じた場合、事業者は、これらの状況を国及び地方自治体に迅速に通報します。同時に、発電所に対策本部を設置して、事故の拡大防止のための応急措置、復旧対策等、その影響を最小限に食い止めるための対を実施します。発電所内では、応急処置とともに放射線の影響範囲を確定し、作業員の安全確保のための立入り制限や汚染区域の指示及び汚染除去などの活動が迅速に実施されます。同時に地方公共団体等の防災活動が円滑かつ有効に行われるよう、発電所内の状況を国や地方公共団体などの関係機関へ迅速に連絡し、説明等を行います。さらに発電所外における緊急時モニタリング活動に対しても、国や地方公共団体の要請に応じて協力します。

〔出典〕 「原子力災害対策特別措置法」（平成11年12月17日法律第156号）

**評価：**事故直後に、東京電力の広報部の社員 2 名が役場に来ていたが、彼らから発電所の状況を告げられることはなかった。このため、被告東電から緊急時の住民避難につなげられることはなかった。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。



## 地方公共団体は原子力防災活動としてどのようなことを行いますか。

地方公共団体はそれぞれ、災害対策基本法に基づいていろいろな災害に対する地域防災計画を策定しています。原子力発電所が立地されている地方公共団体ではその一環として原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力防災計画を策定し、あらかじめ緊急時の体制や防災活動等の分担、具体的な実施方法を定めています。地方公共団体では万一原子力発電所で事故が起こったという通報を受けると、道府県知事は、国の指示・指導又は助言をもとに、災害対策本部を設置します。災害対策本部は、知事を本部長に各部局長や課長等で迅速に組織され、緊急時体制に入ります。市町村においても同様に災害対策本部を設置し、緊急時体制に入ります。あらかじめ定められた緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に都道府県及び市町村の現地対策本部を設置し、国の現地対策本部と原子力災害合同対策協議会を組織し、国の専門家の指導・助言を得て、モニタリング結果などに基づく必要な対策を検討します。検討結果は関係各機関に指示され、各種対策を実施するとともに、必要に応じて適切に地域住民に知らせます。緊急時における活動は、大きく分けると5項目になります。

### (1) 周辺住民に対する広報及び指示等の伝達

周辺地域の状況、住民の対応方法等に関する情報は、テレビ、ラジオ等で知らせるほか、防災行政無線、広報車など複数の伝達手段を用いて広報します。なお、市町村の広報は、都道府県現地災害対策本部の指示・指導に基づいて行われます。

### (2) 緊急時環境放射線モニタリングの実施

発電所等周辺に設置されたモニタリングステーションによる連続測定並びに緊急時モニタリング要員による周辺地域の詳細な測定及び評価により状況を把握するとともに、SPEEDIネットワークシステムによる影響予測情報を入手し、防護対策を行います。

### (3) 住民の屋内退避、避難

モニタリングの評価結果や影響予測等から屋内退避、避難の措置をとることが必要になった場合には、避難又は屋内退避の区域の設定、避難先の決定や誘導を地域防災計画に基づいて実施します。

### (4) 飲食物の摂取制限等

放射性物質を含む飲食物の摂取にともなう地域住民の内部被ばくを防止するために、都道府県は、緊急時モニタリング結果及びその評価に基づき、必要と認められた場合には、特定の飲食物の集出荷及び飲食を制限することを市町村へ指示するとともに、住民に広報、伝達します。

### (5) 緊急時医療措置

都道府県の現地対策本部に医療班が組織され、救護班や診断班とともに住民の診断・医療にあたります。

〔出典〕「原子力災害対策特別措置法」（平成11年12月17日法律第156号）

**評価：**双葉町災害対策本部は防災訓練で、(2)、(5)を除く(1)、(3)、(4)を実施していたが、本件では、(1)と(3)は、情報が阻まれたまま行った。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

### 緊急時に国はどのような対応を取りますか。

原子力災害対策特別措置法では、原子力事業者に異常事態の通報を義務付け、通報を受けた主務大臣は、その影響が周辺に及ぶ恐れがあり緊急事態が発生したと認める場合には、直ちに内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣は「原子力緊急事態」を宣言するとともに、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置し、緊密な連携の下に迅速な所要の対策を講じます。また、場合によっては自衛隊に対する派遣要請を行います。現地では、あらかじめ指定された緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に原子力災害現地対策本部を設置し、地方公共団体の現地対策本部等と原子力災害合同対策協議会を組織し、情報交換や緊急事態応急対策の相互協力を行います。また、現地に駐在する原子力防災専門官は、異常事態の状況把握のための情報収集等の初期活動を開始するとともに、災害対策における必要な指示を行います。経済産業省では、原子力緊急事態が発生した場合には、原子力安全・保安院に開設されている「緊急時対応センター」に国の原子力災害対策本部の事務局を設置し、関連する行政機関、公共機関、原子力事業者等が実施する緊急事態応急対策の総合調整、本部長が実施する関係者の指示や調整などについて、必要な事務処理を行います。原子力安全委員会は、緊急技術助言組織を設置して、国に対し技術的助言を行います。緊急技術助言組織は、緊急時において原子力安全委員会委員長が招集し、専門的、技術的側面から災害応急対策を検討し、災害対策基本法に定める指定行政機関の長などに対し、必要な助言を行います。国はこの技術的助言を得て、災害応急対策を実施する地方公共団体等に対し、的確な指示、指導又は助言を行います。

〔出典〕「原子力災害対策特別措置法」（平成11年12月17日法律第156号）

**評価：**何をやったのか、国に証拠を示してもらいたい。原告（双葉町災害対策本部長）は、何も確認していない。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。



## 緊急時対応センターとは何ですか。

経済産業省では、原子力防災体制の強化を図る目的で、原子力発電所などの施設で緊急事態が発生した場合に活動の拠点となる場所として、原子力安全・保安院に「緊急時対応センター」を設置しています。

万一原子力事業所から原子力災害対策特別措置法（原災法）の第10条による異常事態の通報があると、緊急時対応センターに経済産業省の原子力災害警戒本部が設置されます。さらに、原子力緊急事態に該当すると認識されると、この原子力災害警戒本部は経済産業省の原子力災害対策本部となります。経済産業省原子力災害対策本部長を経済産業大臣が務め、事務局長は原子力安全・保安院長が務めます。

なお、これとは別に、原災法の第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出されると、首相官邸に政府の原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣、事務局長：原子力安全・保安院長が兼務）が設置され、緊急時対応センターにある経済産業省の原子力災害対策本部は、政府の原子力災害対策本部の事務局の一部として機能します。

関連する行政機関、公共機関、原子力事業者等が実施する緊急事態応急対策の総合調整、本部長が行う関係者への指示や調整などについて、必要な事務処理を行うために、総括班、プラント班、放射線班、住民安全班、医療班及び広報班の6班が設置され、原子力安全・保安院の職員がこれらの班の事務を分担し実施します。

緊急時対応センターの会議を行うスペースには、大画面モニターやホワイトボードが置かれ、また、通信設備としては、各オフサイトセンターとの間の専用電話回線を始めとする電話回線、ファクシミリ、テレビ会議システムが設置されています。

さらに、原子力災害対策本部における検討を助けるため、発電所等の状況を迅速、的確に把握するとともに、その後の原子炉の状況を予測して災害対策を支援する「緊急時対策支援システム（ERSS）」及び放射性物質の拡散等の影響を予測する「緊急時迅速放射能影響予測（SPEEDI）ネットワークシステム」の端末が配備されています。

**評価：**原告には、危機的情報が閉ざされていたので、何が実施されたのか全くわからない。これは政府が侵した不作為というべき現象だ。

平成21年2月 総務省が行った調査報告書「原子力の防災業務に関する行政評価・監視結果報告書（第二次）」には、原災法の定めが詳しく述べられている。

（後述する）

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書30頁解説）。



経済産業省原子力安全・保安院内の緊急時対応センター（平成13年度原子力総合防災訓練）  
〔出典〕「原子力2004」（経済産業省 資源エネルギー庁編集 パンフレット）  
〔関連資料〕「原子力安全・保安院ホームページ オフサイトセンター」  
[/archive/nisa/archive/bousai2/taisei/index\\_ofc-02.htm](http://archive/nisa/archive/bousai2/taisei/index_ofc-02.htm)

**評価：**上記は平成 13 年度の写真

平成 20 年度・平成 22 年度には、福島第一原子力発電所の事故を想定して、このように訓練を行っていた。本件では、このように行ったのか、未だ公表されていない。

どのようなことがあっても、合同対策協議会に係る組織体制、会議記録、実施した記録等を政府は公表しなければならない。

事故時には最重要な組織だったが実態は不明で、双葉町災害対策本部と事故対応について、共有していなかったことは事実なので、ウソをつくことは許せない。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

## オフサイトセンターとは何ですか。

オフサイトセンターとは、原子力緊急事態が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や都道府県及び市町村の現地災害対策本部など関係機関が、原子力災害合同対策協議会を組織し、情報を共有しながら、連携の取れた応急対策を講じていくための拠点となる「緊急事態応急対策拠点施設」で、原子力事業所ごとに予め指定されています。オフサイトセンターにおいては、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に職員を配置することにより、継続的に必要な情報を集約、共有し、国の現地対策本部長が主導的に、それぞれが行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うことにより、連携の取れた対策の拠点として機能するとともに、周辺住民や報道関係者等に、整理された情報を適切に提供していくこととなります。さらに、オフサイトセンターは、緊急事態の際に迅速に使用できるよう、平常時から、原子力防災専門官による活用、防災資料の管理、通信機器等のメンテナンスなどを行うとともに、当該施設を活用した防災関係者の連絡会や防災訓練での利用が図られます。

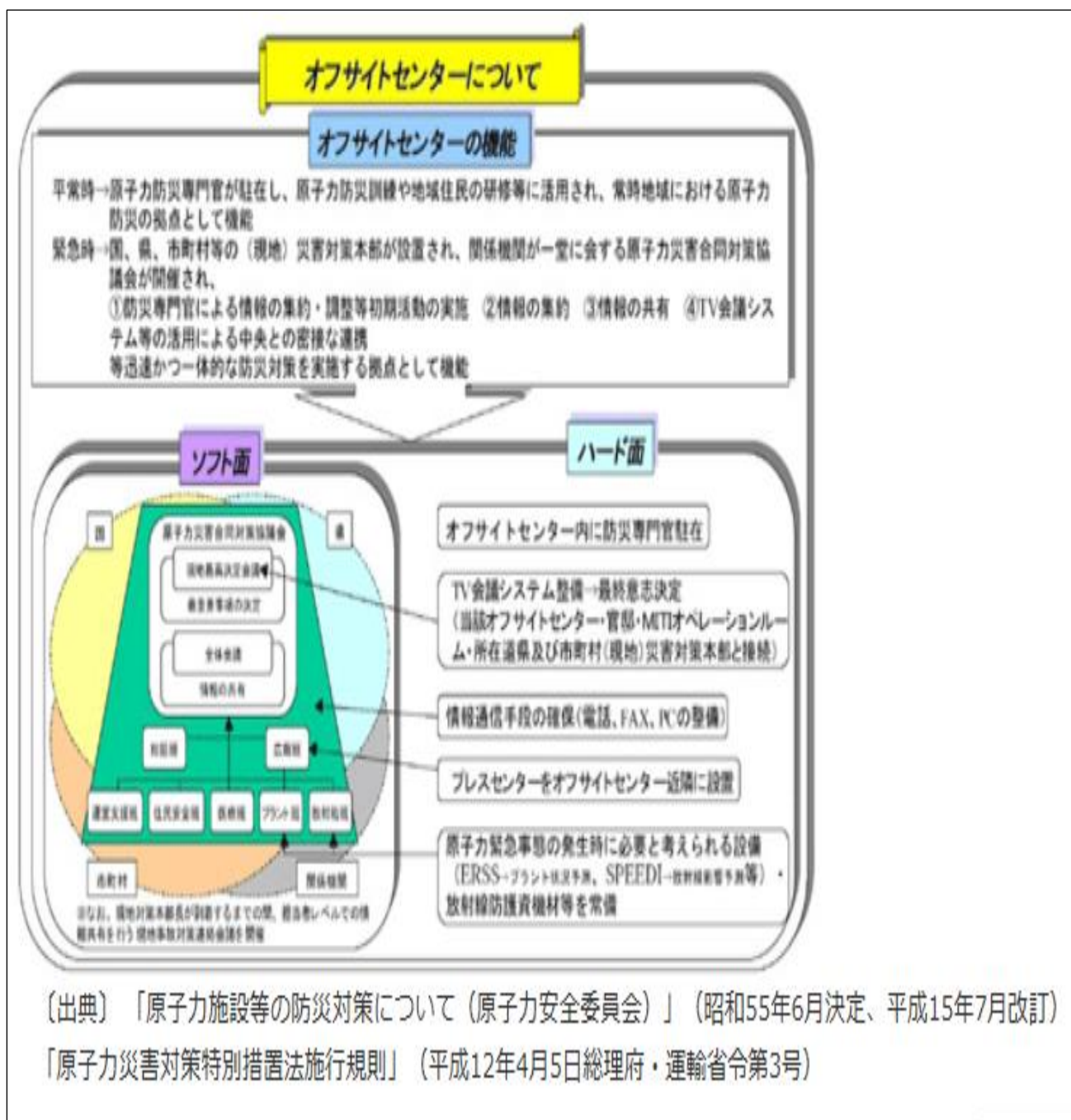
### 緊急事態応急対策拠点施設の要件

- ・ 原子力事業所から20km未満の距離にあること
- ・ 道路、ヘリポート等の原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者が参集するために必要な交通手段が確保できること
- ・ 電話、ファクシミリその他の必要な通信設備を備えていること
- ・ 法により設置される放射線測定設備その他の放射線測定設備、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報を収集する設備を備えていること
- ・ 原子力災害合同対策協議会を設置する場所を含め床面積の合計が800平方メートル以上であること
- ・ 原子力防災専門官の事務室を備えていること
- ・ 原子力災害時の施設内における被ばく放射線量を低減するため、コンクリート壁の設置、換気設備の設置その他の必要な措置が講じられていること
- ・ 人体又は作業衣、履物等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の除去に必要な設備を備えていること
- ・ 報道のために必要な広さの区画を敷地内又はその近傍に有していること
- ・ 施設設備の維持管理に関する責任の範囲が適正かつ明確であること
- ・ 原子力事業者から提出された資料を保管する設備を有していること
- ・ 緊急事態応急対策拠点施設が使用できない場合において、緊急事態応急対策の実施に必要な交通手段が確保され、かつ、必要な通信設備を備えた十分な広さを有し代替することができる施設が当該緊急事態応急対策拠点施設からの移動が可能な場所に存在すること

**評価：**オフサイトセンターの目的と使命が記されている。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を



守らなければならない（本書 30 頁解説）。



**評価：**全く実施されていない。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

## 緊急時対策支援システム（ERSS）とは、どのようなものですか。

一般的に、原子力発電所の事故の発生から災害対応を要する事態に進展するまでには、ある程度の時間経過があるものと考えられています。国は緊急事態にいたる以前の段階から事故の進展状態を継続的に監視し、予測結果等に基づいて予め必要な対応の準備を行い、緊急事態に至った場合には直ちに原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するなどの活動体制を整えます。更に、原子炉施設の状態及び放射線影響の予測等から周辺住民の防護対策について地方自治体に指導、助言、又は指示を行います。この中の事故進展を予測するシステムが緊急時対策支援システム（ERSS:Emergency Response Support System）です。

### システムの全体構成

緊急時対策支援システム（ERSS）は、原子力発電所の万一の事故などの緊急時に、電気事業者から送られてくる情報に基づき、当該原子力発電所の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて現在の施設の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータにより計算して予測するシステムで、「情報収集システム」、「判断・予測支援システム」及び「解析予測システム」から構成されています。

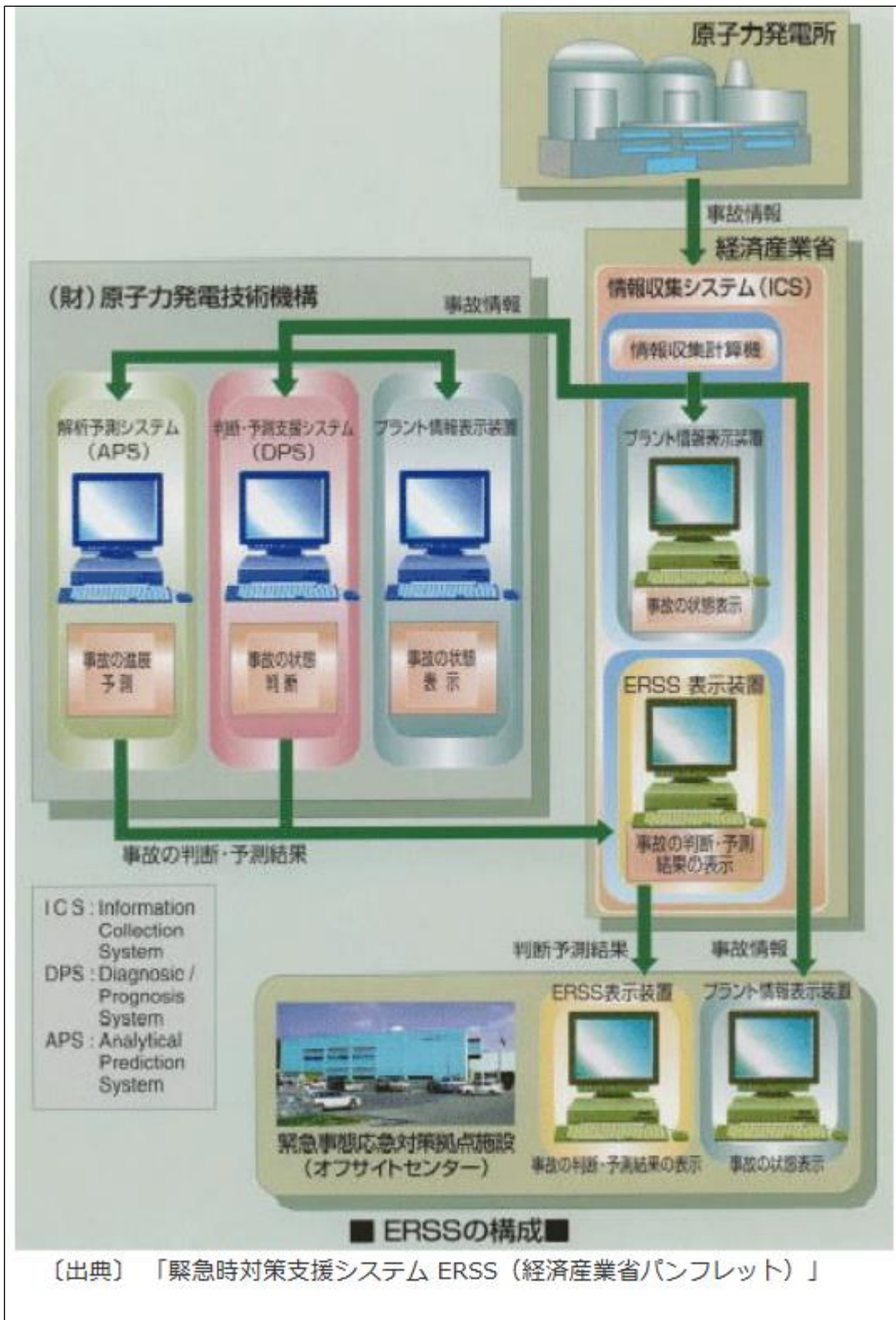
### 各システムの概要

「情報収集システム」は、情報収集計算機及び情報表示装置からなり、緊急時に電気事業者からオンラインで伝送されてくる発電所の情報を一括して収集し、事故の状況を迅速かつ的確に把握できるように、分かりやすい視覚情報として情報表示装置の画面上に表示するもので、経済産業省原子力安全・保安院緊急時対応センター内に設置されています。一方、「判断・予測支援システム」及び「解析予測システム」は、独立行政法人・原子力安全基盤機構に設置され、情報収集システムからの入力情報により専門的なデータベースに基づいて現在の事故状態を判断し、その後の進展をコンピュータにより計算して予測するもので、計算結果を緊急時対応センターの画面表示装置に表示します。

具体的な支援項目は次のとおりです。

- ・ 事故の状況の迅速かつ的確な把握
- ・ 緊急時に該当するか否かの判断
- ・ 異常事象の拡大予測
- ・ 放射性物質の放出予測等影響評価

**評価：実態は不明。実施されていない。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』**なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。



評価：不明。有名無実にして実施されていない。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない (本書 30 頁解説)。



## SPEEDI（スピーディー）ネットワークシステムとは、どのようなものですか。

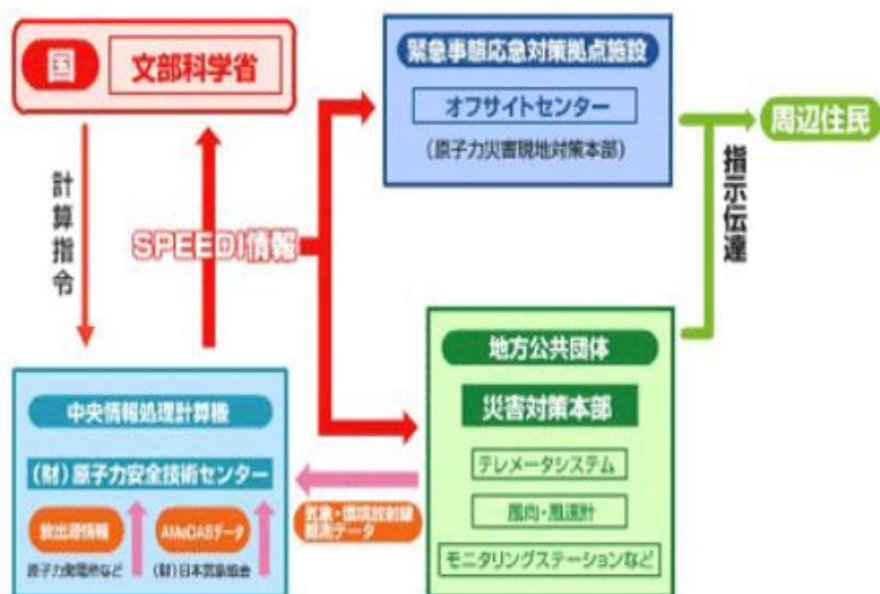
緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDIネットワークシステム: System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information）は、万一、原子力発電所等から大量の放射性物質が放出されるという事態が発生した時、放出源情報をもとに周辺環境における放射性物質の空間濃度・線量等を地形や気象を考慮し迅速に予測するシステムです。

このシステムは、（財）原子力安全技術センターに設置された中央情報処理計算機を中心として、経済産業省原子力安全・保安院緊急時対応センター、原子力発電所などが所在（または隣接）する地方公共団体及び（財）日本気象協会を専用通信回線により結び、平常時には、各地方公共団体のモニタリングステーションからの放射線情報や風向・風速などの気象観測情報を10分毎に、また、（財）日本気象協会からのアメダス情報を1時間毎に受信し、6時間先までの風向、風速を予測計算して緊急時に備えています。

万一、原子力発電所等で事故が発生した場合、予測された風向・風速の結果と放出源情報から、大気中、地表面の放射性物質の濃度計算を行い、更に、この濃度計算の結果から外部被ばく線量等の線量計算を行います。

これらの結果は、原子力発電所を中心とする25km×25kmの地図上の図形出力として、緊急時対応センター及び原子力災害現地対策本部に送られ、防災対策を講じるための重要な情報として活用されます。

## SPEEDIネットワークシステム



〔出典〕 「環境防災Nネットホームページ SPEEDI」

〔関連資料〕 「ATOMICA」

**評価：**この図では、SPEEDI情報は双葉町にも直接伝えられることになってい

たが伝えられていない。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

### 緊急時においては、どのような放射線モニタリングが行われるのですか。

緊急時には、周辺住民の被ばくをできるだけ低減するため、適切な防護対策（屋内退避、避難、飲食物摂取制限等）をとる必要があります。そのため、地方公共団体に設置される災害対策本部は、原子力安全委員会の「緊急時環境放射線モニタリング指針」に基づいて、緊急事態発生直後、速やかに緊急時環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）を実施します。平常時における原子力施設周辺の環境モニタリングは、地方公共団体、原子力施設設置者及び国がそれぞれの役割に応じて実施しています。しかし、原子力発電所等に異常事態が生じ、放射性物質の大量の放出が生ずるか、またはそのおそれのある場合には、災害対策本部に、日本原子力研究開発機構、電気事業者等の専門的支援を受け、モニタリングセンター及び複数のモニタリングチームが組織され、あらかじめ作成されたモニタリング計画に従い緊急時モニタリングを実施します。緊急時モニタリングは、2段階で行われ原子力緊急事態の発生時に迅速に行う第1段階のモニタリングと、周辺環境に対する全般的影響を評価する第2段階のモニタリングを実施します。

#### 【第1段階のモニタリング】

原子力緊急事態の発生直後から速やかに開始されるもので、この結果は、放出源の情報、気象情報及びSPEEDIネットワークシステム等から得られる情報とともに、予測線量の推定に用いられ、これに基づいて防護対策に関する判断がなされることとなります。したがって、この段階においては、何よりも迅速性が必要となり、第2段階で行われる測定ほどの精度は要求されません。第1段階のモニタリングの主要な対象となる放射性物質又は放射線は、原子力施設又は事故の形態に応じて、大気中における放射性的希ガス、ヨウ素、エアロゾル状態のウラン、プルトニウム濃度及び中性子線及びガンマ線の空間線量率並びに環境試料（飲料水、葉菜、原乳等）中の放射性ヨウ素、ウラン又はプルトニウム濃度です。

#### 【第2段階のモニタリング】

第1段階で要求される迅速性より正確さが必要となり、第1段階のモニタリングよりさらに広い地域について、放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行われます。第2段階のモニタリングにおいては、積算線量並びに環境中に放出された人体への被ばく評価に必要な放射性核種が対象となり、空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度及び積算線量を測定、評価します。なお、このモニタリングの結果は、各種防護対策の解除にも用いられるとともに、風評対策にも資するものとなります。

評価：何よりも迅速性と言っているが、実施されていない。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。



下記は、上記の【第一段階のモニタリング】を拡大、強調した

【第一段階のモニタリング】には、『原子力施設又は事故の形態に応じて、大気中における放射性の希ガス、ヨウ素、エアゾル状態のウラン、プルトニウム濃度及び中性子線及びガンマ線の空間線量率並びに環境試料（飲料水、葉菜、原乳等）中の放射性ヨウ素、ウラン又はプルトニウム濃度です。』と記されている。政府災害対策本部は上記の核種ごとの本件事故の実測値を公示しなければならないと上記は語っている。これを語らず、被ばく被害を無いとは言えない。

上記は、非常に大切な記述である。本件事故の最大の隠ぺいは、被ばく隠しなので、上記のような【第一段階のモニタリング】が確実に行われていたら、山下俊一が100ミリシーベルト以下は発症しないという、事実でない言葉を公言できなかった。又、内閣府原子力被災者生活支援チームが20ミリシーベルトという固定した数値をいうことも、避難区域設定及び解除、損害賠償の区域基準を決める根拠を示すことができなかった。

本件事故では、事故発生の3月11日から虚偽が始まっていた。第一にひどいウソをついたのは、何ととっても、原子力保安検査官並びに原子力防災専門官の任務懈怠だった。それに続いたのは、菅直人総理らのウソが続いたことである。

この2つのウソが、巷間に拡散されて、上記の【第一段階のモニタリング】が実施されずに、官邸主導のウソのシナリオが拡散されて、無知な国民を欺いた。

原発事故の特徴は、目に見えない、匂わない放射能に晒されることなので、勢い、緊急時環境放射線モニタリングの早期実施と、素早い公開が求められていた。

しかし、本件事故の場合、緊急時環境放射線モニタリング結果を、多くの国民並びに、発電所周辺自治体及び住民は知らされていない。これは、意図的であり、被ばく被害の予防の原則から言って、原災法の建前から許されることではない。

上記に挙げた原子力安全・保安院の資料中に、【第一段階のモニタリング】が詳しく記されているので、空間線量（率）だけのデータで、被ばく被害の有無を国民に示すことができないことが明らかである。

原告がかねてから、被ばく被害の隠ぺいを非難してきたが、被害の有無を被告らは【第一段階のモニタリング】に基づいたデータを示さない限り、原告の被ばく被害を無いものにはできない。

## モニタリング施設等



モニタリングステーション



モニタリングカー



モニタリングポスト

## 発電所周辺のモニタリングの例



- モニタリングステーション
- モニタリングポスト及びTLDポスト
- ◇ TLDポスト (TLD:熱量光線量計)
- ★ 気象観測所
- ▲ 海水放射能モニタ
- 地方自治体の自動観測局

〔出典〕 「原子力施設等の防災対策について (原子力安全委員会)」 (昭和55年6月決定、平成15年7月改訂)

〔関連資料〕 「原子力2003」、「考えよう、日本のエネルギー (資源エネルギー庁)」

**評価**：不明、活用されていない。福島県庁には、【第一段階のモニタリング】結果を県民に公開する義務がある。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない (本書30頁解説)。

原子力防災のために緊急時体制に入ったとき、住民に対しては誰がどのように連絡や指示を出すのですか。

住民への広報、連絡、指示などは、地方公共団体が行います。原子力発電所で事故が発生し、放射性物質の影響が周辺地域に及ぶか、または及ぶおそれのある事態が発生した場合には、原子力発電所から国と地方公共団体に直ちに通報されるとともに、地方公共団体には国から専門家の分析結果及び指示、助言が送られてきます。道府県の災害対策本部は、それらの情報や自ら行ったモニタリングの結果などから、放射性物質の大量の放出の影響が周辺地域に及ぶおそれがあると判断した場合には、その地域のテレビ、ラジオなどの報道機関に緊急放送を要請し、住民に対して情報の伝達を行います。また、これらの情報は関係市町村にも直ちに伝えられ、サイレン、ケーブルテレビ、有線放送、広報車、消防車の巡回等あらゆる通報手段を使って、的確かつ迅速に住民に知らされます。屋内退避、避難の指示、誘導などもすべて市町村を通じて行われます。また周辺海域へ出漁している漁船や航行中の船舶に対しては、漁業無線を使って避難を呼びかけたり、最寄りの海上保安本部を通して、必要な指示を出してもらうような措置もとります。このように、市町村広報のあらゆる手段を用い、次に掲げる事項について、的確かつ迅速に広報を実施します。

- ・ 異常事態が生じた施設名及び発生時刻
- ・ 異常事態の状況と今後の予想
- ・ 各区域又は集落別の住民のとるべき行動

こうした広報、情報伝達、指示等を行う際には、住民等が性格に理解できる明確な表現を使い、受け手側に誤解を与えないよう、過不足のない表現を用いるとともに、反復継続して行うこととしています。

**評価：**ここでは、重大なことを語っている。「これらの情報は関係市町村にも直ちに伝えられ」が事実で、政府災害対策本部から間を置かずに避難指示が出されて、本件事故で被ばくさせた場合、町民たちから、被ばくの責任の追及を原告に跳ね返っていた。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

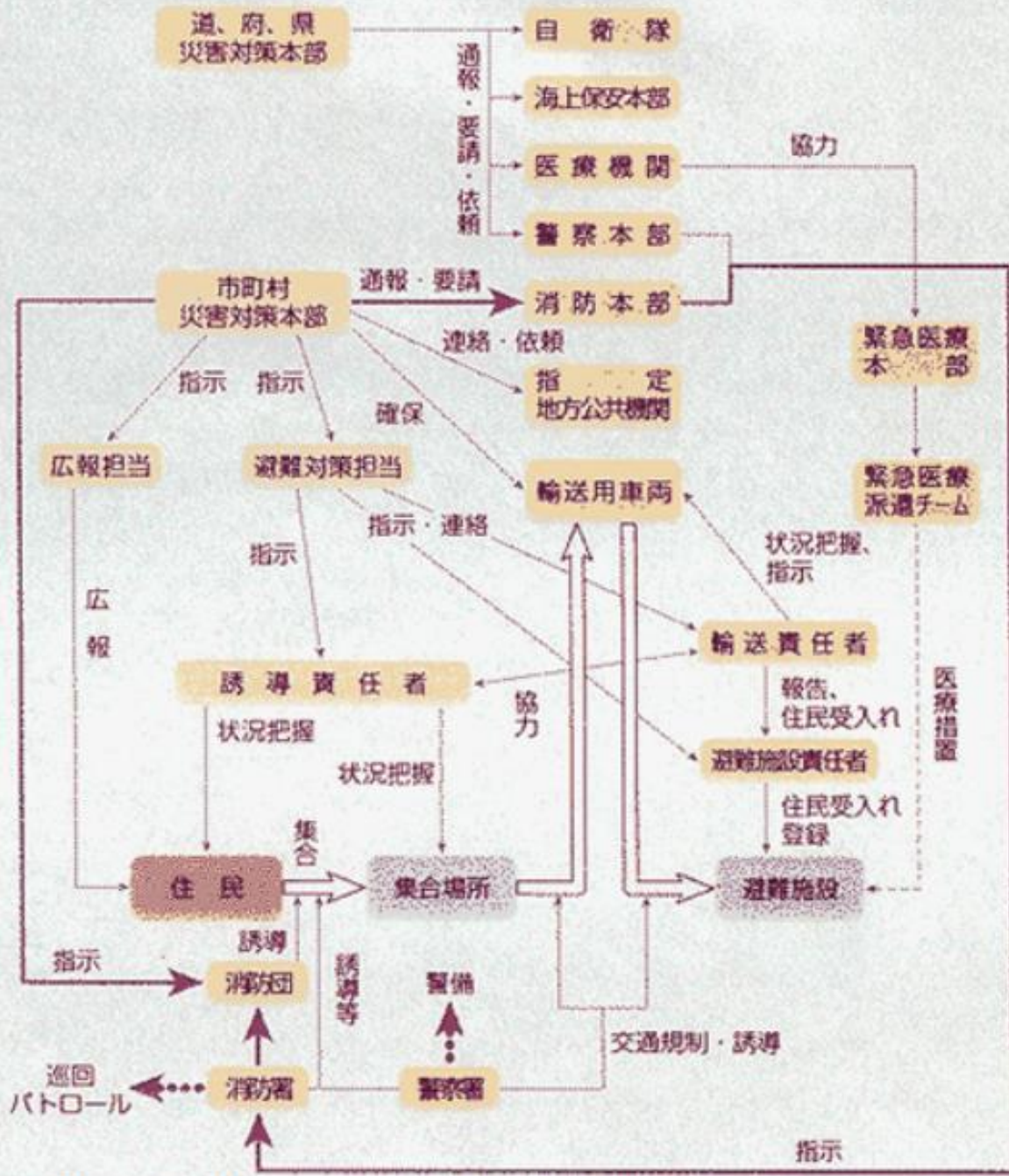
しかし、菅直人の大幅なロスタイムで、上記の決まりのとおりではなくなり、官邸の独裁で、正式な合同対策協議会を開催されていないので、被災住民への適切な情報提供及び対応を全て実施できなかったのは、菅直人の責任である。

したがって、原告は、上記の決まりのとおり、何も実施できなかった責任は、かろうじて免れたのである。



# 避難の指示、伝達

## <避難指示伝達の系統図(例)>



〔出典〕「原子力2004」（経済産業省 資源エネルギー庁編集 パンフレット）

評価：上図は、まさに絵に描いた餅で、このようには実施されていない。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、

身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

### 屋内退避、避難を行うのは、どのようなときですか。

緊急時モニタリングやSPEEDIネットワークシステムによる予測結果などにより、住民が受けると予測される放射線線量が一定のレベルを超えるような場合には、住民の屋内退避、避難を要する地区（防護対策地区）を決定し、関係市町村長に対し、防護対策地区住民を屋内退避、または避難させるよう指示します。その指標は、周辺住民が受けると予測される線量当量に基づいて二つに分けられています。ここでいう屋内退避とは、自宅又は指定された建物の中に入ることを行い、避難とは、現在住んでいるところから一時的に別の地区に移ることをいいます。屋内退避の有効性は建物の遮へい効果、気密性で異なりますが、国際原子力機関（IAEA）の調査によれば、外部全身被ばくに対して、木造建屋で10%、大きなコンクリート建物であれば80%以上が低減されます。また、放射性ヨウ素による甲状腺が受ける線量は、気密性の高い建物で20分の1～70分の1、通常の建物で4分の1～10分の1となります。

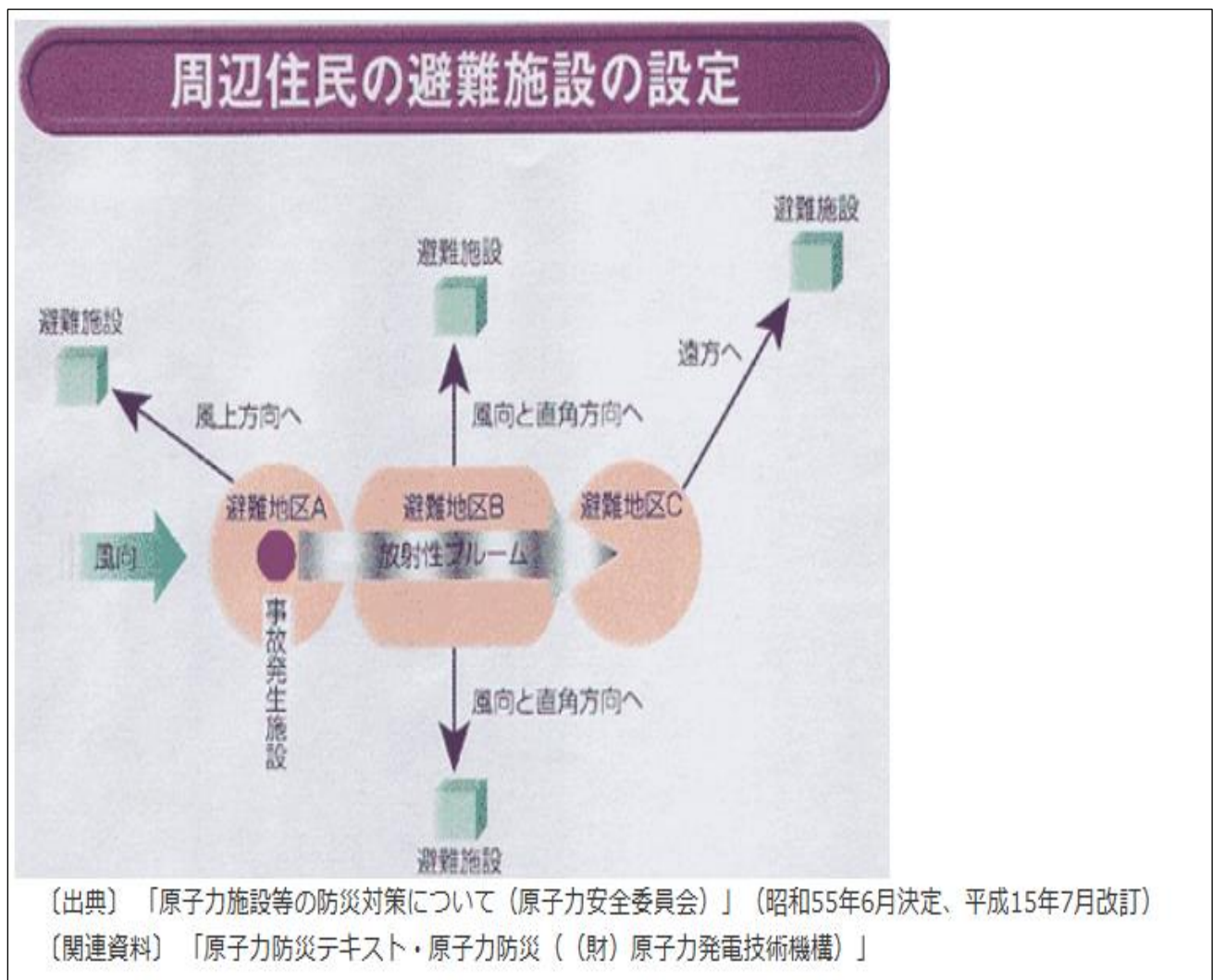
長期間放射性物質の放出が予想され、しかも避難によらなければ放射線を受けることが避けられない場合には、住民に避難の指示が出されることがあります。避難の指示、誘導、輸送等は市町村長の指示によって行われるようになっていきますし、避難場所も確保されています。屋内退避や、避難は、地方公共団体の防災担当者の指示に従って冷静、沈着に行うことが肝要です。

#### 屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：ミリシーベルト）		
外部被ばくによる実効線量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量</li> <li>・ウランによる骨表面又は肺の等価線量</li> <li>・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量</li> </ul>	
10～50	100～500	<p>住民は、自宅等の屋内に退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。</p> <p>ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、または避難すること。</p>
50 以上	500 以上	<p>住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。</p>

**評価：**まるで、原発は事故を起こす機械・装置と決めつけている。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及

び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。



**評価：**事故を起こさなければ、こんな事どうでもよいこと。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。



## 屋内退避、避難の際には、住民はどのようなことに注意しなければならないのですか。

屋内退避や避難の指示が周辺の住民に出される場合、災害対策本部が発表する事故情報や屋内退避、避難の方法・場所等の情報をテレビ、ラジオ、広報車等で放送しますので、落ち着いて係員の指示に従って行動することが最も大切です。屋内退避、避難に関しては、地方公共団体の防災計画で、あらかじめ綿密な計画がたてられています。それぞれの地理的な条件や人口密度、公共施設の配置などによって、その内容も多少違いはありますが、一般的には、屋内退避の場合は市町村防災関係者の指示に従って、自宅又は指定された近くの退避場所に退避します。市町村が指定する退避場所には、公民館や学校など気密性の高い建物、大きなコンクリートの建物が使用され、退避中は、町の広報車や消防・警察の車などが巡回して状況を知らせてくれます。避難の場合は、地域ごとにその指示に従って指定の集合場所に集まり、消防職員や警察官等の誘導でバスなどに乗って避難場所へ向います。携行品などについても指示がありますし、避難場所での食料、飲料水、衣類、寝具などは、災害対策本部が準備しますので心配はいりません。また、ヨウ素剤の投与を指示されることがあります。避難が必要な事態では、周辺に警察、消防などの車が集まり、あるいは自衛隊も応援にかけつけることとなりますので、道路の混雑が予想され、交通規制が行われることとなります。したがって、自家用車などを使ってそれぞれが個人個人で親戚などへ避難しようとする、かえって混乱をひき起こし、二次災害を発生させるおそれがありますので、自家用車は使用しないようにします。避難に必要な車両は市町村がバス会社などの協力で用意し、その道路は警察が優先的に確保してくれます。また、避難者の集合場所では消防職員や警察官等が整理にあたり、老人や子供、病気の、妊婦などを優先的に車に乗せ、付添って行く人も乗車しますので安心して指示に従ってください。

〔出典〕 「原子力施設等の防災対策について昭和55年制定」 （原子力安全委員会編集）

〔関連資料〕 防災ホームページ : <http://www.bousai.go.jp/>

**評価：**本件事故では実施されていない。地震で家屋が壊れていて、密閉できる状況ではなかったのに、当該資料を知らない官邸が、室内環境基準を無視して、屋内退避の指示を発出した。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

## 屋内退避の指示が出された場合の注意事項は何ですか。

屋内にいる人は、外気を屋内に入れないようにするために、ドアや窓を極力隙間が生じないようにして閉じます。換気扇は停止します。屋内空気循環型の家庭用の一般エアコンは使えますが、外気との換気を行う大型事業用エアコン等は停止します。屋外にいる場合は、直ちに屋内に退避します。その場合、空中の放射性微粒子浮遊塵の体内取込みを防止するために、口や鼻を布や衣類で覆うことが大切です。屋内に入ったら、衣類や身体に付着したおそれのある放射性物質を処理します。衣類はそっと脱ぎ、ビニール袋に密封します。外気に触れていた顔、手、鼻の中などをきれいに洗浄し、うがいも行います。テレビ、ラジオや広報車の情報に注意します。外に出る必要がある場合には、

- ・服装は、長袖、長ズボン、手袋、帽子などで極力体を外気に触れないようにします。
- ・厚手のマスクをして、鼻や口をしっかりと覆ってください。

放射線の遮へいの観点からは、一般木造構造の建物よりコンクリート構造の建物の方が効果的です。密閉性の観点からも、一般木造構造建物よりコンクリート構造の建物の方が効果的です。洗浄は、指示があればシャワーで頭髪から全身洗い流せばより効果的です。気密性の観点からは、ドアや窓の目貼りができるればより効果的です。

口及び鼻の保護を行った場合の微粒子に対する除去効率

物質	折りたたみ数	除去効率 (%)
男性用木綿ハンカチーフ	16	94.2
トイレットペーパー	3	91.4
男性用木綿ハンカチーフ	8	88.9
男性用木綿ハンカチーフ	しわくちゃにする	88.1
毛羽の長い浴用タオル	2	85.1
毛羽の長い浴用タオル	1	73.9
モスリンのシーツ	1	72.9
濡れた毛羽の長い浴用タオル	1	70.2
濡れた木綿シャツ	1	65.9
木綿シャツ	2	65.5
濡れた女性用木綿ハンカチーフ	4	63.0
濡れた男性用木綿ハンカチーフ	1	62.5
濡れた木綿衣服	1	56.3
女性用木綿ハンカチーフ	4	55.5
レイヨンスリッパ	1	50.0
木綿衣服	1	47.6
木綿シャツ	1	34.6
男性用木綿ハンカチーフ	1	27.5

避難のときなど、口や鼻を布や衣類で保護すると、微粒子浮遊塵

(エアロゾル1~5マイクロメートル)の吸入を防ぐことができます。

〔出典〕「原子力施設等の防災対策について(原子力安全委員会)」(昭和55年6月決定、平成15年7月改訂)

**評価：**絵に描いた餅で実施されていない。屋内退避は違法である。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない(本書30頁解説)。



## 原子力防災対策が実施されたとき、飲料水や食物の確保はどのようにすればいいのですか。

原子力防災対策が実施されると、直ちに緊急時モニタリングが行われ、安全確認をしていきます。

その結果によって飲食物摂取制限に関する指標以上の濃度のサンプリング試料が採取されると、道府県の災害対策本部が一定地区の住民に対して、屋内にある飲食物以外の摂取を禁止するよう、市町村長に指示します。

ただし、水道水は当分の間は飲めなくなることはありません。

こうした情報は市町村が住民に迅速に知らせますし、ラジオ、テレビ、新聞などの報道機関にも協力を求めて広報を行います。

飲食物の摂取制限が指示されると、市町村ではその地区の住民に対して飲食物の供給を行います。

一方、飲食物摂取制限に関する指標以上の濃度の試料が採取された地区の農林畜水産物は、一般的に、これを収穫したり、出荷することが禁止されます。

モニタリングはその後も実施され続けられますので、分析の結果、安全が確認されれば飲食物の摂取制限は解除されますが、もし指標の放射能濃度を超えている物があるときは、その物を対象に引き続き摂取制限と出荷停止が行われます。

また、流通関係の団体等に対してもこれに協力するよう指示されます。

米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故の際には、周辺地域の飲食物から微量の放射性物質が検出されただけで、摂取制限にはあたりませんでした。

東海村ウラン加工施設臨界事故の場合、敷地境界付近で微量の放射性物質が検出されましたが、農林畜水産物・水質・土壌のいずれについても安全が確認されたため、摂取制限は行われませんでした。

**評価：**本件事故では実施されていない。オフサイトセンターが主導する住民対応を行っていない。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

飲食物摂取制限に関する指標	
対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：ヨウ素131）
飲料水 牛乳・乳製品	300 ベクレル/キログラム以上
野菜類 （根菜、芋類を除く）	2000ベクレル/キログラム以上
対象	放射性セシウム
飲料水 牛乳・乳製品	200 ベクレル/キログラム以上
野菜類、穀類 肉・卵・魚・その他	500ベクレル/キログラム以上
対象	ウラン
飲料水 牛乳・乳製品	20 ベクレル/キログラム以上
野菜類、穀類 肉・卵・魚・その他	100ベクレル/キログラム以上
対象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種
飲料水 牛乳・乳製品	1 ベクレル/キログラム以上
野菜類、穀類 肉・卵・魚・その他	10ベクレル/キログラム以上
〔出典〕 「原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）」（昭和55年6月決定、平成15年7月改訂）	

**評価：**これは事故直後の数値で、延命のために、ほかに選択の余地がない時の数値なので、避難開始の数時間経過以降の数値としては危機的な数値である。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

以下は衆議院チェルノブイリ原発事故等調査報告書の 159 頁から転記したもの

○太田議員

先ほどの食べ物の質問ですが、チェルノブイリでは、飲料水は2ベクレル、野菜が40ベクレルと聞いておりますが、日本では暫定規制値が、飲料水が200、野菜が500ベクレルといった数字になっておりますが、これについてどう思いますか。

○ホローシャ長官

プリピャチ川の水の水質は0.1ベクレルです。

ヨーロッパの飲料水の許容量というのは2ベクレルです。私たちの国の基準というのは非常に厳しいです。ヨーロッパのスタンダードに比べると10倍ぐらいの厳しさです。ウクライナの飲料水、食品の許容値というのは、ヨーロッパのスタンダードよりも厳しいです。

日本の200ベクレルというのは、ちょっと信じられない数字であり、何か単位が違うのではないのでしょうか。野菜は種類によって許容値が違うので、なんとも言えませんが、吸収しやすいもの、そうでないものと、色々ありますので。

この報告書は、平成23年12月に公表されたもの。本件事故発生後の比較をしているが、日本の先進事例の2ベクレルに学び、日本では200ベクレルの許容基準を改めることが完全にできたが、上記保安院が示した基準は、県民に避難の必要性がないというウソを広げるために、「合同対策協議会」を開催せずに、発電所周辺の自治体及び住民を排除した理由がここにあると考えられる。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書30頁解説）。

**緊急時の医療活動は、どのように行われますか。**

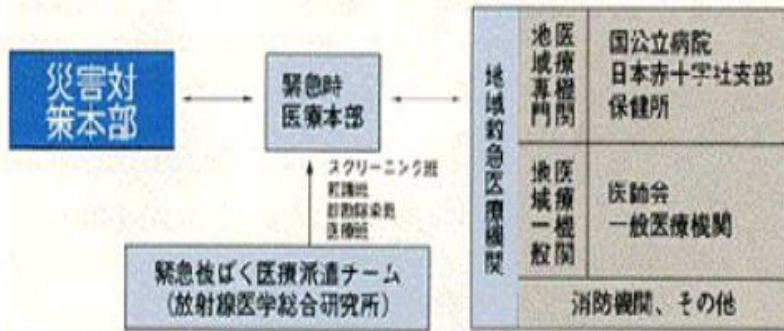
原子力災害対策本部が設置されると、緊急時医療に対応するため、事業者救急医療施設、地域救急医療関係機関（国公立・私立病院、日本赤十字社、医師会、保険所、消防機関など）並びに放射線医学総合研究所（放医研）などの放射線障害専門病院の職員からなる緊急被ばく医療派遣チームにより、緊急時医療本部が組織されます。

また、放射線被ばくや放射能汚染のおそれがある場合には、専門医の協力を得て、緊急時医療本部にスクリーニング班、救護班、診断除染班、医療班が設置されます。

スクリーニングにより、一般の傷病、軽度の放射線被ばくあるいは放射能汚染、重度の放射線被ばくあるいは放射能汚染の三群に分類し、放医研からの派遣チームの助言や協力を得て、放射線防護にもっとも適切と思われる措置を行います。

国は、こうした医療活動のために放医研の医師や看護婦等を現地に派遣するなど、緊急医療実施体制を整えています。また、緊急時医療本部は、災害対策現地本部の下で、被ばくしたおそれのある住民や被ばくした住民に対する診断及び処置について、医療関係者などを指導するとともに、自らも協力して医療活動を行います。

緊急時医療活動連絡網



緊急時医療本部における各班の役割分担

緊急時医療本部における各班の役割分担	
チーム名	役割（分担業務）
スクリーニング班	周辺住民等の放射能汚染検査及び問診
救護班	救護所の開設、住民等の健康管理（問診）及び応急措置
診断除染班	放射能汚染の除去及び検査、汚染物（衣服等）の管理
医療班	一般傷病者の救護と医療

**評価：**全く実施されていない。福島県が行っている県民健康調査は、上記のシナリオの【第一段階のモニタリング】から外れており、仮想に過ぎない。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身



体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

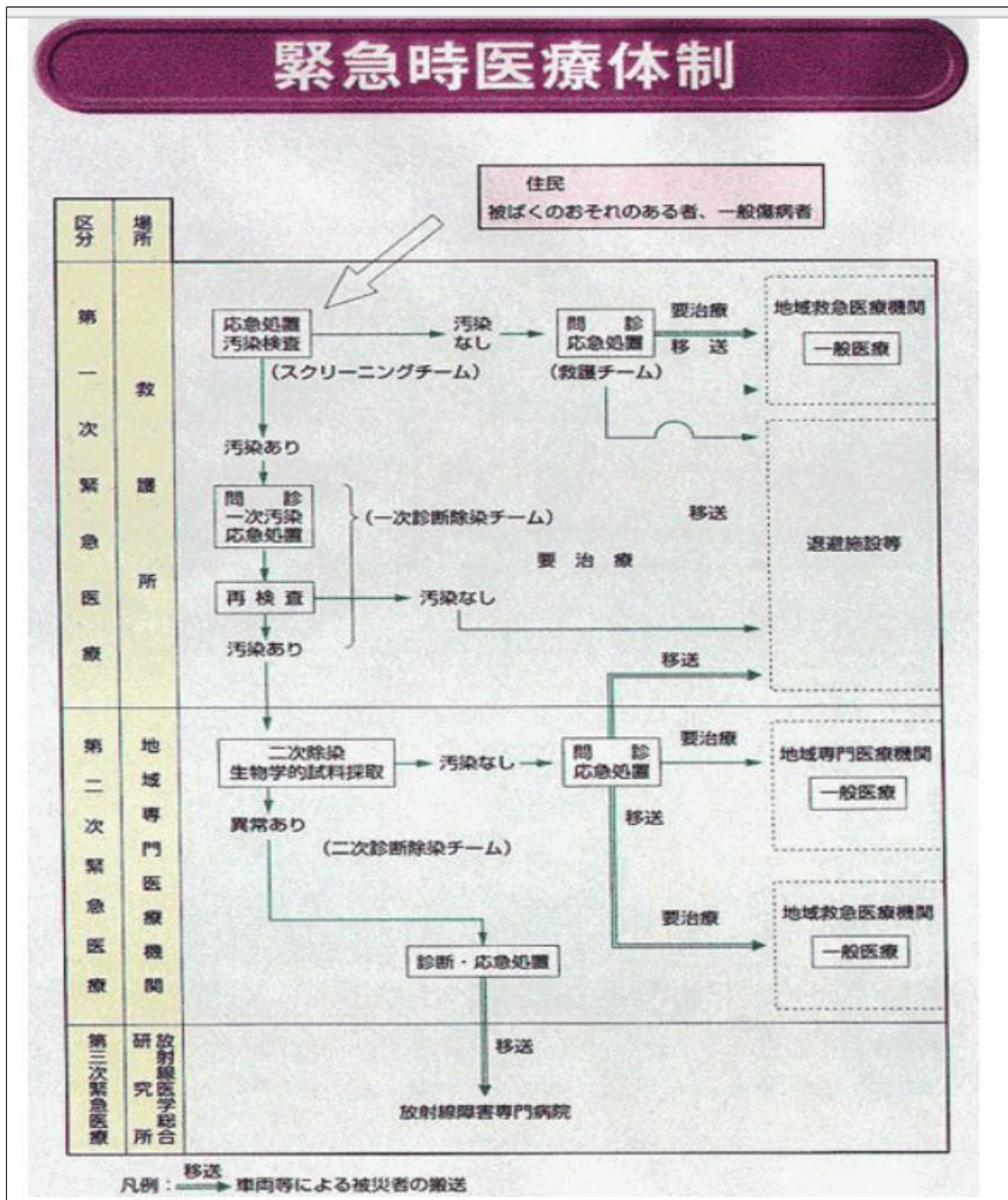
実施されていない

原子力防災対策上考慮すべき傷病と処置

区分	傷病	処置
第1群	放射線被ばく、または放射能汚染とは直接の関係はなく、緊急時の混乱等により生ずる一般的傷病、身体的異常、疾病の悪化等	<p>実施されていない</p> <p>通常の一般的傷病、身体的以上、疾病の悪化に対する処置で十分と考えられるが、この場合であっても、<u>傷病者の心理的動揺等について十分配慮する</u></p>
第2群	急性放射線障害は生じない程度の放射線被ばく、あるいは身体表面や体内の軽度の放射能汚染 一般的傷病との複合があり得る	<p>実施されていない</p> <p>まず放射能汚染除去の処置を行い、必要に応じ、甲状腺モニタリング、尿及び血液のバイオアッセイ等を行う 一般的傷病が複合している場合、それらの重得度に応じて、放射能汚染が拡大しないように留意しつつ医療処置を行う</p>
第3群	臨床的観察、あるいは医療処置を要する程度の放射線被ばく、あるいは放射能汚染 この場合も、一般的傷病との複合があり得る	<p>外部からの全身又は局部への大量被ばく、放射能の体内への大量取り込み、除去の困難な体表面放射能汚染、創傷部位の放射能汚染、あるいはこれらの混在が考えられ、一般的傷病が合併している場合は、それらをどの程度の重み付けで緊急医療処置を行うかの判断は専門医師と相談のうえ対処する 救命救急処置が必要とされる場合には、汚染の拡大防止に注意しつつ最優先に行う</p>

評価：上記については、【第一段階のモニタリング】を実施していないのに、被

ばく被害者を存在させない偽装を行っている。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。





評価:【第一段階のモニタリング】を実施しないで、被ばく被害を隠蔽したために、実施の形跡は存在しない。本件は『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない(本書30頁解説)。

## 原子力発電所等の緊急時に、ヨウ素剤の投与が行われる場合があると聞きましたが、どのような効果があるのですか。

原子力発電所等の緊急時に、環境中に放出される可能性のある放射性核種のうち、特に放射性ヨウ素は、吸入又は飲料水の汚染を介して身体に取り込まれると、甲状腺に選択的に集積するため、内部被ばくによる障害を発生させる可能性があります。したがって、このような事態に対しては、放射性でない安定性ヨウ素を服用することにより甲状腺を安定性ヨウ素で満たし、後から入ってきた放射性ヨウ素の甲状腺への集積を抑制又は抑止する必要があります。このようにすることで放射性ヨウ素は体内にとどまることなく排泄されてしまい、内部被ばくを低減することができます。住民は、放射性ヨウ素の放出に対して、災害対策本部が、放射性ヨウ素による甲状腺等価線量の予測線量100ミリシーベルトを超えるおそれがあると判断し安定ヨウ素剤予防服用の措置を講じた場合、自宅近くの集会所等において安定ヨウ素剤を服用することになります。安定性ヨウ素の効果は、放射性ヨウ素の身体への取り込み後であっても3～4時間以内に服用すれば、特に有効です。

服用対象者 40歳未満を対象とします。40歳以上では被ばく後の甲状腺がんの発生確率は増加しません。ただし、次の人には安定ヨウ素剤を服用させないよう配慮が必要です。

- ・ヨウ素過敏症の既往症のある人
- ・造影剤過敏症の既往症のある人
- ・低補体性血管炎の既往症のある人又は治療中の人
- ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往症のある人又は治療中の人

服用回数

1回を原則とします。

年齢毎の安定ヨウ素剤予防服用量

対象者	ヨウ素量	ヨウ化カリウム量	
新生児	12.5mg	16.3mg	乳幼児、未就学児童はシロップ液、小学生は丸薬1丸
生後1ヶ月以上3歳未満	25mg	32.5mg	
3歳以上13歳未満	38mg	50mg	
13歳以上40歳未満	76mg	100mg	中学生以上は丸薬2丸

〔出典〕 「原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）」（昭和55年6月決定、平成15年7月改訂）

**評価：**緊急時環境放射線モニタリングの測定と公表を怠り、予防服用の基本を周知せず、被ばく被害を偽装したために、福島県民には実行されていない。しかし、被ばくの危険性を理解している福島県立医大関係者らと家族は全員安定ヨウ素剤を服用したと聞いている。こんなことをしていながら、福島県は県民健康調査

において、子供たちの甲状腺がん多発を被ばくの影響ではないと強弁している。又、オフサイトセンターに居た場所に、安定ヨウ素剤が散乱していたので、彼らは服用していると睨んでいる。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

## 地震時等の自然災害と原子力災害との複合災害への検討はどのようになっていますか。

原子力施設は十分な安全対策を行っており、地震等の自然災害に対しても高い安全性を確保しているものです。このため、こうした自然災害によって、原子力災害が直ちに発生するものではありません。今回の中越沖地震においても、原子炉の周辺設備を中心に不具合などは多く発生しておりますが、基本的な原子炉の安全性は確保されたものと考えております。

しかしながら、念には念を入れるとの観点から、地震時等の自然災害と原子力災害との複合災害についても十分な対応がとれるように、海外の状況等についての情報収集等の基礎的な調査を行い、平成20年度に防災小委員会等を活用して、複合災害についても対応方法等の検討を実施することとしています。

[▲ PageTop](#)

## 原子力災害対策特別措置法（原災法）は、地震に代表されるような自然災害と原子力災害が、並行して発生するという「複合災害」を想定しているのですか。

1.原子力発電所においては、耐震設計審査指針に基づき、地震によって引き起こされる荷重も十分に考慮するとともに、事故・トラブルが発生している際に地震が発生した場合でも問題無く事態を終息させることが出来るように設計されており、地震等の自然災害と原子力災害が同時に発生する可能性は極めて低いものと考えられます。

2.なお、原災法は、災害対策基本法の特別法として原子力災害への予防策及び対処を規定した法律ですが、仮に自然災害と原子力災害が同時に発生する場合、原災法及び災害対策基本法の両方の法律に基づき、関係機関との連携の下、所要の対策を講ずることとなります。

[▲ PageTop](#)

## 原子力施設の周辺住民や水、作物などに放射線の影響はないのですか。

原子力施設では周辺の放射線の量を常時測定しています。また、原子力発電所や再処理工場では、海や川の水、土壌、農産物、海産物などについても、定期的に放射線の濃度を測定しています。これらは、事業者のほかに独自に自治体でも測定しており、測定値は第三者を交えて相互に評価して、自治体の広報誌などで公表されています。

これまで日本の原子力施設周辺では、安全上、東海村のJCO事故も含め、周辺住民や水、作物に放射線の影響を与えたことはありません。

**評価：**「原子力施設は十分な安全対策を行っている」ので、地震・津波で壊れませんと、記載されている。上記の記述は全てウソだったことが、本件事故で証明された。この頁を被告に返すので、ここの記述は虚偽記載でしたという反論が返ってくることを期待したい。しかし、本件は『放射性物質の大量放出は人為的災

**害』**なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない  
(本書 30 頁解説)。

### 原子力発電所が絶対的に安全が保障できない現状に於いて、不幸にして発生した場合、住民の避難誘導対策はどうなっているのか？

万一、原子力発電所で大量の放射性物質等が外部に放出されるような災害が発生した場合には、東京に政府の対策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置されるとともに、現地のあらかじめ指定された緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に国、地方自治体の現地対策本部が設置され、国からは経済産業副大臣が、現地対策本部長として派遣されます。オフサイトセンターでは、国、地方自治体、原子力事業者等が情報を共有し連携しつつ、事故の状態把握と予測、住民の屋内退避や避難の検討・実施等について、迅速かつ的確な応急対策を行うこととなっています。

また、万一、住民の屋内退避、避難の措置をとることが必要になった場合、避難または屋内待避すべき区域の設定、避難先の決定や誘導を警察、消防、自衛隊などの機関が参加して実施することとなります。また、こうした屋内待避や避難に必要な情報は、地方自治体が作成している地域防災計画に盛り込まれています。

なお、こうした取組は、自治体が行う防災訓練や、総理を始めとした関係閣僚、政府機関、自治体、住民が参加して原則毎年行っている国の原子力総合防災訓練等において、実効性の確認、相互協力の促進、防災意識の向上を図り機能の強化に努めてきているところであります。これまでの防災訓練においても、通常の経路による他、海上保安庁等により船舶による避難を実施するなど様々な避難形態を訓練してきております。一般に事故の発生から放射性物質が放出されるような事態になるまでは十分な時間的余裕があると考えられており、その間に避難などの防護対策を的確に行っていくこととなります。

[▲ PageTop](#)

### もしも万が一、事故が起こり、放射能等の被害が出た場合、被害の全額の補償がされますか。何か補償の基準となる規定があれば教えて下さい。

原子力の開発利用に当たっては安全確保を図ることが大前提であります。万一の場合の原子力事故による被害者の救済等を目的として、「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）に基づく原子力損害賠償制度が設けられており、原子力損害に対する被害者の保護を図っています。

**評価：**本件事故では何もやっていない。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守りますと、ここで



は語っている。(本書 30 頁解説)。

## 地震対策も大切だが、ミサイル等による人為的攻撃に対する対策はどうなっているのか？(北朝鮮のミサイル発射実験等の問題から)

### 原子力発電所での火災発生時に地元消防との連携で放射能漏れがあった場合に消防隊員の被曝の恐れもあるがその対応は？

原子力発電所等のテロ対策については、2001年9月の米国同時多発テロ事件以降、事業者に対して自主的な警備強化を指示するとともに、特別の警察部隊や海上保安庁の巡視船艇による24時間体制での警備が実施されています。

加えて、我が国の原子力施設への妨害破壊行為等に対する防護水準を国際的に見ても最先端のレベルに引き上げるため、原子炉等規制法が改正され(2005年12月施行)、事業者の防護措置を国が検査する制度や機密情報に関与する者の守秘義務などの措置が導入されています。

ミサイル等の武力攻撃については、まずは外交努力等により対処すべき問題ではありますが、万が一、我が国に対して武力攻撃が行われた場合は、国民保護法に基づき対応がなされます。その際、原子力施設で災害が発生した場合は、内閣総理大臣を本部長とする対策本部が設置され、政府を挙げて、災害に関する情報の収集や分析、災害の拡大防止や応急・復旧のための対策を講じます。

原子力安全・保安院としては、今後とも、関係各方面と緊密な連携を取りつつ、このような対策の一層の充実に努めてまいります。

原子力発電所では、消防隊員が放射線管理区域などで活動する場合も想定して、線量計、防護服、空気呼吸器等の資機材を予め準備し、被ばくの恐れがある消火活動に際しては、消防隊員は、こうした資機材を着用するとともに、火災現場までの誘導、現場の放射線量等に関する情報の提供などの支援を事業者から受けることで極力被ばくしないような措置が講じられているところです。

また、総務省消防庁においても、2001年に原子力施設等における消防活動対策マニュアルを作成しており、消防隊員の安全確保を図りつつ消防活動を実施するための対策を示しているところです。

こうした対応が適切に行われるようにするためには、発電所自衛消防組織と地元の公設消防組織との連携が重要であり、原子力安全・保安院としては、訓練などを通じてこうした連携を促進していくよう指導していく予定です。

**評価：**ここに記載されている文章は、考えるだけでぞっとする。

本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない(本書 30 頁解説)。



## ○ 核物質防護

### 原子力発電所等のテロなどに対する警備はどのようになっているのですか。

原子力発電所等のテロ対策は、2001年9月の米国同時多発テロ事件以降、原子力安全・保安院より、事業者に対して自主的な警備強化を指示するとともに、特別の警察部隊や海上保安庁の巡視船艇による24時間体制での警備が実施されるなど、格段に強化されております。

このような中、依然として高いテロの脅威に的確に対応し、我が国の原子力発電所等における核物質の盗取や妨害破壊行為に対する防護（核物質防護）の水準を国際的に最先端のレベルにまで引き上げるため、昨年5月に原子炉等規制法が改正されました（同年12月1日施行）。

この改正により、事業者が講じた防護措置について、国が検査する核物質防護検査制度が創設され、核物質防護に係る機密情報に関与する者に守秘義務を課すなどの措置が導入され、現在、これらの取組を着実に実施しているところで

す。

**評価：**本件「発電所破壊事件」においては、原子力安全・保安院の保安検査官が事故現場から逃れた。本件の『放射性物質の大量放出は人為的災害』なので、行政が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

## 小 括

本書 26 頁【**第一段階のモニタリング**】からここまで、本件事故前の原子力安全・保安院の資料に基づき、原子力防災対策の法、マニュアル等について、項目ごとに転写して、原告が双葉町災害対策本部長として、原子力安全対策等に臨んでいた経験から、記述内容に同調し、又は、批判をしてきた。

この考えは、あらゆる災害から国民を守るという、定めに素直だからである。

国にも、正直であるべきだと願う思いで批判をした。本件事故は簡単ではない。もしかすると、国家の破綻も予想される被害量を、時々ウソや偽装でごまかしきれぬボリュームと考えたら大間違いである。発電所立地町及び周辺自治体と、最終的な終息の姿の約束をしないまま今日に至っているが、それは、大いなる被害を及ぼして、発電所周辺自治体を愚弄していることである。

そこで、小細工して罪を逃れようとしても、所詮はその小細工は長続きせず、露見して見苦しさを国民に晒すのである。

したがって、裏工作はやめて、白日の下で、正直を貫いてほしいと願う次第である。

本件事故の総括は今後に譲るが、ウソは身を亡ぼすことにつながることを、述べておきたい。

## 6. 組織の不当な行為

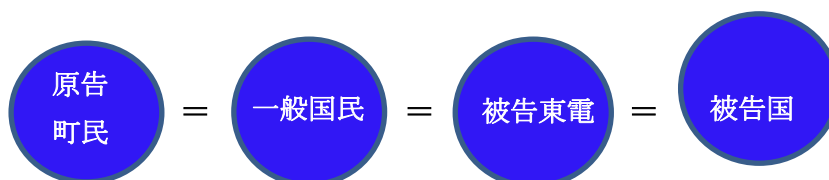
### (1) 集団幻覚

「**集団幻覚**」の舞台に国民を置くことは**不当**である、原告及び私たちの扱いは**不当**である。被告らが事故後も事故前と変わらずにその職場に居続け、事故処理に携わることは**不当**であり、職権の乱用の見本のようなもので、その効力は存在しないことは一般論からすれば明らかであり、本件事故は極めて異常な事態になっている。

正論を言うのであれば、被告らと原告並びに、被害者、国民は対等でなければならない。この正論は長く、加害者と被害者は対等な関係であったはずであるが、本件事故では、加害者の被告らが事故後の対応の主体者に「**勝手**」になり、被害者は立場を追われて、更に、さげすまされてステークホルダー・ミーティングの片隅に、追いやられていることが「**事件**」なのである。

以下の図を大岡裁きに例えてみると、子供を強引に引いた母親を勝ちとは認めなかった大岡裁きでは、人間の本性をみて、母性愛のある方の母親を親と裁定した物語である。

裁きは力ではありません、条理が優先されることが正しく、三方良しに収まる話です。



裁きは恨みのないイコールパートナーの方が良いと考えている。

### 司法にも言える

本件事故が発生して、発電所では何人も死んでいる。最初は 11 日に地震の影響を調べに行かされた若い東電社員 2 人が津波で水死している（現場検証が済んでいないので不正確）。この事件はどうなったのだろうか、いまだに不明である。

事故直後に作業員が何人も死んでいる、この方たちの調書はあるのだろうか疑問のところである。双葉町の女性も死んでいる。

日本史上最大の公害事件に果たした司法の役割とは一体何だったのであろうか、知りたいと考えている。交通事故やトンネル崩落事故の場合、すぐに警察官が現場

検証をして事実関係を整理するのに、どうして多くの国民を不幸に陥れた原発事故の場合には、この現場検証がなされないのか不思議でならない。その理由を求めなければならないと考えている。

## (2) 菅直人の人となりを評価する

### 欠格者

私が菅直人を知ったのは、1996年に発生したカイワレ大根の O157（病原性大腸菌）原因説が社会を席卷した時の厚生大臣で、カイワレ大根を一気食いして、原因説を否定して一躍有名になった政治家として理解していた。その後野党に転身して、しばらく世間の注目を浴びることはなかったが、自民党政権への国民の反感が極限に高まった時、民主党政権への期待が高まり一気に政権を執ることになった。

私は、民主党政権に期待を持つことはなかった。民主党の議員たちは経営者としての実績と経験の無い人たちの集まりと、自民党から出馬できなかった隠れ自民党の議員たちの集合体に過ぎなかったから、成果を出すことは困難だと考えていた。

政治は経営そのものである、役場職員、町議会議員としての経験が無い私が、双葉町長として双葉町役場に初登庁して、何も困ることはなかった。小さな会社の経営者の時には、営業・設計・積算・施工・修理・在庫調整・人事管理・施工管理・社内検査、竣工検査受験などを行いながら、営業のために双葉郡内の町村に足しげく通い、更に、寸暇を惜しんで県の出先、本庁の関係課にも通っていた。

この間、双葉郡の役場職員の顔を知り、県庁内は自分で歩ける、更に、関与した職員の間人間関係なども知っていた。

双葉町役場職員との出会いが多かったので、それぞれの職員の癖、性格、ウソなども知っていたので、困ることは少なかった。町長になっても役場職員の案内無しで、県庁を歩くことができたので、役場職員にとっては扱いにくい町長だったと感じることは何度もあった。このため、職員に指示されることは少なかった。

ここまで自論を述べた理由は、政権を担う準備ができていない民主党政権に、未熟さの危機を感じていた為である。2009年（平成21年）9月16日、国民の大き

な期待を受けて鳩山由紀夫総理大臣が発足したが、官僚との対峙を選択した政権が短命だったのは、経験不足が主因と考えている。人を動かす、組織を使うこと、いわば日本の経営者としての資質がそろっていなかったと考えられる。

鳩山政権への批判を跳ね返すために登場した菅政権は、もっとひどかった。何を批判されても言い訳を駆使して、批判を取り込んで学ぶという謙虚さは無いように受け止めていた。

誰も最初から完璧なことができないのは当たり前なのだが、反論してしまうと批判の逆利用は出来なくなる。彼の多くは、批判に対して攻撃的な言い訳に終始し、破滅的な反論と、はぐらかしの姿を見ていた。特にこの観測が間違いではなかった事件は、尖閣諸島における中国漁船衝突事件の対応だった。勝敗とは先手で相手を倒すことである。この時、菅政権のもろさを見ていた、日本が負ける原因を作ったのは、菅直人の人間性そのものであった。まさに指導者として最もふさわしくない人間性を露呈した事件処理だった。しかも、大事な身内の海上保安官の責任を問うという愚かすぎる処置をしたことだ。この海上保安官は日本を救うために、自らの使命と責任において事実を公開したのだから、褒められるべきなのだ。英雄を犯罪者として裁いたのが菅直人である、この時、私は何という愚かな宰相を持ってしまったかと嘆いていた。

戦い方の戦略の無い菅直人が原発事故で、放出された放射性物質を戦争だと言っているが、パフォーマンスだけで終わったことは、日本人に対し夥しい損失を被らせてしまったのだ。

彼は、我が国の宰相として、資質、力量、性格、品格、知略等から判断して欠格者であり、国民の知る権利【**第一段階のモニタリング**】を滅却し、ウソで被ばくから避難する権利を国民から奪った犯罪者である。

## 結果回避行動

なんと表現すれば良いか分からないくらい、ひどいものだった。泥縄式なので予測は出来なかった。すべてにおいて手遅れで、多くの国民を放射性物質に曝してしまった損害は**国富の喪失**である。

## 結果を見て判断する

見てから、確実に起きてから判断をするという、素人すぎることに終始した。「発電所破壊事件」において、菅らは手を出してはいけなかった。組織を動かすだけで状況は変わったと想定できる損害は甚大である。

## 危機管理意識の欠如

菅政権には危機管理能力は全くなかった。その証拠に、ことが起きてから対応をしようとしていたことだ。災害から住民を守ることにかけては、災害対策基本法の定め「国民の生命、身体及び財産を保護する」ことに反し、ウソと言い逃れに終始した、比較できないほどお粗末だった被害・損害は甚大である。

## 前例を踏まない

前例のない事故が発生したことは間違いがない。しかし、防災訓練を国は毎年行ってきた、この訓練のマニュアルの通りに対応しなかったことで、発電所周辺の住民はかなり苦しんだ。その代表的な例は、双葉病院患者置き去り事件である。

この主因は官邸が情報を独占し、発電所周辺の自治体に喫緊な事故情報が届かず、適切な対応をできなくされたことで発生した事件で、この被害は人災である。

### 《菅政権自身の前例と現実の対比表》

浜岡原発防災訓練（22年10月）	本件の場合（23年3月）	判定
国主催の原子力災害総合防災訓練開始	政府現地災害対策本部長に、菅本部長は自分の権限の一部委譲を行わなかったために、正式な合同対策協議会が開催されていない。	最悪
静岡県、御前崎市及び周辺はテレビ会議で参加	このため、発電所周辺の自治体は召集されず、合同対策協議会には参席させられなかった。	最悪 最低
官邸危機管理センターを使う、関係閣僚と政府職員同席（公開）	官邸執務室わきの小部屋（密室） 誰がいたのかわからない（非公開）	最悪
① テレビ会議システムを使う。 県知事及び発電所周辺の首長は参加していた。	テレビ会議の存在は不明。 原告ら発電所周辺の首長は参加させられていない。	同上
② 危機管理センターで経産大臣から緊急事態宣言案を受け取る	15時頃、第一回 ERC 会議で、菅総理は権限移譲について語らず頓挫。	同上



	17時42分、海江田が緊急事態宣言案を官邸に届ける。	
	ロスタイム発生 菅総理党首会談を優先させる。	同上
③ 危機管理センターで、関係閣僚の前で菅総理が直接緊急事態宣言発出	19時03分緊急事態宣言発出したようだ。発出の場面が確認できず。	同上
④ 危機管理センターで、緊急事態宣言発出と同時に10km以内の住民に避難指示	ロスタイム発生 21時23分3km以内の住民に避難指示発出。これを発出した場所がわからない。	同上
	ロスタイム発生 21時52分、約30分遅れで枝野官房長官が記者会見で3kmの避難指示を公表。	同上
⑤ 危機管理センターで、住民への情報提供を指示	全くなかった。	同上
	翌12日未明、官邸は勝手に東電に対しベント実施指示、双葉町には何も知らされていなかった。	同上
	ロスタイム発生 翌12日、5時44分10km以内の住民に避難指示発出したようだ。	同上
	以降、官邸からの指示なし。	同上
	14時40分40秒 ベントによる汚染量4,613 $\mu$ Sv/hを記録された。	同上
	15時36分 1号機爆発双葉町民と自衛隊員たちが爆発の降下物に晒された 総人数は把握できていない。	同上
	この現象は、本件事故の全体像から全て隠されている。	同上

この表を見ておかしいと思いませんか、本件事故前の浜岡原子力発電所総合防災訓練では、わずかな時間で緊急事態宣言発出から、住民避難指示を官邸の危機管理センターで、マスコミが入っているところで、①から⑤までの行為を行い。さらにテレビ会議で

静岡県知事、御前崎市長が①から⑤までの手順を共有していた。

ところが、本件事故では、上記表に示したように、大幅なロスタイムを発生させ、原子力災害対策マニュアルには記載されていない軽挙妄動を行った。そのうえ、発電所周辺の自治体及び住民は、事故の情報を菅直人に独占されてしまい、適時・的確な情報の共有と対話を閉ざされた。このことで、大幅なロスタイムを発生させ、発電所周辺の自治体及び住民は避難が遅れ、不当な被ばくをさせられた。これは、発電所の構造を知らない政治家が、事故の対応を指揮したために、現場では大混乱が起き、**人為的被害**<sup>(注)</sup>を受けてしまったのだ。原告らの被ばくは、菅直人らのロスタイムによってもたらされたものである。

(注) 人為的被害: 双葉・大熊町の住民はこれまでの防災訓練に参加していたので、正確な事故情報があれば、自主的な判断と行動をとることができた。しかし、本件事故では、政府が避難訓練の約束と実績を棄つたために、時期に合わせた情報が届けられず、避難が遅れてしまい避けられた被ばく被害をさせられた傷害事件を、確信犯的な人為的被害と呼ぶことにしている。

## 無通告・無了解

### 無通告

世界で初めてのベントの実行を双葉町に知らせなかった。東電テレビ会議等の情報によると、11日の深夜、発電所では冷却水の補給ができずにいたので、燃料溶融を予想していた。ベントという最後の手段を講じなければならないという原子炉の生命にかかわる重大事に、隣接している双葉町については通告しなければならないと考えることに頭が付いていかなかったようだ。

この無通告の主因は、現地対策本部長に権限の委任を行わなかったために、合同対策協議会を開催しなかったことにある。本件「**発電所破壊事件**」における被害の原因の全部が、ここに集約されており、この損害は甚大で終わりが見えない。

### 無協議

本件「**発電所破壊事件**」後においては、双葉町災害対策本部長と一切協議はなかった。有ったのは誰かと誰かが、どこかで勝手に決めてきたことを、幽霊組織の支援チームが「**報告・説明**」するという具合に終始していた。

この損害は、合同対策協議会を開催しなかったことで、この時間的、物量的に回復しがたい規模になっている。

### 双葉町災害対策本部は何も機関決定していない

双葉町は国から忘れられていたのか、蚊帳の外に置かれた主因は分からないが、合同対策協議会を開催されなかったことで、双葉町は何も情報の共有がないので、全て機関決定していない。異例の偽装を考えれば、国は、事故の原因と責任に言及されては困ると、考えた結果の仕業と判断している。

「機関決定について、当町の議会の決議に至る経緯を示すと、先ず、出席議員の定足数が満たされていなければ、開会を議長が宣言することができない。議員が定足数に達していれば、議長は開会し、執行部の提案説明が行われる。提案説明が済めば議長は、審議を求める。議員から質問、意見があればこれを許可し、応答を行う。これが済めば、賛成・反対の討論を議長が発言し、採決に進む。賛成・反対の数により可決あるいは否決になる。」双葉町は合同対策協議会に参席していないので、提案を審議することはもちろん、反対、賛成の意見を述べることを遮られたので、本件事故後の全ての決定を承諾することができない。

したがって、本件事故では、合意・同意したものは存在しないまま、どこかの誰かが事故の対応をしているので、従うことはできない。被告国は、原告に対し、何か決まったような準備書面が散見されるが、双葉町災害対策本部では何も決めていないので、どこかの、だれかと勘違いをしている。**本件は人災なので、国が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない** (本書 30 頁解説)。

### 不利益者の排除

双葉町が排除された。本件「**発電所破壊事件**」においては、当事者が東電で、**反当事者は双葉町である**。当事者は加害者で、反当事者は被害者であることは間違いない。加害者は債務者で、被害者は債権者となるが、この関係は 12 年以上たっても、国の妨害により成立していない。

このような不当なことを行うために、不利益者の双葉町が合同対策協議会から排除されたものと考えている。**本件は人災なので、国が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない** (本書 30 頁解説)。

## 知らないふりして独裁を振るった

菅総理は知らないふりをしていた。しかし、浜岡原発の防災訓練記録動画から、ウソであることが発覚している。

知りながら、知らないふりして東電を守ったことは、災害対策基本法と原子力災害対策特別措置法に違反している。このようなことのために、合同対策協議会の開催をさせなかったことによる、原告及び双葉町の損害は、計算しがたいほど甚大である。

## 唯我独尊のふるまい

菅直人の個性あふれる政府原子力災害対策本部長は、自身の法律上の責務を放り投げて、事故の当事者の東京電力を守った姿は、見事というか、愚かすぎる。手前勝手なこの被害は永久に続き、その被害・損害は天文学的規模の、国富を失うほどの大きさに計測不能だが、不作為の負債は償ってもらわなければならない。

## パフォーマンスがもたらした被害

菅総理が軽挙妄動のパフォーマンスを始めたのは、緊急事態宣言の時からだった。生真面目な顔でテレビの前で語る姿からは、大丈夫かなという風に見てとれた。

その後、事故現場にヘリで行ったことで、法外なパフォーマンスを行う感覚の持ち主であることがはっきりした。

官邸の危機管理センターにテレビ画面が用意されているのは、防災訓練で官邸のテレビ会議を双葉町長として実践していたので、わざわざ現場に行く必要がないことは分かっていた。

しかし、これを知らない国民向けのお芝居は、結局知る人たちから批判を受けた。その後も、素人判断で現場に合わない指示を繰り返しながら、パフォーマンスを続けた半面、国民の「**生命、身体及び財産**」を保護する災害対策基本法の定めを放棄したため、避難者たちの現場は混乱を極めた。

彼は、双葉町の騎西高校内の避難者たちを 5 時間もかけて見舞ったが、避難者から要求されたことは全てやらなかった、町民たちは菅のパフォーマンスに利用されただけだった。

やるふり、やったふりをくり返し、被害者救済を怠ったために、不評を買い辞めざるを得なかった。やるふりとやったふりの被害は甚大で、加害者東電の救済はしっかりやり、国民の救済は、やったふりに終わった。この為の被害に終わりを迎えることはなく、甚大な損害はこれから永遠に続くである。

### 部下を使えなかった被害

原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構、原子力安全委員会等の職員が必死に防災、予防、救済に働いたのかを評価すると、被害者救済よりも自分たちの身を守ることに時間と金を使っていたようだった。

防災訓練で顔見知りの彼らは全く姿を見せなかった。特に強く言いたいのは、事故が発生した時の中心になるはずの原子力防災専門官の行方が分からなかったことだ。

事故前に発電所周辺の自治体に説明していたことをどのくらい実行したのか、推測すると官邸に潜む者達が、法外な判断をして勝手に決めていたことと合わせると、「住民の救済はまったく実行されていなかった」不作為は、空前絶後の規模である。

### 組織の長の自覚がない

組織の長を感じさせたことはなかった。常に何か後ろめたさを感じさせていた菅直人の本を読むと、まとまりのない性格を感じる。大将は高い所から、部下たちの動きを見て、弱いところに兵を増やし、敵の動きをつかみ、弱いところを責めて、部下を必要以上に疲弊させないで戦うものである。ところが菅らは、自分らの個性で事故を判断した結果、ウソを付かないとにならないようにしてしまい、本件「**発電所破壊事件**」においては、被害者には更に苦役を与え、ウソを氾濫させた損害に、終わりを見ることはできない。

### 原発事故現場に過剰な介入

過剰だった。知っているふりはしたけれど、実際は、現場の実情を知ることなく空疎な指示を繰り返していた。菅が犯したのは、日本の災害関係法に定められている責務をことごとく壊し、日本政府を法に定めのない民間企業の東京電力に、天下りをさせたことの損害は先が見通せないほど甚大である。**本件は人災なので、国が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない**（本書 30 頁解



説)。

## 情報泥棒

### 不利益情報の不告知

今、目の前で被ばくするというのに、情報を握りしめて離さない。どこか太平洋戦争の大本営を想像させる出来事を、現実に行ったのは菅直人その者だった。

ベントで出る放射性物質は測ることは出来ない、原子炉の最後の屁のようなもので、コントロールができない。原発が降参して自然任せにすることを言うのに、菅は、双葉町と協議することなくベントを命じた。これで被ばくをさせたら、**暴行罪**になるのではないのか、少なくとも、了解をしていないので真珠湾攻撃をされたと同じ事態だ。放射能の被害は放射性物質に汚染されたときから発生する。俗に被ばくの被害を悪意の第三者たちが「**発症**」を云々するが、発症は被ばくが無いと生じない。被ばくはしたが発症しないからよいだらうという考えがあるようだが、それは被ばくをしたことがない者のたわごとに過ぎない。被ばくをさせられたと「**知った瞬間から味わう恐怖感**」というものを知らない者が言うウソである。何でもないという証拠があれば、出してから言うものだ。人それぞれにある「**内心的**」なことを、外部の者が云々できるものではない。我が国は、被爆被害について長年不毛の論争をしてきているが、被爆被害を語るのには、前段に示した **apple to apple** の考えでなければならない。

被ばくをさせられながら、不毛の論争に巻き込まれる時間のロスは、避けなければならいと考えている。

このような不毛の論争に巻き込んだ犯人は、「**不利益情報の不告知の主導者菅直人総理大臣**」であり、この損害は深刻なものである。

## 情報の独占と独断専行

これも、菅直人総理大臣を指している。情報の独占とは、空前絶後で被害の規模は示せないほど大きい。

菅直人総理大臣がもたらした損害は甚大で、永遠に続き、終わりの始まりさえ見いだせない。

## 7. 原子力事故における義務と不作為

### (1) 国の義務

#### 官邸の義務と裏切り

これまでの原告の陳述書（提出済み）にも詳述しているとおりである。

#### 経済産業省の不作為

事故後の朝日新聞で、「鈴木経済産業省事務次官が事故の最中に、保安院長に原発の再稼働を求めた」と記事になっていたのを読んだが、被災者対応を放り投げ、己の責任を考えることなく、自利のために存在する経産省を強く恨んでいる。原災法の主旨において、住民避難を最優先するべきところ、国は適時に必要な情報を発信させなかった。特に発電所周辺には事故の進捗を直接伝える責任が、原子力保安検査官と原子力防災専門官にはあつたはずなのに、官邸にすべてを独占させたことは原子力災害対策マニュアルに反し、**発電所周辺の自治体に対する背任**である。

本件「**発電所破壊事件**」において、事故の責任は「**SBO 対策**」を指示しなかった原子力安全委員会と経済産業省にあることは明確で、事故の発生を防ぐことを怠った。本件「**発電所破壊事件**」の予防の機会は、「平成 22 年のプルサーマル問題協議文書に津波対策を記載させない」ことではなく、15.7mの大津波が記載されていれば予防と対策につながったのだ。

#### 政府原子力災害現地対策本部長の不作為

政府原子力災害対策本部長からの委任の告示がなかったとはいえ、池田元久政府現地対策本部長の不作為で、現地被災自治体の発電所周辺の町村らが、合同対策協議会に参集させられなかった。しかも、似非合同対策協議会らしきものを開催して、限られた者達が、限られた者達による、限られた者達のための会議を開催させていたことは、原災法第 23 条に反しているのを知りながら、違法なことを繰り返させた罪は大変重いものがある。

#### 原子力安全・保安院の義務放棄

原子力安全・保安院は、**政府事故対策本部（ERC）の事務局**を担っておきながらこれまでの経験と実績を放り投げて、自己保身に走り、国民を原子力災害から守るという命題を投げ捨てた行為は絶対許されるものではない。

事故前に原子力保安検査官らは、数々の安全を守る説明を私にしてきたのに、

いざ事故が起きたら、発電所常駐の義務を放棄して発電所から逃げ去り、発電所周辺自治体を知る必要がある、事故の現況を知らせなかったことは、最悪の不作为として裁かれなければならない立場だ。彼らの裏切りを絶対許すことは出来ない。

## 原子力防災専門官の義務放棄

本件「**発電所破壊事件**」後において、一度も名前も、顔も合わせたことがない。オフサイトセンターを開設し、参集の通知を出し、それぞれの自治体の防護のために相談に乗り、指導し被害の発生を抑えるためにある立場だが、原告が双葉町災害対策本部長であった期間、一度も彼らの存在を確認することはなかった。有名無実だったわけではない、事故前の防災訓練には存在していたのだから、事故後には姿を隠したと考えるしかない。軍隊でいえば敵前逃亡で極刑になる立場である。

## (2) 双葉町災害対策本部長の権限と義務

双葉町地域防災計画 原子力災害対策計画の性格として、責務は次のように定められていた。

### ア 双葉町地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、双葉町防災会議が作成する「**双葉町地域防災計画**」の「**部門別地域防災計画・原子力災害対策計画**」として定めたものであり、国の防災基本計画及び福島県地域防災計画の原子力災害対策編に基づいて作成したものである。

この計画に定めるもの以外の必要な対策については「**双葉町地域防災計画（共通編）**」に準拠するものとする。

なお、専門的・技術的事項については、原子力安全委員会の「**原子力施設等の防災対策について**」（以下、「**防災指針**」という。）を十分に尊重するものとしていた。

### イ 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じ

て細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

となっていたが、肝心の情報や連絡は国から全くなく、動きようが無かった。  
このため、双葉町災害対策本部は、発電所事故の進捗が分からない中で、独自の避難行動をするしかなかった。国は何のために有ったのか分からなかった。国に妨害された方が多かったと痛感している。

ウ 原告及び双葉町民の権利を主張しておかなければならない

原発事故に騙される理由が無い

原発事故を容認することはない

原発事故で町を失う約束と義務はない

原発事故で家庭が壊される理由はない

原発事故で我慢する理由はない

原発事故で国に妨害される理由はない

原発事故で町長職が無くなることはない

原発事故で生業が壊される理由はない

原発事故で不当な対応を容認することはない

原発事故で放射能に曝される理由はない

原発事故で避難の苦勞をさせられる理由はない

原発事故で迷惑な第三者（国際機関等に）に被ばくを強要されることはない

原発事故で憲法に保障された権利を奪われることはない

原発事故で苦しむことはない

原発事故で交渉の権利を奪われることはない

原発事故で人生を狂わされる理由が無い

原発事故で巻き添えにさせられる理由はない

原発事故で病気にさせられる理由はない

原発事故で貧乏になる理由はない

原発事故で町民がバラバラにされる理由はない

原発事故で事後処理をさせられる理由はない

原発事故で子供たちが故郷を失うことはない

原発事故で部落の付き合いが無くされる理由はない

原発事故で自然の営みの豊かさを失うことはない

原発事故で農地が壊される理由が無い

原発事故で学校が使えなくされることはない

原発事故で国に騙されることはない

原発事故で福島県に騙されることはない

等を現在「集団幻覚」のために、多くの町民たちは気付かないか、気付いてもあきらめていることで、被害は深く進行中であることを証言しておく。

### (3) ステークホルダー・ミーティングの欠如

#### ア 独善

災害対策基本法の定め国民の「生命」「身体」及び、「財産」の保護を怠り、原災法第 23 条に違反し、法外な事故対応をしたことは行政過誤の極みである。原告らには**無法者の独善に騙される理由はない**。

#### イ 泥棒

泥棒呼ばわりするのはたやすいものではない、苦汁だ。しかし、私の「人生の指針」が被告らの偽装に盗られたことは間違いがない。

**本件は人災なので、国が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない (本書 30 頁解説)。**

#### ウ 官邸の不当介入

##### 緊急事態宣言発出の遅れ

情報を盗まれた。事故情報は官邸だけと、どこにも決められていなかった。また、官邸だけが事故対応の中心だとも決められていなかったが、菅直人らの企みで地元の町村が協議の場から外されて、現場の実情に沿わない避難指示をだし、被ばく予防を怠り、情報公開を阻んで法外な形にしてしまい、今日のような境遇を拵えたのである。

本件「**発電所破壊事件**」では、ここまで政府災害対策本部は、防災訓練の実績を顧みることなく、「被告らが」、「被告らによる」、「被告らのための」政策に励んできたことは、国民・被災者への裏切りで、**背任**であることは明らかである。

**本件は人災なので、国が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない (本書 30 頁解説)。**



## エ 避難決定プロセス破壊

何のための防災訓練だったのか。双葉町等地方公共団体は避難訓練を遊んでいたのではなかった、事故が起きた時のことを考えて真剣に訓練をしていた。双葉町だけでも役場職員の半分と郡山、細谷地区の住民と消防団などが、平日に参加していたシナリオを、菅らだけの思いで変更をしてしまった。これをさせていたのは規制の頂点にいた経済産業省らだ、彼らの背任による損害額は時間の経過に比例し、天文学的数字に上昇していくことを予想している。

本件は人災なので、国が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない（本書 30 頁解説）。

## オ 官房長官の不当な報道

枝野官房長官が発した言葉は永久に消えない、「念のため」、「直ちに～影響は無い」、「圧力を抑制する措置」等「迷言」で世間を欺いたが、この迷言の精算をすることを必ず求める。

枝野幸男官房長官が言った「直に～影響が無い」とは村上衆議院議員の国会質問に対し、7回しか言っていないと答弁したが、7回も言えば十分だ。この結果の責任は永遠に残るのだから。

【話はそれるが、経済産業省に佐藤知事と原告ら双葉郡の町村長が陳情に行ったとき、枝野経産大臣は、盛んに「支援します」と繰り返すので、原告は、大臣ちょっと待ってほしい、我々は経産省に支援ではなく、「責任を果たしてもらいたい」と切り返した。

しばし、話が止まったが、この場では、次から枝野大臣は「支援」という言葉は使わなかった。あの時の苦々しい枝野の顔が忘れられない。】

## カ 立地地域の排除

細野豪志大臣が話した新聞記事に、早くから情報を出しておけばよかったような発言があったが、絶対許せない。

現場の住民を愚弄する発言で、重要な情報を止めていたと認めた記事だ。これを絶対許せない。

細野は、国民を信用していなかったと発言しているが、原告は何度、彼にウソをつかれたことか。とても許せないウソは、中間貯蔵施設問題を進めるにあたって、

大熊町と同席して進めることを提案し、細野が同意したので、福島市内の料亭で、顔合わせを申し合わせ、出席したら、大熊町長がいなかった。4席に、官僚が2人と原告、細野の4席しかなかったもので、どうしたのかと聞いたら、まあまあ、今夜は、このままでと言い、やり過ぎそうとした。これに収まらないのはこちらだ。ここで、細野とは絶縁した。信頼、信用という言葉を知らない政治家の細野とは、この件で、真剣な話をしなくなった。細野が騎西高校に来たいといった時も、来なくていいと断った。彼は、相手の心が読めないで、小細工をする最低な人間である。

《福島民友新聞記事 2012年（平成24年）5月30日》



対談を終え、握手する米ハーバード大のマイケル・サンデル教授と細野原発相  
29日、東京・霞が関

## 「溶融認めるべきだった」

### 原発事故対応で 細野担当相示す

細野豪志原発事故担当相は29日、熱気あふれる政治哲学講義で知られる米ハーバード大のマイケル・サンデル教授と内閣府の担当相室で対談し、東京電力福島第一原発事故直後の対応に「（確認した情報は公開していたが）炉心溶融している可能性があることを率直に認めただ上で対応していれば、政府発表に対する信頼もかなり変わっていたかもしれない。問題があったと思っている」と述べた。情報公開の在り方をめぐり細野氏は「国民は総体としては非常に冷静で、さまざまなことについて議論ができる」とした上で「そういう国民に対する情報の出し方、コミュニケーションの取り方は変わっていかねばならない」と強調した。

一方、サンデル氏は東日本大震災や原発事故について「単に問題を解決し、安全を図るだけではなく、市民が希望を得る機会にすることが大切だ」と指摘した。さらに阪神大震災時のボランティア活動で政治を考えた始めたと述べた細野氏に対して「震災と復興から」政治と民主主義が再生されるかもしれない。日本社会が民主主義のさまざまな可能性に新たな期待を持つよううにすることが、政治指導者としての真の貢献になる」と語った。

細野氏は事故対応の課題として「原子力産業は発電が主だったが、安全や環境に対応した産業形態に変えなければならぬ」と述べ、廃炉や使用済み核燃料の取り出し、除染などの技術開発に注力する必要性も強調した。

対談は共同通信社が主催した。

### サンデル氏と対談「信頼変わったかも」

「信頼変わったかも」とも

これはれっきとした騙しである。人命優先とするはずの菅政権はここでも国民を裏切り、事実を隠していたことが証明される。

## キ 騙しの手口

騙しの多くは、風説の流布だった。かつてチェルノブイリ事故では、国際機関の被害隠しの後遺症を反省し、ウクライナ、ベラルーシでは被曝に厳しいチェルノブイリ法を作った。この法律は国民を守る法律だったために、世界の原子力利権屋た

ちは原発の推進が困難になると考えて、この次に原発事故が起きた時には、原発利権政策を守るために、住民避難をさせないようにすることを企んでいたことを伝え聞いている。

この密約の下、不幸にして東電の事故が福島で起きた。早速、佐藤雄平福島県知事は、この通りに動いて、SPEEDI 情報を止め、ヨウ素剤の「予防服用」を止めさせ、スクリーニング検査レベルを計測器限界の「10万 cpm」に引き上げて、避難の必要性を妨害し被ばく被害の実態を隠したのである。

## ク 被ばく被害者の抹殺

比べようが無いことを、如何にも正しいことのように言い、被ばくから避難しないように誘導したことは大変な罪を犯した。避難の妨害という犯罪をおかしたこの者達は、永久に被ばくによる肉体的・精神的障害が発生しないという証拠と保証書を福島県民に提供しなければならない。

従来の原子力災害対策マニュアルの 6 頁 には以下のように記されていた。

### 原子力災害対策マニュアル

平成12年8月29日

原子力災害危機管理関係省庁会議

(平成13年1月6日一部改訂)

(平成13年6月14日一部改訂)

(平成14年3月27日改訂)

(平成17年11月8日一部改訂)

(平成17年12月22日一部改訂)

(平成19年2月19日一部改訂)

(平成22年9月14日一部改訂)

#### (9) 人的被害の状況

① 事故現場からの被救助者、行方不明者等の数、性別、その他人定事項  
〔安全規制担当省庁、警察庁、海上保安庁、消防庁〕

② 被ばく患者（被ばくのおそれのある者を含む。）等の負傷者の数、負傷程度及び収容先病院〔消防庁、厚生労働省、文部科学省〕

ここで、被ばく患者として、「被ばくのおそれのある者を含む」と記されて



いることを、内閣府原子力被災者生活支援チームは、無かったことにはできないだろう。

#### ケ 総理大臣官邸原子力災害専門家グループの問題

原子力災害の専門家というのであれば、前記の双葉町民の権利についても言及しなければなるまい。原発避難者は被ばくによる被害だけと決めたわけではないので、「災害関係法的、社会的、精神的、経済的、衛生的、生業的、コミュニティ的被害」にも言及しなければならないが、広島・長崎で ABCC に協力してきた者達だけで何を決められるというのだ、条理ではありえないことだ。ステーク・ホルダーの考えは企業だけの考えではない。この考えを入れて、公平・公正に本件「**発電所破壊事件**」には対応することが大切なのだ。したがって、この者たちの言動は、被ばく被害の打消しにだけ作用している極めて偏った集団なので、原告には、関心がない。

#### 8. 幻にしたフクシマ市民 30 万人避難計画（福島 FTV 映像より）

原子力災害対策本部長の菅は、地元を排除して「原災法」「原子力災害対策マニュアル」「緊急時被ばく医療マニュアル」に基づかずに、勝手なことを語っている。

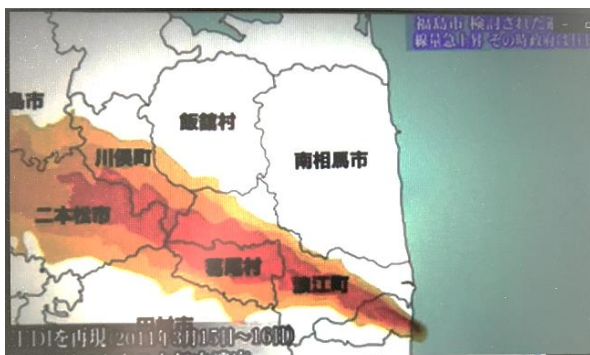


写真 1

1号機の放射性物質が流れた軌跡だが、これは線でしかないところにマジックがある。実際は、風が流れた下は放射性物質で汚染しているので、軌跡全部に着色しなければならないが、汚染を少なく見せるイメージ操作がされているところ。



写真 2

23.88 $\mu$ Sv/時間と始点の 0.08 $\mu$  Sv/時間との差=23.80 $\mu$  Sv/時間を汚染量とするところを言葉のイメージ操作で、福島市民はだまされてしまった。年間 1 mSv の基準と比べると、23.88 $\div$ 0.114 は、209 倍の被ばく量になる。当然避難をさせなければならない汚染量である。



写真 3

この判断をするところは、オフサイトセンターに設ける「原子力災害合同対策協議会」において、緊急時環境放射線モニタリングの結果で判断するものだった。  
福山哲郎はその判断を公表する役目ではない。



写真 4

笑いながら話をするのは福島市民をバカにしているから。  
自分は遠くで放射能の影響が少ないところに居て、福島市民は通常時よりも  $23.88 \div 0.08 = 298.5$  倍も高い所に居させられたのだ。これは人災である。



写真 5

菅は最悪だ。菅は政府の本部長として不作為を働いた。本部長は事故に際しては、遅れることなく法及びマニュアルと組織の稼働状況を監視し、国民救済に戸惑っているところに組織を動かし、救助に努めなければならない立場だった。



写真 6

菅は任務放棄を働いた。  
福島市民を置き去りにした。  
菅政権らは、メルトダウンは起きていないという偽装を働いて、避難を妨害していたことをここに原告が証言しておく。





写真 7

当時の認識を国民は知らない。  
情報を独占して国民は蚊帳の外、勿論福島県民は蚊帳の外に置かれて、何が行われていたか知る由が無かった。菅の不作為で、本部長としての本分を果していない。



写真 8

価値観が全く違う。  
政府災害対策本部長に在っては、国民の救助・救済以外に考えてはいけなかった。この時は放射能の拡散状況に応じて、避難範囲を広げる以外に本部長は考えてはいけなかった。菅が地域社会の存続という愚かな判断で、市民は被ばく患者にされたのだ。



写真 9

本部長欠格。菅は不遜な加害者。  
原発事故では第一義的に東電の加害は確実だ。次に責任がある政府が正確な情報を閉ざし、このような価値観しかない政権は二次的加害者になった。  
避難の最終決定者は国民である。これを菅が妨害した事実がこれだ。



写真 10

政府災害対策本部長としての責務は「国民の生命、身体及び財産」を災害から守ることと定められていたが、これを放棄した。大将の器でない菅が考えること。福島市民は菅のこの判断をいつ、誰と、どこで了解したのか、市民に聞いてみたい。



写真 11

「もし線量が飯舘、川俣のように高い場合は」と事実を知っていながら、公表しなかったと白状している。避難をするのか、しないのかを決めるのは福島市民の専決事項である。1<sup>ミ</sup>を上限とするのは福島市民の既得権である。



写真 12

原災法第 23 条を葬り、情報公開を阻み、事故の実情を隠ぺいして、独裁を働き東電擁護の立場を執ったことがここで鮮明に示された。福島市民の人権を泥棒したのだ。

以上、ここで主張することは、政府災害対策本部長・菅直人内閣総理大臣が災害対策基本法の第一条、第三条に準ずることなく独断専行を行い、更に、第四条と第五条の責務の遂行を妨害したことを語っている重要な証拠であることがわかる。まして、緊急事態宣言を発出した責任者の自覚がなく、原災法第一条に違反し、第二条から第六条に謳われているそれぞれの責任者の責務の行使を妨害していたことになる。

しかも、原災法第二十三条に定められていた、「原子力災害合同対策協議会」を開催させなかった責任があることも忘れることは出来ない。ここで、福島市民と協議をすることなく福山哲郎官房副長官がこの場で勝手に発言することは、その効力がない。

これは前代未聞の出来事なので、当然国家賠償請求権が国民に存在する重要な証明になる。正常な国家であれば理解され、賠償が実施されなければならない。

**本件は人災なので、国が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない (本書 30 頁解説)。**

## 9. 環境省の暗躍

環境省はこの混乱に付け込んで、悪行・悪業に手を染めてしまった

環境省の新たなビジネスが本件「発電所破壊事件」において誕生した。小林局長は、一度騎西高校の町長室に、中間貯蔵施設建設の交渉に来たことがあった。

彼は何も答えられずに帰っていった。

環境省は国際条約にも精通している。我が国は経済優先政策の下で、公害問題を先送りにしてきた。環境権の批准を遅らせている原因がここにある。公害問題をクリアにすると、工業製品の原価が高くなることから、公害は受忍義務のない国民の自助、共助に任せてきた。

環境省という名前に多くの国民はだまされているが、公害に関しては悪徳官庁なのである。

ここまで言うとも頭の悪い、悪賢い官僚たちは寄って、たかって、井戸川たたきを始めだろうが、彼らのやってきた結果を評価すると、強くは出られないだろう。それは規制に関して任務放棄があったからである。PPP原則を忘却するわけにはいかないからだ。

そのような環境省が中間貯蔵施設に生き残りを掛けた。終わりの定義、原則が存在しないから、どのようにでも彼らは方向を変えることができる。30年で中間貯蔵施設の土地を返すと言っているが、双葉と大熊の町長は契約書を交わさなかったことが、中間貯蔵施設を舞台として暗躍している連中を喜ばせた。二人の町長は愚かだ、町民を騙して中間貯蔵施設に同意したが、自身の責任についての深謀遠慮が全く足りない。やがて、伊澤双葉町長は、双葉町に核廃棄物を置かせた責任を、双葉町民から問われることになるだろう。**本件は人災なので、国が率先して国民の生命、身体及び財産を守らなければならない(本書30頁解説)。**

## 10. 被告らの損益勘定

### (1) 原陪審員の偏り

原陪法は事故以前から有ったのは知っていた。そのほかの法律も事故以前からあった。事故の発生を受けて緊急事態宣言が発出されれば、当然原災法に準じた対応を取る。しかし、本件事故の場合、国は、国と事故業者に、原災法に都合の良い解釈をしてしまった。

ということは緊急事態宣言を隠れ蓑にして、政府災害対策本部は無法状態にしてしまったのだから、原賠法は死んでしまったのだ。だが、国と東電は原賠法の

都合の良いところを悪用して、紛争が起きていないのに、被害者・被害自治体に断りもなく、原子力利権にかかわる者達を委員にして、あの悪意に満ちた「**中間指針**」というものを作った。

このようなことが起きないように、原告は双葉郡総決起大会の席上、同席していた文部科学政務官に対し、審議委員には被害者側の委員を参加させるように、双葉郡を代表して申し込んでいた。しかし、その後何も回答がなかった。双葉郡の代表に対して大変失礼な対応をしたのだった。

とにかく、この審議委員には原子力利権に敏い曲者がいて、事故被害額の積み上げを計ることなく、彼らは経済優先と事業者保護を求めている。

従って、正確な被害額の積み上げをせずに、「**加害者側の経済優先を考えた中間指針**」というものを作ったのである。この陳述書の冒頭で示した「apple to apple」の考えで行くと、加害者と被害者の対話によって解決をするのが基本なのだ。この考えがないのは、不調であり、不落という交わりのない平行線でしかないのだ。

原告は常に双葉郡の住民側にいたので、このようなインチキな賠償基準を承認しなかった。誤解をされると困るので、付け加えておくが、資源エネルギー庁が作った「**新賠償基準**」を双葉町が受け入れたのは、双葉町長が代わって伊澤町長になってからのことだ。

## (2) 被告らのための中間指針

上記にも示したが、中間指針という生い立ちを考えれば、おのずと異様な形が見えてくる。全国で争われている裁判では、この**イカサマ**な中間指針に基づいた判決があるが、私は異様としか見ていない。中間指針の作られた過程を見れば公平、中立、清潔さが無いことは一目瞭然なことが、どうして裁判という神聖な場所で、不潔な判決が下りるのか不思議でならない。

イカサマと呼ぶ理由は、債権者の個々の実情が反映されていないからである。

審議員には利益相反関係にあると思しき者が入り混じっているのに、適格性の審査がおこなわれていない中での金額算定は不当と思うのは、私の自然な考え方だ。

### (3) 20 ミリシーベルトの大失態

この 20 ミリシーベルトの強制は失策だ。

ウソにも限度がある、事故前に決めていた 1 ミリシーベルトの上限を、事故が起きたら、20 倍の 20 ミリシーベルトに引き上げた。住民の皆さんが避難しなくても良いようにしますという断りが、法に定められていればよかったが、本件事故前に被告国と東電から提出されていた公文書には、どこにも 20 ミリシーベルトという数値の記載がなかった。

原告は、事故前に 1 ミリシーベルト以下という上限を知っていたので、1 号機の爆発物を被って、これはとんでもないことが起きたと思った。

原告は、かねてから心に決めていた町民を被ばくから守ることが適わなくされた怒りと、早く被ばく環境から町民を守らなければならないということで、さいたま市まで緊急避難したのだ。

この時には、ベントで被ばくをさせられていたこと等、全く知らなかった。

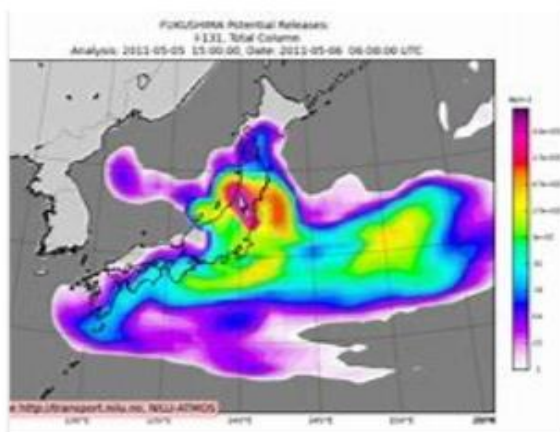
いずれにしても、1 ミリシーベルト以下を目指すことに神経を集中させていたので、菅政権が防災訓練の時と同じ行動をするものと考えていたが、官邸が虚偽の支援チームを主導するとは、まったく夢にも考えていなかった。

いろいろ分かってくると官邸が、違法な 20 倍の 20 ミリシーベルトの数値を使い、避難の必要性を妨害し、強制被ばくを加速させて、実害を風評被害に置き換えている政府を、災害対策基本法破りの主犯とみなすことにした。

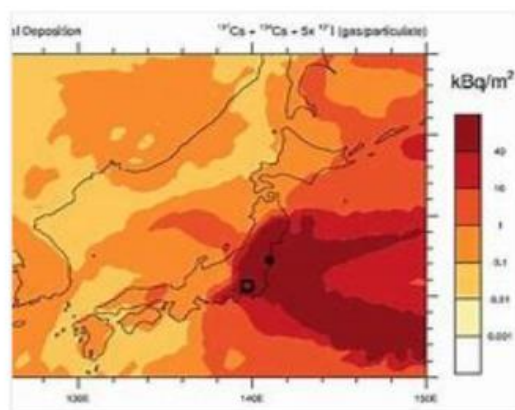
20 ミリシーベルトは短期的に国民を騙せても、長期的には騙せない。20 ミリシーベルトを違法と知った国民がやがて、国民を騙したことの損害賠償請求の大合唱が沸き起こることが予想される。その時のためにしっかりと違法だと、ここに証言しておく。



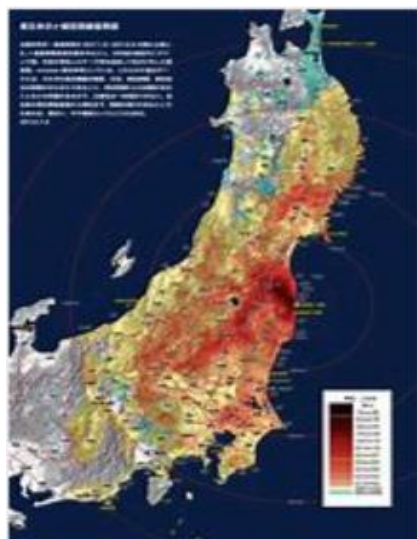
#### (4) 被告らが 20 ミリシーベルトにしたい理由を解剖する



左図は 2011 年 3 月 11 日より原発から環境中に放出されている放射性物質の拡散図の一部。被告らは事実を隠そうと、狭い範囲しか拡散していないとイメージさせる拡散図を乱発しているが、左図の方がはるかに信頼度は高い。東電原発事故が世界最大とみるのは、事故発生以来、今日まで放射性物質の拡散が続いていて、環境と人を汚染し続けているからである。



この図の出所は不明だが、流体力学と気象とを組併せると、この図の方がより自然で、真実さが分かる。被告国は 2011 年 3 月 11 日から放射能の拡散を矮小化しているが、町境や県境で放射性物質が留まらないことは、物理的に普通の人にも理解できる。タバコや蚊取り線香の煙の流れを観察するとこの図の正しさがより自然にわかる。



この日本地図の出所は不明だが、見やすくわかりやすいのでここに採用した。

被告国は事故発生から偽装と隠蔽を繰り返してきた。発電所から浪江町、飯館村方面にしか放射性物質が拡散していないように偽装された地図を公表してきたが、気象と流体力学を組み合わせると左図のように表示するのが正しいことが分かる。

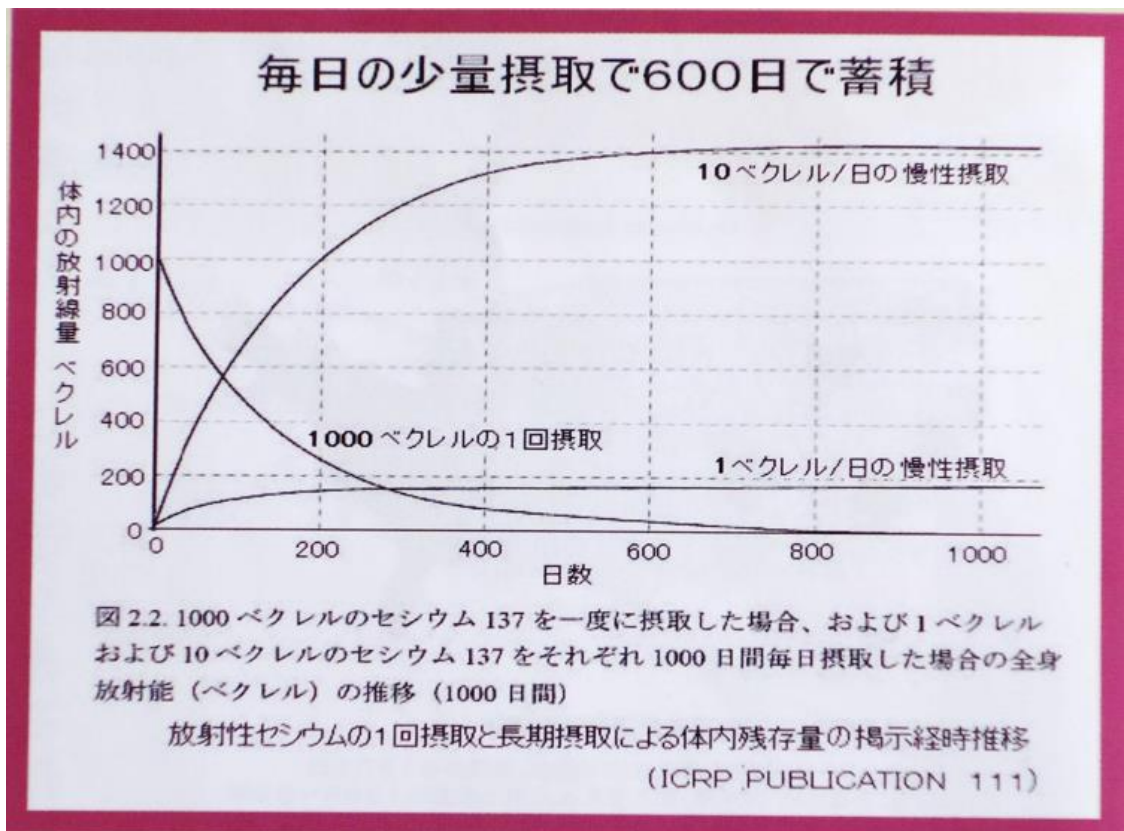
SPEEDI 情報を隠し、実線量測定値を偽装してきたことは公務員による国民に対し、裏切り行為の犯罪だと考えている。併せて 20 ミリシーベルトのマップを公開すべきである。



大人げない大人によってこの子どもは、放射線の毒に侵されている。  
 これを日本の公務員が強制させている。  
 公務員には、「人に義務のないことをさせてはいけません」という法律があることを知らない者がいるようだ。  
 この国では、公務員も、医者も、専門家も政治家も自分を守るために、この子を犠牲にしている。

以上のようにさせているのは、霞が関の役人たちだ。内閣府原子力被災者生活支援チームにいる大人たちが、大事な子供たちに 20 ミリシーベルトで住めと、強要しているのだ。

大丈夫だというのであれば、自分たちが子どもと家族とともに先に住むべきだ。



これは、内閣府原子力被災者生活支援チームが好む「ICRP」が作った図だ、文句はないだろう。毎日 10 ベクレル (3 食/日) 食べていると、600 日で 1,400 ベク

レルに至ると示されている。

因みに、事故前の福島市の1日3食で3年間の平均値は0.04ベクレルでしたので、例えば、100ベクレル/日（3食を）100を0.04ベクレルで割ると、100ベクレルという基準は2,500倍になってしまう。

国はこれでも100ベクレル以下は食べても良いというのが、責任の所在と補償について法整備されているのだろうか。だれが、どこで検査をして、合否を判定して、合格の決定をしたところで、自家消費の食材の管理と検査の責任の所在は明確なのだろうか、何やら100ベクレル以下という数値は、賠償金の減額と責任回避をもくろんだ、加害者たちの企みの臭いがする。

### チェルノブイリより4倍も高い福島の避難基準

年間放射線量	福島の区分	チェルノブイリ区分
50mSv超	帰還困難区域	↑ 移住の義務ゾーン (強制避難ゾーン) ↓
20超～50mSv以下	居住制限区域	
20mSv以下	避難指示解除準備区域	
5mSv超	(居住可能)	↓ 移住の権利ゾーン 放射能管理ゾーン
1超～5mSv以下	(居住可能)	
0.5～1mSv以下	(居住可能)	

(注) 赤の区分は原則的に立ち入り禁止です。

《この表は原告が双葉町災害対策本部長でいるときに作らせたもの。》

この表は、福島復興再生会議の席上、細野、平野、枝野各大臣と政務官及び官僚たちの前で原告が、双葉町はこの表のようにしますと発表したもの。同列には佐藤雄平福島県知事、内堀副知事、県議会議長、各界代表、町村長なども列席

していた。

20 ミリシーベルトを採用したい理由を原告は、被告の立場で勝手に解釈すると、「経済産業省として生き残るために、核産業の利権を守り、エネルギー産業の頂点に位置し続けることと、世界の原子力産業に類が及ばない程度の救済と賠償をするためには、被害の実情を隠し、賠償金を少なくし、電力業界を維持するための広範な判断をすると、どうしても、福島の実害を風評被害として矮小化、沈静化させることが重要課題だ。」と考えていたということになる。

この為に 20 ミリシーベルトを受け入れさせ、早く帰還させ、世間から原発事故は終わったと思わせる為に、無理ではあっても、無知な住民を説得し、帰還をさせるようにするために考えた、加害者のための論理上作文した数字である。

被害者側とは一切協議も交渉もしないようにしたのは、原告のような慎重論者がいると、目論見が外れるために、せまい囲いの中で作ったものである。

従って、20 ミリシーベルトについては公論形成していないので、原告は認諾していない。20 ミリシーベルトは、公的には使えない数字であることを公言しておく。

《以下は、世界版 SPEEDI を用いたシミュレーションとなっている図。2011 年 3 月 12 日から 5 月 1 日までの Cs137 の積算沈着量予測と記されている。原告はこれを全く僅少なものと受け止めている》







なければならないが、多くの国民はこのことを知らないために、このような「だまし絵」が作られている。

これも、菅直人政権の不当介入による被害である。

このマップに示されている避難エリアの線引きは、大人目線では奇異で、子供目線では、「だまし絵」に過ぎない。

このエリア設定には、実測のデータと判断根拠が示されないので、そもそも証拠が存在しない、いかげんなものと考えている。

このようなやり方は、余りにも杜撰で、このエリア設定は適正か、不適かの検証さえできない。

杜撰の理由は、SPEEDI を用いたわけではなく、緊急時環境放射線モニタリングの実データが使われることなく、官邸らが机上で決めたものだから。

更に、合同対策協議会全体会議で審議されなければならないのに、防災マニュアルの手順を踏まえないで決めたので確証がないからである。

本件「**発電所破壊事件**」において、官邸で決めたことに証拠がないのが特徴だ。

次頁に示したものは、本書 60・61 頁から抜き出したものである。原子力発電所で事故が起きたら、直ちに【**第一段階のモニタリング**】を実施して、実測値を図示して、住民の安全な避難のために役立てることを、原子力安全・保安院は計画していた。しかし、本件事故では実施していなかった。

#### 【第1段階のモニタリング】

原子力緊急事態の発生直後から速やかに開始されるもので、この結果は、放出源の情報、気象情報及びSPEEDIネットワークシステム等から得られる情報とともに、予測線量の推定に用いられ、これに基づいて防護対策に関する判断がなされることとなります。したがって、この段階においては、何よりも迅速性が必要となり、第2段階で行われる測定ほどの精度は要求されません。第1段階のモニタリングの主要な対象となる放射性物質又は放射線は、原子力施設又は事故の形態に応じて、大気中における放射性の希ガス、ヨウ素、エアロソル状態のウラン、プルトニウム濃度及び中性子線及びガンマ線の空間線量率並びに環境試料（飲料水、葉菜、原乳等）中の放射性ヨウ素、ウラン又はプルトニウム濃度です。

#### 【第2段階のモニタリング】

第1段階で要求される迅速性より正確さが必要となり、第1段階のモニタリングよりさらに広い地域について、放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行われます。第2段階のモニタリングにおいては、積算線量並びに環境中に放出された人体への被ばく評価に必要な放射性核種が対象となり、空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度及び積算線量を測定、評価します。なお、このモニタリングの結果は、各種防護対策の解除にも用いられるとともに、風評対策にも資するものとなります。

上記には、本件事故の真相を詳らかにする必要が記されている。原発事故は災害対策基本法施行令で定める災害の原因の一つとして「放射性物質の大量の放出」が掲げられ、①人為的災害の一つとして、原子力災害が天災と同様に災害対策基本法の適用を受けることとなりました。（本書 30 頁）と記した。人為的災害と災害対策基本法に定められていることを原子力安全・保安院が解説しているので、上記枠内の【第1段階のモニタリング】と【第2段階のモニタリング】について、詳しく理解する必要がある。

被告国・原子力安全・保安院自身が示したマニュアルなので、本件事故において、上記枠内の理を確実に実行し公開しなければならない。

しかし、双葉町災害対策本部長であった原告は、【第1段階のモニタリング】と【第2段階のモニタリング】のデータを見たことがない。このデータを示さないで、原告の被ばく被害を被告らは否定しているが、実証のない戯言と反論しておく。

又、福島県が行っている「県民健康調査」で、子どもの甲状腺がんを本件事故の影響ではないと、実証のない否定をしているが、言いがかりを語っているだけだ。

被告国は、とりあえず、【第1段階のモニタリング】のデータを本法廷に、提示することを求める。

## 11. 違法な組織的犯罪事案

以下に記す、恐れを知らない違法組織の「原子力被災者生活支援チーム」の策文は、被告国と被告東電の「代理人としての存在」を明示している文書である。

いかに本件事故は、違法体質なのかを見事に示している重要な文書を、原告は、法に基づき解説していく。

年間 20mSv 超線量地点への対応について (案)

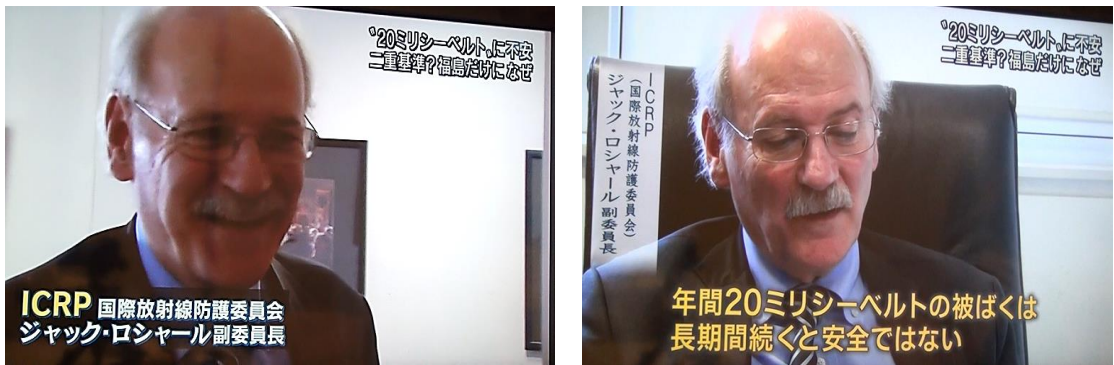
平成23年6月10日  
原子力被災者生活支援チーム

**1. 年間 20mSv 超線量地点に対する政府としての対応**

- ・ 政府の避難指示等の区域外であって、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりが見られない一部の地域で事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される空間線量率が続いている地点が複数存在している。
- ・ 当該地点については、そこを離ればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて 20mSv を超える懸念は少ない。年間 20mSv が ICRP 等が示す参考レベルの範囲で最も低い数値を採用していることを踏まえれば、線量の高い地域が面的に広がっている計画的避難区域とは異なり、安全性の観点から政府として一律に避難を指示すべき状況にはない。
- ・ 他方で、こうした状況に不安を感じる住民がいることは当然であり、また、生活形態や家族形態によっては、20mSv を超える可能性も否定できないことから、政府として対応を行うことも重要。このため、当該地点に居住する住民に対して、注意を喚起し、避難を支援、促進する必要がある。

ICRP が言う最も低いという 20mSv という数値は間違いで、ICRP は 1 から 20mSv の低い方とも述べていることを抜きにして、安全域の話をしてはいけない。上記で、「年間 20mSv が ICRP 等が示す参考レベルの範囲で最も低い数値を採用していることを踏まえれば、」について、内閣府原子力被災者生活支援チーム（以降、「支援チーム」と呼ぶ。）は、ICRP がいう 1 から 20mSv を隠して語っていることを、自ら証明している。

《下記は、重要な ICRP 副委員長のジャック・ロシヤール氏の発言》



ICRP の副委員長は、20mSv を容認していないことを語っている。

以下は、違法組織の支援チームが地方自治体の分限を侵している証拠の一部である。

地方自治体は災害対策基本法並びに、原災法の定めに従い、粛々と住民の生命、身体及び財産を守る義務があるので、違法組織の支援チームにそそのかされて、義務を怠ってはいけない。

ここに記載されていることは、災害対策基本法及び原災法の精神、使命及び義務を地方自治体に「**違背**」させることを語っている。恐ろしいことである。やがて、ウソの報いは必ず訪れるだろう。原子力災害対策マニュアルを隠す理由が語られている。

ここの記述は、JCO 臨界事故の反省と原災法の主旨を滅却して、政府が暴走していることが書かれている。支援チームが公職にあるとすれば、明らかに公務員職権濫用罪を侵している。

以下の枠内の範疇は、正式な合同対策協議会において協議し、決定の後に実施される事項なのである。したがって、以下のような無法組織の支援チームが直接事故対応に、介入することは許されていない。



## 2. 今回の措置の性格の整理

- ・上述のとおり、当該地点は、一律に避難を指示すべき状況ではないが、他方で、生活形態や家族形態によっては避難すべき世帯の存在も否定できない。このため、政府として対応を行うもの。
- ・政府として重要なことは、当該地点の周辺の住民に対して、リスク情報や科学的知見等に関する情報を速やかに開示するとともに、その意味を丁寧に説明し、希望する者には行政として避難を支援していくこと。
  - ① 詳細なモニタリングを実施し、データ等の情報を速やかに近辺の住民等に開示するとともに、その放射線による健康への影響に関する科学的知見を丁寧に説明する
  - ② 特定の地点に関する除染の取り組みの限界などを丁寧に説明する
  - ③ 災害救助法など、利用可能な支援の枠組み等の情報を提供、希望者には、避難を支援する。(福島県や市町村に支援を促すことを含む。)
- ・政府のこうした取り組みは、当該地点の近辺の住民に対して注意喚起を行い、避難を希望する者に対して行政として支援することを明らかにするものと整理できる。

## ④ 特筆すべき問題箇所

下記は、だれが、だれに対して語る文書なのか、違法組織の支援チームが国民に向かって言う言葉ではない。特に、「従来の原災法に基づく避難指示や災対法に基づく避難指示・勧告（後述補足説明）とすることは適当でない。」ということは、支援チームが、無法組織であるから、本件事故前に発電所周辺の「自治体及び住民と、法律で約束していた災害対応を遵守しない」と語っている。

支援チームは、自らを憲法等の国民主権を踏みにじることを、当然のように国家権力を自分たちのわがままにふるまう、本当の無法で**暴力組織**であることを示している。原告は、本件事故に際して、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法並びに、災害対策基本計画及び双葉町原子力災害対策計画等の改正を行っていないので、「従来の原災法に基づく避難指示や災対法に基づく避難指示・勧告（後述補足参照）とすることは適当ではない。」を、原告が双葉町災害対策本部長として、これを通告されたこともなく、認諾したことは一切ない。したがって、下記に



ついて双葉町には、合意・同意の意思を示す文書は存在しない。

### 3. 仕組み（法的根拠）

- ・当該地点は一律に避難を求めるほどの危険性はなく、今般の対応は住民に対する注意の喚起と支援表明であり、従来の原災法に基づく避難指示や災対策に基づく避難指示・勧告（後述補足参照）とすることは適当ではない。他方で、地点近辺の住民の安全・安心の確保に万全を期す観点から、政府として対応を行う地点を特定し、この地点に対してしっかりと対策を講じていくことを対外的にも明確にしていくため、次のような仕組みをとることとする。

下記記述は、支援チームが法に拘束されない組織を意図的に作り、やりたい放題の様相のこの文書は、全部が現場とのすり合わせのない**策文**であるので、無視する。

- (1) については、原災法に示されている現地政府対策本部長は、経済産業副大臣だったのを、ここでは、大臣政務官に格下げをしている。又、原災法では、記者会見をするのは ERC と OFC（オフサイトセンター）に決められていたが、これも勝手に、官房長官に変えている。
- (2) 「その結果 20mSv を超えると推定される地点があれば、～速やかに（公表前に）福島県知事、関係市町村長に連絡。」となっていたが、双葉町災害対策本部長には報告・連絡は全くなかった。
- (3) 「・・・」全文。不明。双葉町災害対策本部長には文書の通知がなかった。
- (4) 実施された記憶がない。
- (5) 「モニタリング」結果は報告されていない。

<具体的な仕組み>

- (1) 原子力災害対策本部長（総理大臣）から、原子力災害現地対策本部長（経済産業大臣政務官）に対して、対処方針を示す文書（後述の仕組みを記載した文書）を發出。その旨を、官房長官記者会見で発表するとともに、これらの文書はHPでも公表。
- (2) 文部科学省は、月2回公表する放射線量等分布マップの作成過程等において年間20mSvを超えることが推定される地点があれば、当該地点近傍のより詳細なモニタリングを行い、その結果20mSvを超えると推定される空間線量率が測定されれば、現地本部を通じ、速やかに（公表前に）福島県知事及び関係市町村長に連絡。
- (3) 当該情報を基に、現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、除染が容易でない年間20mSvを超える地点を住居単位で特定。現地本部長が、当該市町村に、文書で通知。  
※福島県は市町村に対し、特定地点の住民へ被災証明を発行するよう通知。（P:被災証明を発行する市町村、制度を所管する福島県との調整が必要）。
- (4) 市町村は、特定地点に該当する住居に対して、モニタリングの結果、放射線の影響、活用できる支援措置、説明会の日程等についての説明資料を添付して、個別に通知。市町村は、避難した世帯に被災証明を発行。個人情報保護等の観点からリストの公表はしない。（なお、モニタリングデータそのものは別途公表する。）
- (5) モニタリングを定期的実施し、その結果に基づき、現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、解除は柔軟に行うこととする。

下記は、何を語っているのか、全くわからない。無権の現地対策本部を作っておきながら、「制度を本部（東京）で決定、現地本部に連絡」とは、原災法の趣旨に反し、中央集権ですべてを決め、実施するということなのだろうが、これは、違法であることを証明している。

※手続の流れ

制度を本部（東京）で決定、現地本部に連絡

- 文科省が（現地本部を通じ）詳細モニタリングデータを県、市町村に通知
- 現地本部が地元と指定する地点（世帯単位）を調整
- 現地対策本部長が指定する地点を市町村に通知
- 市町村が、個別世帯に通知。避難世帯に被災証明を発行
- モニタリングは継続的に実施、解除は柔軟に行う。

下記は、従来を法を解釈している。

＜補足＞原災法に基づく避難指示、災対法に基づく避難指示・勧告

・災害対策基本法では、市町村長等が居住者等に対する避難の指示や勧告を行うことができる、としている。

・ここで、災害対策基本法第 60 条第 1 項に規定する避難の「勧告」とは、「その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為である」（出典：逐条解説 災害対策基本法）。

また、市町村長が避難の勧告を発することができるのは、「災害が現に発生している場合のほか、著しい危険が切迫しているとき等が考えられる」（出典：同上）。

・大雨、洪水、台風等の自然災害を理由とした災対法に基づく一般的な避難勧告は、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況（例、河川の水位上昇）で行っている。また、避難指示は、実際に災害が発生した状況（例、堤防の決壊）で行っている。避難の指示、勧告とする場合には、これらとのバランスを踏まえて検討することが必要。

下記については、当然の行為が風評被害に関連付けして、避難指示を悪者に扱おうとしている。ここの主旨は、事故の被害の矮小化を目指している。

・また、政府が原災法に基づき市町村長に避難勧告を出すよう指示することは、政府として今般の状況が「著しい危険が切迫している」と判断していることとなり、住民にとっては避難指示と同等に感じ、また風評被害の発生等も想定される。

下記については、意味不明につき解釈しない。違法組織の内閣府原子力被災者生活支援チームの、法外な押し付けを強要しようとしている。まず、緊急時環境放射線モニタリングの結果、避難が必要であれば世帯数という考え方は間違っている。あくまで、線量評価如何によって決めるべきであり、違法組織の勝手な解釈に左右されるものではない。

（注）今回は、例えば、対象地点に、50世帯あり、このうち20世帯が生活形態や家族形態を考え、避難を希望するという事態に対応。残る30世帯は、避難を求められるものではない。

下記については、正式な政府が設けた、正式なメンバーの参加した合同対策協議会において決定すべきこと。違法の支援チームは論じられない。

#### 4. 名称

・地点の名称の案としては、以下のようなものが考えられる。

- ① 特定避難勧告地点：国からの原災法上の指示に基づいて、市町村が住民に災害対策基本法上の避難勧告を行う場合。
- ② 特定避難勧奨地点：実体上の措置とする場合。
- ③ 特定注意喚起地点：同上
- ④ 特定避難支援地点：同上

下記についての内容を（ ）ごとに解釈する。

- (1) 田嶋本部長は、中立的な対応をしたと理解している。「・風評などを恐れて・・・」ということは、支援チームが違法な 20mSv を持ち出して、避難を妨害していることへの注意を語っていることがわかる。
- (2) 森合局長は、県民の立場で語っているようだ。
- (3) 桜井市長は、原災法を全く理解していない。特に、高齢者の避難を止めるような働きかけは、災害対策本部長として欠格者である。加害者側になるような判断だ。
- (4) 伊達市の市長も、独裁的で災害対策本部長としては災対法、原災法に反している。伊達市の市民への情報提供と意見の集約が必要だった。

#### 5. これまでの関係者の反応

##### (1) 現地対策本部 田嶋本部長

- ・地域を限定的に決めることは重要。
- ・住民の判断に任せ、自主的に避難させる名称は反対。国の関与を示すべき。
- ・風評被害などを恐れて地域の設定をしないのではなく、客観的データに基づいて指定するしかない。

##### (2) 福島県 森合局長（避難担当）

- ・限定的な地点の問題であることから、一律の避難ではなく避難の勧奨といった意味合いを明確にしてほしい。
- ・できるだけ確実に補償を受けるためにも地域を設定することは理解。
- ・一戸ずつ指定するより地域で設定する方が混乱は少ない。
- ・乳幼児や妊婦はできるだけ避難した方が良いという理解。
- ・来週月曜（13日）は県議会の災害対策特別委員会が予定されているので、発表時期については配慮して欲しい。



(3)南相馬市 桜井市長

- ・ 一律の避難など大げさな対応ではなく、該当する区域を個別に訪問して説明する対応とすべき。
- ・ 一方で、国として地域の特定をしてほしい。
- ・ 高齢者などは避難しなくてもよいようにしてほしい。

(4)伊達市 仁志田市長ほか

- ・ 計画的避難区域のような国による一方的な強制力がない本地域の設定については受入れ可能。
- ・ ただし、地域の設定にあたっては、詳細なモニタリング結果を踏まえて慎重に対応して欲しいので、地域の設定の考え方を先に公表していただき、エリアの設定については、モニタリングを詳細に行った上で時間をかけて行ってほしい。
- ・ 年間積算予測が20mSvを少しでも下回ると、対象外にすると、隣同士で争いになるので注意が必要。
- ・ 汚染を減らす取り組みは、国も積極的な対応を期待。
- ・ 避難希望が多い場合には小学校のグラウンドに仮設住宅を建てることも考えないといけない。

支援チームという法外組織の単独行動の予定のようだ

6. 今後の予定

- 10日(金) 支援チーム三役会議で方針を決定
- 12日(日) 伊達市での住民説明会(現地対策本部)
- 13日(月) 福島県議会 災害対策特別委員会
- 13日(月)～14日(火) 追加詳細モニタリング
- 13日(月)～15日(水) 福島県、関係市町村等との調整、地点の特定  
原子力安全委員会への意見照会
- 16(木)又は17日(金) 官房長官から発表、現地対策本部長への指示  
5日、6日実施の詳細モニタリング結果と追加詳細モニタリング結果の公表

※伊達市の意見を踏まえれば、制度を先に発表、地点は後で公表することがあり得る。

- 20日(月)～ 市町村から該当者への通知、説明会の実施

以上、幽霊組織が議論した記録は、双葉町災害対策本部では、承認・同意等の機関決定していない。

事故発生後には、防災訓練の経験を生かして、地元自治体が参加して協議、決定、行動すること以外は、受け入れられない。上記のようなものは論外である。

20 ミリシーベルトのウソはどこまで経っても正論にはならない。この逆論は、本件発電所破壊事件における不公平・不平等な2重基準は法理を越え、自然法に逆らい、事故発生者の東京電力(株)を擁護する政策は、近未来破綻すると見ている。

この非常時に被害者、国民の目を欺き、被害額と影響面積を20分の1に矮小化し、20倍も多く被ばくさせたことの精算を、世間及び次世代から迫られる時が必ず来ると予言しておく。



忠告「ウソは付かない方が、傷は小さくて済むことを知るべきである。」

## 12. 被告東電社長の書面

### (1) 勝俣社長の時のもの

先ず、最初に、毎年8月に提出される「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画別冊」がある。提出者は取締役社長で提出先は、福島県知事並びに双葉、大熊各町長になっていた。

《本文の一部を抜粋して掲載》

改訂来歴 1 頁、

目次

#### I-1 第一章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的には、原災法に基づき、福島第一原子力発電所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び～・・・「となっていて、災害予防対策をうたっていることは、「発電所破壊事件」において、想定外という主張は出来ないのである。」

#### 第2節 定義

1. 原子力災害 「原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる損害をいう。」
2. 原子力緊急事態 — 略 —
3. 原子力災害予防対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策

(原子力災害が発生した際に必要となる防災体制及び資機材の整備等の対策を含む)

#### 第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想 I-4

##### 1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うための、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施。

#### 第2章 原子力災害予防対策の実施 I-6

##### 第2節 原子力防災組織の運営 I-8

## 2. 緊急時態勢の発令及び解除 I - 9

### (1) 緊急時態勢の発令

①発電所 — 略 —

②本店 本店原子力運営管理部長は、原子力防災管理者から発電所における緊急時態勢発令の報告を受けた場合、別図2-7に定める連絡経路により、社長及び原子力・立地本部長に報告し、社長は、本店における緊急時態勢を発令する。この際、発電所において発令した緊急時態勢の区分を本店においても適用することとする。

## 第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 I - 12

(8) 経済産業大臣、福島県知事、大熊町長及び**双葉町長**から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められた時はこれを行う。

## 第8節 関係機関との連携 I - 16

### 2. 地方公共団体との連携 I - 17

- (1) 地方公共団体（福島県、大熊町及び**双葉町**）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 福島県知事、大熊町長及び**双葉町長**から原子力災害対策特別措置法第31条第1項に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。
- (4) 福島県知事、大熊町長及び**双葉町長**から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。

## 第9節 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動 I - 17、18

原子力防災管理者は、平常時より発電所周辺の方々を対象に国、地方公共団体と協調して次に掲げる事項についての理解活動に努めるものとする。

1. 放射性物質および放射線の特性
2. 原子力事業所の概要

3. 原子力災害とその特性
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容

### 第3節 緊急事態応急対策 I-28

1. 第2次緊急時態勢の発令
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 発電所対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員と連絡を密に取る。発電所対策本部長は、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して要請された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。
- (2) 発電所対策本部長は、経済産業大臣、福島県知事、大熊町長及び**双葉町長**から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事故について報告を求められた時はこれを行う。

— 以下省略 —

等について、「発電所破壊事件」においては、どれが実施されたのか、実施されなかったのかを検証することになっている。(後日)

(2) 清水正孝社長の時の文書  
国への借金の申込書

平成23年5月10日

原子力経済被害担当大臣  
海江田万里殿

原子力損害賠償に係る国の支援のお願い

東京電力株式会社  
代表取締役社長 清水正孝

このたびは、当社福島第一原子力発電所の事故により、発電所周辺地域の皆さま、広く社会の皆さまに、大変なご心配とご迷惑をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

当社は、現在、原子力損害の原因者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの補償を早期に実現するとの観点から、原子力損害賠償法に基づく補償を実施することとし、そのための準備を進めてきております。

一方で、当社は、現在、原子力事故の収束と安定に全力を尽くしているなかで、同時に、2,860万軒のお客さまに電力を安定供給するという使命と責任を担っております。現在、計画停電を回避するため被災した設備の復旧や新規電源の確保などに取り組んでおりますが、火力発電への依存度が高まるなか、高騰する化石燃料の手当等に今年度追加でおよそ1兆円近くかかるなど、相当な資金が必要となっております。

また、資金調達面については、社債発行はもちろんのこと、金融機関からの借り入れなど資金調達は極めて厳しい状況にあります。こうした状況がこのまま続きますと、今年度は社債・借入金合わせて約7,500億円の償還・返済が予定されていることなどから、当社は資金面で早晚立ち行かなくなり、被害を受けられた皆さまへの公正かつ迅速な補償に影響を与えるおそれがあるばかりでなく、電気の安定供給に支障をきたすおそれもあります。

政府におかれましては、こうした状況をご勘案のうえ、原賠法第16条に基づく国の援助の枠組みを策定していただきたく、何とぞよ

ろしくお願い申し上げます。

当社といたしましては、国のご支援をいただくからには、当社自身による最大限の経営スリム化は当然の前提であると認識しており、抜本的な経営合理化による費用削減と資金確保に取り組んでまいります。すでに、役員報酬や職員給与の引き下げ、来年度の新卒採用の中止などを決定しておりますが、今後、さらなる措置として、代表取締役の報酬を当分の間返上するとともに、保有する有価証券、不動産の売却、事業の整理などにより、できる限りの資金を捻出し、被害を受けた皆さまの補償などに充当してまいる所存であります。

また、これらを実施するにあたっては、福島第一原子力発電所における作業員の安全と作業環境、さらには地域の雇用にも十分配慮してまいります。

最後に繰り返しになりますが、当社といたしましては最大限の経営合理化に取り組んでまいりますので、被害者の皆さまへの公正かつ迅速な補償を確実に実施するため、国によるご支援を何とぞよろしくお願い申し上げます。

以 上

東電はうまいこと言うね、さも被害者に「前向きに対処します」と清水社長は、経産大臣に言っているけれど、賠償と言わず、「補償」ということは、かなり悪どさが表現されている。

どのくらい、被害者・国民を泣かせたのかの検証はしたのだろうか？はなはだ疑問である、町民から東電のやり方は、汚いという話しか聞いていなかった。今も続いている。

しかし、この文書は、単に海江田万里経産相だけに示したものではない。国民に対して約束をするという公文書になる。

この文書にあるような判決を期待している。そうでないと、この文書は虚偽記載されていると、東電と対決しなければならなくなる。



平成 23 年 5 月 10 日

東京電力株式会社  
代表取締役社長 清水 正孝 殿

### 確認事項

原子力経済被害担当大臣  
海 江 田 万 里

平成 23 年 5 月 10 日付で、貴社から受けた要請については、貴社において次の措置がとられることを確認したい。

- ① 賠償総額に事前の上限を設けることなく、迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること。
- ② 東京電力福島原子力発電所の状態の安定化に全力を尽くすとともに、従事する者の安全・生活環境を改善し、経済面にも十分配慮すること。
- ③ 電力の安定供給、設備等の安全性を確保するために必要な経費を確保すること。
- ④ 上記を除いて、最大限の経営合理化と経費削減を行うこと。
- ⑤ 厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等を行うため、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じること。
- ⑥ 全てのステークホルダーに協力を求め、とりわけ、金融機関から得られる協力の状況について政府に報告を行うこと。

上記①の項目は、永久に保存し、後世に伝えなければならない。

こ

平成23年5月11日

原子力経済被害担当大臣  
海江田万里殿

平成23年5月10日付で頂戴いたしました「確認事項」につきましては、了承させていただきます。

東京電力株式会社  
代表取締役社長 清水正孝

5月11日、要請した次の日に東電の清水正孝社長はこんな文書を出している。通常あり得ない速さだ、有っても良いが、正確な検証がされた場合に限ることは言うまでもないことだ。

本文のやり取りの中に、被害者には賠償で上限を設けるなど大臣から指示を受けて、清水正孝社長はこれを受け入れたのだから、損害賠償請求裁判は不要だったのかもしれない。

この文書と違う答えを東電は常識的に出すことは考えたくないので、くれぐれも騙しによる差益を上げないことを祈る。

### 13. 詐欺行為の実態

規制義務を隠し、責任を国民に転嫁  
虚偽「公」「私」文書作成同行使  
福島差別  
国税の不当な使用  
不利益情報の不告知

緊急時環境モニタリング結果の未公表  
SPEEDI 情報の閉止  
ヨウ素剤服用基準の引き上げと未指示  
スクリーニング評価基準の不正  
実害を風評被害に責任転嫁  
風評被害対策という事故隠し  
緊急事態宣言の悪用  
事故収束宣言のウソ  
被害者への値切り  
全ての被害を 20 分の 1 に矮小化したことによる差益の詐取  
違法の 20 ミリシーベルトを配慮した中間指針  
等から、被告らが得た利益を詐取と考えている。

### 第 3 章 総 括

#### 1. 法理に反する行為

- ・内閣府を悪用・・・「内閣府原子力被災者生活支援チーム」という不法組織による妨害行為は、本件最大の事故隠しである。
- ・既存の原子力防災組織体制を滅却したこと
- ・JCO 臨界事故の反省を葬ったこと
- ・発電所周辺の自治体及び住民を事故対応から無断で排除したこと
- ・膨大な不義、不作為がある
- ・加害者が優越的地位を悪用して、被害当事者を排している
- ・対話・協議をしないで一方的に指示をする
- ・被災者との対話・相談・合意もない
- ・ルールを示さない、了解なし
- ・避難指示等の指示は全て勝手に決めた
- ・準備されていた災害対策マニュアルを実施していない
- ・マスコミを使い同調圧力をかける
- ・不利益なことを押し付けている
- ・義務のないことを強要している
- ・承諾・合意形成はしていない

- ・既得権を侵害している
- ・確かな情報を隠し、ウソを強要している
- ・優越的地位を悪用している
- ・ウソの流布・拡散をした
- ・行政裁量を不当に執行している
- ・不当な我慢を強いている
- ・不当に双葉町を壊した
- ・不当に双葉町民を双葉町に住めなくなされた
- ・不当に賠償金を決めた
- ・不当に夢と希望を壊した
- ・不当に生業が壊された
- ・不当に家族関係が壊された
- ・不当に住民との輪・和が壊された
- ・不当に歴史の継続を壊された
- ・想定外で済む話ではない
- ・被曝の限界値を勝手に引きあげて、避難の必要性を妨害した
- ・事故前の約束を反故にした
- ・違法な 20 ミリの避難基準を強要している
- ・1 ミリシーベルトの約束を破った
- ・不利益情報の不告知で被害の全容を隠ぺいされた

などの反則によって得た被告らの差益は、詐取と考えている。(支払を逃れた不当利得)

## 2. 詐欺の解釈

詐欺を、「事実を不実に替え、被害者と思わせないように、『集団幻覚』の世界に誘導して、被害者を第三者的感覚におびき寄せ、被害者が被害者ではないように騙し、被害の存在を隠滅させて善意の第三者に変え、協力者にすることにより、被害の賠償を免れて、本来支払うべき賠償金（本来の事故被害相当額）を、加害者東京電力は支払うことなく内部留保し利益に変えてしまうこと。」と解釈する。本件事故は、第一義的に規制権限を有していた国の不作為に起因するものなので、国家賠償請求事案である。悪質な責任回避により国家賠償を免れようとしている行為に対し、

国家賠償請求要因を有しているのです、これを請求する。

### 3. 詐欺と断定

事故時又は直前の法律は、事故時の解釈と判断に寄与することは法理だが、「**発電所破壊事件**」以後においては、「**想定外**」を錦の御旗として、被告らの都合に合う従来法はそのまま適用させ、都合に合わない従来法は「**優越的地位の乱用**」により、新法作成又は改正し、遡及適用させてきた。

詐欺の解釈をする上で、このようなことが一番重要なこととしている。

被害の立証はここまで詳しく述べてきたが、被害の算定に最も影響がある「原子力損害賠償法（以降、略称：「原陪法」という）」の運用については、在来法を使いながら、試算には被告らの選んだ審議員たちだけで、被告東電が支払える金額を設定するという、前近代的な考えの下に作られたものであること。

「**発電所破壊事件**」においては、所管の文部科学省が、被害者の了解を得ることなく、所管外の経済産業省資源エネルギー庁に新賠償基準という素案を作らせたこと。

避難指示から避難生活に入り、半年も過ぎると、避難者たちの生活資金も底をつき始めたころに、加害者救済のためと思うような粗悪な新賠償基準をマスコミで知ることになった住民たちは、悪質な内容にも気付かず、早々と市町村長を責めるようになり、挙句、「**集団幻覚**」を浸透させ、住民たちを、この新賠償基準を受け容れるよう誘導させたこと。この様相は、餌を絶たれた動物に例えるのは失礼だが、被告らの誤導が勝ってしまったのが実態だった。

加害者たちが自身の責任を隠しながら、加害者たちのために作られたと考えさせられるような偏りが明確な「**中間指針**」というものを、被害者の申告、実態の聞き取り、個々人の数量化、合意形成も行わず作られたのである。

これは被害者の窮状を悪用したものであるもので、被害者が、被害者のための賠償基準ではないものを強制された「**事件**」と捉えている。個々の事例に基づく被害額の正しい算定を阻み、偽装し、格安に収めたことは被害額に差益が被告東京電力にもたらされたので、「**詐欺**」と断定できる。

### 4. 被害とは

まえがきにも記したが、本件事故によるすべての被害について、原告が、これは



被害だと解釈できることを基本として、今後、本件事故が終わったと原告らの後継者らが、合意したときまでの被害・損害を整理して追加するものとする。

## 5. 被害の項目と種別

原告第 18 準備書面に詳述したが、よく考えると次から次と、新たな被害項目が頭に浮かび上がってくる。従って、前記した詐取事案をよく分析してみることにする。

## 6. 被害の実体

### (1) 県議会議員全員協議会記録 (甲ハ第 183 号証)

「福島県議会吉田栄光議員の全員協議会における原子力安全・保安院との議事録」から、「できなかった」「やらなかった」という回答を原子力安全・保安院がしていたので、これを彼らの不成功を失敗と判断して、失敗の代償を求めることにする。

1 頁 Q 吉田：発電所は津波の前の地震による影響が事故の起因ではなかったのか。

A 保安院長：指摘の通り、送電線鉄塔の倒壊による。開閉所の地震で壊れた (注 1)。

Q 吉田：アイソレーションの動作について。

A 保安院長：アイソレーションは作動したが、運転員が止めた。その後については分かっていない (注 2)。

Q 吉田：初動を含めた対応はどうだったのか。

A 保安院長：当時現場が大変混乱しており 6 機の原子炉の正しい状況は入手できなかった (注 3)。最悪の事態を想定してベントの判断をしたが、時間がかかってしまった (注 4)。電源車の確保が円滑ではなかった (注 5)。全般的にスムーズな対応が取れず的確な情報が得られず (注 6)。今回の大きな問題点だった (注 7)。

Q 吉田：1 号機ではベントのマニュアルが備えられていなかったというが。

A 保安院審議官：マニュアルとして整備していた (注 8)。

Q 吉田：再度聞くが、重大事故のマニュアルの中にベントのマニユ

アルがなかったのではないか。

A 保安院審議官：今回の事故のような長時間の交流電源喪失（SBO 対策）や大津波に対応したマニュアルはなかった（注 9）。

2 頁

Q 吉田：再度聞く、シビアアクシデントが発生し、ベントのマニュアルがなく、ベントの操作が遅れたのではないか。

A 保安院審議官：長期間全ての電源が停止することを考慮したマニュアルは無かった（注 10）。電氣的、空気圧でバルブを開けることが電源喪失でできない状況だった（注 11）。放射線レベルが高く、バルブ操作に手間取り、ベントに遅れが生じた（注 12）。

Q 吉田：ERSS（緊急時対策支援システム）は稼働していなかったのか。（注 13）

A 保安院長：ERSS に必要なデータが取れなかった（注 14-1）。

Q 吉田：ERSS は非常時に対応する大事なシステムである（注 14-2）。SPEEDI とともに安全確保に大きな信頼感のシステム、今回そのうちの 1 つが機能を喪失していたのか。

A 保安院長：ERSS はデータが取れず本来の機能を発揮できなかった（注 15）。SPEEDI については、ERSS で得た事故進展をベースに予測するもの、ベースとなるべきデータがなく活用できなかった（注 16）。

Q 吉田：オフサイトセンターについて、その機能について改めて聞く

A 保安院次長：オフサイトセンターは、現地に政府の現地対策本部を設置し、県、（原告加筆：双葉町・大熊町は排除されている）東京電力(株)、自衛隊などの関係機関とともに、協力して初動の対応を進めていくことを目的としている（注 17）。



平岡英治保安院次長とはこの人だ。

Q 吉田：初動対応の中身を教えてほしい。

A 保安院審議官：3月12日午前0時に池田元久副大臣とともに大熊町のオフサイトセンターに到着し、1週間対応した（注18）。

避難地域をどうするか、本来は事前に関係市町村に連絡すべきところであるが、緊急事態（注19）のため、官邸サイドで決定された避難地域の連絡を受け、電話がなかなかつながらない中で各関係機関に連絡をとっていた（注20）。

また、避難状況や要介護者の確認について、警察及び自衛隊等から（注21）情報収集を行うとともに、放射線スクリーニングの基準（注22）及び対応（注23）についての検討を行ってきた。

なお、オフサイトセンター以外の全てのモニタリングポストが倒壊していたが（注24）、12日よりモニタリングカーによりモニタリングを実施し、データを東京に送っている（注25）。回線事情も悪く、その公表が遅れたことは反省点である。（注26）そのほか医療班については、我々がいた15日までの間に、サイト内で具合が悪い方のケアに当たっていた。

Q 吉田：1週間の対応と言っているが、15日には大熊町のオフサイトセンターから撤収しているのではないか。

A 保安院審議官：失礼した。1週間誤りであり、3月12~15日までの対応の説明である（注27）。

Q 吉田：内堀副知事はいつ撤収したのか

A 保安院審議官：明確な時間は覚えていない。先遣隊として14日夜に県庁に戻って対応してもらったと記憶している（注28）。

Q 吉田：防災マニュアルの中で立地町村の代表が参集するとなっているが、どこの町村が集まったのか。

A 保安院審議官：大熊町の職員である（注 29）。

Q 吉田：これだけの事故があつて参集しなかつた町村に対し、どのように連絡及び誘導していくつもりだったのか。

A 保安院審議官：非常に通信状態が悪く、連絡手段は衛星回線に頼らざるを得なかつた。県の住民安全班を中心に、何とか町村に連絡しようとして対応していた（注 30）。

Q 吉田：双葉町、大熊町の避難の初動について、官邸が避難指示を出したのは何日の何時何分か。

A 保安院長：3月11日の午前（原文のまま）9時23分に、福島第一原子力発電所から半径3km圏内の住民への避難指示、半径10km圏内の住民へ屋内退避指示を出した（注 31）。

Q 吉田：半径10km圏内の避難指示についてはいつか。

A 保安院長：3月12日午前5時44分に、発電所から半径10km圏内の避難指示が出されている（注 32）。

Q 吉田：3月12日の10km圏内の避難指示については、現在の細野原発担当大臣から両町に連絡があつたと聞いている。この両町に茨城県のバス会社が来てバスで避難したと聞いたが、事実か。

A 保安院審議官：3月11日夜に、茨城県からバスが来ていたことは承知していない（注 33）。

Q 吉田：再度聞く、避難を誘導すべき職務の原子力安全・保安院職員等は、この時間はどのように誘導していたのか。

4 頁 A 保安院審議官：3月12日未明にオフサイトセンターに到着したので、その前の状況については見聞が定かではないが、オフサイトセンターに何人か集まって対応しようとしていた（注 34）。

当初、オフサイトセンターの立ち上げがおくれ、また通信事情が非常に悪く、連絡が付かなかつた可能性が高い（注 35）。

Q 吉田：原子力災害の防災マニュアルには、「ある一定の指示した場所に集まって、そこからバス等で避難する」と書いてある。バ

スを用意したということはきちんとマニュアルに沿った対応をしたのかと思ったが、このような大事なことも承知していないとはどういうことか。再度答弁を願う。

A 保安院次長：避難指示は国が出すが、避難そのものは町村が作成したマニュアルに沿って、県のサポートを受け、町村が車の手配や避難所への輸送を実施するものである（注 36）。

当時は津波と地震による混乱の中で、町の職員が避難対応を実施したものと認識している（注 37-1）。

Q 吉田：私の手元に緊急事態連絡のファックスがある。こういった連絡がありながら、オフサイトセンターで避難誘導の指揮ができなかった理由があるはずで、そうでなければ怠慢である。

浪江町長に聞いたところ、何の連絡もなく、住民避難は自分の判断で行ったという。また、別の町では、3月12日までは緊急連絡があったというが、12日以降、避難した後は何の連絡もなく、なぜ情報が来なかったのかと非常に悔やんでいる。12日以降の避難誘導の体制はどうなっていたのか（注 37-2）。

A 保安院次長：国からの避難指示は、原子力発電所から半径 3 km 圏内、10 km 圏内、20 km 圏内と徐々に拡大した（注 38）。これにより対象市町村、住民数がふえた。マニュアルでは、避難誘導は国がするのではなく（注 39）、国からの避難指示を受け、市町村及び県が中心となって行うことになっている（注 40）。

今回の場合、国からの連絡がうまくつながったのかという問題はある（注 41）。

地震や津波の中で、市町村の避難誘導が十分に機能できたかということもある（注 42）。

連絡を聞いていないという事例についても、町長等から直接聞いている（注 43）。



今後（注 44）、しっかり検証しなくてはならない問題であるが（注 45）、大きな混乱の中、被災市町村の方に大変な苦勞を掛けたことは事実である（注 46）。

Q 吉田：黒木審議官に聞く。3月15日に県庁に来たということだが、～途中でどこかの避難所へ立ち寄り、どれだけ線量があるか確認したか（注 47）。

A 保安院審議官：当時は極力早く県庁へ向かい、新しい対策本部の体制を整えることが必要であったことから、直接県庁へ移動している（注 48）。

Q 佐藤議長：吉田議員は途中で線量計測を行ったか聞いている。

A 保安院審議官：途中の避難所で調査は行っていない（注 49-1）。

Q 吉田：私は、3月12日の夜遅くから浪江町津島地区にいた。今、避難している場所がどれだけ線量があるのか、誰でも心配することである。あなた方は線量もはからず、誘導もせず直接県庁に来た（注 49-2）。これは大きな問題ではないか。これから SPEEDI のことも聞くが、原子力安全・保安院としての職責を果たしていると言えるのか（注 49-3）。この件で1万人近くの方が泣いているのを知らないのか（注 49-4）。

A 保安院審議官：放射線量の計測はモニタリングチームが行っていた（注 50）。SPEEDI については、試算は行っていたが（注 51）、いつからどのような放射性物質が放出されているか（注 52）、具体的情報が分からない中での計算のため（注 53）、適切な対応ができなかったのは反省点である（注 54）。

Q 吉田：当時、浪江町や田村市の住民が避難したことは承知していたと思うが、避難所のモニタリングはしたのか。

5 頁 A 保安院審議官：12日から緊急時モニタリングとして開始した（注 55）。空間線量について、モニタリングポストは一部を除きダウンした状況であり（注 56）、モニタリングカーを使い実施していたが、多くの測定点を確保できず（注 57）、避難場所の測定は出来なかったと承知をしている（注 58-

1)。

Q 吉田：避難を誘導する国の機関が、モニタリングをして SPEEDI に役立つデータが取れなかった（注 58-2）。避難場所がどれだけ線量があるかも計測していない（注 58-3）。後ろで犯罪という声が聞こえたが（注 58-4）、何をやっていたのか。それは皆さんがやるべきことではないのか。避難している場所が安全か、放射線量をはかるのは当然ではないのか（注 58-5）。国としての責任を放棄したのか（注 58-6）。

A 保安院審議官：放射性物質は気象や地形によって移動することから（注 59）、風下方向などを中心にモニタリングカーにより測定していた（注 60）。半径 10 km、20 km 圏内の多くの避難場所をはかっていくには（注 61）、機材、人員が不足していた（注 62-1）。

Q 吉田：納得できない。～SPEEDI を最初に見たのはいつか（注 62-2）。

A 保安院長：SPEEDI を使って計算したのは、3 月 11 日～16 日までの間に計 45 回である（注 63）。ただし、基礎となるデータがないため、これらはいずれも試算である（注 64-1）。

Q 吉田：試算云々はどうでもよい。以前、県は、私の質問に対して「3 月 13 日午前 10 時 30 分に、国からファックスで SPEEDI が届いた」と答弁している。これは事実か（注 64-2）。

A 保安院長：手元に記録がないのでわからないが、県にも SPEEDI の試算結果を送信しているものと思う（注 65-1）。

Q 佐藤議長：いつ県に送信したかという時間の質問である（注 65-2）。

A 保安院審議官：県に送信した時間については現時点でデータを持っていないので、後日確認したい（注 66-1）。

Q 佐藤議長：後日ということであるが、すぐに確認できることと思われるので、早急に確認願う（注 66-2）。

A 保安院審議官：県に対しては、3 月 13 日の午前 10 時 37 分に送信した記録があり、放出を行った前提で、12 日午前 3 時から 13 日午前 8 時まで、1 時間ごとの計算結果を 30 枚県

に送信している（注 67-1）。

Q 吉田：県生活環境部長の答弁においても、データを受診した時点で、既に過去の試算結果であったことは聞いている（注 67-2）。  
それでは、3月13日以降の SPEEDI の情報提供はどうだったのか（注 67-3）。

A 保安院審議官：3月15日の朝にも送信したと聞いている（注 68）。  
その後、政府現地対策本部、オフサイトセンターが県庁に設置されており、SPEEDI も政府災害対策本部で計算して、県も参加しているオフサイトセンター内で共有されていると認識している（注 69-1）。

Q 吉田：3月14日には情報提供はなかったのか（注 69-2）。

A 保安院審議官：先ほど確認したところ、3月13日の次は15日朝に送信している（注 70）。14日に送信したかどうかは確認されていない（注 71-1）。

Q 吉田：独自調査によると、14日は水口氏から県原子力センター八巻次長宛に、連絡簿、プラントパラメーター及び SPEEDI の図面が送信されている（注 71-2）。

A 保安院審議官：政府現地対策本部において、14日以降、毎日のように SPEEDI の試算は行っている（注 72）、そのデータが県に提供された可能性はある（注 73-1）。

6 頁 Q 吉田：大事なことである。被災者として、県民として、情報公開をしっかりとしてほしいと考え、質問している。なぜ、私が14日、15日にこだわるか（注 73-2）。～そのときにしっかりと解析し、検証し、評価していれば、浪江町のようなひどい状況にはならなかった（注 73-3）。

SPEEDI を参考にしっかりと対応していれば、若い母親や子供たちが心配するような状況を回避できたのではないか（注 73-4）。作為的だったのではないかとすら感じる（注 73-5）。

A 保安院長：3月14日から5月5日まで、SPEEDI のデータをオフサイトセンターに提供し（注 74）、共有してきた記録は残

っているが、モニタリングする際にどの地区を重点的にモニタリングしていくかの参考（注 75）とするために提供したようである。

この時期、さまざまな事象があったので（注 76）、事象を踏まえての試算を行った記録は残っているが、そのデータを組織として共有し（注 77）、活用することができなかった（注 78）ことは議員指摘のとおりである（注 79-1）。

Q 吉田：3月15日の福島市のモニタリング結果であるが、午後3時に $0.08\mu\text{Sv/h}$ だったものが、午後5時には $20.26\mu\text{Sv/h}$ である（注 79-2）。～こういうデータをしっかり活用して避難誘導すべきだったと考えている。

～公表された数値では、浪江町が $72.3\mu\text{Sv/h}$ 、年間の積算では $380\text{mSv}$ である（ $72.3\times 24\times 365=633\text{mSv}$ が正しい）。双葉町では $625\text{mSv}$ （?）、大熊町では $730\text{mSv}$ （?）である（注 79-3）。自然減衰で計算すると、浪江町は44年、双葉町では57年、大熊町は61年である（注 79-4）。～100%除染すると考えると、浪江町で3年、双葉町が6年、大熊町が7年となる（注 79-5）。

10%の除染率では、避難者が地域に帰還することは現実的に不可能ではないかと思うが、見解を聞く（注 79-6）。

A 内閣府原子力被災者生活支援チーム審議官：除染についてはまだ分からないことがたくさんある（注 80）。

現在、伊達市と南相馬市で除染を始めたが、相当困難な作業であると認識している（注 81）。

もちろん暫定的目標であるが、自然減衰と除染で50%、子供の生活環境においては60%減少を2年間の目標としている（注 82-1）。

Q 吉田：詳しく勉強させてもらった。それでは、先ほど44年という数字を申し上げたが、我々はいつ地元に戻ることができるのか（注 82-2）。

A 内閣府原子力被災者生活支援チーム審議官：申し訳ないが（注 83）、

今この場で明確なことは言えない（注 84）。まず、年間 20mSv 以下の地域（ $20,000 \div 24 \div 365 = 2.3 \mu\text{Sv/h}$  は事故前の数値の 46 倍も高い）で（注 85）、緊急時避難準備区域（注 86）の 5 万 8,000 人がとにかく早く戻れるように、市町村が復旧計画を早く作り（注 87）、徹底的に除染に取り組んでいく。年間 20mSv を超える地域は、除染により 30mSv（注 88）から 20mSv へはすぐできると考えており（注 89）、居住地域に近い場所からどんどん除染作業を進めていくしかない（注 90）。

7 頁 Q 吉田：地元では「除染幻覚」という言葉がある。

推定でもよいので、あと何年避難してもらおうということを発表してほしいが、どうか。

A 内閣府原子力被災者生活支援チーム審議官：緊急時避難準備区域は可及的速やかに解除していききたい（注 91）。インフラの復旧年間 20mSv を超える地域は、ステップ 2 が達成され（注 92）、新たな放射性物質が放出されない時点で判断されると思う（注 93）。地域内の汚染の度合いもむらがあることから、しっかりとモニタリングを行い、線量が低い所については、どこからもリスクがないと判断されれば（注 94）ある程度早めに帰れるものと考えているが、20mSv を超える区域はかなり長期間を要する可能性があると言わざるを得ない（注 95-1）。

Q 吉田：避難者は今後の生活設計への不安を抱いている注 95-2)。皆さんがある程度のことを示してくれないと、新しい職にも就けない。除染ありきでいって、うまくいかなかった場合、政府の責任問題となる。われわれが帰還する時期が基準となって、除染や賠償の問題を考えるべきと思う（。そこで、損害賠償問題に聞く。現在、原子力損害賠償紛争審査会での取りまとめが不十分という声がある。審査会の中で取り上げられなかったものについて、どう考えているのか（注 95-3）。



A 内閣官房経済被害対応室参事官：原子力損害賠償紛争審査会は、8月8日に中間指針を取りまとめたところである。この中間指針の位置づけは、原発事故が収束していない中で（注96）、また被害も拡大している中で（注97）、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目（注98）やその範囲を示したものである（注99）。従って、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象にならないということではない（注100）。個別具体的な事情に応じて（注101）、相当因果関係があると認められる損害もあると考えている（注102）。  
このような考えを踏まえ、当事者間で被害者の迅速（注103）、公平かつ適正な救済が図られることを期待している（注104-1）。

Q 吉田：期待できないからお願いしている（注104-2）。東京電力(株)は損害賠償について、中間指針以外のものについては、今のところ賠償は考えにくいとしている（注104-3）。政府から、中間指針になくても、対象となりそうなものについては速やかに支払うように要請できないか（注104-4）。

A 内閣官房経済被害対応室参事官：東京電力(株)への指導監督権限は別な部署なので、答弁は差し控えたい。指摘のような要望があったことはしっかり担当部署へ伝える（注105）。

Q 吉田：私は今でも、3月14日、15日の風、2号機の爆発がなければどれだけよかったかと思っている（注106）。その局面にあって、線量が高くなったオフサイトセンターから県庁へ移転したことで、大事なことがおざなりになったのではないかと思っている（注107）。今後ともしっかりとした対応により、前向きに被災者と向き合ってくれるようお願い（注108）。 以上

本議事録は、詐欺事件には大事な資料なので、注番について以下の枠を設け、「原告解釈欄」で原告が事実を語ることにする。

注番	原告解釈	評価
----	------	----

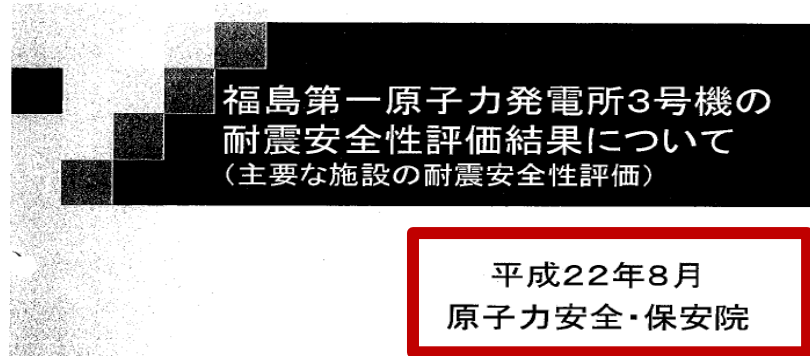
		点
1	<p>「指摘の通り、鉄塔、開閉所が壊れたので発電所は壊れた」と、保安院長はよくもこんなこと言えたね。事故前には原告並びに双葉町に対して、あなた方は何を言ってきたか忘れたとは言わせない。本件「<b>発電所破壊事件</b>」はあなた方の不作為と怠慢とウソの申告から生じた「<b>人災</b>」なのだ。全責任者として、この重大な責任さえ誤魔化そうとしていることに、腸が煮えくり返る思いであなたの言葉を受け止めている。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0点
2	<p><u>「分っていない」</u>ということは、事故対応の任に無いと言っているに等しい。分からないのに、どうして情報を止めさせた。分からないで済ませる話ではないだろう。重大な任務懈怠であるので、責任を取らなければならない。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
3	<p><u>大変混乱していたので「できなかつた」</u>、「できなかつた」で済む話ではない。本庁の上司が、保安検査官を事故現場から離れさせて置いて、「できなかつた」は間違い。保安院本庁の上司が、職員の命の方が地域住民の命よりも大切なので「<u>やらせなかつた</u>」が正しい言葉だと思うが。</p> <p>この時、双葉町の全町民が町にいたことについて、考えることが「<u>できなかつた</u>」という理由で、規制主務庁が任務懈怠の言い訳にはできない。職責放棄の責任は、罷免に値する重罪である。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
4	<p><u>「最悪の事態を想定してベントの判断をしたが」</u>とは如何なことか。この最悪ということに嘔みつきたい。</p> <p>問題は、生の放射能が敷地外に拡散させるということなのに、拡散して影響を受ける住民たちは、保安院長の最悪に入っていなかったことによる不意打ち的に住民被ばくを発生させたこと。《<b>殺人行為である</b>》</p> <p>次に、この不意打ち的殺人行為を隠蔽させていること。また、この時の被ばく線量が無計測、隠蔽してしまったこと。</p> <p>国と双葉町はこれまで、原子力災害の防災訓練を共同で行っていたが、本件「<b>発電所破壊事件</b>」では、共同から双葉町を外し、双葉町並びに双葉町民に不利益になる「<b>情報隠し</b>」が行われて、被ばくがなかったようなことを言う専門家に発言させ、原告の発言の機会を奪った行為は、当然の権利を「<b>泥棒</b>」したと呼ぶ。</p> <p>「<b>時間がかかってしまった。</b>」ならば、尚のこと双葉町にベントの必要なことを「<b>知らせることができた</b>」と発言しているではないか。</p>	0

	決して赦すことはできない。不利益情報の不告知という罪をつぐなってもらうのが当然である。 <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b>	
5	災害対策の基本は「人命の保護」「身体を放射能から守ること」「災害現場から避難させること」だと考えて町の災害対策本部長を行ってきた私には、「最悪の事態を想定して」ベント前に住民を避難させることだった。あなた方は、災害対策関係法に、事業者の救済に働くことは決められていない。電源車の手配などは、事業者の分限であるのに、時間がかかったというのだから、呆れてしまう。原災法に従えば、緊急通報をしなければならない双葉町に、一報を入れることは出来たはずだ。これを任務懈怠の見本ということに尽きるが、後始末が残っていること忘れては困る。歴史に残る「大失態」であることを覚えて置くことだ。この責任から逃れることはできない。 <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b>	0
6	原子力災害対策マニュアルで何回も経験してきた、慣れた防災訓練のシナリオではない対応をするから、スムーズにいかないだろう。院長の部下はこの時発電所で、「何をしなければならなかったのか、したのか？逃げてしなかったのか？」をはっきりさせなければならない。 ここで『原子力災害対策マニュアル』平成12年8月29日原子力災害危機管理関係省庁会議（平成22年9月14日一部改訂版）に基づいて、事故の対応を実施することになっていたもので、当然、発電所立地を管轄する双葉町に何も告げずに、このマニュアルを無視したことは、双葉町の主権を侵害し、無断で自治権を侵害し専横するというものだった。」原告はこれを一度も許していない。 <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b>	0
7	本件の事故対応において国は、災害対策基本法、原災法、原子力災害対策マニュアル、防災訓練マニュアル等を破り、法律にない対応をした被告国には裁判で反論はできない。 <b>「今回の大きな問題点だった。」</b> で終わらせることではない。事故対応は、全部偽装していることをここで宣言しておくことにする。不成功は不成立なのでやり直すしかない、この際に不成功の全被害者に対して弁償が待っていることを忘れてはいけない。失敗を許し、報酬を政府が保安院長に支払ったとすれば、違法支出になるので返還させなければならない。更に、院長以外の本件「発電所破壊事件」で嘘や偽装に関わった職員にも、当然給料は支払うことができない。すでに支払った給料は返還を求めないと、支払った側が不当な報酬を支払ったという罰が待っている。双葉町では、不当な職務を行えば、処	0

	<p>罰と返還をさせていたので、国も同じだと考えている。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	
8	<p>マニュアル違反を問題にしないで、「想定外」ということはできない。官邸は事故対応する立場ではない。被告席で国民の審判を下されるのみである、事故対応に当たって、そのまずさで、更に被害を拡大させた犯人なのだから、罰を受けなければ事故の終息はあり得ない。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
9	<p><u>「今回の事故のような長時間の交流電源喪失 (SBO 対策) や大津波に対するマニュアルはなかった」と</u>開き直りを語っているが、原子力安全委員会の指針には、「SBO 対策」は必要がないと審査指針に明記していた。本件事故の真相は、「<u>交流電源喪失 (SBO 対策) や大津波に対するマニュアル</u>」の対策を実施させなかった規制権限不行使という結果による人災であるので、被災者・国民にしっかりと補償・弁償しなければならない。</p> <p>保安院審議官は、ここで「<b>規制・監督業務の怠慢</b>」が本件「<b>発電所破壊事件</b>」を誘引したということを白状している。「<b>していなかった</b>」と「<b>失敗</b>」し、その結果責任を国民に転嫁して、国民・被災者を地獄に追い込んでいると白状した、これを原告は追及している。</p> <p>これは、日本の歴史において最大の「<b>国の不作為と怠慢</b>」により発生した事件だ。きっちり、責任ある者には、罰を与えなければならない。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
10	<p>保安院審議官は、県議会議員たちが、SBO 対策をしなくても良いとしていた国の指導があったことを、知らないからこのまま聞いていたと思う。国が過去、海外で発電所の津波浸水被害がありながら、事業者にも SBO 対策の指示をしなかった事を、マニュアルはなかったと不作為を隠した虚偽答弁している。許せない、ウソはどこまでもウソだから。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
11	<p><u>「～バルブを開けることができない」と</u>は仰天だ。保安院の審議官が答えた、何とこの場限りのウソがうまいこと。</p> <p>官僚はウソをついても、仕事として認められる世界なのかと疑いたくなる。</p> <p>ウソはいつか、どこかでばれるものと思わなければならない。</p> <p>以下の資料は、「平成 22 年度第 4 回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会に原子力安全・保安院から提出された資料の 1－1」から抽出したものである。この会議は東京電力(株)福島第一原子力発電所 3 号機にモックス燃料の装荷を認めることを審議する大事な会議だ</p>	0

った。東京電力(株)からも資料は提出されていたが、どちらも耐震性については問題がなく、「止める・冷やす・閉じ込める」は達成できませんということが書いてあった。

審議官のウソを証明するために以下に、その重点箇所を添付した。



## 目 次

1. 耐震設計の基本的考え方と耐震バックチェックについて
2. 原子力安全・保安院の評価結果

原子力発電所の耐震設計は、原子力安全委員会が定めた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に従い設計

その基本的考え方は、

大きな地震があっても、発電所周辺に放射性物質の影響を及ぼさない

安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されるように設計

双葉町はこれに異議はなかった。当然のことと受け止めていた。従って、これを信用して第一原発3号機にモックス燃料の装荷を許したのだ。

しかし、発電所が破壊された。保安院のこのウソの文書がそうさせたのだ。

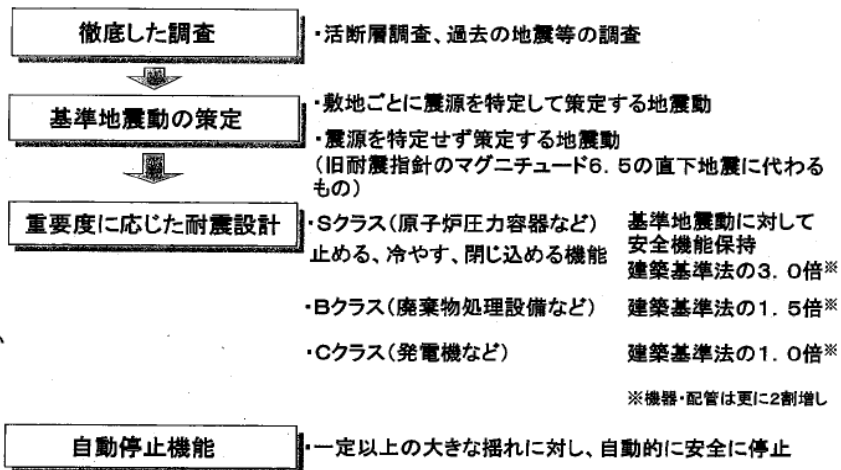
悪質極まりないことをしたのだった。

これを裏付ける証拠は高知新聞記事で詳述されている。



しかしながら、事故が起きた、その後は、責任を回避して避難は自分でしろ。町の計画の通り自分で避難させなさいと保安院は言った。この悔しさは永久に忘れない、保安院をずっと憎み続けることにする。勿論、国家賠償請求することを忘れない。

## 耐震設計の基本方針を実現するために



## 耐震設計審査指針の改訂について

### 原子力発電所の耐震安全性

福島第一原子力発電所をはじめ全国の原子力発電所については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(昭和56年7月原子力安全委員会決定。いわゆる「旧耐震指針」)を踏まえ、耐震安全性評価を行うとともに、原子力発電所の設置許可後に生じた地震等から得られる科学的知見を踏まえ、耐震安全性についての確認を適宜行っており、原子力発電所の耐震安全性は十分確保されている。

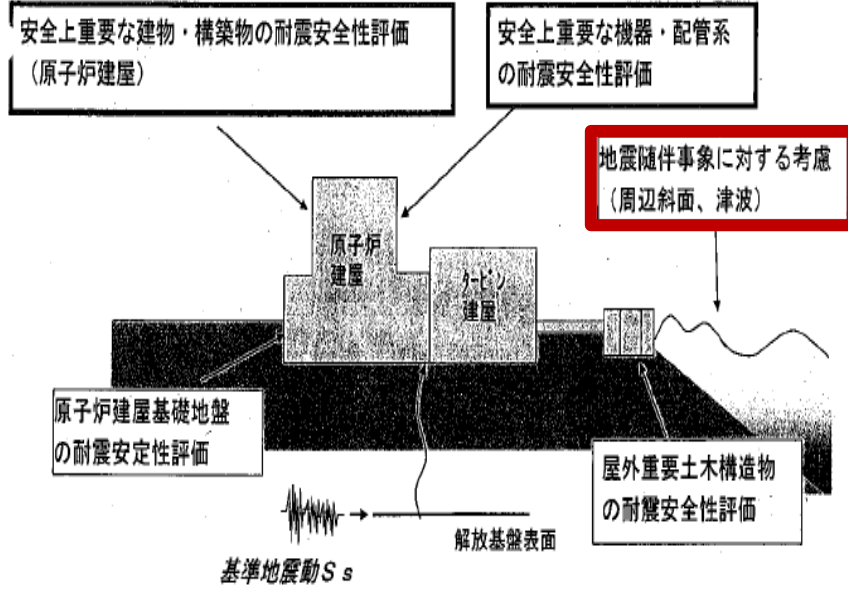
### 耐震設計審査指針の改訂

最近の地震学や耐震工学の成果など最新の知見を取り入れ、発電用原子炉施設の耐震安全性のより一層の向上に資するとの観点から、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月原子力安全委員会決定。いわゆる「新耐震指針」)が策定された。

図

# バックチェックの方法(耐震安全性評価)

基準地震動  $S_s$  を策定し、下記の施設等の耐震安全性評価を実施。



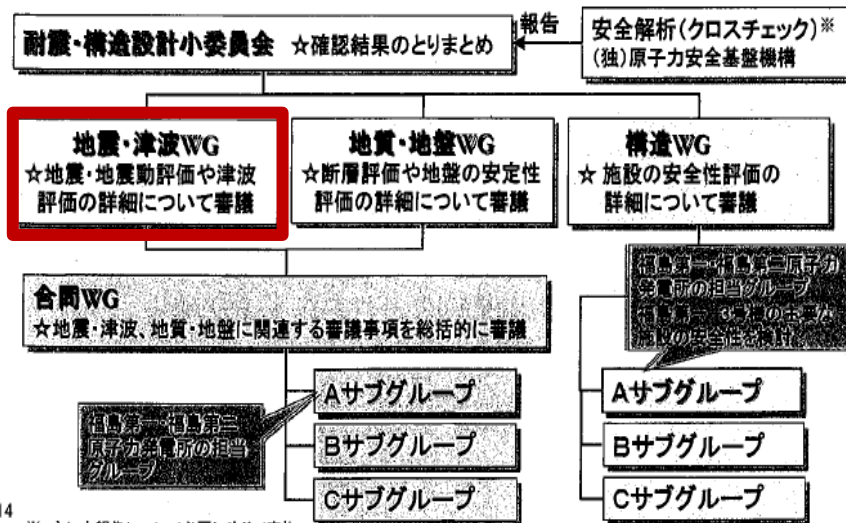
※福島第一原子力発電所3号機の評価においては、5号機と同様に

12

□ で囲った施設のうち重要なものについて評価

## バックチェック結果の審議体制

原子力安全・保安院は、事業者が実施したバックチェック結果について、耐震・構造設計小委員会、各ワーキンググループ及びサブグループにおいて、関連する分野の専門家(約40人)による審議を踏まえ厳正に確認することとしている。



14

※ 主に本報告について必要に応じて実施

津波について記されていて、考慮されていたことがわかる。  
本件は、安全確保協定違反と、不作為の事件である。

## 審議のポイント

- ◇ 主要な施設の耐震安全性に係る審議については、5号機の主要な施設との類似点に着目し、耐震設計審査指針の改訂に伴う5号機の耐震安全性にかかる当院の評価結果(平成21年7月21日に公表済)を最大限に活用するとともに、相違点に着目して審議の重点化を図った。
- ◇ 主要施設を対象に仕様、評価条件等の類似点、相違点を考察した結果、3号機と5号機の多くの施設に類似点が多いものの、若干の差異が認められた。
  - ・ 主な類似点:原子炉建屋の形状、主要な機器等の基本的な配置、解析・評価の手法、解析・評価の条件
  - ・ 主な相違点:原子炉建屋の基礎の形状、地上部の耐震壁の壁厚、配管経路及び支持構造物の設置位置等の詳細、配管の減衰定数等
- ◇ これらの差異に着目した審議のポイントについては、次のとおり。
  - ・ 建物・構築物:中越沖地震を踏まえた反映事項に係る対応のうち地震応答解析モデルの妥当性の検討
  - ・ 機器・配管系:残留熱除去系配管及び主蒸気系配管の評価の詳細検討等

## 施設の耐震安全性の評価

### (2) 機器・配管系

機器・配管系の評価に主に用いられた手法は、これまで工事計画認可等において用いられた実績のあるものであり、それらの手法により行った構造強度評価結果は、評価基準値以下であることを確認した。また、制御棒挿入性に関する評価については、燃料集合体の相対変位が、評価基準値以下であることを確認した。

以上より、福島第一原子力発電所3号機の耐震安全上重要な機器・配管系の耐震安全性が確保されると判断した。

3号機 耐震安全上重要な機器・配管系の評価結果

区分	評価対象設備	評価部位	応力分類	発生値 [MPa]	評価基準値 [MPa]
止める	炉心支持構造物	シュラウドサポート	軸圧縮	33	208
			膜応力	85	300
	制御棒(挿入性)	燃料集合体	相対変位	14.8mm	40mm
冷やす	残留熱除去系ポンプ	基礎ボルト	引張応力	29	202
		電動機取付けボルト	引張応力	42	185
	残留熱除去系配管	配管本体	一次応力	268	363
閉じ込める	原子炉圧力容器	基礎ボルト	引張応力	36	222
	主蒸気配管	配管本体	一次応力	183	417
	原子炉格納容器	本体	膜応力	199	255

「安全性が確保されていたので、事故は起こりえなかった」しかし、事故が起きたのだから、虚偽申告をした。許せることではない。

## 補足: 審議のポイントに関する検討結果

〔地震応答解析モデルの妥当性の検討(中越沖地震の知見反映)について〕

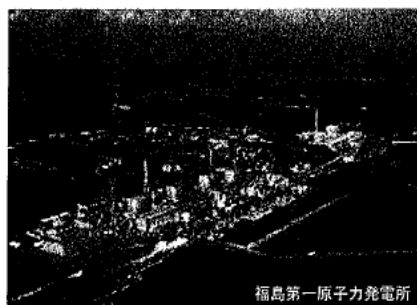
「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について」(平成20年9月4日、原子力安全・保安院)に基づき、床などの柔性を考慮した解析(床柔モデルによる解析)および地震観測記録に基づいた解析(シミュレーション解析)を実施し、床柔モデルによる解析結果に特異な応答性状が現れていないこと、シミュレーション解析結果と建屋上層階の観測記録が整合することから、耐震バックチェックで用いた原子炉建屋の地震応答解析モデル(水平方向)による耐震安全性評価に問題がないものと判断した。

〔残留熱除去系配管及び主蒸気系配管の評価の詳細検討について〕

- ・無機多孔質保温材の付加減衰定数について、既往の振動試験データの再整理を行った上で安全側(小さめ)の値として設定されていること(設定の妥当性)、残留熱除去系配管の評価において、無機多孔質保温材の取付け範囲の割合及び支持部材の設置条件が当該減衰定数の適用条件を満たしていること(適用の妥当性)を確認した。
- ・評価プロセスの詳細を検討した結果、構造強度評価を実施するために必要な大型機器連成地震応答解析及び建屋地震応答解析、配管系のスペクトルモーダル解析について、工事計画認可等において実績のあるモデル、解析手法が用いられていることを確認した。
- ・3号機と5号機の配管系の評価結果における相違点とその主な要因を検討し、評価結果における相違点が合理的に説明できる要因を推定した。(その結果は、P24～27「補足: 3号機と5号機の評価結果の比較(機器・配管系)」を参照。)

## 福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性

以上のことから、原子力安全・保安院は、新耐震指針に照らした基準地震動に対しても、福島第一原子力発電所3号機の「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」に係る安全上重要な機能を有する主要施設の耐震安全性が確保されると判断した。



福島第一原子力発電所

東京電力HPから

「止める」「冷やす」「閉じ込める」が確保されていると、報告していたのだから、本件事故を絶対に赦すことはできない。



東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機  
MOX燃料採用に伴う「高経年化対策について」に関する審査結果について

平成22年7月26日  
原子力安全・保安院

4. 確認結果

当院は、東京電力㈱から提出された、福島第一原子力発電所3号機のMOX燃料装荷に伴う報告書の内容を確認し、30年目の高経年化技術評価結果を変更すべきものは無く、保安規定に制定している長期保守管理方針に追加すべき項目は無いとすることについて妥当と判断した。

以上

- ・添付資料 東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機 MOX燃料採用に伴う高経年化技術評価への影響評価に関する技術的妥当性の確認結果（平成22年7月23日 独立行政法人原子力安全基盤機構）

高経年化技術評価WG 委員

(敬称略・五十音順)

主査

関村 直人 (せきむら・なおと) 東京大学大学院工学系研究科副研究科長・教授

委員

大木 義路 (おおき・よしみち)	早稲田大学理工学術院教授
大橋 弘忠 (おおはし・ひろただ)	東京大学大学院工学系研究科教授
橋高 義典 (きつたか・よしのり)	首都大学東京都市環境学部教授
小林 英男 (こばやし・ひでお)	横浜国立大学客員教授
庄子 哲雄 (しょうじ・てつお)	東北大学大学院工学研究科 エネルギー安全科学国際研究センター 教授
平野 雅司 (ひらの・まさし)	独立行政法人日本原子力研究開発機構 安全研究センター センター長
宮 健三 (みや・けんぞう)	法政大学大学院システムデザイン研究科客員教授
飯井 俊行 (めしい・としゆき)	福井大学大学院工学研究科教授
山口 篤憲 (やまぐち・あつのり)	財団法人発電設備技術検査協会 溶接・非破壊検査技術センター センター長

どうだろう、以上の資料を見る限り「電氣的、空気圧でバルブを開けることが電源喪失で、できない状況だった。」という言い訳をしていない。この言い訳で本件「**発電所破壊事件**」の責任を免責するわけにはいかないのだ。



	<p>人を殺して、殺すつもりはなかったと言って無罪になっていいだろうか？これでは社会正義が無くなり無法社会となったことになる。</p> <p>原告は、永久に、本件事故を赦すことは無い。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
12	<p>「放射線レベル高い」は、なぜ高い、「閉じ込める」ので大丈夫と言っていたことがウソだとここで証言した。</p> <p>「バルブ操作に手間取り」耐震安全性に合格させた保安院の責任だ。言い訳にすること自体おかしい、事故は起きないと合格させてきたからこのような事態に至ったことの反省が見られない。</p> <p>「ベントに遅れが生じた」双葉町は保安院によって奇襲攻撃をされた。オフサイトセンターが立ち上げられていたら、双葉町民 7,000 人はベントで、強度の被ばくをさせられることはなかった。遅れたことで町民の半分が強度の被ばくをさせられたが、半分も途中で被ばくをしている。<u>ベントが遅れたのではない、官邸の素人政治家たちが双葉町の混乱を知らずに事故対応をして、大幅なロスタイムで双葉町民を被ばくさせた行為は、官邸による殺人的行為ということができる。</u>この責任は償ってもらわなければならない。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
13	<p>ERSS については、第三者機関が検証しないとイケない。稼働できなかったから試算ができないことはないだろう。試算の SPEEDI 情報は、防災訓練で使っていたのだから、が出せたはずである。</p> <p>ウソと偽装のこの事件に、国が言うことを信じることはできない。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
14-1	<p>仮想事故の防災訓練では SPEEDI を使えたのに、実際の事故には ERSS が使えないからという言い逃れを信じる訳にはいかない。</p> <p>福島県議会で保安院長は「虚偽答弁」している。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
14-2	<p>偽装はこれだけではない、停電を偽装して、初期の全ての機能を停止したのではなく、偽装を企てたために停電、通信が不通、ERSS と SPEEDI などが機能しなかったことにしたのでないのかと疑っている。</p>	
15	<p>本件事故対応の初期に停電を装ったが、地震で発電機が止まるのは、感震器が作動して通電を止めることも考えられる。又、燃料ポンプが故障しても、補助タンクには燃料が入っているので、しばらくは運転できる。SPEEDI は<u>予測</u>をするもので、東京では停電とは関係なく、予測はできたはずであるので、この会話に信用性はない。このため、できなかったという言い訳は通用しない。</p> <p>要するに、隠蔽するために仕組まれた偽装であり、虚偽答弁している</p>	0

	<p>だけ。「できなかった」は「しなかった」が正しい。</p> <p>3月11日23時49分に福島県原子力センターに届けられていたSPEEDIは、予測ではなかったのか。知らない相手を騙し、被害を拡大させた罪は大変重い。偽装により発生させた被害は、天文学的数字になる。<u>この答弁に赦免はない。</u></p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
16	<p>「活用できなかった」で終わるのではない。「できなかった」ことが最大の問題なので、これで終わらせるわけにはいかない。</p> <p>「できなかった」⇒「しなかった」に繋がり、不作為を働いたことは「罪」であり「罰」を受けなければならない。</p> <p>この行為の被害は甚大で、被害者は双葉町民のみならず、善良な国民・納税者である。原告の立ち合いの現場検証が必要だ。</p> <p><u>保安院は、事故前の仮想事故には、SPEEDIを使っていたことを説明しないとイケない。この答弁に赦免はない。</u></p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
17	<p>虚偽答弁である。「オフサイトセンターは、現地に政府の現地対策本部を設置し、県、「？」、東京電力(株)、自衛隊などの関係機関とともに～」と語っているが、「？」の中に入るべき双葉町・大熊町を語っていないことは、確信犯的に両町を排除していることが分かる。又、保安院次長のウソは、以下のマニュアルで、証明できる。先出の「原子力災害対策マニュアル」には以下のように解説されているが、本件「発電所破壊事件」の場合は、全く反映されず、偽装が行われた。</p> <p>平岡英治保安院次長の答弁は「虚偽」であり、懲罰問題である。</p> <p>以下は、事故時に適用することが約束されていたマニュアル。 (甲イ第16号証)</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p><b>原子力災害対策マニュアル</b></p> </div> <p style="text-align: center;">平成12年8月29日 原子力災害危機管理関係省庁会議 (平成13年1月6日一部改訂) (平成13年6月14日一部改訂) (平成14年3月27日改訂) (平成17年11月8日一部改訂) (平成17年12月22日一部改訂) (平成19年2月19日一部改訂) (平成22年9月14日一部改訂)</p>	0

本マニュアルは、原子力災害危機管理関係省庁会議において、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）及び防災基本計画原子力災害対策編に定める事項等を具体化し、関係省庁が連携し一体となった防災活動が行われるよう必要な活動要領をとりまとめたものである。

本マニュアルでは、原子力発電所等において事故が発生し、原災法第10条に基づく通報が行われた場合における安全規制担当省庁を中心とした情報収集や内閣官房における官邸対策室の設置、関係省庁事故対策連絡会議の開催等による関連情報の集約及び共有など警戒体制の確立、さらに、原災法第15条に規定する原子力緊急事態が発生した場合の内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出に係る手続、原子力災害対策本部の設置等、関係省庁が緊急事態応急対策を行うために必要な手続について記述している。

なお、本マニュアルは、今後の防災訓練の実施結果等を踏まえつつ、適宜見直していくこととする。また、関係機関連絡先リスト等について、人事異動等により変更があった場合には、経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院原子力防災課に変更内容を連絡し、同課は修正の内容について、関係省庁に通知するものとする。

## 2) 現地事故対策連絡会議の開催

### ①開催連絡

原災法第10条前段の通報があったが、原災法第15条の原子力緊急事態に該当しない場合には、**原子力防災専門官は**、所在道府県、**所在市町村の担当者**及び原子力事業者に対して、現地事故対策連絡会議の開催を呼びかける。

### ②開催目的

現地事故対策連絡会議において、事故の概要、今後の見通し等について、安全規制担当省庁、関係省庁、所在都道府県、**所在市町村**、原子力安全委員会緊急技術助言組織構成員（原子力安全委員会委員及び緊急事態応急対策調査委員）、専門家、原子力事業者等において情報の共有を図る。

### ③開催

**原子力防災専門官**、所在道府県の担当者、**所在市町村の担当者**及び原子力事業者の担当者が参集した時点で第1回の会議を開催する。その後の開催は、必要に応じて開催する。

### ④開催場所

オフサイトセンターにおいて開催する。

本文において、「所在市町村」とは、双葉町をいう。本件事故においては、菅直人政府災害対策本部長は、違法に双葉町災害対策本部を排除した。菅直人政府災害対策本部長に双葉町災害対策本部が排除されるいわれは存在せず、排除されたもろもろの損害を回復する義務は菅直人政府災害対策本部長に存在する。この被害は、不当な被ばくから始まり、避難の権利、不利益情報の不告知、被害の申告、救済の要求、原状回復の権利、永久保証など多くの損害賠償の権利を有することを、ここで証言する。

⑤ 構成員

(初動における構成員)

議長 原子力防災専門官

構成員 原子力防災専門官 (議長となる者を除く)

関係都道府県職員

関係市町村職員

関係都道府県警察職員

原子力事業者

その他、関係地方公共団体等議長が必要と認めた者

※他の構成員についても到着しだい会議に参加するものとする。

(オフサイトセンターに本庁職員等参集後の構成員)

議長 安全規制担当省庁担当局長クラス

(文部科学省科学技術・学術政策局長) / 原子力安全・保安院審議官)

構成員 関係省庁の職員、

関係都道府県職員

関係市町村職員

関係都道府県警察職員

緊急技術助言組織構成員等の専門家

原子力事業者

その他、議長が必要と認めた者

事故時のために備えられていた本シナリオが、ウソをつき、責任回避のために、よほど邪魔だったのだろう。この立役者は菅直人総理大臣その者である。総理大臣の地位を悪用して、ウソをつく組織の「内閣府原子力被災者生活支援チーム」を無法であるにもかかわらず組織して、国民に不当な被ばくと我慢、そして事故対処費用を増税という形で負担をさせた。これは、国民には義務がなく、内閣総理大臣という公務員が、職責を国民に転嫁するという背任及び汚職をしたことになる。

(5) オフサイトセンターの立ち上げ

原子力防災専門官を中心とした関係者は、当該施設を使用できる状態にする。

① 関係者

・安全規制担当省庁 (原子力防災専門官等)

・地方公共団体、原子力安全基盤機構、原子力事業者

なお、安全規制担当省庁は、道府県、市町村、原子力安全基盤機構及び原子力事業者と協議し、オフサイトセンターの立ち上げに協力する要員をあらかじめ別に定めておく。

② 立ち上げ

原災法第10条の通報があり次第、立ち上げ要員の所属する関係機関は、当該要員に対し速やかに連絡し、連絡を受けた当該要員はオフサイトセンターに参集し、立ち上げを行う。オフサイトセンター内の資機材を使用可能な状態にし所定の場所に配置する。

(主な役割分担)

・原子力防災専門官等：立ち上げの指揮、SPEEDI、ERSSの起動

・安全規制担当省庁、原子力事業者等

：資機材の配置、飲食物、毛布等の手配及び居住環境の整備

・地方公共団体：上記への協力

・原子力安全基盤機構：立ち上げの支援



**(7) モニタリング及び影響予測情報の共有**

①モニタリング結果の情報共有

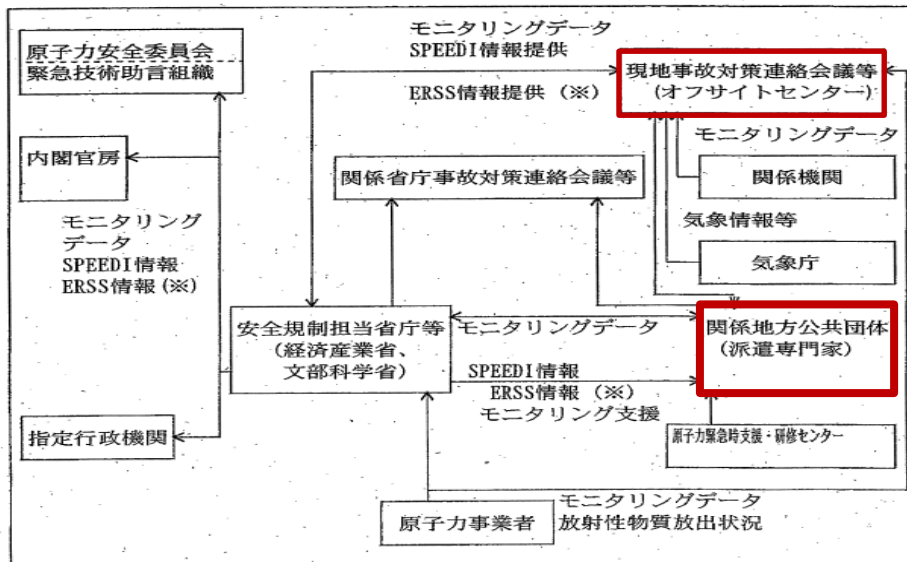
安全規制担当省庁は、地方公共団体等からのモニタリング結果、原子力事業者からの放射性物質の放出状況、事故進展予測、影響予測情報等を取りまとめて、内閣官房、指定行政機関、関係地方公共団体に連絡する。

②事故進展予測及び放射能影響予測

実用炉の場合には、経済産業省は原子力安全基盤機構に対し、直ちにERSSを起動し、原子炉施設の状態等を把握するとともに、原子力事業者からの放出見通し等の情報を踏まえ、その後の状態変化について予測するように要請する。またその予測結果を文部科学省、原子力安全委員会及び現地事故対策連絡会議に連絡する。

文部科学省は、原災法第10条に基づく通報を受けた場合、原子力安全技術センターに対し、直ちにSPEEDIネットワークシステムを緊急時モードとして、原子力事業者又は安全規制担当省庁からの放出源情報が得られ次第、放射能影響予測を実施するよう指示する。

その結果を安全規制担当省庁、関係道府県、原子力安全委員会及びオフサイトセンターの端末に転送するとともに、関係省庁の迅速な応急対策の実施のため、予測結果を関係省庁に連絡する。



**(5) 緊急事態応急対策の実施**

緊急事態応急対策に係る重要事項の調整手続きは、以下のとおり。

○緊急事態応急対策に係る重要事項の対応方針については、原子力災害合同対策協議会における緊急事態対応方針決定会議において協議決定する。

○原子力災害現地対策本部長は、調整した対応方針について、必要に応じ、原子力災害対策副本部長を通じ、原子力災害対策本部長に意見具申し、了解を得た上で、実施する。

本件事故において、上記に記されている(7)について、全て実施されていない。「不当、違法、信頼の断絶、汚い、結果回避・責任回避、騙し、逃避、義務違反等」の言葉を原災法に当てはめれば、規制主務



省庁と内閣府らが、本件事故に絡む真の加害者と断定できる。

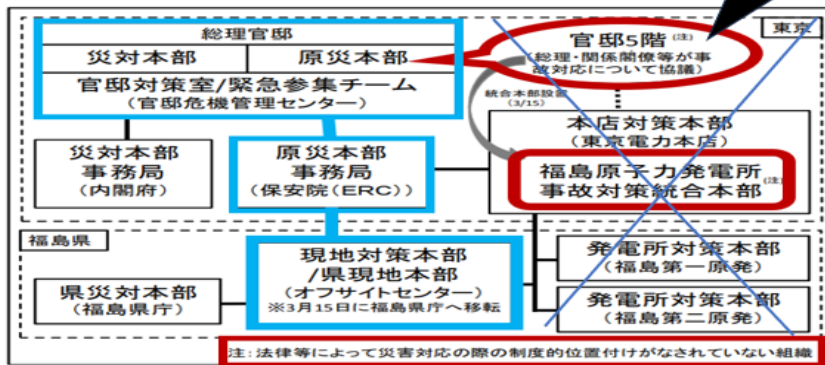
《文部科学省平成 16 年パンフレットより》事故発生時の体制



防災訓練では、上記のように行っていたが、本件事故では、形がない。  
 以下は、政府事故調で示されている図に原告が加筆したものである

原発事故の悪を語る「第Ⅱ位」

違法組織



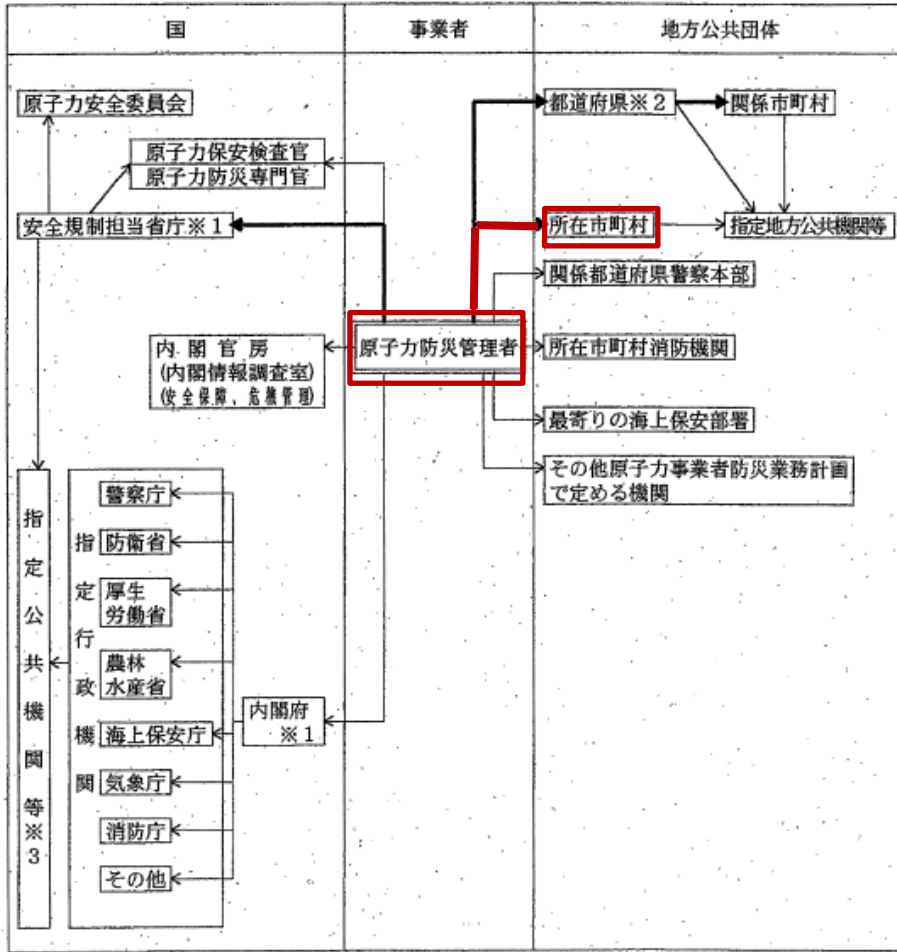
違法組織が事故対応に当たっているのです法的拘束力はない

本件事故において、上記図のような違法組織を菅直人政府災害対策本部長が作り、上記文科省の図にある本来の姿を壊しておいて、平岡英治保安院次長は、防災訓練を経験したことがない県議会議員に対して、上図のような構成・シナリオを説明して、本件「発電所破壊事件」の対応が、自分たちの勝手な解釈の下に実行したために、発電所周辺自治体に対して、合同対策協議会の参集要請をしないことを連絡し、了解を得ることをしないまま、現在まで来てしまい、誠に

	<p><u>申し訳ありませんでした。</u>と謝罪するべきところ、開き直りで、虚偽答弁をしていることは、反省が全く見られないので懲罰問題だと考えている。</p> <p>「この反省をもとに、原点に戻り、事故対応をやり直すことにいたします。」という言葉が添えられていればよかったが、開き直りで虚偽答弁をしていることの結果、原告らは公務員職権乱用の犯罪の下で苦役を強いられていることになる。ここは虚偽答弁と判断しておく。絶対受け入れることは出来ないと宣言しておく。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	
18	<p>審議官の緊張感と責任感の無さが表現されている。この様に、1週間という虚偽答弁に注意をしないと、騙されてしまうことが分かる回答である。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
19	<p><b>緊急事態のために事前に連絡しないで</b>(これも了解なしで)という言い訳はで済ませる話ではない。なぜならば、原災法第10条通報があったとき、速やかに緊急時態勢に入ることになっていたから言い訳はできない。</p> <p>前出(133・134頁)、注番17の「原子力災害対策マニュアル」には、2)現地事故対策連絡会議の開催 ①開催連絡、②開催目的、③開催、④開催場所が詳述してある。本件事故では、「原子力災害対策マニュアル」に定められていたことをやらなかった。</p> <p>官邸が、「原子力災害対策マニュアル」を壊して、独裁で事故の対応を行い、発電所周辺の住民には、終わりのない膨大な損害を与え続けている。</p>	0

(1) 特定事象の通報

原災法第10条等に基づく通報及び連絡は以下のとおり行われる。



※1 経済産業省が安全規制担当省庁となる場合には、経済産業省に第10条通報が行われ、あわせて防災基本計画に基づく連絡が文部科学省に行われる。また、文部科学省が安全規制担当省庁となる場合には、内閣府は指定行政機関としての経済産業省に対して通報を行う。

※2については、関係隣接都道府県を含む。

※3 経済産業省から原子力安全基盤機構及び文部科学省から原子力緊急時支援・研修センター、放射線医学総合研究所、広島大学、原子力安全技術センター、日本分析センターへの連絡を含む。

(注) 原子力防災管理者からの関係機関への連絡は、防災基本計画において、原子力防災管理者が特定事象を発見又は発見の通報を受けた場合に15分以内を目途として行われることとされている。

→ 原災法第10条前段に基づく通報（同報ファクシミリの後、電話により着信を確認）

→ 防災基本計画に基づく当該特定事象発生情報に関する連絡（同報ファクシミリ）

と記載されている。

上図のように原子力発電所から、直接双葉町災害対策本部へ第10条通報がファックスされると同時に、電話で着信を確認されなければならないのに、これを行っていなかった。

「緊急事態」であることは第10条通報の時点で確定するので、保安院は自分に与えられた配置について、粛々と進めることが定められ

ていたが、これを行わず、責任を転嫁していることは許せない。保安院は第10条通報の時、何をやるのか、やらなければならないのかを県議会に説明していないことは虚偽答弁をしている。

### 主な情報集約項目例

※〔 〕内は情報収集を行う主な省庁

#### 1. 事故概要等に関する事項〔安全規制担当省庁〕

##### (1) 事故発生施設の概要

事業所の名称、所在地、原子力施設等の内容

##### (2) 事故の概要

- ① 発生時刻、安全規制担当省庁への原子力事業者からの同報ファクシミリの発信日時
- ② 事故発生施設及び発生場所
- ③ 事故の内容
- ④ 放射性物質等の漏えいに関する情報（継続的な放射性物質等の漏えい、漏えい防止措置の有無等）
- ⑤ モニタリング値
- ⑥ 人的・物的被害の有無
- ⑦ 気象状況
- ⑧ 予測線量
- ⑨ 事故の原因

#### 2. 関係機関の活動に関する事項

##### (1) 原子力事業者の対応状況〔安全規制担当省庁〕

- ① 施設の状況
- ② 被害の状況
- ③ 事故の応急対策活動の状況
- ④ 他の原子力事業者の協力実施状況

##### (2) 関係機関（関係省庁、地方公共団体、公共機関及び原子力事業者）の体制

- ① 関係機関それぞれの対策本部等の設置状況〔各省庁〕
- ② 原子力緊急時支援・研修センターの準備状況〔文部科学省〕

##### (3) 国による支援体制

- ① 緊急技術助言組織構成員及び専門家の現地派遣の準備状況〔安全規制担当省庁〕
- ② 緊急モニタリング要員及び機器の現地派遣の準備状況〔文部科学省〕
- ③ 緊急被ばく医療派遣チームの現地派遣の準備状況〔文部科学省、厚生労働省〕
- ④ 国の職員の現地派遣状況〔各省庁〕
- ⑤ 関係省庁における支援体制〔各省庁〕

##### (4) 地方公共団体の対応状況

- ① 住民への連絡状況〔消防庁〕
- ② 事故の応急対策活動の状況〔消防庁〕

##### (5) 予測、モニタリング体制

- ① モニタリングの状況〔文部科学省〕
- ② 緊急時モニタリングの準備状況〔文部科学省〕
- ③ 緊急時対策支援システム（ERSS）により予測される原子力施設の状況（原子力発電所の場合に限る）〔経済産業省〕

④緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDIネットワークシステム）の予測結果  
〔文部科学省〕

(6) 屋内退避、避難収容等の防護活動の準備〔安全規制担当省庁〕

- ①屋内退避、避難収容等の防護活動についての準備実施状況
- ②避難場所の準備状況

(7) 現地の救助救急体制と広域応援の準備

- ①事故現場周辺における警察、消防、海上保安庁、自衛隊の準備状況〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕
- ②警察、消防の広域応援体制と現地までの所要時間〔警察庁、消防庁〕

(8) 医療体制の準備

- ①救急自動車、ヘリ等の緊急輸送体制の準備状況〔消防庁、防衛省〕
- ②医師団の派遣及び収容病院の受入れ等の準備状況  
〔厚生労働省、文部科学省〕

③安定ヨウ素剤の配備状況〔厚生労働省〕

(9) 人的被害の状況

- ①事故現場からの被救助者、行方不明者等の数、性別、その他人定事項  
〔安全規制担当省庁、警察庁、海上保安庁、消防庁〕
- ②被ばく患者（被ばくのおそれのある者を含む。）等の負傷者の数、負傷程度及び収容先病院〔消防庁、厚生労働省、文部科学省〕

(10) 現場周辺の交通及び交通規制の状況

〔警察庁、海上保安庁、国土交通省〕

(11) 汚染物の除去による被害拡大の防止〔安全規制担当省庁〕

(12) 消火活動〔消防庁〕

(13) オフサイトセンターの活動状況〔安全規制担当省庁〕

- ①国、地方公共団体の職員の参集状況
- ②専門家の参集状況
- ③他の原子力事業者の協力実施状況
- ④現地事故対策連絡会議の開催状況

「被ばくのおそれのある者を  
含む」となっている

原災法第15条に該当すると判断された場合は、本項の各連絡会議の開催は不要。

#### 1) 関係省庁事故対策連絡会議の開催

##### ①開催手順

- (i) 安全規制担当省庁は、原災法第10条第1項前段の通報を受け、直ちに原子力災害対策本部の設置の必要がない（原災法第15条には該当しない）場合であって、特定事象ではない場合を除き、会議を開催する。
- (ii) 安全規制担当省庁は、内閣府及び内閣官房に対して、会議を開催する旨を連絡する。
- (iii) 内閣府は、関係省庁に対し、1.(2)により参考-1の様式に従い会議の開催を連絡するとともに会議開催を支援する。
- (iv) 開催場所は、安全規制担当省庁内会議室とする。

##### ②開催目的

関係省庁事故対策連絡会議においては、事故情報の概要、今後の見通し等についての情報の集約及び共有を図るとともに、関係省庁の行う初動についての調整を行う。この際、情報集約すべき事項は(2)の別添1と同じ。



必要に応じて原子力安全委員会委員、緊急事態応急対策調査委員、原子力事業者等の参加を要請する。やむを得ぬ場合については、代理出席を認める。

#### ④事務

事故対策連絡会議に係る事務については、以下のとおり。

内閣官房 : 官邸との連絡・調整等

安全規制担当省庁 : 関連情報の集約・整理、資料の作成、プレス対応、会場設営、庶務等

消防庁 : **地方公共団体（防災担当部局）との連絡・調整等**

内閣府 : 関係省庁との連絡調整等

各省庁 : 関係機関からの情報収集

#### ⑤廃止

本会議については、原子力災害対策本部が設置された場合又は、事故の状況に応じ議長が開催の必要がないと認めた場合に廃止する。

## 2) 現地事故対策連絡会議の開催

### ①開催連絡

原災法第10条前段の通報があったが、原災法第15条の原子力緊急事態に該当しない場合には、原子力防災専門官は、**所在道府県、所在市町村の担当者及び原子力事業者**に対して、現地事故対策連絡会議の開催を呼びかける。

### ②開催目的

現地事故対策連絡会議において、事故の概要、今後の見通し等について、安全規制担当省庁、関係省庁、所在道府県、**所在市町村**、原子力安全委員会緊急技術助言組織構成員（原子力安全委員会委員及び緊急事態応急対策調査委員）、専門家、原子力事業者等において情報の共有を図る。

### ③開催

原子力防災専門官、所在道府県の担当者、**所在市町村の担当者**及び原子力事業者の担当者が参集した時点で第1回の会議を開催する。その後の開催は、必要に応じて開催する。

### ④開催場所

オフサイトセンターにおいて開催する。

### ⑤構成員

(初動における構成員)

議長 原子力防災専門官

構成員 原子力防災専門官 (議長となる者を除く)

関係道府県職員

**関係市町村職員**

関係道府県警察職員

原子力事業者

その他、**関係地方公共団体等議長が必要と認めた者**

※他の構成員についても到着しだい会議に参加するものとする。

政府災害対策本部長は、いかなる理由をもってしても、この決まり

を壊すことはできない。むしろ、積極的にこのマニュアルの実行状況の確認と実施を迫る立場にあったことが、ここで証明された。

(Ⅷ) 権限の一部の原子力災害現地対策本部長への委任

安全規制担当省庁は、参考-15により、原子力災害対策本部長の決裁を受け、原子力災害対策本部長の権限を原子力災害現地対策本部長に委任し、その旨を参考-16により告示する。

上記には、政府災害対策本部長が政府現地災害対策本部長に権限を委任することが明記されている。しかし、菅直人政府災害対策本部長はこれを行わないで、法、マニュアルを排して、違法の限りを尽くし、事故情報の隠ぺい、偽装を行い国民に不当な被ばくと我慢を強いている。これは、史上見ることができない大事件なのである。原告は、事故発生以来、この蛮行と脅迫を伴う汚職について許していないし、損害賠償請求権を永久に保持している。

ここで、通報について、おさらいをすると。

3月11日 14時46分 東日本太平洋沖地震が発生

14時47分 タービン自動停止

14時48分 ディーゼル発電機起動

14時49分 外部電源喪失

14時50分 2号機注水ポンプ停止

15時00分 官邸危機管理センターで「基本的対応方針」作成  
経産省の緊急災害対策本部会議開催、保安院の平岡英治次長から原災法第15条に該当すると報告。これを受けて菅総理に原子力緊急事態宣言の発出要請。

15時40分 全交流電源喪失

15時42分 第10条通報

16時00分 保安院緊急時対応センター職員「15時42分、1から5号機、全交流電源喪失発表

池田元久経産副大臣がオフサイトセンターへ向かう

16時12分 官邸2回目の緊急災害対策本部会議開催

16時25分 中野寛成公安委員長が、福島県庁が機能していない

16時40分 福島県が第15条通報を受信

16時45分 原災法第15条通報保安院受信

16時55分 1・2号機の15条通報 保安院へ

17時00分 東電保安班が屋外で47 $\mu$ Sv/hを計測した

17時07分 15条通報

17時12分 15条通報

17時42分 海江田、菅総理に原子力緊急事態宣言の発出を要請  
菅は、「予備のバッテリーがあるはずだ」とか「本当にすべての可能性はないのか」などと発言。  
海江田や保安院は「法律に基づいてやらなければならない」「緊急事態宣言を出してください」と要請。

18時05分 防衛省が18時30分に緊急事態宣言を出すと発表する。

18時11分 与野党党首会談

18時26分 防衛省が緊急事態宣言の発表を取り消す

19時03分 官邸が原子力緊急事態宣言発出する

19時09分 原子力災害対策本部 菅のメモに「避難を行う必要があるかも」経産大臣総理へ上申

19時45分 枝野幸男官房長官記者会見で、緊急事態宣言について発表 放射能が漏れていることはない。万全の対策をとっていると話す。

20時01分 枝野幸男官房長官は緊急事態宣言について、対象区域内の居住者らは現時点で特別な行動を起こす必要がない。と述べる。

20時09分 慶大の藤田教授はすでに6時間経っているので非常に心配」と話した。

20時26分 保安院が菅直人に放射能漏れの可能性を報告、総理メモと福山。

20時50分 福島佐藤県知事が大熊町、双葉町の2km以内の住民に避難指示出す

21時00分 早くベントをと班目が言う

21時12分 様々な仮定のSPEEDI計算結果を原子力安全技術センターが出す。

21時23分 菅が3km以内の住民に避難指示。(防災訓練ではEPZの8~10km以内に避難指示を出していた)枝野幸男官房長官は「福島原発 放射能漏れではない」とのテロップを流す。

21時27分 テレビ朝日記者リポート放映「今、官邸には、菅総理、枝野幸男官房長官のほか原子力担当の海江田経産省大臣や、防災を担当する松本防災担当大臣もいて、つい15分前ですけれども、原子力安全委員会の担当者2人が急遽官邸に入って福島の問題について協議しています。政府としては、緊急事態宣言を発出していますが、放射性物質が外部へ漏れたということはない」としてい

て、冷静に対応するよう求めています。」とウソついていた。

21 時 52 分 枝野幸男官房長官記者会見 3 km以内の避難指示を放射能は現在炉の外には漏れていないと。

23 時 49 分 SPEEDI 計算結果、県原子力センターに届く

「※原災本部長による現地対策本部長への権限の一部委任を行わなかった（公務員職権濫用罪である）」

【原災法第 20 条第 8 項は、緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、原災本部長がその権限の一部を現地対策本部長に委任することができる旨規定しており、政府の原災マニュアルにおいては、安全規制担当省庁（実用炉における事故の場合は保安院）が、権限の委任について原災本部長の決裁を受け、委任が行われた旨を告示することとされている。また、国が毎年実施する原子力総合防災訓練のシナリオにも、原災本部長の権限の一部を現地対策本部長に委任する手続が記されている。原災法上、権限の委任がない場合に、現地対策本部長が行うことができる事項は、現地対策本部の事務を掌理すること（同法第 17 条第 12 項）等に限られ、特に、同法に基づく地方公共団体等に対する指示等を行うことはできない。3 月 11 日、保安院は、福島第一原発において、原災法第 15 条の規定する原子力緊急事態が発生したことを受け、緊急事態宣言の公示案等と併せて、原災本部長権限の現地対策本部長への一部委任に関する告示案を作成し、内閣官房及び内閣府に共有して欲しい旨を記載して、官邸情報集約センターにメールで送付した。その後、3 月 11 日 19 時過ぎから開催された第 1 回原災本部会合においては、委任手続に関する言及はなく、その後も権限の委任に関する告示は行われなかった。】

上記は、笑い話ではなく、発電所所在町への背任、及び、不作為の犯罪である。

12 日

1 時 30 分 ここに「双葉町が未明に 6,900 人の町民が 40 km離れた川俣町に避難した」と記載されているが、ウソであるこ

とをきっちりと証言しておく。 (UNSCEAR 報告等)

4 時 00 分 1 F 敷地境界で 500  $\mu$  Sv。

第一原発にいた保安検査官全員がオフサイトセンターに引き揚げる。政府原子力災害対策本部事務局 (ERC) は、東電の対応状況を含む現場の情報を直接收拾する手段を失った。この任務懈怠について、原告は怒りしかない。国家賠償請求事案である。

以下の資料は、原告が双葉町長として双葉町役場に初登頂して間もない時に、都筑保安検査官事務所長が持参して説明したものである。(甲イ10)

本人たちの写真入りのパンフレットは中々お目にかからないが、都筑所長はよほど自信があったと見えて、説明を受ける原告は大変立派な人だなと感心しながら聞いていた。印象に残ったのでこのパンフレットは大事に取っておいた。

このパンフレットが本件「発電所破壊事件」で役に立つとは考えられなかったが、不作為、不履行、偽装を解明する役にたっている。

ここに記載された事柄が実行されていれば、本件「発電所破壊事件」は起きなかったことは明白で、人の信頼を軽々しく裏切った重要証拠である。

この資料は見事に「ウソ」を証明したものとして受け止めている。

(甲ハ第 184 号証)







**経済産業省 原子力安全・保安院**

〒100-8986 東京都千代田区霞が関1-3-1  
 TEL 03-3501-1511 (経済産業省代表)内線4841  
<http://www.nisa.meti.go.jp>

原子力安全・保安院への最寄り駅は  
 営団地下鉄有楽町線(丸ノ内線・日比谷線・千代田線)、  
 C2出口が最寄り出口です。  
 銀座線は、虎ノ門駅9番もしくは10番出口。  
 都営三田線は、内幸町駅日比谷寄り出口が便利です。



●この印刷物は再生紙と大豆インクを利用しています。 2005年7月



**妥協を許さない厳しい眼差し**

国民のみなさまのエージェント(代理人)として、原子力の安全を厳しく監視します。



**NISAは、原子力の安全確保を使命とする組織です。**

原子力安全・保安院(NISA)は、原子力などのエネルギー施設や産業活動の安全を確保するために一元的な規制を行うことを使命とする組織です。平成13年1月の中央省庁の再編に伴い、原子力の安全規制のあり方が抜本的に見直された結果、設立されました。

NISAは、原子力施設が“潜在的に危険性を持つもの”であることを常に念頭に置き、国民のみなさまの安全を最優先する立場から、原子力に携わる事業者に対して厳格な安全規制を行ってまいります。

**安全を確実なものとするため、  
 厳しい行動規範を守って任務を遂行します。**

**強い使命感**

国民のみなさまの安全を守ることを最優先とし、常に緊張感を持って任務を行います。また業務運営を不断に見直し、規制活動の質の向上に努めます。

**科学的・合理的な判断**

安全を使命とする専門家であるNISAは、現場を常に正確に把握・判断し、行動します。

**業務遂行の透明性**

何事も秘密にせず、日々の活動を情報公開し、説明責任を果たすことで、国民のみなさまの信頼を得るよう努力します。

**中立性・公正性**

国の原子力安全規制の専門機関として、常に中立・公正に検査を行い、判断し、活動します。

**NISA**は、原子力安全・保安院(Nuclear and Industrial Safety Agency)の通称です。

**原子力の  
 安全確保の中心に  
 NISAがいます。**

国民のみなさまの安全を守るため  
 さまざまな機関が連携して原子力の安全確保に取り組んでいます。  
 NISAは原子力の安全に責任を持つ行政庁として、  
 その中心的な役割を担っています。

#### さまざまな機関が連携して行う原子力の安全確保

原子力の安全確保については、まず原子力事業者が責任を持って行うことが大前提です。

事業者の安全対策をチェックする機関としてNISAがあり、また、そのほか原子力安全委員会やJNESなどがあります。

#### ■ NISA (原子力安全・保安院)

NISAは、原子力の安全に責任を持つ行政庁として、さまざまな段階で安全規制を行います。原子力発電所などの原子力施設の設計を行う段階では、厳正な審査のうえ設置許可の判断を行います。また、実際に建設され運転が行われている段階でも、要所を押さえて各種の検査や認可を行います。さらに、規制の透明性を確保するために、国民のみなさまに向けて徹底した情報公開を行うなど、広聴・広報活動を行います。

#### ■ 内閣府 原子力安全委員会

原子力の安全をより確実なものとするために、NISAが行う規制を独自の立場からダブルチェックします。

#### ■ JNES (独立行政法人 原子力安全基盤機構)

原子力安全の基盤的業務を行う専門機関として、原子力施設の検査をNISAと分担して実施するとともに、安全解析・評価や防災支援などを行います。

#### ■ 原子力事業者

国民のみなさまに原子力の安全を提供する一義的責任を負う者として、自ら保安規定を制定し安全管理活動を行います。

## 毎日、現場で 原子力の安全を 監視しています。

NISAは、全国にある原子力施設の近くに  
原子力保安検査官を配置しています。  
100人を超える原子力保安検査官は、  
365日、24時間対応できる体制を整え、  
日々の巡視活動や定期的な検査を行っています。

## 原子力保安検査官事務所

NISAは、全国にある53基の原子力発電設備、12か所の核燃料サイクル設備の近くに、合計21か所（平成17年4月1日現在）の原子力保安検査官事務所を設置し、これらすべての施設の安全をチェックしています。

## 原子力保安検査官の任務

### ■ 原子力施設の安全監視

毎日、原子力施設に出向いて、聞き取り調査や巡視点検を行い、施設の安全を確認します。

● 運転管理状況の聞き取り・記録の確認

### ● 施設の巡視点検

● 原子力事業者が行う定期事業者検査などへの立ち会い

### ■ 保安検査の実施

年4回、1回3週間ほどをかけて、原子力事業者が自ら定めた保安規定を守っているかどうか

をチェックします。この保安規定は、原子力施設を運転するにあたって安全管理上重要な事項を規定したものであり、すべての原子力事業者に作成が義務づけられ、NISAによる審査を経た後、経済産業大臣により、認可されます。

### ■ 事故時の連絡など

24時間対応できる体制を整え、万一異常や事故が発生した場合には、直ちに関係機関への連絡や現場での調査、確認を行います。

● 異常や事故発生時の情報収集、連絡調整

● 現場の調査、確認

● 原因及び再発防止対策のための調査

### ■ 地域のみなさまへの情報発信

地域のみなさまとのコミュニケーションを大切に、現場での検査状況について情報公開を行うとともに、さまざまな場面で説明責任を果たします。

## 万一の緊急事態にも、日頃から

万一、原子力施設で事故が発生した場合に備え、  
地域のみなさまの安全を守るため万全の防災体制を整えています。  
また緊急事態にすばやく対応するため、日頃から入念な訓練を行っています。

### 緊急時に総力をあげて対応する 原子力防災体制

原子力施設において事故が発生した場合には、国をはじめ、地方公共団体、原子力事業者、その他警察・消防などの関係機関が総力をあげて対応します。このためNISAでは、原子力施設のある全国21か所（平成17年4月1日現在）に「オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）」を整備しています。緊急時、オフサイトセンターには国をはじめ関係機関

の担当者が一堂に会して「原子力災害合同対策協議会」を組織し、情報共有を図るとともに、緊急事態応急対策の実施などについて相互に連携して対処します。

### 原子力防災専門官の配置

NISAは、オフサイトセンターに原子力防災専門官を常駐させています。防災専門官は、万一の原子力災害が



## 緊急時にすばやく対応するための 原子力防災訓練

発生した場合、事業者や自治体との間で迅速な情報収集や連絡を行うとともに、オフサイトセンターで災害対応の活動を行います。

- 【緊急時】・状況把握のための原子力保安検査官への指示
- ・防災関係者の非常招集、
- ・オフサイトセンターの立ち上げ
- ・国、都道府県、市町村との連絡調整 など
- 【平常時】・事業者に対し、防災業務計画の作成や
- ・予防対策に関する指導、助言
- ・自治体に対し、原子力防災計画策定に関する指導、助言 など

緊急時に迅速かつ的確な対応を行うためには、日々の訓練が非常に重要です。このため原子力施設のある地元自治体がオフサイトセンターなどを利用して行う防災訓練には、NISAの原子力防災専門官が積極的に参加しています。また年1回、NISAの企画により、内閣総理大臣をはじめとした防災関係大臣、中央官庁、地元自治体、原子力事業者、地元住民、原子力関係機関などが参加する大規模な訓練が行われます。訓練では、緊急事態発生 of の具体的なシナリオを設定し、防災体制の確立や各対策本部の連携、円滑な住民避難などの遂行状況を確認します。

## 核物質防護規制の強化

米国における同時多発テロの発生以降、国際的にテロの脅威が高まっています。原子力施設でも、核物質が盗まれて核兵器の原料に転用されないよう、防護の体制を確実なものにしなければなりません。

このためNISAは、核物質防護の体制を国際的なレベルにまで引き上げるよう、規制を強化しています。

## 核物質防護検査官の配置

NISAは、不審者の侵入を防ぐなどの核物質防護対策を事業者が適切に取れるよう、想定される具体的な脅威を事業者に提示し、これに即した核物質防護対策の実施を義務づけています。また、国の核物質防護検査官が定期的な核物質防護検査を行い、事業者における核物質防護対策の実施状況の確認やその実効性を検証し、継続的な改善を促していくこととしています。

# NISAは、国民のみなさまの エージェントとして これからも安全規制の質の向上に 取り組んでまいります。

質の高い安全規制を行うには、原子力安全を担う行政庁として徹底した情報公開を行い、また説明責任を果たすことが重要とNISAは考えます。このためNISAは、安全規制の内容を国民のみなさまにご理解いただくとともに、みなさまの声をこれからの規制活動に活かしていくことを目的として、積極的な広聴・広報活動を展開しています。

と保安検査官事務所長は私に説明していたのに、何という虚偽の答弁を福島県議会にした。恐ろしいウソを保安院はついた。

発電所から逃げた保安検査官たちは逃げ足が速く、双葉町民が避難開始する前に逃げていたことは、後日、被告東電の事故報告書で知った。

5時44分 官邸が事前通告なしで10km以内の避難指示を出したことを、テレビで知った住民生活課長が原告に知らせに来た。

このときまで、オフサイトセンターから合同対策協議会への参集の呼びかけは一切なかった。

度々行っていた防災訓練のシナリオはある程度知っていたので、原子力防災専門官と保安検査官事務所から参集の呼びかけを待っていたが、一度も呼びかけは無かった。

避難行動を時系列に整理すると、

- ① 11日 14時46分 大地震 本件「発電所破壊事件」 発生 00分
- ① -2 15時00分 官邸危機管理センターで、菅直人総理大臣に緊急事態宣言を発出する提案があったが、実行されていない 約14分
- ② 15時35分 大津波襲来  
第15条通報の予測は15時
- ③ 第10条通報は 15時42分 経過時間（ロスタイム）約56分
- ④ 第15条通報は 16時36分 約54分
- ⑤ 17時42分 海江田は官邸へ緊急事態宣言（案）を持って行く 約66分  
18時05分 防衛省18時30分に緊急事態宣言出すという  
18時11分 党省会談 約29分  
18時26分 防衛省発言取り消す
- ⑥ 19時03分 菅が緊急事態宣言を発出 約52分
- ⑦ 19時45分 官房長官記者会見で緊急事態宣言を公表 約42分
- ⑧ 20時50分 福島県が2km以内の避難指示 約65分
- ⑨ 21時23分 菅が3km以内に避難指示 約33分
- ⑩ 21時52分 枝野が記者会見で公表 約29分  
この間、ベントの協議が行われていた。
- ⑪ 12日 5時以降 保安検査官が事故現場から逃走
- ⑫ 5時44分 11日17時42分の緊急事態宣言案を官邸に届けてから、5時44分に発出した10km以内の避難指示があるまでの、ロスタイムは722分だった。これを飛行時間で考えれば、成田空港からアムステル



- ダム空港まで行くことが推認できる。
- ⑬ **7時45分** 町民避難開始 約120分
  - 10時以降** ベントの影響開始
  - ⑭ **14時46分** ベントによる汚染のピーク
  - ⑮ **15時36分** 5時44分の避難指示から1号機の爆発までの所要時間は、9時間42分のロスタイムにより被ばくをさせられてしまった。 約582分
  - ⑯ **17時頃** 1号機爆発後、原告らが双葉町を離れた所要時間 約84分
  - ⑰ **19日午前** 町民最後の避難（事故発生以来9日間在町）

ロスタイム計算表

○→ ○	項 目	ロス時 間 (分)
①~③	事故発生から原災法第10条通報まで	56
①~④	同上から第15条通報まで	110
①~⑥	同上から緊急事態宣言を出すまで	257
①~⑨	同上から3km以内の避難指示	397
①~⑫	同上から10km以内の避難指示	898
①~⑬	同上から町民が避難開始するまで	1019
①~⑮	同上から1号機爆発まで	1490
①~⑯	同上から原告らが双葉町を離れるまで	<b>1574</b>
①~⑱	同上から最後の町民が町を離れるまで	不明
④~⑥	15条通報から緊急事態宣言を出すまで	147
④~⑦	同上から宣言を公表するまで	189
④~⑨	同上から3km以内の避難指示を出すまで	287
⑥~⑨	緊急事態宣言から3km以内の避難指示	140
⑥~⑫	同上から10km以内の避難指示	641
⑥~⑭	同上からベントの被曝まで	1183
⑥~⑮	同上から1号機爆発まで	1233
⑥~⑯	同上から原告らが双葉町を離れるまで	1317
⑥~⑱	同上から最後の町民が避難するまで	不明
⑨~⑫	3km以内の指示から10km以内の指示まで	501
⑫~⑭	10km以内の指示からベントの被ばくまで	542
⑫~⑮	同上から1号機爆発まで	592
⑫~⑯	同上から原告らが双葉町を離れるまで	676

本件事故発生 of 3月11日14時46分から原告が双葉町を離れる3月12日17時まで徹夜で動いて 1,574分 (26.23年時間) もかかってしまった。

**3月11日15時00分には、官邸危機管理センターで緊急事態宣言発出の議論があったが、菅直人総理は実行していない。これが即座に実施されて、EPZにある10km以内の住民に避難指示を発出していれば、原告ら双葉町民は被ばくをすることがなかった。したがって、双葉町民の被ばく被害は菅直人総理の不作为による人災である。**

官邸の素人が手を出したために、16時36分に第15条通報があつてから10kmの避難を開始させたのは翌朝5時44分で788分(13.1時間)もかけた。

事故前の訓練では、第15条通報があつたら直ちに緊急事態宣言を発出して、EPZの決まりで8~10km以内に避難指示を出していた。

本件「発電所破壊事件」では、第15条通報があつてから緊急事態宣言を出すまで、30分以内で済むところを147分(2.4時間)もかけた。

更に、緊急事態宣言を出してから枝野幸男官房長官が記者会見で発表するまで、42分もかけている。

**あきれたなんてもんじゃない。避難を妨害した重大な犯罪者である。**

◆ ここから双葉町の出来事の一部

12日6時過ぎ、町の災害対策本部会議開催。避難の場所と方法を協議。

災害担当職員から、県が川俣町へ避難するように言っていると告げ口された。

6時30分頃、双葉町長は川俣町長と電話で、町民の受け入れを要請して受け入れてもらうことになった。

7時前、災害対策本部会議開催、川俣町に避難することを決定した。避難の方法は町民がそれぞれ自家用車で避難させて、その合間に役場職員を配置して、町民を誘導するよう指示した。

7時過ぎ、町長が防災行政無線で、町民に悔し涙声で、避難の呼びかけを行う。引き続き職員に避難の呼びかけをさせ続けた。

8時前、町民の避難が開始された。

段々、町から町民の声がなくなり、静かになっていたが、逃げ遅れた町民が、ちらほら役場にきたので、避難のため職員を同行させた。このあとが非常に悪質だ、枝野幸男官房長官はベントで放出される放射能は、管理されているので、少ないとウソをついていた。

	<p>菅政権はこの時には、官邸から現場職員までウソつき集団になっていた。</p> <p>こんないい加減で無責任な者が県議会で何も真実を話していない。</p> <p>※虚偽答弁は犯罪なので全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
20	<p>「<u>官邸サイドで決定された避難地域の連絡</u>」とは如何に。</p> <p>現場の実情はどのように把握していたのだろうか不思議な話だ。双葉町災害対策本部としては、誰にも実情を尋ねられたことも、相談・連絡・報告はなかったので、災害対策基本法の趣旨に反することだ。原災法における避難区域については、緊急時環境放射線モニタリングの計測結果をもって原子力災害合同対策協議会において議論して決めるはずだったが、官邸サイドとはいったい何者なのだろうか。勝手に決められたところで、この責任は誰が持つというのかの説明が必要だ。</p> <p>もし官邸だけで決めたとすれば、その後の責任は官邸が全てを背負ってもらわなければならない。この責任は永遠に続くものと考えている。</p> <p>「<u>各関係機関に連絡をとっていた</u>」の仲間に、双葉町災害対策本部は入っていない。保安院からは事故発生以来、原告が町の災害対策本部長でいる間、「連絡」はなかった。誰かが、どこかで、何やら決めた報告には平岡英治保安院次長らが来たことがあるが、<b>相談をされたことは一度もなかった</b>ので、<b>事故発生依頼様々な事柄には、合意に至る法律の裏付けがないのですべて無効である</b>。</p> <p>防災訓練の実績を葬り、官邸に責任転嫁したのは保安院だと思うが、両方とも加害者である。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
21	<p>「<u>避難状況や要介護者の確認について</u>」警察及び自衛隊等から情報収集を行うということは、「原子力災害対策マニュアル」にある。避難の指示は総理大臣が発令し、住民に対しては市町村長が発令するとなっている。「避難状況や要介護者の確認について」は市町村の災害対策本部の責務。しかし、本件においては、市町村が合同対策協議会から排除されていたので、この責務を果たすことができなかった。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
22	<p>「<u>スクリーニングの規準について</u>」バックグラウンドを考慮しない、インチキなスクリーニング検査をさせた。福島県緊急時被ばく医療マニュアルには、正式な測定方法が記されていたが、これを排除して、でたらめな検査を行った。検査基準をバックグラウンド値が高いところに引き上げて検査し、ほとんど合格させた。</p> <p>県民を被ばくさせたことは、佐藤雄平福島県知事の災害関係法を無</p>	0

視して、県民を避難させると福島県には県民がいなくなるという愚かな考えに基づいていた。避難させなくともよいように基準そのものを測定機器の上限の 10 万 cpm に引き上げさせて、菅直人政府災害対策本部長がこれに同意した結果、被ばくの影響がないと偽装した。

※全ての被害・損害の弁償を求める。

23

「対応」の検討とは、福島県が防災訓練で行ってきた前例に基づくだけでよかった。本件事故では、でたらめな検査用紙を町民にあてがい、測った数値の記入欄がなく、数値のない検査を行い、合格させていた。

以下の資料は、2011 年 3 月 17 日福島県川俣町に避難していた双葉町民のスクリーニング検査を行った時の資料。

0

下記図の左側が偽用紙、右側が福島県緊急被ばく医療活動マニュアルに記されている正式な用紙。

部位	以上	以下
A (頭部)		
B (顔(特に鼻部))		
C (胸部)		
D (両手の掌)		
E (両手の甲)		
F (服及びスポンジのポケット)		
G (その他)		

左側の用紙には、右側にあるような詳細な測定記録欄がない。これは、事実ではない虚偽なので、原災法違反事象であるが、これを主張するものは誰もいないのが、本件事故の悪質性である。

左側の用紙でスクリーニング検査を済んだという偽装を行い、双葉町民は埼玉県まで避難ができた。埼玉県には悪いが、偽装されたために、双葉町民はおびたしい放射能に汚染された川俣町から、避難することに成功したのである。

	<p>この検査は、「検査をしました」というアリバイで、受検者は数値がないのに、異常がないと騙されている。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	
24	<p><u>「オフサイトセンター以外の全てのモニタリングポストが倒壊していた」</u>これは明確な虚偽答弁だ、倒壊、流出したものがあつたが、残っていたものが多い。双葉町のモニタリングポストは、損壊することなくて全て機能していた。保安院はウソで固めようとしているが、現場確認しない、そのウソは原告によって今暴かれた。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
25	<p><u>「12日よりデータを東京に送っている」</u>このデータは周辺の住民が見るもの、知るもの。東京に送ったところで、避難の役には立たない。保安院は事故時のマニュアルを知りながら、この様にインチキな対応をしていたと白状した。原災法の趣旨に違反して、偽装をしていると白状した。被ばくを避ける意思を妨げる意思があるので、重過失、故意犯で極刑に値する。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
26	<p><u>「公表が遅れたことは反省点である。」</u>と言っているが、故意犯だ。反省と軽がるしく言うが、「やらなかった」「できなかった」「しなかった」に解釈すると、「公表することを知らなかった」ということではなく、公表することを知りながら「やらなかった」ことに集約することができる。被災者、及び、公衆に対する極めて悪質な偽装を働いた犯罪として扱わなければならない事案である。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を最大限求める。</b></p>	0
27	<p>この審議官は県議会をなめ切っている。保安院は国民の上位にあって、国が指示することに従えという、間違つた行政の上に君臨している姿を呈している。</p> <p>事故を防げなかった保安院が、生意気に虚偽の答弁をしていることに強い憤りを感じず。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
28	<p>本件「<b>発電所破壊事件</b>」発生以来、国らは放射能の影響が無いといい続けてきたのに、なんで県庁に逃げるのか理解できない。</p> <p>発電所周辺の住民にはたつぷり放射能を浴びさせておいて、事故を指揮監督する立場の者は、放射能が怖いから県庁まで退避するという事は道理に反する。</p> <p>枝野幸男官房長官は「<b>管理されているので放射能の放出は少ない</b>」「<b>直ちに健康に影響が無い</b>」と政府広報しているではないか。県庁に移動が必要なほど、発電所周辺は汚染がひどく、保安院は業務ができ</p>	0



	<p>ないと国民に向かってなぜ言わない。言うとな偽装がバレるから言えないのか。</p> <p>県庁は大熊町から 60 km位離れているが、途中の住民を避難させていないのは理解できない。例えばアメリカは 80 km以内の米国民に避難指示を出したのを参考にすると、いわき市、南相馬市、相馬市、新地町、飯舘村、伊達市、川俣町、二本松市、田村市は避難範囲としなければならなかった。</p> <p>更に、UNSCEAR は 1 ミリシーベルト以上被ばくした者はいないとか、被ばくによる影響は考えられないという県民健康調査の言葉から、県庁に避難することは、後の 20 ミリシーベルトを帰還の規準にしたがっている内閣府原子力被災者生活支援チームが言っているのと整合性をとる必要があるのではないのか。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	
29	<p>大熊町役場から県の広報協会に職員を派遣していることと、緊急事態応拠点施設との距離が近いことで町職員が行くことができたのだろう。</p> <p>保安検査官と原子力防災専門官は常駐なので、どうしてオフサイトセンターへの参集要員に連絡を付けなかったのか大きな疑問を持っている。</p> <p>これについて審議官は、大熊町の職員であると答えられたのか不思議だ。オフサイトセンターへ参集を呼び掛ける担当者は原子力保安検査官と原子力防災専門官ということを知っていて、このような答弁をしたならば、相当県議会をバカにした話だ。保安検査官が自分の責任を果さなかった事で、発電所周辺の町は出席できなかったことを偽装している。許せない虚偽答弁だ。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
30	<p>ウソだ、虚偽答弁だ。</p> <p>県から何も指示・連絡は無かった。保安院はウソの答弁をしている。オフサイトセンターへ行っていた大熊町の職員に、構成町へ連絡を頼むだけで良かった。リレー式で何分もかからないで、浪江、双葉、富岡、楢葉、広野各町へは連絡ができた。20~30分で完了できた。これは意図的に参集の連絡をやらなかった故意犯である。</p> <p>本件「<b>発電所破壊事件</b>」ではこの様に、意図的に事故隠しがはじまっていたことをここで証明できる。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
31	<p>3月11日午前9時23分と記載されていたが、午後9時23分の単純</p>	0

	<p>なミスプリントと思われるのでここでは触れない。</p> <p>今ベントが必要に迫っているのに、3 km以内とは如何に悪意のある事故対応かがわかる。</p> <p>151 頁の①-1 で、触れているが、15 時 00 分には、緊急事態宣言発出について言及されていたのだから、6 時間 23 分遅れの 3 km以内の避難指示とは、菅直人政府災害対策本部長の悪質性が読み取れる。</p> <p>本件「発電所破壊事件」では、発電所の現場を知らない素人の政治家の、事故隠しのパフォーマンスに翻弄された事件である。</p> <p>従来から続けてきた防災訓練のメニューを反故にして、官邸が電力労組受けを狙って、現場の実情に即した対応をしなかった。</p> <p>この為、被害に苦しんでいる人々の要求を越えて、官邸の思惑に引きずられ、しなくても良い苦役をさせられているのは犯罪である。</p> <p>遠くからは現場が見られない、見ることを阻んだ結果、屋内退避という言葉を選んだ政権は、現場は地震の影響で家具や家財道具が散乱し、停電と断水でトイレは使えない、扉や窓は地震で壊れて、外気を遮ることができない家で屋内退避などできないことさえ聞こうとしない菅政権は狂気の政権だった。</p> <p>感情のままに表現すると菅直人は気違いだった。</p> <p>やがて、歴史がそのことを解明するようになるだろう。</p> <p>官邸は現場で要らない指示を勝手に繰り返し、被災者を窮地に追い込んだに過ぎない。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	
32	<p>保安院長は「<u>3月12日の午前5時44分に、発電所から半径10km圏内の避難指示が出されている。</u>」と質問に答えているが、事実を語っていない。</p> <p>150 頁には、3月11日15時00分に行われたことが記されている</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>15時00分 官邸危機管理センターで「基本的対応方針」作成      経産省の緊急災害対策本部会議開催、保安院の平岡英治次長から原災法第15条に該当すると報告。これを受けて菅総理に原子力緊急事態宣言の発出要請。</p> </div> <p>この第1回経産省の緊急災害対策本部会議開催から数えると、14時間44分も遅れた10km以内の避難指示だった、したがって、避けられた被ばくは、菅直人政府災害対策本部長による人災だった。</p> <p>22年度の原子力総合防災訓練でシナリオの通りにやったことはどこ</p>	0

	<p>へ隠した。本件事故でウソをついても、官邸に記録されている録画を隠すことはできない。</p> <p>本件事故の被害が拡大したのは、遅い、決断できない菅直人の仕業である。彼は大将の器ではなかった。事故隠しの大将だった。</p> <p>第 15 条通報が出てから、時間の浪費により被ばくを強いられた。</p> <p>遅い緊急事態宣言が発出されてから、迷路に迷わされた。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	
33	<p>バスは双葉町には来ていない。</p> <p>南からの入町は、途中の国道 6 号線の橋が落下していたこと、JR の跨線橋が落下していたことと、町道が陥没していたのでバスが使えなかった。</p> <p>114 号国道を通り、北から入町することは出来た。</p> <p>結局、双葉町はバスを使っていない。自家用車で家族ごとに避難することで、家族とペットが一緒なので、バラバラにならず、避難後の利便性において大変良かった。今後の避難の在り方をバスとヘリコプターを使う不便さを考慮して代えるべきだと考えている。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
34	<p>「オフサイトセンターに何人か集まって」とはどのように解釈すれば良いのだろうか。14 時 46 分大地震、15 時 30 分頃大津波が発電所を襲う。15 時頃緊急通報により、経産大臣が緊急事態宣言（案）を持参して官邸に向かおうとしていたのに、24 時頃、経産副大臣がオフサイトセンターに到着して、何人か、しかいなかったとは、何を考えていたのか、おかしいではないか。保安院の対応は異常、全く言葉がない。双葉町では参集の知らせが、いつ来るかと気をもんで待っていたことは無駄だった。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
35	<p>言い訳が通らない。総務省の平成 21 年 2 月「原子力の防災業務に関する行政評価・監視結果報告」（第二次）では、下記のような報告がされているので、のぞいてみよう。</p> <p style="text-align: right;">（甲ハ第 185 号証）</p> <p style="text-align: center;"><b>原子力の防災業務に関する行政評価・監視 結果報告書（第二次）</b></p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 5px;">平成 21 年 2 月</div> <p style="text-align: center;"><b>総務省行政評価局</b></p>	0

## 前 書 き

原子力は、電力の供給等の面で重要な役割を果たす一方で、原子力災害が発生した場合、被害は甚大であり、また、原子力事業所等から放出される放射性物質等は、人間の五感では感じ得ないという特殊性があることから、その防災対策が特に重要である。

防災対策については、平成 11 年 9 月に茨城県東海村の核燃料加工施設において、周辺住民の避難等が要請された極めて重大な臨界事故が発生し、事故発生 の初動段階での事故状況の把握や対応の遅れ、国、地方公共団体及び原子力事業者の連携不足等の問題が明らかになった。これを契機に、原子力災害対策を抜本的に強化するため、平成 12 年 6 月に原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）が施行された。

原災法においては、i) 原子力災害の発生に備えた緊急事態応急対策拠点施設の指定、ii) 現地において原子力防災業務を担う原子力防災専門官の配置、iii) 国、地方公共団体及び原子力事業者の防災対策に係る連携の強化とともに、これら関係機関が一堂に会する原子力総合防災訓練の実施等が規定された。

また、原災法の施行と併せて、平成 12 年 7 月には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)の一部改正法が施行され、その中で、原子力事業者による保安規定の遵守状況に係る検査制度が創設され、国は、この検査に関する事務に従事する者として、新たに原子力保安検査官を配置することとされた。

さらに、上述の臨界事故においては、複数の被ばく患者が発生し、原子力事業所の作業員の人命が失われた。この事故の反省を踏まえ、原子力安全委員会において、原子力事業所等で発生した被ばく患者の医療及び搬送体制について、検討が重ねられた結果、平成 13 年 6 月に「緊急被ばく医療のあり方について」が取りまとめられ、これを受けて緊急被ばく医療体制の整備が進められている。

一方、平成 19 年 4 月、複数の原子力発電所をめぐる過去のデータ改ざん等原子炉等規制法等に抵触した事実が明らかとなり、同法が確保しようとする安全が損なわれていた状況が判明した。さらに、同年 7 月には、新潟県中越沖地震による原子力発電所の被災に対する国の初動対応についても課題が明らか

となっている。

本行政評価・監視においては、これらの状況を踏まえ、まず、大規模地震発生時の国の初動対応等について緊急に調査を行い、平成 20 年 2 月、経済産業省に対し、第一次勧告を実施した。

また、今回は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、原子力の防災業務全般を対象とし、特に、原災法等に基づく災害応急対策に関する業務の実施状況並びに原子力防災専門官及び原子力保安検査官の業務の実施体制について、その実効性が確保されているかなどの実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 1 災害応急対策の適切な実施

### (1) 緊急事態応急対策拠点施設の適切な整備

#### (制度の概要等)

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 12 条第 1 項において、主務大臣は、原子力事業者が原子炉の運転等を行う原子力事業所ごとに、緊急事態応急対策（注）の拠点となる施設であつて当該原子力事業所が所在する都道府県の区域内にあることその他主務省令で定める要件に該当するものを緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）として指定することとされており、平成 20 年 12 月末現在、全国で 22 か所（文部科学省所管 2、経済産業省所管 16 及び両省共管 4）が指定されている。

オフサイトセンターについては、原子力事業所外に放出された放射線等による被害の拡大の防止を図るための応急対策を迅速かつ的確に実施する機能を確保するため、原子力災害対策特別措置法施行規則（平成 12 年総理府・通商産業省・運輸省令第 2 号。以下「原災法施行規則」という。）等により、原子力事業所から一定の範囲内の場所への設置、被ばく放射線量を低減するための措置の実施等が要件とされている。

(注) 緊急事態応急対策とは、原災法第 2 条第 5 号において、同法第 15 条第 2 項の規定による原子力緊急事態宣言があつた時から同条第 4 項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、原子力災害（原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出されることにより、国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策とされている。

#### (現状と問題点等)

今回、全国に 22 か所設置されているオフサイトセンターのうち 13 オフサイトセンター（北海道、六ヶ所、宮城、福島、茨城、横須賀、静岡、石川、敦賀、大飯、島根、愛媛及び鹿児島）を調査した結果、以下のように、①オフサイトセンターにおける被ばく放射線量を低減するための方策が明確でない、②オフサイトセンターの代替施設に通信設備が設置されていない、③オフサイトセンター等が水防法に基づく浸水想定区域内に設置されているなどの状況がみられたことから、原子力災害が発生した際、オフサイトセンターの機能を十分に確保することができないおそれがある。



ア オフサイトセンターにおける被ばく放射線量の低減措置

オフサイトセンターの設備に関する要件の一つとして、原災法施行規則第16条第7号において、「当該原子力事業所との距離その他の事情を勘案して原子力災害合同対策協議会（注1）の構成員その他の関係者の施設内における被ばく放射線量を低減するため、コンクリート壁の設置、換気設備の設置その他の必要な措置が講じられていること」と規定されている。

これは、「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月原子力安全委員会決定）において示されている原子力災害時の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（以下「EPZ」という。）（注2）内に設置され、原子力事業所からの距離が近接しているオフサイトセンターについては、放射線下においても防災対応を実施することが想定されるため、被ばく放射線量を低減するための措置を講じることが求められていることを示している。

この報告に基づき対策を施していれば、オフサイトセンターを福島市に移動させる必要はなく、事故対応はスムーズにできた。平成21年2月に報告された事案を、平成22年度事業として予算の確保を行い、工事が実施される時間的余裕は十分にあった。この報告を無視したために、福島市に移動する必要に迫られたことは、福島県と経産省の怠慢であることは疑いを禁じえない。

よって、双葉町並びに周辺関係市町村が、オフサイトセンターにおいて行われるはずの原子力災害合同対策協議会へ参集されて、事故状況の進捗を知り、及びイベント前に被ばくを避ける適切な避難対応が実施できたのである。

原子力安全・保安院らが報告を無視した結果、本件「**発電所破壊事件**」により、発電所周辺地域が破滅的に壊されたのである。原子力安全・保安院は、通信設備の不備を言い訳にして、初期対応の任務懈怠を正当化しようとしているが、それは言い逃れの方で、不作為の誹りを免れることはできない。

調査した 13 オフサイトセンターのうち、E P Z内に設置されている 7 オフサイトセンター（北海道、六ヶ所、宮城、福島、静岡、石川及び愛媛）は、すべてコンクリート構造となっているものの、被ばく放射線量を低減する効果を有する換気設備を設置しているのは、2 オフサイトセンター（北海道及び六ヶ所）のみであった。

コンクリート建屋は、その遮へい効果や気密性により、被ばく放射線量の低減が相当程度期待できる。しかし、5 オフサイトセンター（宮城、福島、静岡、石川及び愛媛）については、エアコンによる換気を想定した場合には、高性能エアフィルター等による被ばく放射線量の低減措置が行われていないので、放射性物質の影響を低減せずに外気を室内に取り入れてしまうことになるため、適切な対応を考える必要がある。

また、2 オフサイトセンター（北海道及び六ヶ所）の換気設備についても、外気を高性能エアフィルターを介し、処理して施設内に取り入れる装置であり、放射性ダストを除去することはできるが、他に原子力事業所から放出が予想される放射性ヨウ素等を除去できるものとはなっていない。そのため、放射性ヨウ素等の影響が予想される場合には、換気を行わずに気密性を維持する対応も必要であると考えられる。

この被ばく放射線量を低減するための気密性の維持に関する対応については、放射線下におけるオフサイトセンターへの出入管理として、オフサイトセンターに出入口が複数ある場合、どこから出入を行うのか等を具体的に定めておくことも必要であると考えられる。

しかしながら、これらの被ばく放射線量を低減するための換気を行わずに気密性を維持する対応や出入管理等に関し、換気設備が設置されている 2 オフサイトセンター（北海道及び六ヶ所）も含め、上述の 7 オフサイトセンターにおいては、その対応方針が明確に決められていなかった。

(注1) 原子力災害合同対策協議会は、原災法第 23 条において規定されており、原子力災害が発生した場合には、国、地方公共団体、原子力事業者等が、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターに設置されるものである。

(注2) E P Z (Emergency Planning Zone) とは、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」である。原子力施設において、放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、緊急に講ずべき応急対策は、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置であり、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせつつ E P Z を定めておき、そこに重点を置いて原子力防災に特有な対策を講じておくことが重要であるとされている。なお、E P Z のめやすの距離（半径）は、原子力発電所等は約 8 km から 10 km、核燃料再処理施設は約 5 km となっている（「原子力施設等の防災対策について」（昭和 55 年 6 月原子力安全委員会決定、平成 20 年 10 月改定））。

ここに、高性能エアフィルター設置の不備が指摘されている。このため、福島県の緊急事態応急対策拠点施設は本件事故の場合は、使えないことが総務省から指摘されていたが、対策を怠った結果、使用できなかったのは、不備・不作為の責任が、同所を所管する関係者の怠慢である。この怠慢で発電所周辺の自治体が、オフサイトセンターの合同対策協議会に参加させられなかった責任とは別個の問題である。

#### イ オフサイトセンターの代替施設の整備

原災法施行規則第16条第12号において、オフサイトセンターの設置に関する要件の一つとして、オフサイトセンターが使用できない場合に、原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者が参集するために必要な道路、ヘリポートその他の交通手段が確保でき、かつ、必要な通信設備を備えた十分な広さを有するオフサイトセンターを代替することができる施設（以下「代替施設」という。）が当該オフサイトセンターからの移動が可能な場所に存在することと規定されている。

しかし、調査した13代替施設のうち、5代替施設（北海道、宮城、島根、愛媛及び鹿児島）においては、平常時から通信設備が設置されていない状況がみられた。当該代替施設では、緊急時に臨時回線の敷設工事を行うこと等により対応しているが、オフサイトセンターの機能のうち、

情報の収集・連絡等の重要な役割を果たすために必要な通信設備の設置に相当の時間を要する場合には、代替施設を迅速に使用することができず、緊急時の災害対応に支障が生じるおそれがある。

#### (所見)

経済産業省は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、原子力災害が発生した場合に備え、オフサイトセンターが迅速かつ的確に災害応急対策を実施する機能を確保するため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① EPZ内に設置されているオフサイトセンターについては、適切に被ばく放射線量を低減する措置を講じるための方策を各オフサイトセンターのマニュアル等において明確にすること。
- ② オフサイトセンターの代替施設のうち通信設備が設置されていないものについては、地方公共団体と協議することにより、緊急時の通信設備の確保等、代替施設の迅速な使用に向けた方策を各オフサイトセンターのマニュアル等において明確にすること。
- ③ オフサイトセンターのうち浸水想定区域内にあるものについては、地方公共団体と協議することにより、浸水時におけるオフサイトセンターの機能を確保するための方策を各オフサイトセンターのマニュアル等において明確にすること。

福島の緊急事態応急対策拠点施設が使えなかったのは、関係者の怠慢であり、発電所周辺の自治体は被害者である。



(2) 緊急事態応急対策拠点施設の適切な運営の確保

(制度の概要等)

原子力災害時における対応については、防災基本計画（昭和38年6月中央防災会議決定、平成20年2月修正）において、国は、指定行政機関との連絡方法、初期動作等を定めた原子力災害対策マニュアルを整備することとされている。

原子力災害対策マニュアル（平成12年8月29日原子力災害危機管理関係省庁会議作成）においては、オフサイトセンター内に設置される原子力災害現地対策本部（注1）に、災害対応を迅速かつ円滑に行うため、機能別の7グループ（総括班、放射線班、プラント班、医療班、住民安全班、広報班及び運営支援班）を置くこととされ、さらにグループごとに関係省庁、地方公共団体、専門家等から成るグループの基本とされる構成員が示されている。この各グループの役割については、同マニュアルにおいて、以下のとおり示さ

れている。

- ① 総括班では、各班の行う各種緊急事態応急対策に関する総合調整を行う。
- ② 放射線班では、現地で行われる緊急時モニタリングデータの収集・整理を行うとともに、放射線による影響を予測する。
- ③ プラント班では、事故が発生した原子力事業所に関する情報の収集・整理を行うとともに、事故の進展予測等を行う。
- ④ 医療班では、道府県、医療関係機関の行う緊急時医療活動の把握及び広域的な医療活動の調整を行う。
- ⑤ 住民安全班では、被災者の救助及び社会秩序の維持等、住民の安全確保に係る活動の状況把握と調整を行う。
- ⑥ 広報班では、報道関係資料の収集・整理・作成、住民からの問い合わせ対応等を行う。
- ⑦ 運営支援班では、オフサイトセンター及び災害対策本部における後方支援業務等を行う。

①から⑦まで、初期対応には全てが大切で、切り離して考えることはできない。しかし、本件事故では菅直人政府災害対策本部長が、池田経産副大臣に権限の委任が行われていないので、発電所周辺の自治体は①から⑦までの運営には参加させられておらず、全て正常に機能していない。

本件事故の悪質で陰湿なのは、加害者側が優越的地位を悪用して、原発行政を知らない大衆を欺いている。この嘘の事実を知らながら、世間を誤魔化しているメディアも、ウソの拡散に大きな役割を担っていることが、悲しい現実である。

しかし、悪は長く続かない。事故前の歴史を知られると、破綻し、

仲間割れを起こして消えていくのが怖いである。

また、防災基本計画では、安全規制担当省庁（文部科学省、経済産業省等）は、原子力緊急事態における関係者との連絡方法、意思決定方法、原子力緊急事態宣言と判断すべき事象の詳細、現地における対応方策等を定めた危機管理マニュアルを策定することとされており、この現地における危機管理マニュアルとして、各原子力保安検査官事務所及び原子力安全管理事務所（注2）では、**オフサイトセンター運営要領**を作成している。

各オフサイトセンター運営要領においては、以下のような原子力災害時における原子力災害合同対策協議会等の運営方法や報道発表方法等について定めることとされている。

- i) オフサイトセンターの立ち上げ要員、特定事象（注3）発生時の**現地事故対策連絡会議**の構成員、原子力災害時の原子力災害現地対策本部の構成員、機能別グループの構成員等の各種オフサイトセンターの構成員名簿
- ii) オフサイトセンター内に原子力災害現地対策本部が設置された後における、報道発表対応者、発表時間・頻度・場所等

- iii) オフサイトセンターから退避しなければならないような事態が生じた場合における代替施設への退避経路や持ち出し物品の整理等の避難方針

- (注1) 原災法第15条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合には、第16条第1項に基づき、緊急事態応急対策を推進するため、原子力災害対策本部を内閣府（官邸）に設置するとともに、第17条第8項に基づき、原子力災害対策本部に、緊急事態応急対策実施区域において原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部を設置することとされている。
- (注2) 原子力保安検査官及び原子力防災専門官を配置するため、経済産業省は原子力保安検査官事務所を、文部科学省は原子力安全管理事務所を原子力事業所の近隣に置いており、その多くはオフサイトセンターがある施設に設置されている。
- (注3) 特定事象とは、原災法第10条第1項に基づき、原子力事業者が主務大臣に通報する義務を生じる事象であり、具体的には、原子力事業所の境界付近の放射線測定設備等により、政令で定める基準以上の放射線量を検出した場合、原子炉の非常停止が必要な際に、制御棒により原子炉を停止することができない場合等が該当する。

#### (現状と問題点等)

今回、全国に設置されている原子力保安検査官事務所 21 か所及び原子力安全管理事務所 6 か所のうち、13 原子力保安検査官事務所及び 1 原子力安全管理事務所のオフサイトセンター運営要領について、機能別グループの構成員名簿の記載状況、報道発表方法、オフサイトセンターから代替施設への避難対応等を調査した結果、以下のように、①機能別グループの特に重要な要員が構成員となっていない、②プレスセンターの設置場所が明記されていない、③代替施設への避難方針が明確にされていないなどの状況がみられたことから、オフサイトセンターの運営に支障が生じるおそれがある。

要するに、事故時の備えはしていなかったということである。  
発電所立地に対して、任務懈怠、不作為、怠慢、誤魔化しだった。



ア 機能別グループの構成員の配置

13 原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領における機能別グループの構成員と、原子力災害対策マニュアルに示されている基本とされる構成員に違いがあり、さらに、機能別グループの構成員名簿上、各班において、中心となるべき職員や専門的知見を有する職員等各班の業務を行う上で特に重要な要員が構成員となっていないなどの状況が以下のとおりみられたことから、原子力災害現地対策本部の機能別グループにおける各班の役割が円滑に実施されないおそれがある。

i) 福島第一原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領においては、平成 20 年 7 月現在、機能別グループの構成員名簿が作成されていないかった。

ii) 原子力災害対策マニュアルにおいて、プラント班、広報班及び運営支援班の構成員には、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「安全基盤機構」という。）の職員を充てることとなっているが、

① プラント班及び運営支援班については、泊、女川、東海・大洗、横須賀、浜岡、志賀、敦賀、大飯、島根、伊方及び川内の 11 原子力保安検査官事務所、

② 広報班については、泊、六ヶ所、女川、東海・大洗、横須賀、浜岡、志賀、敦賀、大飯、島根、伊方及び川内の 12 原子力保安検査官事務所

のオフサイトセンター運営要領において、これらの者が構成員となっていないかった。

iii) 原子力災害対策マニュアルにおいて、総括班、放射線班、プラント班、医療班及び広報班の構成員には、独立行政法人日本原子力研究開発機構緊急時支援・研修センターからの派遣者を充てることとなっているが、

① 総括班、放射線班及びプラント班については、志賀、敦賀及び川内の 3 原子力保安検査官事務所、

② 医療班については、泊、六ヶ所、女川、志賀、敦賀、大飯及び川内の 7 原子力保安検査官事務所、

③ 広報班については、志賀、敦賀、大飯、伊方及び川内の 5 原子力保安検査官事務所

のオフサイトセンター運営要領において、これらの者が構成員となっていないかった。

iv) 原子力災害対策マニュアルにおいて、プラント班の副責任者及び班員には、原子力事業者の職員を充てることとなっているが、敦賀原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領において、これらの者が構成員となっていないかった。

規制義務の不行使は、役目に忠実ではなく、働くふりを発電所周辺の自治体にカモフラージュしていたのだった。本件事故の悪質性は、組織替えをしても逃げ切れない。

(3) 原子力災害時における迅速かつ的確な住民避難の実施

(制度の概要等)

原子力災害時における住民避難については、原災法第 15 条第 3 項に基づき、内閣総理大臣は、原子力緊急事態が発生した場合は、緊急事態応急対策実施区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、避難のための立退き又は屋内への避難の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示することとされている。また、同法第 23 条に基づき、緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会をオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会の構成員のうち主要な構成員から成る緊急事態対応方針決定会議では、市町村及び都道府県に指示される住民避難への対応案等を決定することとされている。

住民避難については、平成 16 年 7 月の梅雨前線豪雨、台風等による風水害において、その犠牲者の半数以上を高齢者が占めるなど、高齢者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の避難支援が課題とされた。これを受けて、内閣府は、平成 17 年 3 月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成した。その後、関係機関等の間での連携を中心とした避難支援方策や避難行動後の避難所での生活支援等についても検討を行い、平成 18 年 3 月に同ガイドラインを改定し、地方公共団体へ通知した。

防災基本計画では、原子力災害においても、「地方公共団体は、避難誘導、避難場所での生活に関しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時要援護者及び一時滞在者に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握等に努めるものとする」とされている。

原子力災害については、原子力事業所から放出された放射線等は人間の五感では感じ得ないという特殊性があるため、住民避難を行う際にも、一般災害のように指定された避難所へ避難するのではなく、避難対象地域に住民が取り残され被ばくしないよう、まず、避難対象地域の住民は一時集合場所へ参集し、その後、全員が公共輸送車両等により避難所へ移動する。住民は、避難所に着いても、屋内へ入る前に救護所の中で、被ばくしていないことを確認した後、避難所へ避難することとなる。

文部科学省は、住民避難を迅速かつ的確に実施するため、オフサイ

トセンター、原子力事業所が所在する道府県（以下「原子力立地道府県」という。）及び原子力事業所が所在する市町村に隣接する市町村を管轄する道府県（以下「関係隣接道府県」という。）に緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIシステム」という。）を整備している。

SPEEDIシステムは、平常時に原子力事業所周辺の気象データや環境放射線観測データの収集を行うとともに、緊急時には、原子力事業所から放出された放射性物質の大気中濃度や被ばく線量等を、放出源情報、気象条件及び地形データを基に予測し、その影響範囲を地図上に表示することを目的としたシステムである。この機能を用いて、原子力災害現地対策本部に組織された放射線班において、住民避難対象地域の検討に用いる防護対策区域案が作成される。

また、SPEEDIシステムには、住民避難対応の検討にも活用される原子力事業所周辺の人口、道路や避難施設等に関する情報（以下「社会環境情報」という。）が入力されている。具体的には、原子力事業所が所在する市町村（以下「原子力立地市町村」という。）及び原子力立地市町村を除く原子力災害の発生又は拡大の防止を図ることが必要であると原子力立地道府県知事及び関係隣接道府県知事が認める市町村（以下「関係周辺市町村」という。）における行政区内の集落単位の人口総数、安定ヨウ素剤の配布（注）のための年齢別人口や妊産婦等の状況が入力されている。これらの情報は、放射線班が作成した防護対策区域案と併せて、住民安全班において住民避難の地区等を検討する際に活用される。

なお、SPEEDIシステムに入力されている社会環境情報の更新は、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金により、道府県が「地域情報入力整備事業」（委託事業）として実施することができる。

（注） 安定ヨウ素剤の配布は、原子力災害で放射性ヨウ素が放出された場合、放射性ヨウ素の体内への取り込みに伴う甲状腺の被ばくを低減するため、住民に対して行われるものである。安定ヨウ素剤の配布は、40歳未満の者を対象とし、特に新生児、乳幼児及び妊産婦を優先させるとされている。



(現状と問題点等)

今回、全国の16原子力立地道府県のうち12原子力立地道府県におけるSPEEDIシステムへの入力情報の更新(委託事業により年1回の更新)状況について調査した結果、平成17年度から19年度の3年間では、毎年更新を行っているのは3道府県、2回更新を行っているのは3道府県、1回更新を行っているのは2道府県、3年間1回も更新を行っていないのは4道府県であった。

SPEEDIシステムに入力されている社会環境情報の更新頻度は、上述のとおりであり、この更新情報の入力、道府県が作成する地域防災計画(資料編)の改正に伴い実施され、当該資料編の情報をSPEEDIシステムに入力するという手順で行われている。このため、道府県の判断で当該資料編が改正されなかった場合、住民避難対応として必要な社会環境情報は更新されないこととなる。

このような状況では、原子力災害が発生した場合、住民安全班でSPEEDIシステムの機能を活用した適切な住民避難の検討が行えず、緊急事態対応方針決定会議において実効性ある住民避難対応の判断ができないおそれがある。

また、現在入力されている社会環境情報には、要援護者の情報は含まれていないが、一般災害においても要援護者の避難支援が課題とされている。さらに、11原子力立地道府県から、SPEEDIシステムにあらかじめ要援護者の情報が入力され、かつ、それを含む社会環境情報の更新頻度が高まるのであれば、原子力災害時に住民への避難対応を求める際、①現地で住民避難の支援を行う体制の規模を適切に決めることや、②自宅や勤務先等から一時集合場所に集合する住民を、避難所まで輸送するための適切な規模の公共輸送車両を向かわせることが可能となるなど有効であるとの意見を得ている。以上のことから、SPEEDIシステムに要援護者の情報を入力することにより、より一層、住民避難対応に資することとなると考えられる。

(所見)

文部科学省は、原子力災害時の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、SPEEDIシステムの実効性を確保することにより、住民避難が迅速かつ的確に行われるよう以下の措置を講ずる必要がある。

- ① SPEEDIシステムの入力情報の更新頻度を高めるなど同システムの運用を見直すこと。
- ② SPEEDIシステムに入力されている社会環境情報の中に、要援護者情報を整備することについて検討すること。

(4) 効果的な原子力防災訓練の実施

(制度の概要等)

原災法第 13 条等において、国は、年に 1 回、地方公共団体及び原子力事業者等と共同して原子力総合防災訓練を実施することとされている。

また、同法第 28 条において、地方公共団体等の災害予防責任者は、法令又は防災計画等の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならないとされている。

これらの規定に基づき、国は、平成 12 年度以降、毎年度 1 回、原子力総合防災訓練を実施(平成 16 年度を除く。)しており、原子力立地道府県においても、毎年度 1 回程度、原子力事業所における事故発生から原子力災害が収束するまでの一連の災害対応を幅広い関係機関が参加して行う防災訓練(以下「総合的な防災訓練」という。)を実施している。

これらの訓練の主たる目的は、各訓練の実施要領等において、それぞれの関係機関の機能を確認し、防災関係機関相互間の協力の円滑化を図るとともに、訓練を通して評価等を行って防災関係機関の平時からの組織体制や応急対策の実効性の確認を行うこと等とされている。

(現状と問題点等)

今回、国の原子力総合防災訓練及び全国の 16 原子力立地道府県のうち 12 原子力立地道府県の総合的な防災訓練を調査した結果、以下のとおり、国の原子力総合防災訓練の内容を取り入れ、住民避難等の防護対策を迅速に実施

するための訓練を実施している地域や地域における特有の環境条件下で訓練を実施している地域がある一方、そのような訓練を実施していない地域もみられた。



ア 国の原子力総合防災訓練の原子力立地道府県における活用

平成 12 年度以降における国の原子力総合防災訓練の実施状況等について調査した結果、近年になって特定事象の発生時点から住民避難等の防護対策について検討を実施するなど、住民避難をより迅速かつ的確に実施する上で実効性のある訓練が行われてきたが、調査した 12 原子力立地道府県の総合的な防災訓練において、これらの訓練内容が取り入れられていない状況が以下のようにみられた。

- i) 平成 18 年度の国の原子力総合防災訓練(愛媛県伊方発電所で発災想定)では、原子力災害時に原子力災害現地対策本部において組織される機能別グループを、特定事象の発生時点から、原子力災害時に準じた組織として機能させ、特定事象の段階から住民避難等の防護対策案を検討し、防護対策の実施までに要する時間を短縮する取組がなされた。

この訓練を受けて、国では、特定事象の段階から防護対策案を検討することとしたことにより、当該内容を報道発表するタイミングについて、検討する必要がある等の課題を訓練結果として示すとともに、今後、このような場合の広報対応訓練の充実を図っていくという対応方針を示している。

平成 18 年度から 20 年度(平成 20 年 11 月現在)の間において、12 原子力立地道府県が実施した総合的な防災訓練をみると、9 道府県では国の原子力総合防災訓練と同様の取組を行っている一方、3 道府県では、そうした取組が行われていない状況がみられた。

- ii) 平成 18 年度の国の原子力総合防災訓練では、原子力災害時に原災法第 20 条第 8 項に基づき、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から原子力災害現地対策本部長(文部科学副大臣又は経済産業副大臣)へ一

部権限を委任することにより、緊急事態宣言発出後に、防護対策案の確認・決定、地方公共団体への防護対策案の指示を速やかに行う取組がなされた。

この訓練を受けて、国では、権限を委任したことにより、防護対策案の確認・決定、地方公共団体への防護対策案の指示を速やかに実施できたこと及び現地が自主性を持って活動できるようになったことを訓練結果として示すとともに、今後も速やかに防護対策が実施できるよう、この手法を継続していくという対応方針を示している。

平成 18 年度から 20 年度(平成 20 年 11 月現在)の間において、12 原子力立地道府県が実施した総合的な防災訓練をみると、8 道府県では国の原子力総合防災訓練と同様の取組を行っている一方、4 道府県では、そうした取組が行われていない状況がみられた。

イ 地域の特性に応じた防災訓練の取組

平成 16 年度から 19 年度の間 12 原子力立地道府県における総合的な防災訓練の実施状況を調査した結果、宮城県では、19 年度の訓練において、避難や移動のための除雪体制の構築や避難所における防寒対策等を冬季特有の課題として検証するために実施しているが、雪害が予想される他の 6 道府県のうち、2 道府県では同様の取組を行っている一方、4 道府県においては、そのような取組がなされていなかった。

また、この訓練を受けて、宮城県においては、避難所等における防寒対策、避難者への防寒着等の着用の呼びかけ、モニタリングを実施するための車両等の積雪対策等の確認が実施できたことを訓練結果として取りまとめ、冬季特有の課題を更に検証するために、今後、訓練想定等を工夫していくという対応方針を示している。

**(所見)**

経済産業省は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、毎年の原子力防災訓練をより実効性の高いものとするため、これまでに実施された訓練の経験の蓄積をより体系的にまとめた上で、地方公共団体や関係機関等に対して、助言等を実施する必要がある。

以上、総務省の監察結果の抜粋を提示してきたが、本件「発電所破壊事件」に当てはめれば、すべての指摘事項に反した対応を行っている。本件事故の真因は、ここまでの指摘事項に対して、反省と改善処理を行ってこなかった不作為の「人災」と判断できる。

特に注目したいのは、事故発生時には、総理官邸が独裁的な事故対応を行うという文面がないことだ。

同時に、「内閣府原子力被災者生活支援チーム」という得体のしれない者達が、被災住民に対して 20mSv 以下は帰還できるという指示を出すということができると書かれていないことに注目しなければならない。

総務省の指摘事項は、事故が起きたら、原災法に則り、「原子力災害対策マニュアル」等を遵守し、発電所周辺の住民を安全に避難させなさいという文面が多いことに、原告は安堵している。

これまでに示してきた原告の主張に、ウソ・偽りが無いことをご理解願いたい。

原告の願いは、不幸にして被災された住民達が、被告国のウソ・偽り

の被害者のままで、生涯を閉じることがないことに尽きるのである。原発は危険だ。

全国の立地の首長は反省しなければならない。原発からもたらされる利益と、失う損失を測るべきだ。

双葉町の栄枯盛衰をもっと見なければならぬ。町が壊されてからでは遅い、自動車事故や風・水害とは違うことをしっかり見ておかないと、後顧の憂いになるだろう。

「覆水盆に返らず」とは福島県双葉地方のことを言う、福島県内の市町村長達は、放射能との戦いを止めて、住民たちを被ばくさせている姿は、正常に見えるだろうか。

金に目がくらんだ首長は、住民の「生命、身体及び財産」を守るという防災の定めを忘れて、命のない物を作ることに汗をかいている姿は正常だろうか。子どもの健康を顧みない為政者は尋常ではない。原発は危険だ、金と放射能で人と人の心と体を壊すから。

平常時の大切さは身に染みて味わった。国を信頼しては、この様に中央集権の犠牲にされることを学んだ。

これからは、一番注意しなければならないのは、国だと考えるようにしている。

国はウソについて、事実を隠す者が出世するようだ。私が事故前に知っていた者が平然とウソについて騙していたようだ。

名前はずっと憶えている、悔しくて忘れようが無い。

本件「発電所破壊事件」では、実行されるべき上記のような体制を整えることなく、合同対策協議会で情報の共有は図られていないために、避難及び避難生活においては不当な苦役を強いられている。

本件「発電所破壊事件」では、記載されているように当該オフサイトセンター管内の被災各町村が、法に定められていない中央支配により、現場の実情と違う指示が繰り返され続けている。

本件「発電所破壊事件」では、無理やり事故に付き合わされて、不都合なことばかりを発電所周辺の住民たちに押し付けた。

事故の対応では、現場が一番正確な情報があるわけだが、本件「発電所破壊事件」では、事故情報が東京に集中され、地元には、殆ど知られることなく、非常に大きな被害が発生させられている。



《福島県 原子力防災のしおりより》 (甲イ第18号証)



●緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)における活動

発生した事象が原子力緊急事態に該当する場合(原子力災害対策特別措置法第15条)には、国は内閣総理大臣を長とする原子力災害対策本部を設置するとともに、現地のオフサイトセンターでは、国、県、**地元町**、事業者、防災関係機関、専門家等が一堂に会する「原子力災害合同対策協議会」を組織して、事故の状況把握と予測、事故収束のための措置、環境放射線モニタリング、住民広報、住民避難、被ばく医療措置、避難した住民に対する支援など各種の応急対策を関係機関が一体となって行います。本県のオフサイトセンターとして、県は大熊町に「福島県原子力災害対策センター」を整備しています。

**異常な事象の発生**  
(原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象)

国は経済産業省に警戒本部を設置するとともに、現地における防災関係機関の相互の連絡・調整を行うため、福島県原子力災害対策センターにおいて「現地事故対策連絡会議」を開催し、原子力防災専門官が、県や市町村への事態の説明や応急対策に関する助言を行います。県と地元町は、福島県原子力災害対策センターに職員を派遣し、国、防災関係機関、原子力事業者等との情報の共有を行います。

福島県の防災のしおりにはこのように書かれていたが、本件「発電所破壊事件」では一切行われなかった。「原子力防災専門官の不在」と役目が果たされていないことが混乱の原因である。

※全ての被害・損害の弁償を求める。

36 虚偽答弁。35の資料で詳しく示したように、平岡英治保安院次長はウソの答弁をしている。県から双葉町には情報は来ていません、証言しておきます。

双葉町のマニュアルにはそのようなことは書いてありません、合同対策協議会で事故情報を共有し、町民の避難に活用するとは書いてあります。これを阻んだのは保安院です。

この答弁が正当であれば、これまで原告らを含む町を挙げて行ってきた「防災訓練」は虚偽だったことになる。偽装されたシナリオに惑わされてきたことになるので、大変興味深い答弁だ。

被告らのどちらかがウソで惹起した、本件「発電所破壊事件」は重大な不作為と公務員の倫理に反している。

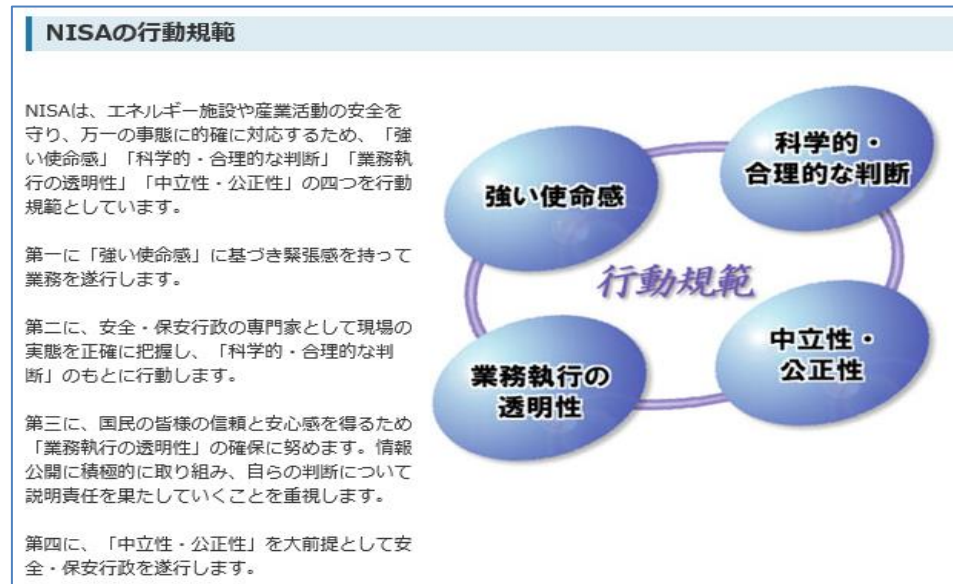
0

	<p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
37-1	<p>本書 17 頁の原子力防災の中段に記載した「災害対策基本法施行令で定める災害の原因の一つとして『放射性物質の大量の放出』が掲げられ、<u>人為的災害</u>の一つとして、原子力災害が天災と同様に災害対策基本法の適用を受けるようになりました。」と記載されているのに、平岡英治保安院次長は、保安院は関係がないように言うが、大きく解釈がずれているようだ。</p> <p>町は津波地震の被害もさることながら、原発事故の情報不足で大混乱だったというのが正しい。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
37-2	<p>吉田議員が指摘するように、政府災害対策本部長は災害対策基本法、原災法に定められていた「生命、身体及び財産の保護」を行うことなく、発電所の保護に努めていたので、原告及び発電所周辺の自治体の窮状に関与せず、避難誘導のための配慮は全くなかった。その証拠は、菅直人政府災害対策本部長が一番先に第一原子力発電所へヘリコプターで訪れたことが、住民の救済という任務懈怠を示している。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
38	<p>国は、原災法等を優先させ、緊急時環境放射線モニタリングの結果に基づき、合同対策協議会で協議したことに従い、最初から EPZ の 8~10 km 以内に避難指示を出すようになっていた。保安院次長が言うように、本件「<u>発電所破壊事件</u>」では、結果を見てから避難範囲を拡大するという、後手々で被ばく被害を増大させた。如何にも上からの目線でやったと答弁しているが、手遅れた責任は政府と保安院にある。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
39	<p>このマニュアルとは、裏マニュアルを言っているのか、責任転嫁も甚だしい。このマニュアルというのであれば、原子力災害対策マニュアルに記載されていた、事故対応体制を構築されて、正式な合同対策協議会において事故情報の共有を経てからの話である。このシナリオを阻んだ状態にしたのは保安院だ。経済産業省保安院の保安検査官と原子力防災専門官は何をやったのか公表しなければならない。ここでは、責任転嫁をのべているだけで、原告の前に姿も見せなかったではないか。保安院次長は虚偽答弁をした。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
40	<p>原災法に準じ、国からの指示が正しいのであれば、双葉町の住民たちは被ばくしなくて済んだ。保安院次長は、いい加減なことを言っている。もし原告がこの場に居たら、こんなでたらめなことは言えなかった。原子力防災専門官は行方不明にしておきながら、いい加減な虚偽</p>	0



	<p>答弁をしている。許せない。  <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	
41	<p><u>「今回の場合、国からの連絡がうまくつながったのかという問題は ある。」</u> に、もう一度言う。原告が双葉町に滞在していた時間は、  11日14時46分大地震発生以降、15時40分頃から翌日17時頃ま  でいたが、政府災害対策本部長と「原子力防災専門官」及び、「保安  検査官」から、一度も連絡は無かった。  うまくも何もない、連絡しなかっただけだ。これは虚偽答弁をしてい  る。保安院次長は悪質極まるウソつきだ。  <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
42	<p>地震・津波発生から冷静だった。双葉町は混乱という問題はなかつ  た。有ったのは、発電所で何が起きているのかは、テレビでしか分か  らないことだった。「原子力災害対策マニュアル」を葬り、保安検査  官と原子力防災専門官に仕事をさせなかった被害は甚大だ。ここで  は責任転嫁のための虚偽答弁をしている。  <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
43	<p><u>「連絡を聞いていないという事例についても、町長等から聞いてい る。」</u> あきれたな、開き直りか、無責任を装っているのか分からない  が、聞いているということは、原災法に不作為が有ったと認めてい  る。こんなことで済ませる話ではない、きっちりと責任を取ってもら  わなければならない。罰を受け、罪を償ってもらわなければならない  発言である。  <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
44	<p><u>「今後、」</u>とは、不作為の結果責任を償い、本件事故を片付けてから  いうものと判断している。本件事故の不備・不作為を自覚しているか  ら、反省をするということを語っているが、「今後」に移る前に、事  故のけじめとして賠償・補償を済ませ、責任者が罰に服すことで反省  することとなる。今すぐ、責任を取って頂かないと「今後」につなが  らない。責任の先送りは許されない。  <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
45	<p><u>「しっかり検証しなくてはならない問題」</u> 保安院は検証しなくても  良い、ウソのデパートだから。検証は国民が行う。  「保安院が過去に提出していた文書は公文書」なので、この公文書に  書いてあることと、実際の出来事を比べればよい。  本件「発電所破壊事件」では、ウソと偽装で責任逃れをしている。  更に悪質なのは、内閣府原子力被災者生活支援チームを隠れ蓑にし  て、被ばくを否定し、国民の被ばくさせられない権利を侵害し、被害  範囲を狭くし、賠償を矮小化し、被害者の当然の被害を無いものにし</p>	0

て損をさせている元凶になっていることだ。  
 騎西高校の町長室に私を訪ねてきた、山本検査課長に今でも天下りをしたいかと聞いたら、チャンスがあればしたいですと答えた。このくらい思い上がり、地位と職権乱用が甚だしい保安院が正しい検証などできるはずがない。  
 以下に、原子力安全・保安院の行動規範を示す。



この行動規範によれば、本件事故の場合の裏切りが説明できる。  
**※全ての被害・損害の弁償を求める。**

46 **「大きな混乱」** 混乱の元凶は、政府災害対策本部長と保安院が事故対応から逃げたから混乱が生じたのが実情。  
**「被災市町村の方に」** 並びに全国民に、その被害と、恐怖と、負担をさせた犯人が、政府災害対策本部長と保安院である。  
**「大変な苦勞」** 政府災害対策本部長と保安院は机上の苦勞、現場は阿鼻叫喚の苦勞と、苦勞の規模と質の継続性が違う。  
**「苦勞かけたことは事実だ」** 政府災害対策本部長と保安院が、苦役を強いたのは事実であるが、苦勞の計算式が違うので、本当の事実を語っていない。県議会に対するリップサービスにすぎない。この様に言いながら被害者の意見を排除し、法に定められていない 20 ミリシーベルトという高レベルの規準を拵えて、放射線管理区域を設けず県民に不当な被ばくを強要させ、賠償を不利に追い込み、東京電力に本来被害に見合う賠償をさせないことは、偽装で東電に差益をもたらせたのは「差益の詐取ほう助」に働いていることからして、政府災害対策本部長及び保安院は東電と共犯者ということができる。  
**※全ての被害・損害の弁償を求める。**

47 審議官ともなれば雲の上の殿上人と呼ばれる存在、現場でやらなけ

	<p>ればならないことまで気に止めないだろう。議員の質問に答えるのは、原子力防災専門官と横田福島第一保安検査官事務所長で、彼らが率先してやらなければならないこと。ところが、彼らは職場放棄して、職責から逃避しているので、避難者まで気にかけることはなかった。気にするくらいなら、第一にやらなければならない約束事の、オフサイトセンターを計画通りに立ち上げ、参集要員に参集の連絡をして、整然とした災害対応できる雰囲気を作っていたはずだ。オフサイトセンターを機能させない思惑の官邸は、本件事故の最大で、最悪の第一義的加害者である。</p> <p>本件「発電所破壊事件」では、一度も原子力防災専門官の顔を見たことも、声を聴いたこともなかったのが官邸の指示だろう。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	
48	<p><u>「当時は極力早く県庁へ向かい」とは被ばくからの逃避で、彼らの被ばくの恐怖の現れである。総務省の監察の指摘について、放射性物質の侵入を防ぐフィルターを指摘通りに取り付けて置けば、移動することはなかった。</u></p> <p>怠慢の結果、このような不始末に及んだのだ。<u>しかし、おかしい、UNSCEARの報告書には1ミシーベルトを超えた被ばく者はいなかったのだから、移動する必要はなかったことになる。</u>しかも、<u>内閣府原子力被災者生活支援チームのチェルノブイリ報告書には福島はチェルノブイリの6分の1とか10分の1とか書いてあるので、県庁への移動は早計に過ぎなかったのだ。</u></p> <p>この混乱をもたらしたのは保安院そのものである。</p> <p>この時、大熊町の双葉病院では本件「発電所破壊事件」で、最大の悲劇が起きていた。患者たちは寝たきりの状態を無理やりバスに載せられ、スクリーニングのために、県内をたらいまわしにされてたどり着いた、いわき市いわき光洋高校体育館で大勢の患者が死亡した原因を作ったのは、保安院に現場体制をしっかりとさせなかった政府災害対策本部長による人災である。</p> <p>「新しい対策本部の体制を～」ここで何かやりましたか、更に県民を虐待することは行ったようだが、「救済」を行ったとは聞いたことがない。</p> <p>「直接県庁へ移動」県庁を選んだ理由を聞きたい。ここもひどく汚染されていた。(本文74頁から参照)FTVテレビの放送では24μSv/hが記録されていた。このテレビには菅直人当時の総理も登場していることに注目してもらいたい。(菅直人談：当時は知られている以上に危険な状態だった)</p> <p>事故前には0.04μSv/hだったのが、24÷0.04=600倍になっていた</p>	0

	<p>福島市の方が危険だったのではないか。因みに、<math>24\mu\text{Sv/h} \times 24\text{時間} \times 365\text{日}</math>では、<math>210.2\text{mSv/y}</math>の状態になっていたのだった。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	
49-1	<p><u>「途中の避難所では測定を行っていない」とは、この章の4頁の平岡答弁によると、保安院は市町村に指示を出す、避難行動は市町村の責任だと答えている。審議官も同じ考えでないのか？平岡英治保安院次長は本文の116頁の写真の中で「規制に失敗したと言われても仕方ないことだと認識しております」と答えているが。保安院の失敗を市町村が請け負う理由がないことを、ここで宣言しておくことにする。</u></p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
49-2	<p><u>「あなた方は線量もはからず、誘導もせず直接県庁に来た」</u>これが規制主務省庁の正体である。12日の早朝、常駐のはずの第一原子力発電所から保安検査官たちを退出させたのは、原子力安全・保安院なので、被ばくの怖さをよく知る保安院審議官は逃げることに集中していたのだろう。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
49-3	<p><u>「原子力安全・保安院としての職責を果たしていると言えるのか」</u></p> <p>本件事故の場合は全く職責を果たしていない。本件事故を防げなかったそしりを避けるために、ウソと偽装を繰り返している姿を見れば、その正体が見えてくる。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
49-4	<p><u>「この件で1万人近くの方が泣いているのを知らないのか」</u>いや違う、知っていたので、山下俊一に偽装させ、大勢の偽学者とマスコミを動員して「1万人近くの方が泣いているのを知らないのか」の世論操作を指せた犯人は、菅直人政府災害対策本部長である。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
50	<p>先ず、このモニタリングチームに、<math>30\mu\text{Sv/h}</math>以上のところは測らないように指示した理由を尋ねなければならない。誰が、何のために、不正確な計測を指示したのかが不可解なので、このチームの名前と計測者の氏名、経歴、所属、計測器の検査証、計測場所の写真、記録等が公開されないと公式判断ができない。原告が双葉町災害対策本部長である間には、この検査報告書は届いていなかったもので、気になっている。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
51	<p>SPEEDI は試算で予測を示すことが大事だ。見事なまでの試算結果は後だしじゃんけんである。</p> <p>県庁も同罪だ。試算は11日23時49分に福島県原子力センターに</p>	0

	<p>届けられている、ここにいたのは内堀（副知事）福島県原子力災害現地対策本部長だった。当然、現地災害対策本部長の内堀には SPEEDI の試算は届いていると見るのが妥当だ。本来なら、これを福島県内 59 市町村に公知させる役割を、県の防災計画にうたっていたが、これを行わなかったから、県民がこれを知ることができなかった。福島県における被ばく被害の予防・防災を妨害したのは、内堀本部長とみるのが妥当だ。</p> <p>本件「<b>発電所破壊事件</b>」では、予防を怠った責任逃れのために、被ばくした結果を議論しているが本末転倒である。防災の言葉の持つ意味は、予防を言い表していることは明白だ。予防は試算以外に求められない、我々は試算が欲しかった。</p> <p>結果が出ないように避難するのが避難の目的なのに、結果を知らされたら後の祭り、殺された後になる事を意味する。</p> <p>防災の原則は不幸な結果が及ばないようにすることである。菅直人は結果を見てから判断するという考えの持ち主なので、本件「<b>発電所破壊事件</b>」では、本部長として極めて不具合な方だった。</p> <p>防災は予防に尽きる、結果対応ではない。過去にも、これからも原則としなければならない。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	
52	<p><u>「いつからどのような放射性物質が放出されているか」</u> 先ず、いつからの「<b>始点</b>」を共有しなければなるまい。51 でも述べたが、保安院は偽装を隠そうとして言葉を使っているので、試算について何とか誤魔化しの答弁をしている。議員の質問と答弁とは大きく乖離している。質問は職責を果たしたのかと聞いているので、答えは「したのか」「していない」のかの一つしかない。その答えを私が双葉町災害対策本部長として代わりにすると「<b>していない</b>」ときっぱりと答える。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
53	<p><u>「具体的情報が分からない」</u> 当然だ、現場に常駐と説明してきていた保安検査官が、現場にいないから具体的なことは分からないのだと、白状している。なんと白々しい、12 日の午前 5 時過ぎに発電所から退避（逃亡）させて置いて、保安院は人ごとのように装っているが、不作為を偽装でごまかそうと虚偽の答弁をしている。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
54	<p><u>「適切な対応」</u> をする気が無かったと観察している。</p> <p>「<b>できなかった</b>」保安院としてできなかったとは、保安院は無策だったと知っているに等しい。</p>	0



	<p>「反省」何が反省されたのか分からないうちに、保安院はこの世から姿を消した。その姿は規制庁という新しい職場に栄転されたようだが、結果責任を免れたわけではない。責任は永久に続く。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
55	<p>「<u>12日から緊急時モニタリングとして</u>」開始した。</p> <p>防災訓練のマニュアルでは、事故発生したら福島県の原子力センターからモニタリングカーが緊急出動して、緊急時環境放射線モニタリングを実施して、その結果、影響が及ばない範囲を避難範囲とすることになっていた。</p> <p>ここでは12日と答弁しているが、11日の3km以内の避難指示の決定はつじつまが合わない。実情に合わない指示を官邸はしていたことになり、空恐ろしいことを答弁したのだ。3km以内としたことの法と証拠を開示してもらわなければならない。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
56	<p>「<u>モニタリングポストは一部を除きダウンした状況</u>」とは、具体的に答弁していない。この答弁はウソだ、生きていたモニタリングポストはかなりあったはずだ。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
57	<p>「<u>多くの測定点を確保できず</u>」ウソをついている。分からないという事があってはならない立場の保安院は、事実を隠している。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
58-1	<p>「<u>避難場所の測定は出来なかった</u>」とは、正常にオフサイトセンターを機能させていなかったのが原因だ。できなかったは不作為、失敗は弁償と懲罰が待っているので、逃げ切ることはできない。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
58-2	<p>「<u>避難を誘導する国の機関が、モニタリングをして、SPEEDIに役立つデータが取れなかった。</u>」の問いについて、事実を隠ぺいして責任からの追及の質問を避けている。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
58-3	<p>「<u>避難場所がどれだけ線量があるかも計測していない。</u>」の問いについて、県民としては当然の質問である。これも元をただせば菅直人政府災害対策本部長の違法な事故対応から発生している人災で、結果回避措置を怠った結果である。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
58-4	<p>「<u>後ろで犯罪という声が聞こえたが、何をやってたのか。</u>」の問いについて、事実、原災法違反という犯罪である。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
58-5	<p>「<u>それは皆さんがやるべきことではないのか。</u>」の問いについて、そ</p>	0

	<p>の通り、菅直人政府災害対策本部長の不作为により、避難住民に責任を転嫁されている。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	
58-6	<p><b>「避難している場所が安全か、放射線量をはかるのは当然ではないのか。国としての責任を放棄したのか。」</b>の問いについて、菅直人政府災害対策本部長が、現地対策本部長に権限を委任していないために様々な、不作为要因をつくらせたのである。国は、情報隠しを行い、国民に責任と負担を転嫁し、被告東電を守ったようだが、債務を減償することは不可能で、債務を将来に大きく拡大させているに過ぎない。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
59	<p><b>「放射性物質は気象や地形によって移動することから」</b>このようなことは事故前から分かっていたこと、偽装にこの言葉を使うことは許されない。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
60	<p><b>「風下方向などを中心に」</b> 風は常に回るもの、風下は特定などできない。本件事故の場合、長期間放出が続いているので、360度全方位が風下に当たる。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
61	<p><b>「半径 10 km、20 km圏内の多くの避難場所を」</b>これも重大な虚偽答弁だ。10 km圏内には避難場所は存在していない、20 km圏内の避難場所も明らかに虚偽である。この質疑は9月13日（火）に行われている。この時点で、20 km以内に避難所を構えていることは物理的に、生活的に見ても皆無だと考えられる。</p> <div data-bbox="587 1317 1070 1758" data-label="Figure"> </div> <p>上記の図は、まやかしである。3月11日以来、今日まで放射性物質の放出は止まっていないので、積算線量を基に、全方位の円にならなければならない。</p> <p>本件「<b>発電所破壊事件</b>」の事後対応を保安院が、行ってはいけないことがここで証明される。</p>	0

	<p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
62-1	<p>「<u>機材や人員が不足していた</u>」とは明確な虚偽答弁だとすぐにわかる。機材や人員は不要で、正式な合同対策協議会を立ち上げれば、役割分担されていた組織として活動できた。これ阻んだのは菅直人政府災害対策本部長そのものである。測定は合同対策協議会内に組織されていた放射線班が行うようになっていた。</p> <p>あきれた保安院の審議官だ、県議会の場でウソをついているこの審議官は一体何を審議するのだろうか疑問マークがつく。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
62-2	<p>「<u>納得できない～SPEEDI を最初に見たのはいつか</u>」保安院審議官に聞いた。実際は、11日の23時49分に県原子力センターに届けられていたことを、内堀県現地対策本部長は知っていたはずである。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
63	<p>「<u>SPEEDI を使って計算したのは3月11日～16日までの45回</u>」</p> <p>3月11日には速やかに公表できたところで証明された。</p> <p>誰が、どのような理由で、これを拒んだ。拒んだ者は誰であろうとも犯罪者だ、解明しなければならない。</p> <p>これがあれば、11日の夜に、町民を双葉町から離れられるだけ離れさせていたので、不当な被ばくをさせられずに済んだ。</p> <p>本件事故の場合、双葉町災害対策本部にはSPEEDIが報告されておらず、利用したことは無い。理由は、十分に騙されていたから、政府が一番信用できなかったから。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
64-1	<p>「<u>これらはいずれも試算である</u>」何回も言うが、避難に必要なのは予測であって、結果はいらないのだ。</p> <p>保安院はSPEEDIの予測を先取して、3月12日の午前5時頃、第一原子力発電所から保安検査官達を避難させた。これはベントの被ばくとメルトダウンの恐怖から、彼らを救うために意図して行ったと推測している。</p> <p>どうしてこの情報を、市町村に配布しなかったのか。県民に知られると不都合なことが他にあったということか。</p> <p>国は情報を速やかに公表すると、どこかに書いてあったが、公表しない理由が他には存在しないはずだが。原災法の主旨に反する行為を行っていたことがここで証明された。</p> <p>これは、原災法に反し、優越的地位の乱用だと考えている。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
64-2	<p>県は～「<u>3月13日午前10時30分に、国からファックスでSPEEDIが届いた</u>」と答弁している。吉田議員は県庁に騙されている。</p>	0

	※全ての被害・損害の弁償を求める。	
65-1	<p>「<u>県にも SPEEDI を送信しているものと思う</u>」福島県は、22 年度の防災訓練を主宰していた。この時の報告書には反省と対策が書かれていたが、SPEEDI の情報を隠すとは書いてなかった。</p> <p>県庁から SPEEDI の情報は、双葉町災害対策本部長に対して一度もなかった。3 月 11 日深夜に、SPEEDI は県に届いていたのだから、県内の市町村に連絡することは簡単にできたはずだ。例えトラブルがあったとしても、すぐに解消して連絡は出来た。しないことは意図的で、被ばく被害防止を行わず、被ばくの強要を図ったと見た方がよいようだ。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
65-2	<p>「<u>いつ県に送信したかという時間の質問である</u>」について、大切な質問である。SPEEDI 情報は、県から速やかに県内 59 市町村に知らせることになっていたが、実際は知らされていなかった。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
66-1	<p>「<u>県に送信した時間は、～後日確認したい</u>」</p> <p>こちらは既に各方面から確認している、11 日の 23 時 49 分に県原子力センターに届いていたことは、森まさこ議員の国会質問に答えている。</p> <p>県は防災訓練の主旨に沿えば、24 時中に県内の関係市町村に知らせることは可能だったが、通知しなかったことは避難させない目的があったようだ。周知をしなかった原因の調査をしなければならない。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
66-2	<p>佐藤議長：「<u>～早急に確認願う</u>」について、この問題は福島県の対応なので、佐藤生活環境部長に直接聞く方が早く、ウソをつかれる確率が低い。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
67-1	<p>「<u>12 日午前 3 時から 13 日午前 8 時まで 1 時間ごとに 30 枚送っている</u>」その前から県には送っていたのが午前 3 時までとは、中抜きされているようだ。11 日の 23 時 49 分に通知された SPEEDI があることを巧みに隠している。どこまでが真実に基づいて答弁しているのか分からない。おそらくこれも虚偽ではないかと思う。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
67-2	<p>「<u>県生活環境部長の答弁においても、データを受信した時点で、すでに過去の試算結果であったことは聞いている。</u>」について、生活環境部長はウソをついている。過去のデータは汚染の履歴なので、大事なもの。過去だから使い物にならないという物理的考えはあり得ない答弁だ。部長の答弁自体が隠ぺいを言い表して、ウソを告知し</p>	0

	<p>ている。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
67-3	<p>「<u>それでは、3月13日以降の SPEEDI の情報提供はどうだったのか。</u>」について、13日から15日の間の14日がないということは、3号機の爆発の影響を隠しているとしか理解できない。原告が居た川俣町の合宿施設の事務室の窓際においたシンチュレーションの針が振り切れて1レンジ引き上げた時刻は、14時30分頃だった。3号機のプルームが到着したことを示すものと受け止めていた。被告らは、15日の汚染量を最大値としているが、これは偽装されていると考えている。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
68	<p>「<u>3月15日の朝にも、</u>」ということは、SPEEDI がオフサイトセンターに届いていた。この時は、双葉病院に多くの患者たちが病院内に取り残されていた。政府現地対策本部長らが県庁に移動する前に、患者たちを避難させることができたと思定される。この患者たちの悲劇は、政府災害対策本部長の独裁下に事故対応の中心がおかれていたので、菅直人総理大臣に責任を集中することができる。世にも恐ろしい話である。旧関東軍が満蒙開拓団民を置き去りにして、自分たちが生き延びた話と同じである。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
69-1	<p>「<u>県も参加しているオフサイトセンター内で共有されている</u>」注63で示されている通り、11日から16日までが非常に大切だったが、これを政府現地対策本部長と福島県庁が隠したことは、人権を蹂躪した行為で、人殺しに値していると考えている。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
69-2	<p>「<u>3月14日には情報提供はなかったのか</u>」について、無かったはずがない。3月12日の1号機と同じく、3月14日の3号機が爆発したので、放射能の汚染拡大を隠すために SPEEDI 情報がなかったことにしたのではないかと疑っている。3号機にはモックス燃料が装着していたので、プルトニウムの拡散を隠す必要があったために、SPEEDI 情報を隠したと睨んでいる。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
70	<p>「<u>3月13日の次は15日朝に送信している</u>」問題はどこに、何のために、送信したのかが問われなければならない。13日の次は14日、この日に何が起きたのか、国民は3号機の爆発の映像を忘れはしないだろう。プルトニウムを多く含んでいる MOX 燃料が3号機の炉内と、貯蔵プールに入っており、その3号機が爆発をしたのだから、放射性物質の放出が最大だった。これを意図的に隠す目的から、14</p>	0

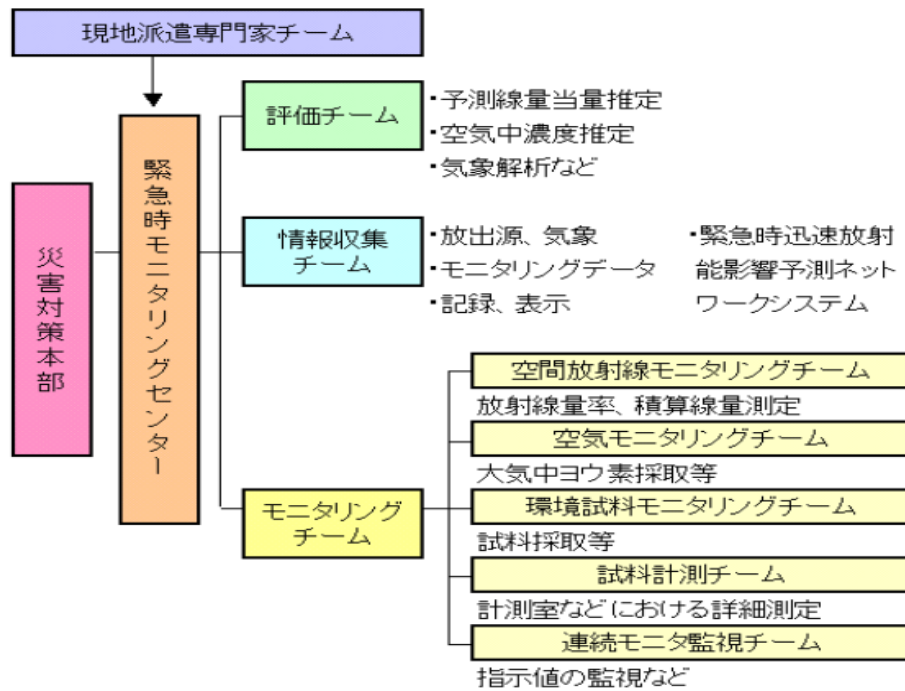


	<p>日の SPEEDI 情報は止めたと推測している。原発事故が発生したら、放射能は人が感じるができないので、各方面で大変だと防災マニュアルに記載されていたことを、政府現地対策本部長と福島県知事は知らないとは言ふことは出来ない、防災訓練を通して、住民の避難について学んでいるので公表しなかったことは確信犯で、犯罪だ。  <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	
71-1	<p><u>「14日に送信したか確認されていない」</u>この答弁は答弁になっていない。何か裏を隠そうとしている答弁と受け止めている。  <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
71-2	<p><u>「14日は水口氏から県原子力センター八巻次長宛に、連絡簿、プリントパラメーター及びSPEEDIの図面が送信されている」</u>について、(70)の「3月13日の次は15日朝に送信している」と答えた保安院審議官の答弁は虚偽であった。  <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
72	<p><u>「14日以降毎日SPEEDIの試算は行っている」</u>14日以降毎日のようにSPEEDIは試算されている。ということは、14日も含まれているということになる。とすれば、(70)の「3月13日の次は15日朝に送信している」と答えた保安院審議官の答弁は虚偽で許しがたい。  <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
73-1	<p><u>「そのデータは県に提供された可能性はある」</u>可能性とは、無責任極まりない発言である。本件「発電所破壊事件」においては、提供されたことを国は不達を偽装し、県は到達の隠ぺいという罪及び、59市町村に対する不達の罪に問われることにならなければならない。この辺に来ると、どちらが悪いという問題ではなくなり、国と県が共同で隠ぺいをしていると断定して、共同正犯と呼ぶことにする。  <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
73-2	<p><u>「なぜ、私が14日、15日にこだわるか。」</u>について、吉田議員は浪江町津島地区で被ばくをさせられているので、こだわらざるを得ないし、大勢の浪江町民も同じく被ばくをさせられていたので、心配は他人ごとではない。  <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
73-3	<p><u>「そのときにしっかりと解析し検証し、評価していれば、浪江町のようなひどい状況にはならなかった。」</u>について、これを訴えるのは、菅直人政府災害対策本部長が池田経産副大臣に権限の委任を行わなかったから、大熊町の緊急事態応急対策拠点施設に設けるはずのオフサイトセンター内に合同対策協議会を開催させなかったことによる人災である。責任者は菅直人である。  <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0

73-4	<p>「<b>SPEEDI</b> を参考にしっかりと対応していれば、若い母親や子供たちが心配するような状況を回避できたのではないか。」について、これもすべて菅直人政府災害対策本部長が悪い。  <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
73-5	<p>「<b>作為的だったのではないかとすら感じる。</b>」について、菅直人政府災害対策本部長がもたらした悲劇である。損害賠償請求は菅直人政府災害対策本部長にしなければならない。  <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
74	<p>「<b>3月14日から5月5日まで SPEEDI のデータをオフサイトセンターに提供し</b>」オフサイトセンターでは受け取っていたことが分かった。問題は SPEEDI の<b>本来の目的は達成されたのか</b>ということに尽きる。県に提供されたことはよくわかった。ではオフサイトセンターに届けられた SPEEDI を誰が、<b>どのように活用したのか</b>が問題で、<b>その結果がどうなったのか</b>が、まだ<b>保安院から出てこない</b>ところに注目したい。</p> <div data-bbox="347 974 1268 1594" data-label="Diagram"> </div> <p style="text-align: center;"><b>図6 SPEEDIネットワークシステムの構成</b></p> <p style="text-align: center;">【出所】文部科学省 原子力安全課：原子力環境防災ネットワーク 原子力防災情報  <a href="http://www.bousai.ne.jp/visual/genshiryoku/images/i2_4_1_b.gif">http://www.bousai.ne.jp/visual/genshiryoku/images/i2_4_1_b.gif</a></p> <p>小括  この図6で気付いたことは、オフサイトセンターと地方公共団体には並列で<b>SPEEDI</b> 情報が入ることが分かった。  したがって、<b>SPEEDI</b> 情報に保安院が絡んではいけなかった。  <b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
75	<p>「<b>モニタリングする際にどの地区を重点的に、参考に</b>」</p>	0

それでは、以下の資料から、モニタリングについて確認することにする。

本件事故では、空間線量率だけで安全を語っているが、以下に示すのが正式なモニタリングの姿である。したがって、本件事故発生以降、公表された線量の安全論は根底からウソをついている。



**図1 緊急時モニタリングセンターの組織(例)**

[出典] 原子力安全技術センター:緊急時モニタリング初級講座テキスト (2000)p.55

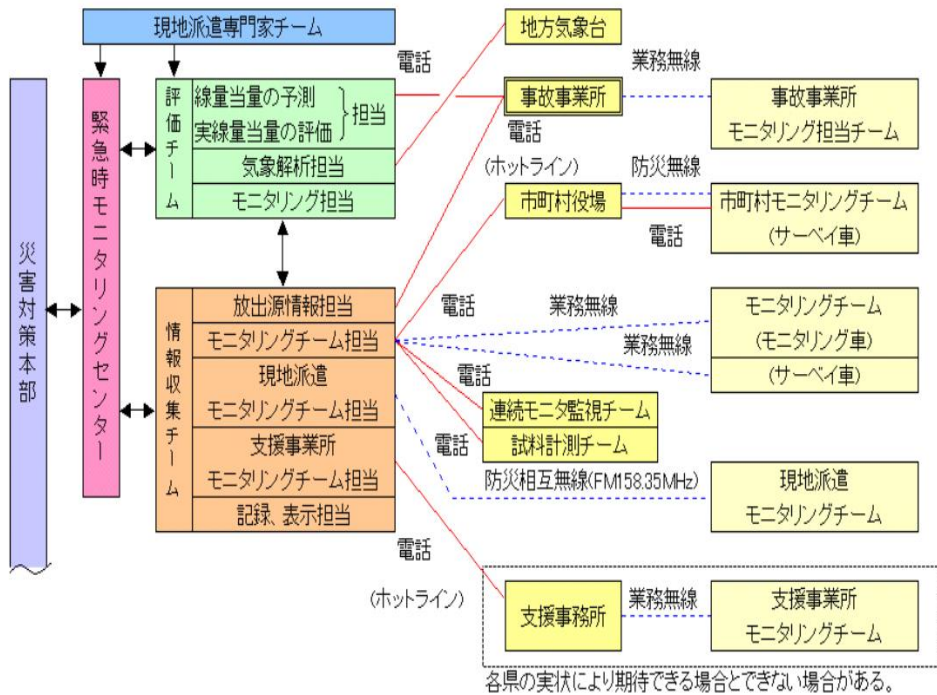


図2 緊急時モニタリング組織内連絡方式(例)

表1 空気汚染モニタリングに用いるモニタの概要

	対象	モニタ名	検出器	校正線源
ダ ス ト	一般の $\beta\gamma$ 核種	$\beta\gamma$ 線用ダストモニタ	GM計数管	$U_3O_8$
	ヨウ素等揮発性物質	ヨウ素モニタ	GM計数管 NaI(Tl)シンチレータ	ヨウ素131 捕集対象核種
	一般の $\alpha$ 核種	$\alpha$ 線用ダストモニタ	ZnS(Ag)シンチレータ	$U_3O_8$
	プルトニウム	プルトニウムモニタ	Si半導体	$^{239}PuO_2$
ガ ス	$^{41}Ar$ 等希ガス $^{13}N$ 、 $^{15}O$ (注)	ガスモニタ	NaI(Tl)シンチレータ 電離箱	$^{41}Ar$
	$^{85}Kr$ 等、 $^{14}C$	ガスモニタ	電離箱	捕集対象核種
	トリチウム	トリチウムモニタ	電離箱	$^3H$

(注) 固体捕集法によって活性炭ろ紙に捕集し、GM検出器で測定する方法もある。

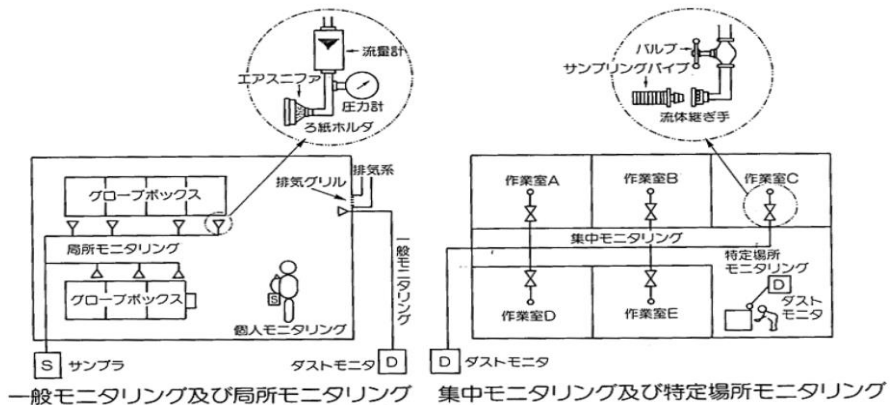
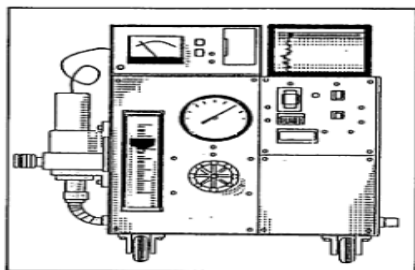
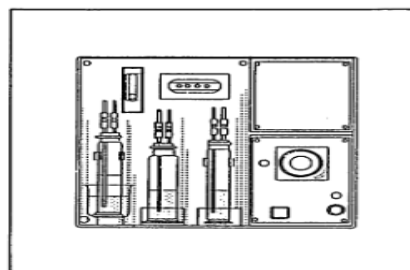


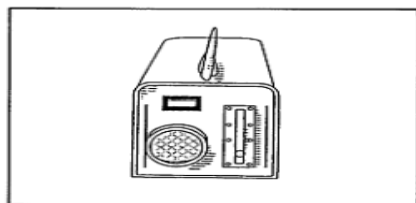
図1 室内空気汚染モニタリングの一例



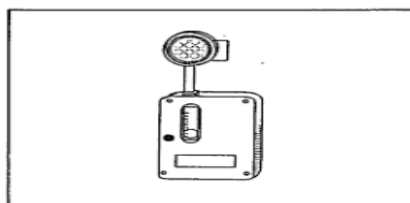
移動型ダストサンブラ



3H、14C捕集装置



可搬型サンブラ



パーソナルサンブラ

図2 モニタリング用機器の一例



表1 対象による放射線モニタリングの分類

大分類	小分類	備考
1) 環境モニタリング 作業環境モニタリング	空気汚染モニタリング 表面汚染モニタリング 外部放射線モニタリング 排出放射性物質モニタリング 搬出物品モニタリング	線量(率) 排気、排水
	施設周辺環境モニタリング	空気汚染モニタリング 環境放射線モニタリング 環境試料モニタリング
2) 個人モニタリング	外部被曝モニタリング 内部被曝モニタリング 皮膚汚染モニタリング	体外放射線 体内汚染

A 均等被ばくの場合の着用位置



B 不均等被ばくの場合の着用位置



図1 個人線量計の着用位置

[出典](財)原子力安全技術センター;  
外部被ばくにおける線量当量の測定・評価マニュアル(1988)

表1-2 線量限度の一覧表（一般公衆）

	1990 勧告	1977 勧告
実効線量	1 mSv/年	5 mSv/年 <sup>1)</sup> , 1 mSv/年（生涯の平均）
水晶体等価線量	15 mSv/年	50 mSv/年
皮膚等価線量	50 mSv/年 <sup>3)</sup>	50 mSv/年
その他の組織	—	50 mSv/年 <sup>2)</sup>

1) 1985年のパリ声明で主たる限度を1年につき1 mSvとして、補助的な限度を5 mSv/年とした。

2) 1985年のパリ声明で実効線量当量の制限によって不要になった。

3) 被ばく部位に関係なく、深さ7 mg/cm<sup>2</sup>、面積1 cm<sup>2</sup>の皮膚についての平均線量に適用される。

〔出典〕「ICRP1990年勧告-その要点と考え方-」、草間朋子編、日刊工業新聞社、50ページ

### 小 括

モニタリングと総称しているが、実態は複雑に仕分けされているので、口頭でのやり取りでは示しがつかない。

県議会の問答には、相当無理があり、聞く方も質問が仔細な聞き方ではなく、「モニタリング」の言葉が独り歩きしているように窺えた。従って、保安院の答え方に注意をする必要があると判断した。

ここまで、保安院の答弁を聞いていると、説明が言い訳になっているので、聞かれたことに対し、真摯に答えていない。はぐらかしが多く、原告の場合には、もっと流れと細部について質問ができたと思う。それでも、この全員協議会は、今後のことについて大変参考になった。

ここで確認できたことは、以下の図にあるように、SPEEDI情報は、官邸とか保安院経由ではなく、直接、地方公共団体に伝えられることになっていたことが確認できる。

しかし、原告が双葉町災害対策本部長でいた時期に、SPEEDI情報は届けられることは無かった。届けられなかったで済む話ではないので、どこのだれが止めたとかをはっきりしなければならない。

	<p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
76	<p>この時期「<u>さまざまな事象があったので</u>」さまざまな事象の説明がないので、何を指しているのか分からない。これは回答になっていない。</p> <p>様々な事象の説明を保安院長に尋ねなければならない。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
77	<p>「<u>事象を踏まえての試算を行った記録が残っているが</u>」残っていることは、公開対象となっているのかの補足説明が無いと、意味をなさない。</p> <p>「<u>そのデータを組織として共有し</u>」どこの組織を指しているのかの説明不足だ。責任ある組織であれば公開して、国民の了解があるはずだが、双葉町災害対策本部はその「組織」にはないことだけは事実だ。表の組織なのか、裏の組織なのか釈明する必要がある。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
78	<p>「<u>活用することができなかった</u>」は失敗を言っている。失敗による被害・損害は弁償しなければならない。失敗による損害とは、二重投資をきたすこと、信用の失墜、行為のやり直し、損害で失われた時間、回復までの時間、失敗による精神的ストレス、物的消費、事務的消費など多くの支出が伴う損害を言う。この損害は、国民に転嫁できるものではないことは明確で、失敗した者が責任を持って支払うものであることは条理である。</p> <p>これが公務員だから、国家賠償法に基づいて、支払う損害と公務員た</p>	0

	<p>ちは言うだろうが、損害を被らせた責任者として、その公務員はルールに従い罰を受け、処分されなければならない。</p> <p>本件「発電所破壊事件」で、虚偽、不作為、任務懈怠、逃避、背任等で処分された保安院の職員は、どれくらいになったのか気になるところである。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
79-1	<p>「～ことは議員指摘の通りである」これは終わりの答弁とすることは出来ない。従って、云々という結語に至る説明が必要だ。</p> <p>本件「発電所破壊事件」において、「議員指摘」ということは、保安院は事故対応を間違えていたということになり、本件「発電所破壊事件」の事後の対応は間違いだったと認めた。この間違いは公務として行い給料を受領していたのだから、結果が不作為なので、不成功の収穫を受け取ることはできない。失敗に報酬はありえないので、失敗分の給料は返却を求め、給料以上の失敗には、損害賠償請求をしなければならない。</p> <p>その通り、本件「発電所破壊事件」の事後対応は全て間違いであり、双葉町災害対策本部として彼らと協議したことはなく、了解したことは一度もなかった。この為、町と国は何も決めていないことをここに証言する。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
79-2	<p>「午後3時に0.08μSv/hだったものが、午後5時には20.36μSv/hである。こういうデータをしっかり活用して避難誘導すべきだったと考えている。」について、20.36μSv/hを年間に換算すると、178,353μSv/y=178mSv/yとなり、人が住める場所ではない。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
79-3	<p>「公表された数値では、浪江町が72.3μSv/h、年間の積算では380mSv(?)、双葉町では625mSv、大熊町では730mSvである。」について、計算式がないので、原告は、この数値を判断できなくても弁償を求めていく。 ※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
79-4	<p>「自然減衰で計算すると浪江町は44年、双葉町は57年、大熊町は61年である。」について、同上(79-3)と同じで、原告は現在判断できない。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
79-5	<p>「100パーセント除染をすると考えると、浪江町で3年、双葉町が6年、大熊町が7年となる。」について、100%の除染は無理なので、ここに記されている年数は参考にできない。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
79-6	<p>「10%の除染率では、避難者が地域に帰還することは現実的に不可</p>	0

	<p>能ではないか」について、10%の除去率についてもあいまいなので、コメントができない。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	
80	<p><b>「除染についてはまだ分からないことがたくさんある」</b> 本件「発電所破壊事件」の事後対応では全て、国が単独で決めてきたので、地元<small>の</small>双葉町災害対策本部は本件「<b>発電所破壊事件</b>」の事後対応で決めたことは、町民を埼玉県に避難させたことくらいである。内閣府原子力被災者生活支援チーム（以下、「支援チーム」という。）が言う、分からないことはこちらでいうことなのだ。従って、これまで支援チームが答弁してきたことは、全ての責任が被告国にある。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
81	<p><b>「伊達市、南相馬市、相当困難な作業であると認識」</b> 除染した結果を聞くと、かなりいい加減で、見栄えのするところだけの核物質の移動を行っている。全面的に汚染がされたのは、家の周り 20m 以内だけとか聞いているが、実態はかなりいい加減で、除染という効果を求めるよりも、行ったというアリバイ作りの様相を示している。除染という実態は伴っていないのが現状だ。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
82-1	<p><b>「自然減衰と除染で 50%、子供の生活環境においては 60%～」</b> 放射性物質の自然減衰を測るのは無理で、実現不可能な数字を述べているに過ぎない。家の周り 20m の範囲しか除染をしないというあきれた方法で、人が安全に住めることは不可能だ。</p> <p>内閣府原子力被災者生活支援チーム審議官が注目すべきことを語っているところがある。</p> <p><b>【たった 10%の除染というのは議員指摘のとおりであるが、面的に除染していくことは非常に大変なことである。 半径 100m くらいを除染してやっとその中心部の放射線量が下がるレベルである。】</b> という除染の効果は、当てにできないと判断していることが分かる</p> <p>「減少を 2 年間の目標」は、試験管の中の出来事に過ぎない。事故後に判明したことは、わが国の公務員はウソを生業にしていることがわかった。「説明する」「示す」というが、対話をすることを極端に嫌う。原告が、素朴な質問をすると、実論に入らず文章を作りながら答えていた。しかも、笑いながら言葉を濁し、あいまいな答えが多い。</p>	0

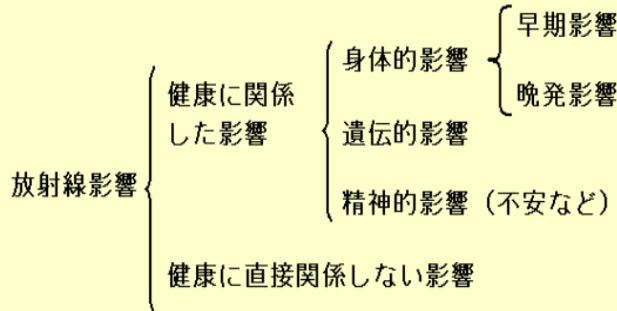


ここまでの吉田議員の質問に、正確に答えられたのはわずかで、「しなかった」「できなかった」「反省である」という言葉を連発して、責任を回避している姿勢が多い。

したがって、このQアンドAは、ウソを見抜くには役に立つ。

以下は、参考文献。

**表1 放射線影響の分類**



[出典] 辻本忠・草間朋子：放射線防護の基礎-第2版-、日刊工業新聞社（1992. 4）、p59, p62

**表2 身体的影響の分類**

身体的影響(被ばくした本人に発現する影響)

問題となる器官または影響		特徴
急性障害	造血器官	(1) 被ばく後数分～数日以内に発現
	肺	(2) しきい値がある
	胃腸管系	(3) 確定的
	中性神経系	(4) 回復現象がある
	生殖器官	(5) 個体により感受性の差がある
	甲状腺	
	皮膚	
晩発性障害	がん	(1) 被ばく後数ヶ月以上後に発現
	白血病	(2) しきい値がない
	白内障	(3) 確率的(がん、白血病)および確定的(白内障など)
		(4) 回復現象がない

上記は、被ばく障害の一般的な知識としての参考である。

放射線影響に**精神的影響 (不安)**が含まれているところに注目していただきたい。

※全ての被害・損害の弁償を求める。


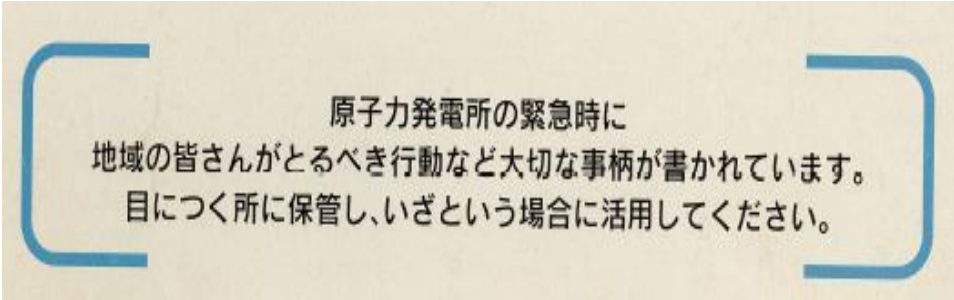
82-2

「先ほど44年という数字を申し上げたが、我々はいつ地元に戻るこ

	<p>とができるのか。」についての吉田議員の質問は、放射性物質の核種ごとの正確な減衰期を基に、汚染状態の確認を自らしなければならない。国に任せたら騙されてしまうことを、考慮にいれなければならない。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
83	<p>「<u>申し訳ないが</u>」とは、内閣府原子力被災者生活支援チームがここで使う言葉ではない。内閣府原子力被災者生活支援チームの正体は、「私たちには法律の裏付けがない幽霊組織なので、責任を求められることには一切参加できません」という者たちの欺罔組織である。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
84	<p>「<u>今この場で明確なことは言えない</u>」ではなく、「私たちには法律の裏付けがない幽霊組織なので、責任を求められることには一切参加できません」というべきもの。国民の前で国民に云々をいうことができない組織。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
85	<p>「私たちには法律の裏付けがない幽霊組織なので、責任を求められることには一切参加できません」</p> <p>「<u>年間 20mSv 以下の地域</u>」本件「発電所破壊事件」後の加害行為の最大なのは、この 20 という数字を作出して国民に義務がないのに、強要させていることだ。公務員職権乱用罪の最たるものである。世界のどこにも 20mSv 以下の地域で国民に住めという国は、日本以外に存在しない。かつて私は、野田総理に「双葉郡民は国民ですか」と聞いた、これに対し、野田総理は「大事な国民です」と答えている。この様に応えた国民に 20mSv 以下で住みなさいというのであれば、我が国には、1 mSv と 20mSv の二重基準に原子炉等規制法の告示されなければならない。その限りにおいてのみ実施されなければならないと考えている。</p> <p><u>1 の権利を 20 に緩和して我慢量を増やし、実害を 20 分の 1 に減少したことは、20 分の 19 は東電の利益に勘定される、偽装と強要で差益が出ることは詐欺事件と認識せざるを得ない。</u></p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
86	<p>「私たちには法律の裏付けがない幽霊組織なので、責任を求められることには一切参加できません」という組織に左右されてはいけない。</p> <p>「<u>緊急避難準備区域</u>」これも 20mSv の閾の中で、内閣府原子力被災者生活支援チームらによって、被災者排除の中で作られた「<u>合意なき策文</u>」に過ぎない。このような区域設定は偽装の中で、加害者たちの損害切り捨てと利益誘導の為につくられた戯れごとに過ぎない。</p>	0

	<p>被災者達の従前の <math>0.05 \mu \text{Sv/h}</math> の暮らしに棘を指し、事故前の暮らしに戻ることを諦めさせ、基準を <math>20,000 \mu \text{Sv/y} \div (0.05 \mu \text{Sv/h} \times 24\text{h} \times 365 \text{日}) \approx 45.7</math> 倍に引き上げて被ばくを強要させている。これは普通じゃない、公務員倫理に反する行為に当たる。</p> <p>このような災害対策基本法の趣旨(国民の生命、身体及び財産を災害から守る責務)に反する行為は加害行為で、これによって苦役を強制される国民を誕生させたのである。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
87	<p>「私たちには法律の裏付けがない幽霊組織なので、責任を求められることには一切参加できません」</p> <p><u>「5万8,000人が早く戻れるよう」</u> 放射能のことをはぐらかしている。早く戻りたいのは誰でも思うことだが、現実には汚染との見合いになるために早期帰還は可なり難しい。内閣府原子力被災者生活支援チームはチェルノブイリ報告で、チェルノブイリの現状を偽装していて、そして印象操作を企んでいる。では、同じくチェルノブイリの経験から作られた「チェルノブイリ法」の線量区分を無視して、日本国民は <math>20\text{mSv}</math> 以下という法外な要求をすることは整合性に著しく欠けている。この偽装を解消しないと帰還など考えられない。</p> <p>内閣府原子力被災者生活支援チームは明らかに、福島県民、双葉郡民を愚弄している。</p> <p><u>「市町村が復旧計画を作り」</u> 放射能汚染について言及していないことは、的をはぐらかして責任逃れの意図が強く感じられる答弁だ。市町村にも責任はある、自分でここに関わる実情を調査して、「災害対策基本法の本旨を理解すれば」、市町村民に対して、内閣府原子力被災者生活支援チームは法外な帰還の強要は出来ない。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
88	<p>「私たちには法律の裏付けがない幽霊組織なので、責任を求められることには一切参加できません」</p> <p><u>「除染により <math>30\text{mSv}</math> から」</u>とは、<math>30\text{mSv}</math> という根拠が不明確だ。除染前の <math>\text{〇〇mSv}</math> から <math>30\text{mSv}</math> まで、或いは除染前の <math>\text{〇〇mSv}</math> から <math>1\text{mSv}</math> までという変位を提示して、分かりやすく説明するべきだが、乱暴すぎて <math>30\text{mSv}</math> の位置がどこにあるのか分からない曖昧答弁と理解する。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
89	<p>「私たちには法律の裏付けがない幽霊組織なので、責任を求められることには一切参加できません」</p>	0

	<p>「<u>20mSv へはすぐできる</u>」 この言葉に証拠提示がなければ意味を理解することは出来ない。環境省は家の周りの除染後の計測で、測点の数値の低いところを表示して終了したと言っていたが、原告が南相馬市の民家の方から来てみてほしいといわれ、行ってみると除染漏れの場所は、空間で数万ベクレルが観測された。このため除染前には、一面が強度汚染されていたことが分かった。環境省はこれらの申告に対し、無視をしていた。一度除染をしたのだから、終わりだという開き直りが至る所で聞いていた。しかも、除染は家の周り 20m の範囲だけで、それより外はやりませんと言って 20m 外は除染前の状態にある。こんな無礼な仕打ちを受ける国民が、救済されていない国家の姿が、日本の被災状況である。除染はやりました、効果は反映しません、見ませんと言うのが除染の実態である。これを見ている被災者は、帰る気になどなれないのが実情なのだ。川内村の村長が言う、家の裏斜面から流れてくる放射性物質を測らないようにと。この様なことを繰り返している国に、希望とか夢を託せるはずがない。だから、内閣府原子力被災者生活支援チーム審議官は「すぐできる」と言ったのだと思う。ウソと偽装の満艦飾の日本政府の実情は悲しい限りだ。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
90	<p>「私たちには法律の裏付けがない幽霊組織なので、責任を求められることには一切参加できません」</p> <p>「<u>居住地に近い場所からどんどん、除染作業を進めるしかない</u>」でも書いておいたが、除染後の効果の評価をする第三者機関がないまま、環境省のインチキがまかり通っている現状に、除染を期待することは出来ない。除染後に満足している福島県民は僅かしかいないだろう、「どうせ文句を言っても取り上げないからという嘆きしか聞こえてこない」除染とは、やったふりの詐欺でしかない。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
91	<p>「私たちには法律の裏付けがない幽霊組織なので、責任を求められることには一切参加できません」</p> <p>「<u>緊急時避難準備区域は可及的速やかに解除していきたい</u>」幽霊組織の内閣府原子力被災者生活支援チームは決めるな。加害者だろ、事故対応に関わるな。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
92	<p>「私たちには法律の裏付けがない幽霊組織なので、責任を求められることには一切参加できません」</p>	0

	<p>「<u>ステップ2が達成され</u>」偽装だ。24年3月7日原告は、「安全確保協定」に基づき、事故現場の発電所へ赴き、事故の収束について確認している。この時対応した小森常務と高橋所長は、私が事故収束の確認を求めると、「収束はしていません」と答えた。野田総理は虚偽の収束宣言をしたのだ。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
93	<p>「私たちには法律の裏付けがない幽霊組織なので、責任を求められることには一切参加できません」</p> <p>「<u>新たな放射性物質が放出されない時点で判断される</u>」ここで、内閣府原子力被災者生活支援チームは正しい回答をしている。</p> <p>以下は、福島県が事故前に県民に配付していた資料「原子力防災のしおり」。 (甲イ第18号証)</p>  	0





うつくしま、ふくしま。

福島県生活環境部県民安全領域  
原子力安全グループ

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号  
TEL(024)521-7255

〈4〉主な防災関係機関の連絡先

福島県 原子力安全グループ 災害対策グループ 医療看護グループ 相双地方振興局(県民生活グループ) 原子力センター 相双保健福祉事務所 福島県警察本部(警備課・交通規制課) 浪江警察署 富岡警察署	☎ 024-521-1111(代表) ☎ 024-521-7255(直通) ☎ 024-521-7194(直通) ☎ 024-521-7221(直通) ☎ 0244-26-1111(代表) ☎ 0240-32-2230 ☎ 0244-26-1325 ☎ 024-522-2151(代表) ☎ 0240-34-2141 ☎ 0240-22-2121
広野町(福祉環境グループ) 楡葉町(総務課) 富岡町(生活環境課) 大熊町(生活環境課) 双葉町(住民課) 浪江町(住民生活課)	☎ 0240-27-2111 ☎ 0240-25-2111 ☎ 0240-22-2111 ☎ 0240-32-2111 ☎ 0240-33-2111 ☎ 0240-34-2111
双葉地方広域市町村圏組合消防本部 浪江消防署 富岡消防署	☎ 0240-35-2119 ☎ 0240-34-4111 ☎ 0240-22-2119
経済産業省原子力安全・保安院 福島第一原子力保安検査官事務所 福島第二原子力保安検査官事務所	☎ 0240-31-0370 ☎ 0240-31-0380
陸上自衛隊東北方面総監部(防衛課) 海上保安庁小名浜海上保安部(警備救難課) 気象庁福島地方気象台(防災業務課) 日本赤十字社福島県支部	☎ 022-231-1111 ☎ 0246-53-7111 ☎ 024-534-2161 ☎ 024-545-7996
東京電力(株)福島第一原子力発電所 東京電力(株)福島第二原子力発電所	☎ 0240-32-2101 ☎ 0240-25-4111

# 9

## 防護対策の解除

事故が鎮静化して原子力発電所からの放射性物質の放出が止まり、環境放射線モニタリングの測定結果等について原子力安全委員会等の判断を踏まえて解析した結果、周辺地域が放射線による影響を受けるおそれなくなったと認める場合は、屋内退避・避難等の措置が解除されます。

同様に、立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限、農畜水産物の採取制限、出荷制限なども解除されます。

解除の指示については、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、避難所の係員などから、皆さんにお伝えします。

事故後においても、皆さんの健康を維持し、地域の復旧のため、国、県、地元町等は協力して、次のことを行います。

### ●環境放射線モニタリングの実施

定期的を実施し、測定の結果を速やかに公表します。



モニタリング結果の公表

### ●健康調査の実施

屋内退避または避難等をされた住民の方々を対象に、健康調査を実施します。

また、相談窓口を設置して、心身の健康に関する相談に応じます。



健康相談

### ●損害賠償の請求等

屋内退避または避難等をされた皆さんは、原子力災害時にその地区に所在したことや、避難所においてとられた措置を記録するため、各市町村で被災地住民登録を行います。

また、将来の医療措置や損害賠償の請求等のため、市町村では、屋内退避や避難の状況のほか、飲食物摂取制限、農畜水産物の出荷制限、立入り制限等による損害を調査します。



	<p>以上、この資料は、平成 16 年 3 月に福島県が作り、発電所周辺の住民に配布していたもの。(本件事故後、福島県庁は、何も行ってない) 裏表紙には事故が起きたとき参考にして下さいと、担当部署の原子力安全グループが丁寧に断りまで書いてある重要なものである。おまけに、原子力関係機関の名称と連絡先まで書いてあることに注目して頂きたい。</p> <p>ここの「<b>⑨防護対策の解除</b>」として、解除に至る考え方が明確に記されている。「<b>事故が沈静化して、原子力発電所からの放射性物質の放出が止まり</b>」と書いてあることを、事後に加害者たちは変更することは出来ない。このしおりは、発電所周辺の住民たちの<b>先取得権</b>だから、勝手に解釈変更は出来ないことは言うまでもないことだ。少なくとも、原告が双葉町災害対策本部長であった時期に置いては、解釈変更、改ざんは許していない。</p> <p>したがって、福島県の許可なく、内閣府原子力被災者生活支援チーム審議官は勝手なことを県議会で解説することは許されない。発電所から現在(2024年1月)も放射性物質の放出が止まっていないので、事故は継続中である。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
94	<p>「私たちには法律の裏付けがない幽霊組織なので、責任を求められることには一切参加できません」</p> <p>「<u>どこからもリスクがないと判断されれば</u>」この言葉は大事だ。双葉地方の町村長はこの言葉を知っていて避難解除したのだろうか？私は、常に、町民には、早まるなよと、忠告していた。偽装とウソのリスクばかりが先行していて、安全は「<b>確保</b>」されてないのが実情である。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
95-1	<p>「私たちには法律の裏付けがない幽霊組織なので、責任を求められることには一切参加できません」</p> <p>「<u>20mSv を超える区域は長時間を要する</u>」という答弁は正しくはない、「0.05 <math>\mu</math> Sv/h」を超える事故前の環境に戻るには自然のままに任せれば、500年以上かかる。その証拠に、70年経ったビキニ環礁のロングラップ島の環境は、依然として高線量だから、福島はもっとかかる。理由は、2011年3月11日以来今日まで、放射性物質が発電所から出続けているのではないか。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0

95-2	<p>「<u>避難者は今後の生活設計への不安を抱いている</u>」について、この声は、東日本全体に及んでいる。被告らの欺罔と奸詐による世論工作で、損害・被害は拡大させた。この清算はまだ始まっていない、後世まで引き継がれるだろう。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
95-3	<p>「<u>現在、原子力損害賠償紛争審査会での取りまとめが不十分という声がある。審査会の中で取り上げられなかったものについて、どう考えているのか。</u>」について、原告らは当時、未知への不安と驚天動地の最中にあり、冷静な債権を確定できなかった背景を悪用して、資源エネルギーらが作った原案を原陪審の委員たちが追認したものに過ぎない。このため、中間指針にないものについては、それぞれが追加請求をしなければならない。20 ミリシーベルトの被害も合わせて請求する権利を残している。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
96	<p>「<u>中間指針の位置づけ</u>」「<u>原発事故が収束していない中で</u>」</p> <p>中間指針の位置づけを双葉町災害対策本部に対して説明されることはなかった。断りもなく資源エネルギー庁が、突然中間指針を、被災者に説明をするという無謀なことを強いた。町民の説明会の会場で、この説明に来ていたエネルギー庁職員に対し、20mSv 以下というが、先ず、貴方たちが先に住んで安全を確認しなさいと何度も話した。そうしたら、彼らは「<u>家族と相談しないと答えられない</u>」という始末だった。そこで原告は、今度会うときまで返事ができるようにしてくださいと、頼んだ。そして、再会したその職員に、どうしたと聞くと、「<u>まだ相談していませんと赤面しながら答えた</u>」。しかし、町民たちは空腹に耐えられないと、未完の中間指針に飛びついてしまい、国の思うつぽに、はめられてしまった。</p> <p>さらに悪質なのは、東京電力に不十分な賠償だと食い下がると、これは国が決めた賠償基準なので、これ以上は支払えませんと言い、不満を粉砕している。まさに原発が収束していないのに、無知を悪用した詐欺犯であることは疑いようが無い。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
97	<p>「<u>また被害が拡大している中で</u>」その通り。この答弁は大切にしたい。</p> <p>2024 年 1 月現在、ウソの被害は益々拡大している。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	0
98	<p>「<u>賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目</u>」</p> <p>疑義がある。平成 23 年現在では、被害の全体については誰にもわか</p>	0



	<p>らなかった。2024年1月現在においても被害は継続中で未だ不明である。</p> <p>平成23年度の中間指針はその期間内に判断可能な範囲のものであると判断をしている、従って、国民が等しく共有する1mSv以下という既得権に基づいた被害の勘定は、未だ続くものと考えているので、終わりは見えていない。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	
99	<p><u>「～や、その範囲を示したものである。」</u></p> <p>その通りの解釈を原告もしている。当訴訟においては、これらの考えから損害の請求を行っている。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
100	<p><u>「中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象にならないということではない」</u> この考えの通りであり、自然体だ。</p> <p>しかし、多くの賠償請求事件で、最初の中間指針に寄り添う判決があったことに、大いに違和感を覚えている。最初の中間指針には時間がなかった、そして、時間の経過とともに増えていく我慢と疲労や精神的安定が保てないこと等、生業の回復ができないこと、段々と家族がバラバラになっていく様などの被害が増していることが、判決に反映されていないことに違和感がある。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
101	<p><u>「個別具体的な事情に応じて」</u> その通り。</p> <p>最初の中間指針には、急いで支払う必要性があったので、一律な賠償基準が作られた。しかし、損害は個別具体的には同一などあり得ないことなので、ばらばらに支払われるべきだったが、東京電力が良く言う、「これは国が決めたから」と言って個別具体的な要求を拒んできたことは、優位を悪用した脅しであり、当然の請求の正当性を無視し、差益を得たことになり、詐欺と言い切ることができる。</p> <p>更に、国民が共通して1mSv以下という既得権を加害者の国が一方的に20倍に引きあげたことによる、<b>20分の19の差益</b>は東京電力の不当利得であるので、<b>詐欺罪が該当する</b>と考えている。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
102	<p><u>「相当因果関係があると認められる損害」</u> この通り実行されていれば、本件訴訟は起さなかった。内閣官房経済被害対応室参事官がここで答弁したことをそのまま本庁に持ち帰り、対策に反映すれば全国で起こされている損害賠償事件は少なかったと思うが、この答弁は残念であるが反映されていないのが実情である。</p> <p>国は誰によって道を間違えたのだろうか、災害対策基本法並びに原子力災害対策特別措置法の趣旨に反する行為、「国民の生命、身体及</p>	0



	<p>び財産」を災害から守れと明文化されているにもかかわらず、国民に挑戦した、させた犯人は必ずいる。早く悔い改めることを告げる。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	
103	<p><u>「当事者間で被害者の迅速」</u>この考えだと原賠法はいらなかった。従来から有る交通事故解決方法の方がとても簡単で、分かりやすい。原賠法で得られる損害回復よりも、失った権利の方が多いように感じる。原賠法では民法を無視することが当然視されて、憲法で保障された権利まで失った。当事者間でということはかなり困難が予想されるが、被害者と加害者が、対等に話ができることは、余計な部外者の介入を防ぎ（専門家という者、原賠審委員ら）、真の解決ができたと思う。この場合には、ステーク・ホルダーという関係もできたと考えられる。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
104-1	<p><u>「公平かつ適正な救済」が「図られることを期待している」</u>この答弁はウソになっている。言葉遊びに過ぎない。</p> <p>賠償についても、何もかもウソと偽装、偽証の連続で、被害者達はあきれ果てている。</p> <p>公職にある者はウソと偽装を働いても、給料がもらえて、ウソと偽装のうまいものが出世することはないと思うが、本件「発電所破壊事件」を詳しく見てきたが、発電所の設計から建設、運転において、数えきれないほど偽装とウソが見えてきた。</p> <p>これを許してきた経産省（通産省）、文部科学省らは、「汚職」を重ねてきたことが、本件「発電所破壊事件」に繋がったと判断している。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
104-2	<p><u>「期待できないからお願いしている」</u>について、この場にいる者において、お願いして、期待は持てないことは明白だ。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
104-3	<p><u>「東京電力(株)は損害賠償について、中間指針以外のものについては、今のところ賠償は考えにくいとしている」</u>について、清水社長が国に借金を申し入れた時、海江田経産大臣から言い渡された文書の条件には、従うと返事しているので、上記のような回答はできないはずである。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
104-4	<p><u>「対象となりそうなものについては速やかに支払うように要請できないか」</u>について、同上。</p> <p><b>※全ての被害・損害の弁償を求める。</b></p>	0
105	<p><u>「～答弁は差し控えたい。指摘の要望はしっかり担当部署へ伝える」</u>ここまでの答弁が、単にリップサービスではないことを確認したい。</p>	0

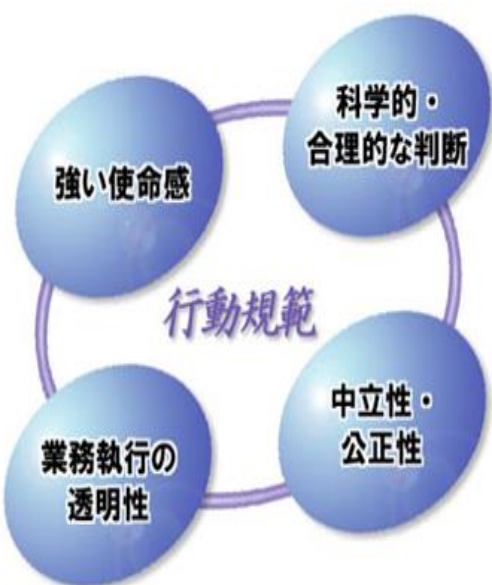
	<p>答弁が実行されない場合は、福島県議会において偽証を働いたことになり、罪と罰が待っていることを答弁者たちは理解されているだろうから、<b>原告の裁判に証拠として活用していくことにする。</b></p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
106	<p>「私は今でも、3月14日、15日の風、2号機の爆発がなければどれだけよかったかと思っている」について、</p> <div data-bbox="347 544 1284 1137" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>原子力発電所の地震対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>地震対策の7つのポイント</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 活断層の上には作らない</li> <li>② 岩盤上に建設</li> <li>③ 最大の地震を考慮した設計</li> <li>④ 信頼性の高い解析プログラムを用いた評価</li> <li>⑤ 自動停止機能</li> <li>⑥ 大型振動台による実証</li> <li>⑦ 津波に対する対策</li> </ol> <p style="font-size: small;">出典：(財)日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集（2005－2006年版）</p> </div> <p>吉田議員がこの図を知っていれば、もっと怒りが収まらず、この場にいた政府職員を責めていただろう。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
107	<p>「線量が高くなったオフサイトセンターから県庁へ移転したことで、大事なことがおざなりになったのではないかと思っている」について、20ミリシーベルトを公言する前のタイミングが気になる。県庁への移動が遅れたら、避難基準が20ミリシーベルト以上なので、オフサイトセンターに居続けなければならなかった。実際、県民は置き去りにされて、被ばくさせ続けているのに、県庁の本庁舎の最上階に避難した規制義務の有る者たちのずるがしこさは、犯罪である。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	
108	<p>「今後ともしっかりとした対応により、前向きに被災者と向き合ってくれるよう願う」について、願い事は叶わないのが世の習い。自立しないと限りなく騙され続けるだろう。</p> <p>※全ての被害・損害の弁償を求める。</p>	

(2) 騙されたことを整理すると

やはり、被告東電の常套句の何があっても、発電所の運転を「**止める**」、その上で、燃料を「**冷やす**」、次に放射能を「**閉じ込める**」ので、心配することはありませんと、被告東電は自ら約束をしていたことが、全く機能させることができなかったことが一番騙された。

津波対策工事をしていることが地元に分かれば、直ちに、発電所の運転を止めろと言われる。柏崎刈羽原発が止まっていて、第一原発と第二原発の運転を止めたら赤字がさらに増えてしまう。福島は運転を止めさせられないように、津波対策工事を行わなかったという、呆れた経営判断に一番騙されてしまった。

騙されたことを下記表に記した

順位	項目・内容	評価
1	東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書を裏切っていたので事故につながった。	最悪
2	<p>原子力安全・保安院の対応は、ウソだった。</p> <p><b>NISAの行動規範</b></p>  <p>NISAは、エネルギー施設や産業活動の安全を守り、万一の事態に的確に対応するため、「強い使命感」「科学的・合理的な判断」「業務執行の透明性」「中立性・公正性」の四つを行動規範としています。</p> <p>第一に「強い使命感」に基づき緊張感を持って業務を遂行します。</p> <p>第二に、安全・保安行政の専門家として現場の実態を正確に把握し、「科学的・合理的な判断」のもとに行動します。</p> <p>第三に、国民の皆様の信頼と安心感を得るため「業務執行の透明性」の確保に努めます。情報公開に積極的に取り組み、自らの判断について説明責任を果たしていくことを重視します。</p> <p>第四に、「中立性・公正性」を大前提として安全・保安行政を遂行します。</p>	同上
3	原子力安全・保安院「福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の耐震安全性について」（平成21年7月）はウソだった。	同上

	<p><b>原子力発電所の耐震設計の基本的考え方</b></p> <p>原子力発電所の耐震設計は、原子力安全委員会が定めた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に従い設計</p> <p>その基本的考え方は、</p> <p>大きな地震があっても、発電所周辺に放射性物質の影響を及ぼさない</p> <p>↓</p> <p>安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されるように設計</p>	
4	<p>添付資料1 福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性について 平成22年7月 東京電力株式会社</p> <p>(平成22年度 第4回 福島県原子力安全確保技術連絡会の資料中の添付資料) も、ウソだった。</p>	同上
5	<p>この秘密会議で、津波対策は不可避と結論されていた。</p> <p>資料72 甲A100 2, 3丁 「耐震バックチェック説明会(福島第一) 議事メモ 平成20年9月10日」</p> <p>耐震バックチェック説明会(福島第一) 議事メモ</p> <p>○ 日時:平成20年9月10日 13:15~15:10 ○ 場所:福島第一原子力発電所 第二応接室 ○ 出席者 (福島第一) 計18名 小森所長、高橋ユニット所長、町田ユニット所長、北村副所長(広報)、 風見技術総括部長、原口広報部長、高儀一全部長、川野二全部長、山本技術部長、 稲垣高経年化PJGM、佐藤保全計画GM、柴崎土木GM、金谷建築GM、他 (本店 地震対策センター) 山下センター所長、機器耐震技術G 村野GM、土木耐震G 百瀬GM、 土木調査G 金戸、建築耐震G 小林(和)、新木、地震対策総括G 中山(記)</p>	最悪プラス最悪
6	<p>福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画</p> <p>定義:1. 原子力災害 原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。</p>	最悪

	<p>2. 原子力緊急事態 原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所の敷地外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。等々</p>	
7	<p>原子力防災資機材現況届出書 取締役社長 勝俣恒久 —本文 105 頁参照—</p>	最悪
8	<p><u>浜岡原子力発電所の訓練は、マニュアルに沿ってやっていた。</u></p> 	最低 極悪 違背 騙し



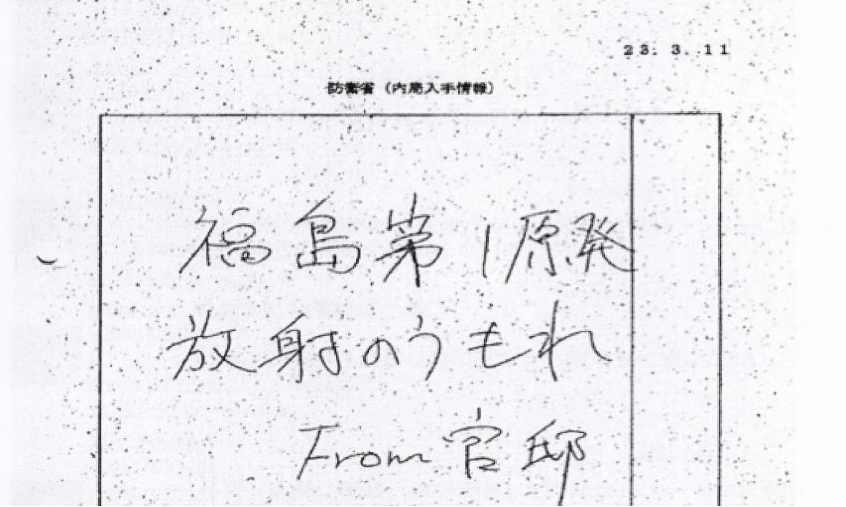




代々の総理大臣が行っていたことをここでは、菅総理が継承していたのに、本件事故ではこれを行っていない。菅直人政府原子力災害対策本部長は、災害対応は何も準備されていないとウソをつき、ごまかし、被災者、国民を騙してしまった。この写真では、明確に原災法を守っていることがわかり、本件事故の対応では、菅総理が嘘をついていることが証明された。

9	<u>双葉町には知らせないで、官邸はこんなことをしていたんだ。</u>	最悪 違背
---	-------------------------------------	----------

2011年3月11日17時に官邸から防衛省に届いたFAX。pic.twitter.com/FR9r3PWesa  
5:17 - 2016年2月26日



10 これはただ事ではない。犯罪だ。事故隠しの張本人は犯罪者だ。

原子力安全委員会 機能班活動掲示板

1/1 ページ

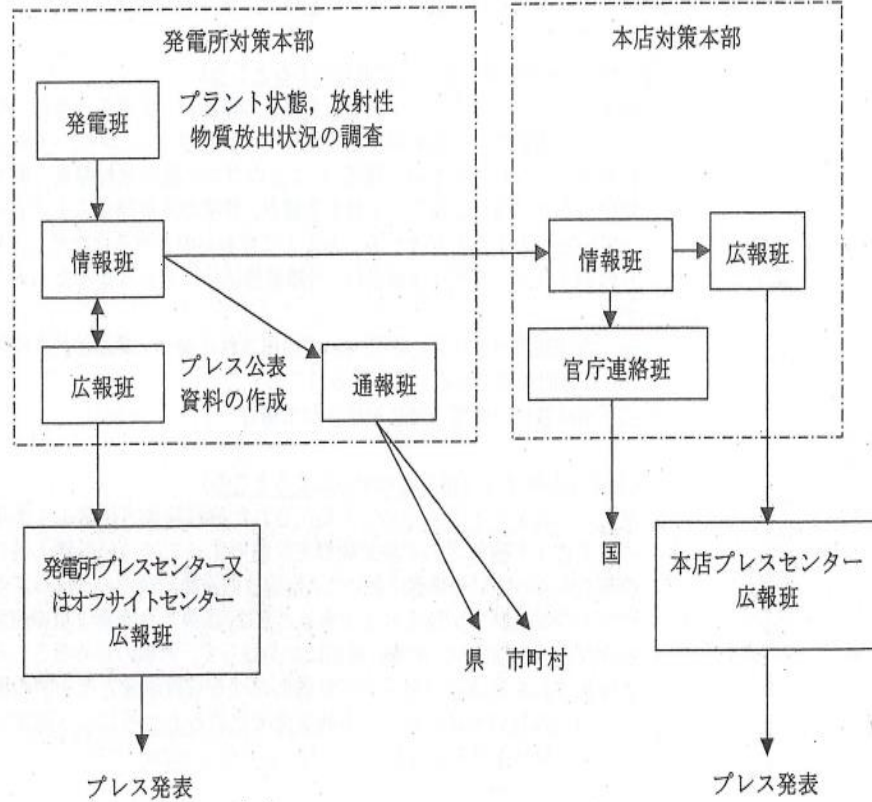
1568

2011/3/13 15:50	総理より事務方のプレスを行うなどの指示あり	ERC安委会	ERC(井上)
1	総理指示により15時の保安院のプレスは行われていません		

上記は、菅直人の不当介入の実態である。

最低  
最悪  
違背

別図 3-1 公表内容の伝達経路



上図は、被告東電の「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画別冊」Ⅱ-14 に、記されている公表伝達経路図である。ここでは、県と市町村は発電所対策本部から直接情報が伝達され、及び、国は、本店対策本部から情報が伝達されるように記されている。ここでいう国は ERC を指している。この計画図から判断すると、官邸が発電所対策本部に対して、直接情報を管理するようにはなっていない。したがって、官邸は情報を止めると不当介入をしたことがわかる。

11

これでは、医大も UNSCEAR もウソがつける。

最低

	<p style="text-align: center;">緊急時環境放射線等モニタリング実施計画</p> <p style="text-align: right;">平成23年3月18日 原子力災害現地対策本部</p> <p>目的</p> <p>3月11日に発生した東北関東大震災に伴うその後の東京電力福島第一、福島第二原子力発電所事故に伴う放射性物質の放出に対し、環境放射線や放射性物質濃度の測定を行うことにより、環境の状況を適切に把握し、有効な防護対策を講じていくための基礎資料とする。</p> <p>(2) 測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定はNaIシンチレーションサーベイメータ、又は電離箱サーベイメータより測定するが、第1班、第2班については30<math>\mu</math>Sv/h以下を基本とし、これを超過した場合にはその地点から先の測定は行わないものとする。</li> <li>・測定地点は、別紙地図に定める定点を含むエリアから適切な間隔を持って選定するものとする。</li> <li>・なお、定点での測定を行った場合は、測定の都度、測定値を国に報告すること。</li> </ul> <p>本件事故では、30<math>\mu</math>Sv/h以上に被ばくした者はいない訳が、ここで、示されている。したがって、被告国は、原告の被ばく被害を反証する証拠を、持ち合わせていないことが分かる。</p>	
12	<p><u>この広報誌は、ウソを語っていないことを祈る。</u></p> <p>—次頁— (甲ハ第186号証)</p>	最低



ゆったり、いきいき。双葉元気生活応援！

2009 Vol.33 5

# ますな

## deふたば

発電所と双葉郡の方々が  
いつまでも深いききまで結ばれますように



東京電力  
福島第一原子力発電所  
福島第二原子力発電所  
広野火力発電所



### 知るほどはるほど 放射線

私たちの身近なところにある  
「放射線」についてご紹介します。

このコーナーを 5月号より、「放射線」についてのいろいろな情報をお知らせしてきました。今回は、これまで皆さんにお伝えしてきた内容を、取材を通して、振り返っていきます。

#### 私たちが受ける「放射線」の量はどれくらい？

自然界から私たちが受ける放射線の量は、

**1.48mSv/年**(日本平均)  
**2.42mSv/年**(世界平均)

呼吸や食物によって体内に摂取した放射性物質から受ける内部線量と、宇宙や大地から受ける外部線量を合計したものです。

自然界から受ける放射線の量は、私たちが住んでいる地域や生活環境によって、その値が異なってきます。

単位の読み方 mSv:ミリシーベルト μSv:マイクロシーベルト



※日本平均



今回は、私たちの身の回りに存在する、大地や宇宙から受ける放射線の量を、実際に測定してみました。この、大地や宇宙からの放射線量は、

**0.07~0.08μSv/時**※が日本の平均値です。

※1ミリシーベルト=1,000マイクロシーベルト

ここで、事故前の東電は、**0.07~0.08 μ Sv/h (0.7mSv/y)** と日本の平均値を語っていたので、裁判でもこの数字をいわなければならないだろう。

偽政府が言う **20mSv/y (2.3 μ Sv/h)** で、原告に反論することは二枚舌になる。**0.08** は **2.3** と比較すると **29** 倍の被ばくに耐えろと、加害者が言えるの。おかしいではないか、この広報誌が虚偽記載だったとでもいうのか、それを主張すれば、双葉郡民を騙していたことになる。

何度も、こんな約束を裏切られてきていた。この約束が果たされていけば、確実に本件事故は起きなかった。

この4つの約束は虚偽だった。したがって、被告東電の主張・反論に正解はない。(甲ハ第187号証)

## 信頼回復に向けた4年間の道のり

平成18年8月28日

東京電力株式会社  
福島第一原子力発電所

### 【4つの約束】

◆再発防止と信頼の回復 ～ 「しない風土」「させない仕組み」の構築

#### 【第1の約束】情報公開と透明性の確保

- ・発電所地域情報会議への参加と当社の情報公開の考え方を決定
- ・原子力安全・品質保証会議の設置 等

#### 【第2の約束】業務の的確な遂行に向けた環境整備










- ・法令上、倫理上の悩みを相談できる窓口を設置
- ・不適合管理委員会による不適合事例の審議
- ・規程・マニュアルの総点検 ・組織改編 等

#### 【第3の約束】原子力部門の社内監査の強化と企業風土の改革

- ・原子力部門の品質保証体制の整備
- ・社内コミュニケーションの活性化
- ・原子力部門と他部門との人材交流 等

#### 【第4の約束】企業倫理遵守の徹底

- ・企業倫理遵守の徹底に向けた体制の整備
- ・企業倫理委員会の設置
- ・企業倫理遵守に関する行動基準の作成 等

<p>14</p>	<p><u>スクリーニング検査をこの様式でやった。しかし、緊急被ばく医療マニュアルでは、このような偽物の様式ではなかった。</u></p> <div data-bbox="566 376 1114 1077" data-label="Form"> <p style="text-align: center;"><b>スクリーニング済証</b></p> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>[Redacted]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年 月日</td> <td>T 21 年 月 日 H</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="2">市 町 村 双葉町 双葉村</td> </tr> <tr> <td>実施 月日</td> <td colspan="2">平成28年 3月 17 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><b>福島県災害対策本部</b></td> </tr> <tr> <td>実施者サイン</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </table> </div>	氏名	[Redacted]		生年 月日	T 21 年 月 日 H		住所	市 町 村 双葉町 双葉村		実施 月日	平成28年 3月 17 日		<b>福島県災害対策本部</b>			実施者サイン						<p>最悪</p>
氏名	[Redacted]																						
生年 月日	T 21 年 月 日 H																						
住所	市 町 村 双葉町 双葉村																						
実施 月日	平成28年 3月 17 日																						
<b>福島県災害対策本部</b>																							
実施者サイン																							
																							
<p>15</p>	<p><u>恐ろしいことが書かれている。当時の政府災害対策本部長が、事故の対応は「大失敗」と語っている。</u>  <u>原告が以前から主張してきた、本件事故対応は欺罔・奸詐の塊で、原災法と原子力災害対策マニュアルに沿うことなく、独断と偏見で、発電所周辺の自治体及び住民を排除したもので。東京人だけで、東京人の都合に合わせた事故処理をしていると批判してきた。</u>  <u>大失敗をこれ以上継続するのではなく、本件事故発生時に戻り、平成 22 年度の浜岡原子力発電所が実施した原子力防災訓練に準じた体勢を作らなければならない。</u>  <u>したがって、本件事故の対応は、全てご破算にして、発電所周辺住民の、住民による、住民のための事故対応としなければならない。</u></p>	<p>最悪</p>																					

(原稿提供先)

【論評】

し、出席者の賛同を得た。会津総合開発協議会を構成する十七市町村と、会津方面商工

# 第一原発 2号機原子炉建屋220ミリシーベルト

## 国産ロボット投入し測定

東京電力は、福島第一原発2号機の原子炉建屋内を、遠隔操作で国産のロボットで測定した結果、最大で毎時二二〇ミリシーベルトの高線量を測定したと二十八日、発表した。

菅原人前首相は三月十一日、東日本大震災発生から一年となるのを前に時事通信のインタビューに応じ、東京電力福島第一原発事故について「事前の備えがあまりにも不十分だった。備えがなかったという意味で大失敗だった」と述べ、事故を想定していなかった政府や東電の対応に大きな問題があったとの認識を示した。

### 菅原首相 インタビュー 陣頭指揮やむを得ず

菅原人前首相は三月十一日、東日本大震災発生から一年となるのを前に時事通信のインタビューに応じ、東京電力福島第一原発事故について「事前の備えがあまりにも不十分だった。備えがなかったという意味で大失敗だった」と述べ、事故を想定していなかった政府や東電の対応に大きな問題があったとの認識を示した。



菅原首相のインタビュー。東京・永田町の衆議院第一議員会館。

## 日本を震る 震災後論

仙台市宮城野区に昨年十月、建築家五人による「みんなの家」で、仮設住宅に暮らす人が集まる「みんなの家」を巡り、さまざまな議論が巻き起こっている。震災後、仮設住宅で暮らす人々の生活が、木造の香りがする、道が木を流して響いてきたら、自宅よりも長い時間を過ごす人も、例えは熊本の近くだったら網などを

### (3) 騙されて失った損害

原告が主張する失ったものは、被告東電に対する信頼である。もちろん、被告国の規制義務が果たされていなかったという信用の失墜も加味する。

更に、被害を拡大させたのは、原告（双葉町災害対策本部長）として、双葉町原子力災害対策計画に定められていた責務を、政府災害対策本部長によって機能することが阻まれ、原告を含む大勢の町民を、避けられた放射能に被ばくをさせてしまった責任について、原告が終生にわたる債務を負うことにされた被害を回復しないわけにはいかない。

本件事故の起因は、規制する側と規制される側の共同不当行為によるものなので、損害総額の持ち分は、双方で案分することになる。

略称「原陪審」で定めたという「中間指針」は、項目内容と、数量の積み上げ及び単価の設定は、加害側（債務者）と被害者側（債権者）と突合を行い、それぞれ合意がなければならぬのに、審査会の初代会長の能見氏は原告の質問に対し、

「東京電力がすぐに支払える金額にしました」と答えた。このことは、債務者側の意向に沿った中間指針であって、債権者を無視したものであると証言している中間

指針に、原告は沿うわけにはいかないのである。

本件事故は、事故の現場から放射能と残骸が完全に撤去されるまで続くので、現在、終息は見通せないし、しかも、見込みすら立っていないのに、被告らは、収束の計画を作ってきたが、令和5年暮れの時点では、その計画は策文であり、廃炉の入り口まで到達していない。

原告の命には限りがあるので、事故の終息を確かめることは、叶わないと考えている。

このため、原告及び双葉町民の債権は、終息まで続き、第一世代（事故時の）から、数世代に引き継ぐことになることを、被告らは覚悟しなければならない。

○騙されて失ったものを整理すると

大項目としては、

双葉町という地方公共団体の破壊

町民の人生・家庭・家族

町という組織・秩序

侵略されない権利

既得権益

保護法益

健康権

伝承の義務

継続の義務

防災訓練の実績

対話・合意形成・町民同士のステークホルダー・ミーティング等

小項目としては、

家庭・家族

希望

目標

生活の場

学びの場

働き場の場



憩いの場

趣味の場

公益の場

絆の場

終の場

弔いの場

等々

○本件原発事故はまだ終わっていない。いつ終わるのかもわからない。

原告が試算するには、廃炉が完了するには、汚染物質が第一原子力発電所から搬出される500年後とみている。

しかし、現在の電力供給システムの10電力会社のセントラル方式から、自家発電のパーソナル方式へ転換されることを考えれば、被告東京電力ホールディングス株式会社の寿命は短いので、被告東電が事故の完全終息を行うことは困難だと考えている。

加害者が誰であろうとも、被災者には、500年間の補償が必要なので、債権の担保保全を行わなければならない。

#### (4) 騙された原告の被害

原告が被ったウソ・偽りに伴う損害は、終生であるが、井戸川家の損害回復は、井戸川家が事故前の生活が完全に回復するまでなので、井戸川家の債権は子孫に相続される。

核汚染物質が第一原子力発電所から搬出されるのは、500年後までかかるとみているので、井戸川家の債権は500年後まで引き継ぐことにする。

井戸川家の債権500年の概算は、年間600万円／人とする。この単価は、避難場所での生計に必要な最低価格とした。

金額は、実費の積み上げになるので、本裁判では、上記の概算の単価だけを主張して置くのみで、本裁判の賠償請求額には追加しない。

弁済は、単年度末に被告東電・被告国に請求書を提示することに

する。

## 7. むすび

本準備書面は、大変長いものになったが、原告の悔しい思いはまだ書き足りない。本準備書面の概要は、本件事故は自然災害が主因ではなく、人災が主因であり、事故前の約束と事故後のウソ、偽りを、加害者側の被告東電と被告国が優越的地位を悪用して隠ぺいし、原告及び被災者並びに国民に不当な我慢と負担を与えているため、欺罔行為及び奸詐による債務隠しと横領を赦さないための、証言と証拠等を提示したものである。

総じて本件事故を評価すると、菅直人政府災害対策本部長が率先して、災害関係法を滅却し、人の「生命、身体及び財産を保護する」役務を放棄して、被告東電の存続に国税を流用し、国益を失わせた。

法外な組織を多く作り、世論を欺いたのは犯罪であり、当たり前でなければ絶対許されるものではないが、本件においてはまかり通っている。

しかし、ウソ偽りには、歴史がなく、証拠もそろわないのが通例である。

本準備書面の要は、原告に対して、「不利益情報の不告知」の存在を立証した。この不利益情報の不告知によって、原告ら双葉町民の不利益いわゆる債権は、時間の経過とともに積みあがるために、現在は予測すらできない。

原告ら双葉町民の不利益いわゆる債権とは、主に 170・171 頁までのロスタイムで生じた被害は、適時、適切に事故情報が通知されていれば、避けることができた「被ばく被害」を含む。被ばく被害について詳述すると、「情報閉鎖による避難の妨害、避難が遅れて被ばくさせられた被害、被ばく被害の主張を阻まれた被害」等が主になる。

明らかな被ばく被害を偽装し、国民を騙してきた組織並びに専門家という集団が、人為的に「被ばくをさせられた傷害事件」を無害と喧伝しているが、人に無断で放射性物質を浴びせた行為を、いかなる法律でも合法とすることはできない。

本件事故においては、菅直人政府災害対策本部長による独裁と原災法、原子力災害対策マニュアル違反による避難の妨害で、原告ら双葉町民は一生涯にわたる被ばく被害と、子孫に至る遺伝的障害の原因がつけられた。

これは、原災法の本旨である緊急事態応急対策の任務を放棄して、原告及び国民の健康で暮らす生存権を侵害した事件であり、菅直人政府災害対策本部長の地位の乱用により国民の生命、身体及び財産の保護の義務違反でもある。

菅直人政府災害対策本部長は、第一原子力発電所に行き、東電社員、協力企業従業員に対

して直接「決死」を迫ったことは憲法に反し、労働関係法にも反している。

原災法に基づく緊急事態を宣言しておきながら、菅直人政府災害対策本部長の違法行為の最たるものは、政府現地災害対策本部長に権限の委任を行わず、指揮系統を乱し、現地に設けるはずの合同対策協議会を無いものにして、発電所周辺の自治体を排除し、防災訓練の実績及び事故対応関係マニュアルを無いものにして、事故対応の指針を乱し、混乱をもたらしたことは極刑に値するものである。

このように、原告らの被害は時間の経過とともに、増すことはあっても、減ることは無い。被告らのウソ・偽りに伴う被害、損害の賠償、保障は永遠に続いていくことを覚悟しなければならない。

菅直人政府災害対策本部長の違法行為の最たるものは、無法組織の「内閣府原子力被災者生活支援チーム」の設立である。彼らの違法行為はあまたあり、その最たるものは「20 ミリシーベルト」という作為的数値の強制である。この組織が推し進める 20 ミリシーベルトによる被害は、損害賠償、汚染区域設定、避難解除等において、炉規法に告示されていた 1 ミリシーベルト基準の 20 倍の被ばくを是としているので、20 倍の損害が被告らにより付加されている。

更に、酷いのは、この無法組織を構成しているメンバーには、現存の行政組織が名を連ねていることだ。この組織が無法であるにもかかわらず、原災法並びに原子力災害対策マニュアルに組織されている経済産業省の長の海江田（経産大臣）がチーム長にいることも異常だ。

海江田経産大臣が原子力災害対応の実務者であり責任者が、無法組織のチーム長にいることは、2つの国家が存在するという異常状態の下で、原告及び国民は無用の負担と苦しみを味わされている。

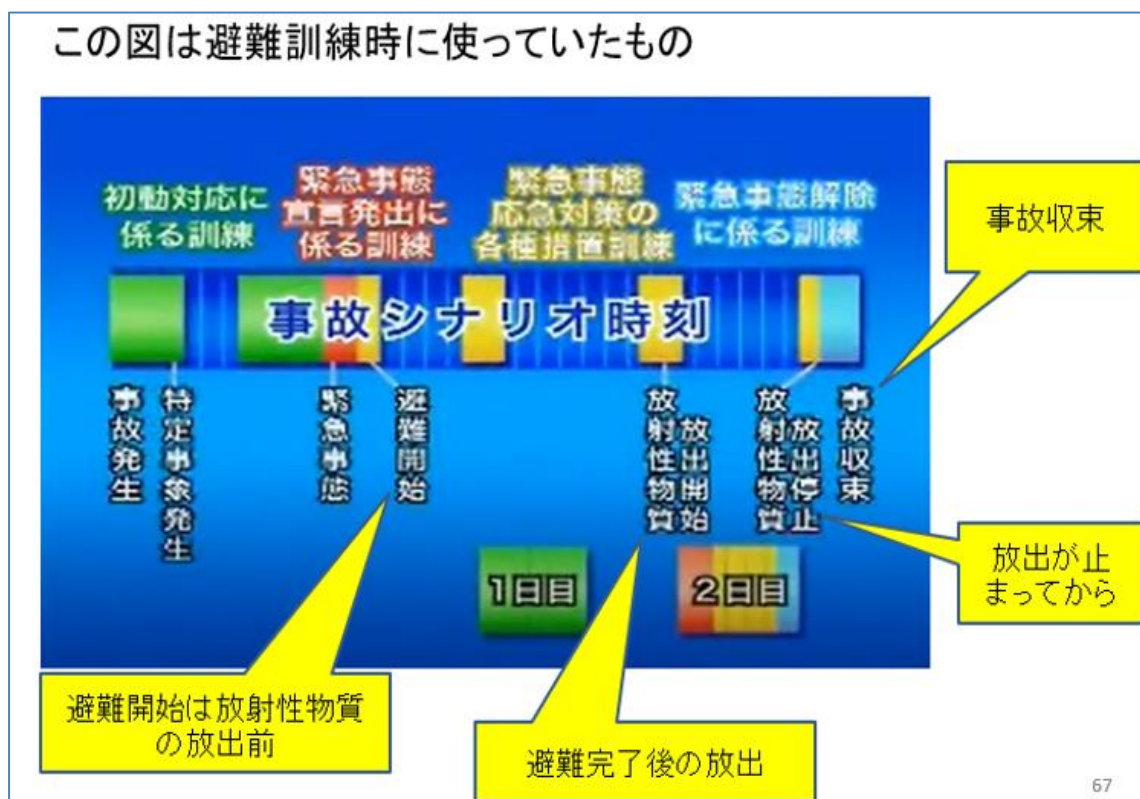
最後に、被ばく問題が専門家という方々に、学んでいただかなければならないことがある。単に ICRP や UNSCEAR らが言うのが正しいと述べているが、何と何を、どのような背景（バックグラウンド）と、日時、試料採取場所、気候条件、計測器の種類、計量証明、計測者の資格、経験、試料の原形、状態、試料化する行程、計測環境等及び有資格者が計測を行い、環境計量法における法人格が、なければならないのは当然の条件である。

終わりに、日本国家は1つで、法を厳守する国家でなければならない。

## 参考資料集

### 資料 1 正しい避難解除

以下の資料は、平成 20 年度、福島第一原子力発電所防災訓練の時のシナリオ



平成 23 年 3 月 11 日の事故は、上記のシナリオと違ってはいけない。避難開始は、発電所から放射能が出る前でなければ、避難の意味がない。そして、放射能の放出前に避難が完了していなければならないことは言うまでもないこと。

本件原発事故では、双葉町民が避難中に、1号機のベント被ばくと、1号機の爆発の被ばくの二重被ばくをさせられた。この原因は実に単純で、15条通報が発出されてから、緊急事態宣言発出の大幅なロスタイムそして、3 km以内という EPZ の決まりに反する狭い避難区域の指示、枝野官房長官の放射能の漏洩はありませんというウソの記者会見、その後発電所が危機的状況にありながら、双葉町災害対策本部には情報が届けられなかったこと、そして極めつけは、世界初のベントを行うというのに、翌朝

5時44分に、EPZが示していた10km以内の住民に避難指示を出した。この間、双葉町災害対策本部は寝ていたわけではなかった、原子力防災専門官からの連絡を待っていたのだ。

事故の進捗に合わせた事故情報が官邸止まりとなっていたことと、経済産業省 ERC 原子力安全・保安院の背任がもたらした人為的被ばくの加害事件であった。

事故の収束は、発電所から放射性物質の放出が完全に止まったことを、事業者から報告されて、発電所所在町は、安全確保協定に基づき、完全に放出が止まり、事故の残骸が全て撤去されたことが現地で確認出来たら、事故が収束したことになる。

本件の事故収束宣言は、真っ赤なウソで事実が伴っていない。放射性物質の放出は今でも続いており、さらにトリチウムを含んだ汚染水を海洋に放出しているので、事故の収束の見通しは立っていないのが現状である。



## 平成18年度JCO事故関連周辺住民等の健康診断の実施結果

## 1 経 緯

- (1) 平成12年3月27日の原子力安全委員会健康管理検討委員会の報告（以下「委員会報告」という。）に基づき、国の依頼を受けて平成12年度から県が東海村、那珂市の協力を得て実施している。
- (2) 「JCO事故対応健康管理委員会」（委員長 県立中央病院 院長 大倉久直）で健康診断の実施方法や検診内容等を検討し、検診結果の評価・判定も行っている。

## 2 健康診断

## (1) 対象者

- ① 評価推定線量が1ミリシーベルトを超える者のうち健康診断を希望する者
- ② 事故時の避難要請区域の住民や同区域内に勤務する者で健康診断を希望する者
- ③ 上記①及び②以外の者で、事故施設周辺の住民や一時滞在者で医師による健康相談を受けた後において、なお、健康不安があるなど医師により健康診断が必要と認められる者

## (2) 実施日及び実施場所

実 施 日	実 施 場 所
平成18年4月8日(土)及び16日(日)	東海村舟石川コミュニティセンター
平成18年4月9日(日)	那珂市総合保健福祉センターひだまり

## (3) 検査項目

検査項目については、委員会報告の検診項目を基本に、乳幼児や学童においては、リンパ球数などの血液検査、成人については市町村が独自に行っている検診項目を希望に基づき追加した。

## (4) 受診者区分

(男女別)

(名)

区 分	男	女	計
平成18年度	124	152	276
平成17年度	132	160	292
平成16年度	140	165	305
平成15年度	143	161	304
平成14年度	115	125	240
平成13年度	118	150	268
平成12年度	169	175	344

(注) 受診者数は、定期外及び遠隔地検診受診者を含む。

現在も、茨城県では健康診断が続いている。希望者に制限を設けていない。

上記の表から、内閣府原子力被災者生活支援チームが推奨する20ミリシーベルト

という数値は、国民に銃口を向けているようなものである。

### 資料 3 先進事例

下記は、衆議院チェルノブイリ原発事故等調査議員団報告書 159 頁に記載されている。

#### ○太田議員

先ほどの食べ物の質問ですが、チェルノブイリでは、飲料水は2ベクレル、野菜が40ベクレルと聞いておりますが、日本では暫定規制値が、飲料水が200、野菜が500ベクレルといった数字になっておりますが、これについてどう思いますか。

#### ○ホローシャ長官

プリピャチ川の水の水質は0.1ベクレルです。

ヨーロッパの飲料水の許容量というのは2ベクレルです。私たちの国の基準というのは非常に厳しいです。ヨーロッパのスタンダードに比べると10倍ぐらいの厳しさです。ウクライナの飲料水、食品の許容値というのは、ヨーロッパのスタンダードよりも厳しいです。

日本の200ベクレルというのは、ちょっと信じられない数字であり、何か単位が違うのではないのでしょうか。野菜は種類によって許容値が違うので、なんとも言えませんが。吸収しやすいもの、そうでないものと、色々ありますので。

ホローシャ長官の答えは、素晴らしい。日本の政治家は見習ってほしい。

本件事故後の政府災害対策本部の偽装は重罪だ、公人である政治家がすることではない。国民を救助・救済をすることが災害対策基本法等で、行政に定められていることをどのようなウソをついても隠すことはできない。

《以下は、第51回 環境放射能調査研究成果論文抄録集（平成20年度）》より

121頁 福島県における放射能調査の123頁の表から抜き出したものと比べると上記ホローシャ長官の2ベクレルという、許容量の答えの正確さを裏付けている。

陸水	上水蛇口水	福島市	H20.6	1		ND	ND	ND	ND	mBq/L
	淡水	福島市	H20.9	1		ND	ND	ND	ND	

以下は、事故後の食品の1品目当たりの100ベクレルという食品の基準が、如何に国民を騙しているのかを示している。福島市の0.08 Bq/人・日ということは、100 Bq/kgを0.33kg×3食とみなし、 $100 \text{ Bq/kg} \div 0.08$ は、1250倍も被ばくさせていることに気づかなければならない。

淡水産生物 (いわな)	福島市	H20.9	1		0.006	0.067 (H18)	0.11 (H17)	ND	Bq/kg 生
日常食	福島市	H20.6 H20.11	2	ND	ND	ND	0.080 (H18)	ND	Bq/人・日
海水	相馬市	H20.7	1		ND	ND	ND	ND	mBq/L
海底土	相馬市	H20.7	1		ND	ND	ND	ND	Bq/kg 乾土

#### 資料 4 本件事故前のデータ

ものを比べるとき、無数とか、虚数では比べることができない。有数同士で比べないと、比較、証明ができない。

本件事故発生以来、政府災害対策本部配下の内閣府原子力被災者生活支援チームは、国際機関のIAEA、ICRP、UNSCEAR、WHO等の数値を使い、本件事故による被ばくを矮小化しているが、原告にはそれは通用しない。理由は、双葉町長の時に原子力行政の一環として、福島県原子力センターにおいて、福島県と東京電力から環境放射能調査報告を説明される立場にあったので、当然、この報告書に記載されている内容に目を通していたので、それなりの知識はあった。

このようなことから、国際機関のご託宣にあずかることは必要がないのである。

事故の規模と汚染の規模を比較するのには、第一原子力発電所周辺の環境放射能の事故前と事故後の数値に、差があればそれが汚染量、即ち、被ばく被害量となる。このため、以下に、事故前の環境放射能のデータを示し、本件事故による放射性物質等の汚染量の甚大さを比較していただきたい。

#### 資料 5 正確な記録 (甲口第111号証)

##### 第51回環境放射能調査研究成果論文抄録集(平成20年度)

##### V-7 福島県における放射能調査 (121頁)

##### 福島県原子力センター

板垣繁幸 星一 阿部幸雄 西典嗣

梅田光裕 水野哲 阿部智史

1 緒言 文部科学省委託により、福島県が平成20年度に実施した環境放射能水準調査結果を報告する。

## 2 調査の概要

### (1) 調査対象

- ① 全β放射能 定時降水
- ② 131I分析 牛乳(原乳)
- ③ 核種分析 大気浮遊じん、降水物、陸水(上水(蛇口水)、淡水、  
土壌(0～5cm、5～20cm)、精米、野菜(ほうれん草)、牛乳(市販乳)、淡水産生物(いわな)、日常食、海水、海底土、海産生物(あいなめ)
- ④ 空間放射線量率 モニタリングポスト、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ

### (2) 測定方法

試料の採取及び前処理は、環境放射能水準調査委託実施計画書に準拠して行った。

- ① 全β放射能 文部科学省マニュアルによりGM自動測定装置にて測定した。
- ② 131I分析 牛乳(原乳)をGe半導体検出器により直接測定した。
- ③ 核種分析 乾燥後又は直接灰化装置で450℃で灰化した試料及び蒸発乾固した試料をGe半導体検出器で測定した。
- ④ 空間放射線量率 環境放射能水準調査委託実施計画書に準拠して測定した。

### (3) 測定装置

- ① 全β放射能 GM自動測定装置 (ALOKA 製 JDC-161)
- ② 131I分析 Ge半導体検出器 (CANBERRA 製 GC-3018-7500RPC)
- ③ 核種分析 Ge半導体検出器 (CANBERRA 製 GC-3018-7500RPC)
- ④ 空間放射線量率 NaI(Tl)シンチレーション検出器 ALOKA 製 (ADP-112)  
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ (ALOKA 製 TCS-166)

### (4) 調査結果

- ① 定時降水の全β放射能は、115試料中4試料から**検出**された。
- ② 牛乳(原乳)の131Iは、全て**検出限界未満**であった。
- ③ 核種分析では、137Csが降水物、土壌(0～5cm)(5～20cm)、淡水産生物(いわな)、海産生物(あいなめ)から**検出**された。

- ④ 空間放射線量率は、モニタリングポストでは **38 ~ 71 nGy/h**（年間  
 平均値 **41 nGy/h**）の範囲、サーベイメータでは **76 ~ 83 nGy/h** の範  
 囲であった。（nは $\mu$ の1000分の1、mmの100万分の1）

### 3 結語

平成20年度の当県の調査結果は、例年と同レベル、かつ、全般的に低レ  
 ベルで推移しており、異常は認められなかった。

表2 牛乳（原乳）中の<sup>131</sup>I分析結果

採取場所	大熊町	大熊町	大熊町	大熊町	大熊町	大熊町	前年度までの 過去3年間の値	
	H20 4.15	H20 6.3	H20 8.5	H20 10.7	H20 12.3	H21 2.3	最低値	最高値
放射能濃度 (Bq/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

ND：検出下限値未満

上記は、放射性ヨウ素の分析結果で、検出下限未満という結果になっていた。



表3 ゲルマニウム半導体検出器による核種分析測定調査結果

試料名	採取場所	採取年月	検体数	<sup>137</sup> Cs		前年度までの過去3年間の値		その他の検出された人工放射性核種	単位	
				最低値	最高値	最低値	最高値			
大気浮遊じん	大熊町	四半期	4	ND	ND	ND	ND	ND	mBq/m <sup>3</sup>	
降下物	大熊町	毎月	12	ND	0.090	ND	0.067 (H19)	ND	MBq/km <sup>2</sup>	
陸水	上水蛇口水	福島市	H20.6	1	/	ND	ND	ND	mBq/L	
	淡水	福島市	H20.9	1	/	ND	ND	ND		
土壌	0～5cm	福島市	H20.6	1	/	18	5.8 (H19)	21 (H17)	ND	Bq/kg 乾土
					/	430	140 (H19)	750 (H18)	ND	MBq/km <sup>2</sup>
	5～20cm	福島市	H20.6	1	/	16	ND (H19)	13 (H17)	ND	Bq/kg 乾土
					/	1200	ND (H19)	1200 (H17)	ND	MBq/km <sup>2</sup>
精米	福島市	H20.11	1	/	ND	ND	ND	ND	Bq/kg 精米	
野菜	大根	福島市	H20.11	1	/	ND	ND	ND	Bq/kg 生	
	ほうれん草	福島市	H20.11	1	/	ND	ND	ND		
牛乳 (市販乳)	福島市	H20.6	1	/	ND	ND	ND	ND	Bq/L	
淡水産生物 (いわな)	福島市	H20.9	1	/	0.006	0.067 (H18)	0.11 (H17)	ND	Bq/kg 生	
日常食	福島市	H20.6 H20.11	2	ND	ND	ND	0.080 (H18)	ND	Bq/人・日	
海水	相馬市	H20.7	1	/	ND	ND	ND	ND	mBq/L	
海底土	相馬市	H20.7	1	/	ND	ND	ND	ND	Bq/kg 乾土	
海産生物 (あいなめ)	相馬市	H20.9	1	/	0.10	0.10 (H19)	0.14 (H18)	ND	Bq/kg 生	

ND：検出下限値未満

本件原発事故の収束を語り、復興を語るのには、上記の表にあるような環境が回復されているのが大原則である。

しかし、日本政府は事故発生時から誤魔化しの政策に転じたので、現在も未来もこの表の事実を語ることはできない。

したがって、無法の組織「内閣府原子力被災者生活支援チーム」がウソ隠しを行い、歴史を修正し、善良な国民を欺く姿を、原告は暴露して、この世から排除して、合法を基本とする法治国家でなければならないと考えている。

表 4 空間放射線量率測定結果

測定年月	モニタリングポスト (nGy/h)			サーベイメータ (nGy/h)
	最低値	最高値	平均値	
平成 20 年 4 月	39	52	41	76
5 月	39	46	41	81
6 月	39	55	41	79
7 月	39	56	41	83
8 月	39	66	41	82
9 月	39	57	41	80
10 月	39	56	41	83
11 月	39	58	41	83
12 月	40	71	41	81
平成 21 年 1 月	40	57	42	83
2 月	38	61	41	77
3 月	39	62	41	79
年間値	38	71	41	76 ~ 83
前年度までの 過去 3 年間の値	38 (H19)	73 (H17)	41 (H17-18-19)	71 ~ 87 (H17) (H18)

上記表は、事故前なので偽装する必要がなかった。したがって、上記の表はウソをついていない。(1nGy とは、0.001 μ Gy になる) いずれも 0.071~0.087 μ Gy/h という数値だったので、内閣府原子力被災者生活支援チームが推奨する 20 ミリシーベルト/y (20000 ÷ 24 ÷ 365 = 2.3 μ Sv/h) という数値と 0.071 と 0.087 の平均値と事故後と比較すれば、2.3 μ Sv/h ÷ 0.079 = 平均値の約 29 倍となることがわかる。このことから、事故後、本件事故の全国にいる被ばく者は平常時の約 29 倍の不当な被ばく基準を強要されている。

内閣府原子力被災者生活支援チームは、違法の上で、義務のない被ばくを国民に強制していることは、彼らは公務員であれば、公務員職権濫用罪という罪名が付かなければならない。彼らは犯罪者なので、公務員ではない。

おわり